

第
號

外事新聞報

第十四號

特
報

④ 国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	4 E
	15 - 1
	67

2
3
4
5
6
7
8
9
40
1
2
3
4
5
6
7
8
9
50
1
2
3
4
5
6



■昭和四年六月外事警察報 第八十四號 目次 ■

◆労働組合主義及び労働組合法案(下).....一

附録

第一章 緒言.....一

第二章 現行法の摘要.....四

第三章 目下論争される諸問題の梗概.....三

第四章 労働争議法第四條による組合の法律上の責任免除.....三

第五章 契約違反を誘發したとの理由のみで労働争議の企畫或は遂行行爲が起訴された場合の責任免除.....一九

第六章 總同盟罷業.....三三

第七章 強制的に罷業を開始するには前以て投票にて決せしむる案.....三四

第八章 少くとも公益事業に於ける「電光的」罷業或は契約違反を生ずるが如き罷業を禁止すること.....三四

第九章 『罷業破りの監視』及び平和的手段による説服.....三六

第十章 政治的徵集金賦課.....三六

第十一章 労働組合資金の會計検査の公示.....四〇

目次

一

第十二章 作業停止中就業する労働組合員の利益保護……………四二

第十三章 種々なる最近の成文律の下に於て労働組合の演じたる
役割に關する覺書……………四三

外國事情

〔支 那〕

◇中國共產黨第六回大會の決議案（上）……………四五

第一 組織問題決議草案提綱……………四六

第二 ソヴェート政權の組織問題決議案……………五九

第三 宣傳運動決議案……………七六

◇中國共產黨青年團機關誌の内容改善策に對し中央執行委員會の指導
狀況……………八二

◇支那婦女運動の過去と將來……………八五

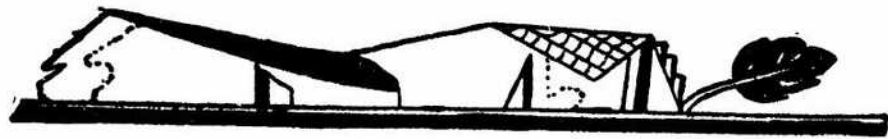
◇蒙古人民共和國の國際的地位と帝國主義者の政策……………八七

〔印 度〕

◇動亂の起らんとする印度……………九二

◇印度に於ける階級闘争の激化……………九五

第一 共產主義の怪物印度内横行……………九五



第二 罷業の高潮……………九七

第三 指導權獲得の爲めめの闘争……………九八

第四 改良主義の敗退、左翼の強化……………九九

第五 中間派の役割……………一〇一

第六 猛烈に攻撃される左翼運動……………一〇四

第七 『産業平和』……………一〇五

第八 印度のプロレタリアの階級意識及び闘争能力の進歩……………一〇五

第九 階級對立……………一〇七

◇印度に於ける共產黨の任務……………一〇七

第一 共產黨員檢舉に關するタイムスの社説……………一〇八

第二 印度共產黨員の保釋願却下……………一〇八

第三 印度に對するコミンテルンの宣言書……………一〇九

第四 孟買に於ける共產黨の陰謀……………一一〇

〔露 西 亞〕

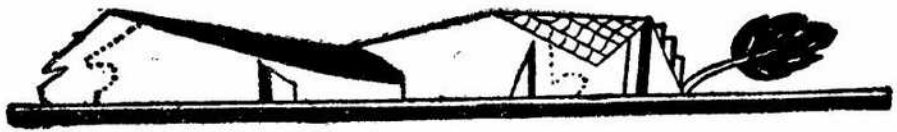
◇青年共產インターナショナル第五回大會……………一一三

第一 第一日の狀況……………一一三

第二 第二日の狀況……………一一三

第三 第三―八日の狀況……………一二四

第四 第九日の狀況……………一二五



目次

第五	第十日の状況	二二七
第六	第十一日の状況	二二九
第七	第十二日の状況	二二九
第八	第十三日—十四日の状況	二三〇
第九	第十五日の状況	二三一
第十	第十六日の状況	二三三
第十一	第十七日の状況	二三四
第十二	第十八日の状況	二三六
第十三	第十九日の状況	二三六
第十四	第二十日の状況	二三六
◇全聯邦共產黨第十六回全聯邦會議		二二九
第一	四月二十三日會議	二二九
第二	四月二十四日會議	二三一
第三	四月二十五日會議	二三四
第四	四月二十六日會議	二三七
第五	四月二十七日會議	二四一
第六	四月二十八日會議	二四三
第七	四月二十九日會議	二四四
第八	國民經濟發達五年計畫	二四七
◇勞農露國の英國に對する陰謀		二五二

四

〔英吉利〕

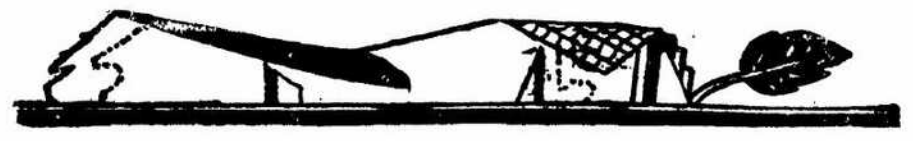
◇共產主義宣傳問題を中心とする英露關係	二五〇
第一 共產主義宣傳問題が英露關係に及ぼしたる影響	二五〇
第二 宣傳問題に關する英露條約	二五一
第三 共產主義宣傳の事例	二五八
第四 宣傳問題に對する各派の態度	二六九
第五 英露關係の將來	二八〇

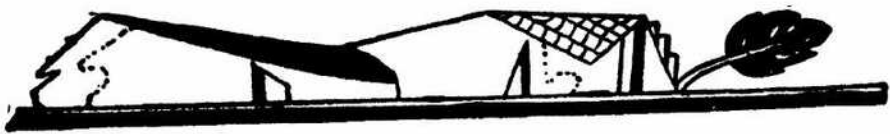
研究資料

◇中國國民政府行政院各部組織法	二八二
第一 內政部組織法	二八二
第二 軍政部組織法	二八六
第三 外交部組織法	二八八
第四 財政部組織法	二九二
第五 交通部組織法	二〇〇
第六 鐵道部組織法	二〇三
第七 農礦部組織法	二〇七
第八 教育部組織法	二一一
第九 衛生部組織法	二一四

目次

五





第十 工商部組織法……………二二八

◇國民黨各級黨部經費支配辦法……………二二三

第一節 黨費の來源……………二二四

第二節 黨費の支配……………二二四

彙報

國際農民同盟極東部の對鮮組織宣傳……………(二三二) 日本の白色テロル…

…(二三三) 日本社會主義運動に關する柏林新聞記事……………(二三七) 在米勞

働新聞のメーデーに關する記事……………(三三八) ソヴェート聯邦に於ける民族

と用語……………(三四〇)

人事動靜

新任本邦駐在伯國大使の來着……………(二四四) 入露米國通信員の歸京……………(二四四)

知名印度人タゴールの來往……………(二四四)

雜報

最近のロシア視察談……………(二四五) プロレタリアは如何に働いて居るか…

…(二五六)

目次終

労働組合主義及び労働組合法案 (下)

ラムゼイ・ミユイル 原著

英國の「労働組合主義及び労働組合法案」は、既に本第八十二號に正文を掲げた。茲に採録したのは其の附録である。都合上原文にある「註」は省略した。

附録

第一章 緒言

一 労働組合は成文法によつて創造されたものではない。即ち、労働組合は法令とは關係なく、獨立に發生したものであるから、我國に於ける組合の地位は單に法令の規定せる事項を熟讀するだけでは了解することが出來ぬのである。此の點が根本的に困難な點である。現在法令全集に記載されてある種々なる關係法令は、組合が普通法の下に於ては法律上無能力とされてゐる點を救済する爲めに制定されたものである。換言すれば以上の立法の目的は労働組合の組織及び事業に關する既存の概念を法律に規定する爲めではなく、組合員たる労働者階級から既に組合の固有の機能の一なりと認められるたが、かゝる行爲を防止するため裁判上有罪なりとされた行爲を適法なりと認むるにあつた。

二 斯くの如く、所謂「労働組合主義憲章」を構成してゐる一八七〇年代（一八七〇年より一八九九年の間）の

労働組合主義及び労働組合法案

法律は二つの主なる目的を有してゐた。即ち

(一) 組合の活動は取引制限主義をこる普通法に該當し組合をして非合法團體となす爲め、組合が裁判上不利な地位にたつ無能力といふ點を救済するにあつた。

(二) 永年間疑問視された點であるが取引制限の爲めにする合同行爲は、其の行動だけでは英國普通法上結黨犯ではなく、且罷業は其の行爲中に犯罪行爲を含まざる限り、結黨として處罰すべきものでないといふことを明かにするにあつた。

再び述べる點であるが労働争議法の制定により、實際上タッフ・ヴェール事件及び其の他の事件に關する判決は無効となつた。法律は改正されて實際上組合が當然斯くあるべきに永年主張し又人々即ち法律家も一般人もかく解すべしと主張してゐた様になつた。そして一九一三年の労働組合法も前者と同じく、既に充分なる發達を遂げて久しく一般に合法的なりと想像されて居た特種の政治的活動を權限外の行動なりとしたオスボーン判決を無効にした。

三 労働組合の法律上の地位に就き困難且複雑な問題が起るは、裁判所に於て労働組合に普通法を適用する場合に成文法により之れを制限若は改正しなければならぬからである。事實上適用される法律は、從來存在はして居たが豫め規定されてゐなかつた關係を特に規律する個々の立法に表示されてゐる故に、現在の成文法を廢止又は改正せんとする時は組合の成文法上の地位のみならず、成文法が制定される前に高等法院に於ては組合は如何なる地位を與へられてゐたかを考慮しなければならない。

四 當時に於ては法律は偶然にも労働組合に就いて規定したに過ぎぬ。法律は(他の範圍に於ても法律は必ず規

律すべきである如く)不斷にする産業組織に普通法を適用するための政治的理由から労働組合を規律したのである。而して法律の認める特權を利用しやうとする組合の遵守すべき條件を制定する限に於ては、尙法律は組合に關與してゐるのである。今日に於てすらも労働組合は登録義務を負ふものではない(第六項参照)。今日の法律の労働組合に關する定義は好い加減な無細工なものである。

五 其の定義は(一九一三年の労働組合法からよせ集めたものであるが)左の如きものである。

(一) 労働組合は暫定的なるに永久的なるを問はず、一個の結社であつて其の主なる目的は其の規約にか、げたる法定の事項の遂行にある。(第二條、一項)

(二) 法定の目的は労働者對雇傭者、労働者對労働者及び雇傭者對雇傭者の關係を取締ること、或は取引及び商業上の行爲に拘束的條件を定めること及び組合員に對する救済條項を規定すること云ふ(第一條、第二項)

(三) 其の規約上法律に定めた以外の目的或は權力を有する團體に雖も、労働組合法による労働組合たるを妨げず。こいふ事は注意するを要する。(第一條、第二項)

労働組合に關する法律の特性はこの漠然たる且つ複雑なる定義によつてよく説明されてゐる。此の定義はたゞに賃銀労働者より成る組織團體に對してのみならず、雇傭者より成る組織團體にも適用されることは明かであらう。又恐らく價格調停團體の如き「獨占的」組織團體をも包含する。

六 又法律は三種の労働組合を認めて居る事に注目すべきである。

(一) 登録済の労働組合

労働組合主義及び労働組合法案

(二) 未だ登録はしてゐないが友愛協會の登録係が、一九一三年の労働組合法のいふ労働組合であるを證明した労働組合

(三) 右の證明なき未登録労働組合

七 以上の各種の組合は法律上の地位を異にして居るが、正確な性質上の區別は明瞭なりといふ事は出来ない然し吾人の當面の目的に對しては、斯かる區別は關係がない。それは普通用語による労働組合の多くは（即ち賃銀労働者より成る組織團體）は労働組合法により登記されて居り、そして主として斯かる組織團體の地位及び特權を此の覺書に於て討議するからである。同時に今回の同法律改正案は特に反對の明文なき限り、雇傭者より成る團體にも亦適用されるものであることに注要する必要がある。

第二章 現行法の摘要

八 現在労働組合の行爲を規律する法律は次の六令である。即ち

(一) 一八七一年の労働組合法（ヅキクトリヤ第三十四三十五年法律第三十一號を）次の第二の條令によつて修正されたるもの

(二) 一八七六年の労働組合法（修正法）（ヅキクトリヤ第三十九第四十年法律第二十二號）

(三) 一九一三年の労働組合法（ジョージ第五世第三年法律第三十章）

(四) 一九一七年の労働組合法（ジョージ第五世第七年法律第二十四章）

(五) 一八七五年の結黨及び財産保護法（ヅキクトリヤ第三十八第三十九年法律第八十六章）

六 一九〇六年の労働争議法（エドワード七世第六年法律四十二號）

九 前記の諸法令はこれを二つの部類に分つてこゝが出来た。最初の四法令は主として労働組合の財産所有の權限及び組合員に對する組合の責任に關するものである。最後の二法令は主として労働争議や刑法の適用を規定するもので、尙労働争議に参加するものに對しては刑法や私法を如何に適用するかを規定してゐる。

十 次に掲げるのは前記の立法の沿革の簡單な説明である。一七九九年より一八二四年に至る迄は結社法に依り労働組合は犯罪的團體であつた。此等の法律はジョージ五世第五年法律第九十五號の成文法によつて一八二四年に廢止された労働組合が、現在有する様な目的を遂行する爲め結黨する行爲は、此の法令により結黨として起訴するこゝが出来ない旨が規定された。然し此の法律が通過するに暴動が勃發したので、翌年に於て成文法（ジョージ四世第六年法律第二百二十九號）が制定された。此の法律により特に『干渉罪』及び『妨害』罪を設けて罷業行爲を不安なものとした。

十一 一八二五年より一八七一年迄は労働組合は變則的な地位に置かれて居た。即ち如何なる成文法に徴しても労働組合は犯罪的團體ではないが、組合の目的は取引の制限にあつたから労働組合は普通法により裁判上は何等の地位をも有してゐなかつたのである。即ち

(一) 組合が締結する契約は、法律上制定するこゝは出来なかつた。

(二) 組合は委託金を費消した組合役員を告發するこゝも又其他自己の權利を主張する事も出来なかつた。

(三) 組合は自己の財産を他人に預けて之れを安全に保有する事が出来なかつた。何ミなれば信託の目的は取引制限であるから之れを強制することが出来なかつたからである。之れを且犯罪的結社に關する普通法の原則が如何なる範圍迄労働争議に適用せらるるかミいふ事は確てなかつた。斯かる状態は満足すべきものでない事及び生産關係を調節する上に大なる働を爲してゐた労働組合を、普通法が無能力ミする爲め其の活動が妨害されるこゝがあつてはならぬ云ふ事を、一般人士が認めたこゝが一八六七年の勅定委員會を設立するに至つた一つの動機であつた。

十二 勅定委員會が慎重に考究した結果、一八七一年の法律が制定された。之れは次の法律から成つてゐる。

(一) 基本的労働組合法(ゾエクトリヤ第三十四年第三十五年法律第三十一號)

(二) 刑法の改正法(同年法律第三十號)

十三 一八七一年の労働組合法は取引制限の原則による了解し難い影響を受けしめない事を主眼として立案されたものであつた。其の主要なる條項を擧ぐれば、

(一) 單に組合が取引の制限を目的としてゐるこゝいふ事實により組合員がその結黨者に對して責任を負はされるこゝなからしめた。(第二條)

(二) 同様に單に組合が取引の制限を目的としてゐるこゝいふ事實によつて協定を拒否するこゝは出来ぬとした。(第三條)

(三) 然れども裁判所は組合ミ組合員間の契約を直接強制せんミする訴訟を受理すべからずとした。(第四條)

(四) 労働組合は法律の規定により登録する(しない)こゝが出来而して登録済組合は財産を所有する事が出来るもので、其の財産は正式に監理者に委託され取引は監理者が行ふ。監理者は組合の財産及び財産權に關しては起訴し、又は起訴せらるるものミした。(第六條乃至第九條)

此の法律上に於ける労働組合の定義は既に引照しておいた。此の定義は一八七六年の労働組合法(改正法)によつて改訂され其の他小なる補修が行はれた。

十四 一八七一年の刑法改正法は成文法(ジョージ第四世第六年法律百二十九號)を廢棄し、而して労働争議遂行中に行はる、多くの行爲を再び處罰すべき犯罪なりミ規定した。又本法は一八二五年結社法廢止法を廢棄した爲め普通の條件に於ては平和的手段による説得を合法的なりミした一八五九年の改正法を廢止するこゝミなつた。罷業破り監視に關する其の後の判決より見れば、此の法令の歴史上の價値は非常に重大なるものである。

十五 上記の二つの法令は所謂『労働組合主義憲章』を構成するものである。然し刑法改正法は結黨に關する普通法の原則を労働争議に適用せず又罷業破りの監視は凡て不法行爲ミしたミ一般に思つてゐたため、世人は非常に不満であつた。此の法令は一八七五年に廢止せられ、結黨及び財産保護法が之れに代つて制定された。後の法令の主要條項を擧ぐれば次の如きものである。

(一) 労働争議を計畫し或は之れを遂行する爲めに、二人若は二人以上が契約をなし或は徒黨を組む行爲にして個人のなしたる場合犯罪ミして罰せられないものは、結黨ミして告發するを得ないミの重大なる原則を定めた、

(第三條)

此の條項に於て、法令は初めて「罷業權」を明確に承認した。又労働争議法は此の條項の主旨を刑法の範圍より民法の範圍に擴大適用せんとするものであることに注意すべきである。

(二) 本法令は契約違反に對して特種の刑罰を規定してゐる。即ち

(1) 瓦斯或は水道の事業に従事する人々が契約に違反した場合(第四條)(一九一九年の電氣(供給)法(第三十條)に依り斯かる特種の刑罰は電氣會社にも適用さるゝこととなつた)

(2) 契約違反の結果人身或は財産に對し侵害を生ずる虞ある場合(第五條)

(三) 本法は再び労働争議に關する處罰せらるべき犯罪を規定してゐる。法令中の此の條項(第七條)の全文を再び掲載しなければならぬ。本法によつて刑罰の規定された犯罪は依然として處罰することを得るものなる事は一般に認められて居ない様に思はれる。

第七條 法律上或行爲をなし或はなざる權利を有する者を強制してその行爲をなさしめ或はなさしめるを以て不法に或は法律上の權限なく

(一) 他人の身體或は妻子に對して暴行を加へ或は脅迫し或はその財産に侵害を加へたる場合。

(二) 右の人に執拗に付きまこう場合。

(三) 他人の所有し或は使用する道具、衣類或は他の財産を隠匿し、或は斯かるもの、使用を妨害する場合。

(四) 他人が居住し、労働し、營業し、或は一時的に存在する家屋或は其の他の場所を監視し或は取り圍み、或は斯かる家屋或は場所に接近する場合。

(五) 二人或は二人以上の人々と共に街道或は道路上を不穩の態度を以て付きまこう場合。

即決裁判によつて或は後述の正式判決により二十磅以下の罰金或は三ヶ月以下の懲役或は禁錮に處す。

(單に情報を獲得或は傳達する爲めに他人が居住し、労働し營業し或は一時的に存在する家屋若は場所に立寄り、或は斯かる家屋、或は場所に接近することは此の條項による監視或は包圍を推定せず)

括弧内の語句は、労働争議法によつて廢止された。そして同法第二條は其の代用條項として立法されたものである。しかし労働争議に關する刑法の規定は此の以外の點に關しては五十年間、何等の變化をも見なかつた。

十六 労働組合主義は一八七〇年代の立法に保護されて急速なる發達を遂げた。然し一八九二年以後に於ける有名なフィン・ドレーザム事件及びタッフ・ヴェール鐵道對エイ・エス・アール・エイ・エス事件等の數多の判決の結果組合が既に獲得してゐるに信じてゐた地位が明らかに根柢から覆された。

組合の見地から五つの問題が特に主張された。而して執拗なる政治的煽動の結果として及び一九〇三年の勅定委員會が其の報告を發表した後、一九〇六年労働争議法(エドワード七世第六年法律第四十七號)が制定されたのはかかる問題を解決する爲めであつた。

十七 問題となつてゐる五主要問題は次のものである

(一) タフペール事件の判決即ち労働組合を起訴するには

登録名或は登録の有無に拘はらず代表者を相手取つて訴訟を提起することが出来る。而して組合はその基金を以て損害賠償に當るべきものとするは一八七一年の立法の意思に直接に違背したものであるに組合は主張

する。

(二) 裁判上結黨の原則を私犯にも擴大適用すること。

(三) 代理の原則を労働組合の行爲に適用する事

(四) 契約違反の問題が起きない時でも「取引の制限」は正常な理由がなければ、告訴し得べき不法行爲であること云ふ意見が行はれ出したこと、契約違反がない場合ですらも罷業は不正なる結黨と見做さるゝことなしといふ事は不確定になりつゝあつたこと。

(五) 罷業破り監視が適法なりとさるゝ範圍に關する裁判所の制限的見解。一八七五年の法律は單に「情報を獲得、或は傳達すること」(第十五項参照)を合法的行爲としたに過ぎぬもので、若しも監視がこの範圍を逸脱する場合は、本法に云ふ「見張り」或は「取り圍み」なるのである。壓迫が加へられる人は壓迫を加へる事に依つて監視され若は包圍されること考へられる人に限らないことがチャーノック對法廷事件に於て判決された。

十八 労働争議法は斯かる問題に關しては組合に有利なる決定を與へた。制定された法文は結局大體に於て労働黨員の提出した法案であつた。そして労働黨に有利なことは一層複雑なる政府案が皆撤回されたことであつた。

十九 法令は四つの効力ある章を規定し一つの重要な定義を下してゐる。

(一) 第一條は一八七五年の法律第三條を擴張し、結黨の刑事上の關係は勿論民事上の關係にも規定した。斯くして本條項は、クイン對レザム、其の他の判例が結黨の存在を理由とする限りに於ては此等の判決を實際上無効ならしめた。

(二) 第二條は「平和的手段による勸誘」並に情報の獲得或は傳達を認めて罷業破り監視の合法的範圍を擴張し、斯くして或程度迄一八五九年の困苦、其の他に關する法律の下に於ける地位を回復してゐる。

「罷業破り監視」といふ名稱は、決して成文法上の名稱でないことは注目に値する。即ち法規は「場所に、或は其の附近に立寄ること」を規定してゐるのである。

(三) 第三條は他人の雇傭契約違反を勸誘し、或は他人の取引、或は商業に干渉したといふ丈の理由を以て罰せらるゝことなしを規定して居る。

(四) 第四條は一八七一年の労働組合法第九條により規定された事件に關して、起訴さるべき組合の保管者の責任が變更されぬ限りは、労働争議を遂行するため爲されたること否かを問はず、労働組合に對しては一切私犯の訴を起す事を禁止してゐる。此の條項は斯くして、實際に於てタッフ・ヴェール事件に關する判決を無効にした。

(労働争議法の其の他の三條項はたゞ労働争議或は労働争議を「企畫」し或は「遂行」する行動にのみ適用されることいふ點に注目する事が肝要である。第四條は法定の資格に従つて一般的免除を規定してゐる。)

(五) 最後に第五條に於て法令は「労働争議」を規定して同情罷業或は第二次罷業にも規定あるものとした。ダニールデン委員會には明かに斯かる罷業を合法的行爲とみなすべしと建議した。總罷業の合法性の問題に關して、第五項の正確なる意味は、最近常に重要性を帯びて來た。

二十 一九一三年の労働組合法は現在法律の認むる労働組合の最近の進化の状態を表示して居るものである。本

法の制定はオスボーンの判決により権限外の原則を労働組合に適用することになったので必要になったのであつた。オスボーン事件は政治的目的の爲めにする組合の徴集金賦課の合法性を決定するものである。然し判決は自ら組合の政治的活動のみならず其の他の多くの活動を疑つてゐる。一九一三年の法律は

(一) 組合が其の合法的目的なりを看做すところを遂行し得る様にした労働組合を再び規定した。(第五項参照)

(二) 而して法定の条件の下に『政治的徴集金の賦課』を認めた。但し組合員には徴集金の納付を『拒む』ことを得しめた。

二十一 一九一七年労働組合法は幾多の論争の問題は關聯のない短い法律で、二個以上の組合が合法的に合同し得る条件を規定したものである。

第三章 目下論争される諸問題の梗概

二十二 前述の各條項に於ては現時の状態を發表したに過ぎぬ。茲て現状に對する種々な批評を吟味することが必要である。斯かる批判は各異なり相互に關聯した多くの問題に關係してゐるもの、様に思はれる。

斯かる問題の梗概を擧ぐれば次の如くである。

- (一) 労働争議法の第四條により組合が享有する法律上の責任免除は私犯行為に對しては適用されぬこと。
- (二) 労働争議を『企畫し或は遂行する』爲めに起つた契約違反の結果については、労働争議法第三條に依り各

個人が享有する契約違反の結果に關する法律上の責任免除は適用されぬこと。

- (三) 總罷業の結果労働争議を一層綿密に定義すべきではないかといふ問題が起つたこと。
- (四) 關係者の票決がある以前に罷業を始めるのは不法行為である旨を法律上規定せんことと要求があること。
- (五) 電光的罷業並に契約の違反を包含する公益機關の罷業を禁止し、之れに違反する者には刑罰を課すべしといふ要求があること。

(六) 『罷業破り監視』に關して一層嚴重な罰則を制定すべしとの要求があること。

(七) 『政治的徴集金の賦課』に關する一九一三年の労働組合法の條項は、廣く濫用されて居ること主張するものがあること。

(八) 労働組合基金の監査を公表せよとの要求があること。

(九) 現行法によれば就業停止にも拘はらず、依然労働に従事する組合員は罰せられ、其の組合は此等組合員に對して救済金を支拂はなくてよい事になつてゐるから、之れを改正する必要があること主張する者のある事
 次章に於て、以上の諸問題を順次に述べる事とする。

第四章 労働争議法第四條による組合の法律上の責任免除

二十三 労働争議法第四條に依り労働組合は法律上特權を行使し得る地位を占めたこと云はれて居るが、この労働争議法第四條は、斯かる特權を好まざる人々の正義の觀念を傷つけ、又法學者は特に之れに對し反對を唱へてゐる。

労働組合主義及び労働組合法案

斯くしてゲルダート氏は、明かに組合の主張には同情を表して居るけれども、斯かる條項(第四條)は撤廃すべきであるといふ事に就て何等疑ひを抱いて居ないし、又一般に法律上の原則に徴すれば之れを辯護するは不可能であるとして居る。例へば、若しも、労働組合が其の公定機關紙に於て余を中傷譏諷しても、余は夫れに對して損害賠償を請求することは出来ないが、若しも、譏諷事件が労働争議の企畫或は遂行に就て何等關係なきものならば、組合の財産保管者(新聞社)は責任を負はねばならぬと一般に信じられて居る。

二十四 然し斯かる批判は、少しく正鵠を得たものではない。第四條を辯護する爲めにする反對論は可成り實質的のものである。即ち、タッフ・ヴェール判決以前の三十年間は労働組合は法律の承認するものであり、且つ私犯行爲に對しては労働組合は責を負ふものではないと一般に考へられて居た。兎に角斯かる行爲には反對意見が出て決して成功しなかつた。タッフ・ヴェール判決は労働組合の行動全般に亘つて一大打撃を與へたものであつて、其の後の判決は、全組合運動を慘禍に投ずる虞があつた。若しも『罷業權』が存続すべきものであつたならばタッフ・ヴェール判決は免も角否認されなければならなかつた。若し否認されないとするれば、罷業團體は組合が到底直面し得ない様な危険に遭遇するだらう。第四條の制定は、要望された目的を貫徹する爲めの最も簡單にして且つ最も確實な手段であるを主張された。此の主張は冷評的のものと思はれるかも知れないが、法律の實際は免も角法律が最初組合を認めた際の立法趣旨は明かに組合に對して之が結社たるを否認し、以て法律上の責任を免除するといふ事であつた。

斯くして第四條は論理上は辯護し難いが、實際上は組合の地位を公平に取扱かつて居る。且つ必要な妥協として、

當然之れを維持すべしと主張する事が出来た。

二十五 然れども次の事項に關してはその何れを探るべきであらうか。

- (一) 本法の適用範圍を労働争議に制限すべきや否や。
- (二) 契約違反行爲を包含せぬ労働争議に關して本條の適用を制限すべきや否や。
- (三) 労働組合執行委員の權威に明らかに反抗せる行爲に對して本條の適用範圍を制限すべきや否や。
- (四) 組合の所有する救済基金を他の基金と區別し、而して責任免除を前者に制限すべきや否や。
- (五) 労働組合に對する訴訟の爲め特種裁判所を設け本條の免除規定を除くべきや否や。
- (六) 單に本條を廢止すべきや否や。

斯かる提案は勿論全部相互に排他的のものではない。次節に於て夫々詳細に検討して見よう。

二十六 (一)第四條の適用範圍を労働争議に制限すべきや否や。

本提案は目下、政府が考慮中であるとの噂がある。然し第四條の『主義』に反對するものも、又該條項の廣く實際的結果に反對するものも共に本案を採用することに満足しないであらう。若しも組合に特權を與へた事が不當だ云ふのであれば、其の特權は實質上は存存するであらう。又若しも裁判上處罰し得ない様な有力な團體が罷業を組織するのが不當だ云ふのであれば、此の點に關する組合の地位は變更さるゝことなく依然として存在するであらう。

私犯にして組合の犯す虞のあるものは殆ど全部労働争議に關係するものであるから、第四條の適用を制限しても

其の實際的効果は微々たるものであらう。

二十七 (二)を労働争議の遂行によりて生ずる契約違反以外の私犯についてのみ本法を適用すべきや否や。

此の修正意見は一層直接に實質的な不平に觸れてゐるものである。然し組合には地方毎に選任せられ各自發的に仕事をする多数の役員が居るのであるから、裁判上かゝる役員の行爲を見做さるゝ『契約違反』行爲の法律上の責任を組合に負ふのは、公平に反するし又代理の原則は組合役員をあまりに壓迫し過ぎるゝ組合は抗議してゐる。最近の同盟罷業に於ける如く、契約違反に對し組合の執行委員自らが責を負ふべき時には、其の行動は疑ひもなく辯護出來ない。併し實際上組合が當然責任を負ふべき行爲は、組合執行委員が否認せんとした様な地方役員の行爲を區別するこゝは困難である(二十九参照)。兎も角産業上の紛議にして故意に契約に違反する様な場合は、非常に少ないものである。其の理由は斯かる勝手氣儘な挑戰的態度は明かに組合の利益は相反するものであり、其の契約を破るものは處罰される虞があるからである。結局、提案された立法に對し組合のなす回答は、日雇契約以外の雇傭契約を拒絶するこゝいふこゝであらう。これは、雇傭者及び労働者兩者の立場より見て明かに不利益な事である。

二十八 (三)第四條の規定する責任免除は組合執行委員の承認せざる行爲には適用せぬこゝ、斯くして組合役員

の責に歸すべからざる行爲に代理の原則を適用せぬ様に組合を保護するこゝ。
之れは一九〇六年に政府自らが賛意を表したものであつた。本法第四條の原案は左記の條項を包含するものであつた。

第四條 (一) 組合を代表して争議をなすために後述の組織を有する労働組合の委員会が組織されたる場合に於

ては労働争議の企畫或は遂行に際して犯した私犯行爲に對する損害は、其の行爲が委員会若しくは権限を有する人の爲したるものでなければ提起する事を得ない。但し委員会の決議によつて明白に否認された行爲若しくは行爲の一種に屬するもの、或は委員会が其の行爲を承認するに同時に、其の行爲を否認する旨の決議を示したる場合には、委員会の権限に従つて行動したものと看做すこゝは出來ぬ。

(二) 本條に於て委員会とは組合が關係する凡ゆる労働争議、特種の階級の労働争議、特種の地方に於ける労働争議、或はある特種の労働争議を行ふ爲めに選任されたるものを云ふ。

政府與黨たる自由黨員の大多数及び下院に於ける労働黨員はこの提案に不満を抱いて居た。そして彼等の中の多くは彼等の選挙の際の公約よりしてタフ・ヴェール判決を更に完全に破棄するの必要なるこゝを強く感じてゐた。最初に起草された時には本條項は明かに一言辯すべき點があつたが、同様に斯かる條項が制定されたならば無数の訴訟事件が起る事も明白であつた。而して之等訴訟の結果を豫知するこゝは全く不可能なこゝであつた。

二十九 (四)組合の所有する救済基金を他の基金と區別し、而して責任免除をば救済基金に限るこゝ。『任意に基金を區別するこゝ』は一九〇三年の勅定委員会の建議の一つであつた。本提案を支持する議論は左の如くである。

(一) 第四條を以て階級的立法であるこゝ主張する人々の意見に副ふには餘程役立つてゐる。

(二) 賃銀労働者連が友愛團體の爲めに嚙出した金額を、一人の労働組合役員が物好き半分にする罷業や或は訴訟事件によつて浪費すべきでないこゝいふ反對論者の意見に副ふにも亦餘程役立つてゐる。提案に對する反對論は左の如くである。

(1) 現在組合が一番熱心に避けんとして居る訴訟事件に遭遇すること、なる。そして、現在の陪審制度に於ては斯かる訴訟に於て組合を保護する爲めには何等かの方法を講ぜねばならない。組合に對して明確に與へられたる特權は、決して雇傭者に與へられた利益(黒表權)とは平衡してゐないといふのが組合の主張である。

(2) 組合が其の組合員に與ふる救済金は保險統計の標準に依らないから、基金を區別するに救済金の範圍を制限すること、なるであらうと主張された。

(3) 一九一一年以降、即ち國民健康保險法及び失業保險法が制定せられて以來、政府は「共済組合」の事業に關する労働組合の活動の大部分を負擔した故に、組合は目下主として争鬭的團體となり、而して猶今後益々争鬭團體となる傾向を帯びてゐると思はれる。今後友愛團體としての活動は次第に重要さを減ずるので之れに相應する基金も次第に減少し、其の保護の必要もあまりなくなつてゐる。

三十 (五) 責任免除規定(例へば本條を廢止して)を廢止して労働組合に對する訴訟審理の爲めに、特種の裁判所を組織し或は之れを利用する事、先づ現在では組合の默許した私犯行爲に關する損害の賠償は、組合基金の全部を以てすべきかに就いて提案されても、私犯を裁く權限を有してゐる裁判所の管轄權から、組合を相手取る訴訟を除外することには異論が少なくない。

特種陪審官は、總べて組合が代表する事に對して反感を抱いてゐる事及び高等法院判事は皆て政治的偏見を表示したことがあるのみならず、労働争議に際し當時問題となつて居た産業状態及び諸問題を知らなかつたこと云ふ事が

一般に労働組合員の間に主張されてゐる。此の事實は公平を缺いてまでも組合に不利に法規を擴張してゐる事、及び組合の蒙むる損害を屢々法外な標準で計算してゐる事を意味するに組合は主張してゐる。

既に提出された建議には次の様なものがある。即ち産業裁判所或は産業界に於ける雇傭者側と労働者側より代表者を出し、中立の第三者を會長とした團體に産業争議から生ずる訴訟を裁く權限を與ふべしといふ事であつた。而して産業状態及び法律のみならず、損害の計算に精通せる人々を以て會長を補佐せしめる。ゲルダート氏は正確なる提案を示さないが、労働争議に於ける訴訟に關聯して陪審制度の改革が必要なりとの意見を強く發表した。

三十一 (六) 單にこの條項を廢止する事。

他の幾多の提案に關して之れ迄陳述したことから推察して、此の解決は少なくも實行性あるものでないことは明であらう。

以上討議されたる之等の事項に關しては如何に考へても現在の法文を廢止し、之れに代ふるに何ものをも置くべきでないに政府が提唱する様にも思はれない。

第五章 契約違反を誘致したこの理由のみで労働争議の

企畫或は遂行行爲が起訴された場合の責任免除

(労働組合法第三條)

三十二 労働争議法第三條の一部である本條項は一見面白くないものである。ゲルダート氏は本條項を以て本法

中の全く無理な條項の一つであると思つてゐる。ゲルダート氏の言ふ如く『本原則には勿論除外例もあるが本原則は労働争議に關聯して發達を遂げたものでない。而して其の制定當時に於ては雇傭契約に關聯して居たれども現在では一般にあらゆる種類の契約に適用されてゐる。』故に労働組合の役員が特權を享有すべき理由がない様に思はれて、又雇主は一般には雇傭契約を破棄する行爲に對する實質的の救濟法がないのに多數の雇傭契約が同時に破棄される場合(例へば罷業の場合)には特に然りである。

三十三 又一面には労働組合の立場から云へば本條項が規定する様な保證がなければ『罷業權』は甚だしく害せられる事となる。一言にして云へば、萬一此の法律が破棄されるならば、労働組合の役員は罷業と共に生ずる契約違反行爲に就き責任を問はる、事を恐れて、全然敢て罷業に關係せぬだらうと論ずる人がある。周知の一例を引くならばタッフ・ツェール事件の物語はこの議論をなす人の眞意を解釋するに役立つものである。

三十四 労働組合役員が労働争議の企畫或は遂行に際して犯し易い契約違反行爲は左記二つに大別されると思ふ。

(一) 組合員及び其の組合に屬せない他の労働者の雇傭契約違反。

(二) 他人の契約の違反、例へば組合が或る請負業者に對して作業を停止してゐる場合、請負業者に對する建築材料を供給する契約の違反、或は鐵道會社の運輸が作業停止の爲めに遮断せらるる場合に、腐敗性貨物の運搬に關する契約違反。

右の(一)に關して法規を改正して責任を再び負擔せしむれば、組合では雇傭契約で組合員を労働せしむることを主張して之れに對抗したであらう。斯くすれば組合員は一日の豫告で合法的に作業を中止することが出來たのである。それ故に、斯かる法律の改正が多大の効果を擧げるこゝの出來るのは、たゞ或は主として第二の場合であること云へよう。

三十五 契約違反を誘發する行爲に關する責任免除を特に擴張する旨の語句が、チャールズ・デルク卿の動議により最初提案されたる章句に附加された事を記すは興味あることである。既に指摘した如く、ゲルダートの考によればこの擴張は特に憎惡すべきもので、夫れが與ふる責任免除と其の他の章句の與ふる責任免除との間には顯著な區別があるとしてゐる。然し法律家連はデルク氏の修正が具體化された場合には、其の修正は既に章句に含まれてゐる意味に事實上何ものを附加するやに就て疑問を有する旨を議會で述べてゐた。

本小冊子の中の第十九頁に既に引照して置いたが、ゲルダートは一九〇六年の法律の第一及び第三條を第四條に對照して次の如く述べて居る。

第一條及び第三條は特權を享有する人又は團體を創成するものでなく、讒謗に關する法律に於て用ひられる。術語を借りて云へば、第一條及び第三條は他の場合に於ては法律上責任ある或は責任あるかも知れない行爲が無罪なりとして取扱はれる様な『特權を與へられたる場合』を創成するものと云へる。然れども第四條は特權を與へられた團體たる雇傭者連或は労働者連よりなる労働組合を創成し、而して其の特權を(第二項の疑はしき意味による)『労働争議』の場合のみに制限せざる點に於て全然相異つてゐる。

第六章 総同盟罷業

三十六 一九二六年五月の総同盟罷業により顕著なる形體に於て次の三つの問題が痛くやかましくなつて来た。

即ち

(一) 同情的或は第二次的罷業に適用ありし思はれる労働争議(労働争議法第五條)の定義は、総同盟罷業にも適用されるか。

(二) 若し然りしすれば、労働争議の定義を改正して労働争議法が與ふる保護を總罷業から奪ふようにせねばならぬか。

(三) 総同盟罷業が本法の云ふ労働争議であるにしろないにしろ社會の利害關係の爲に更に立法する必要があるか。

三十七 此等の問題の包含する意味を解せんし欲するならば、罷業は法律の認めた専門語ではなく法律家が主として知らんし欲するこゝは、同時的作業中止を爲す事は雇傭契約の違反を生ずるや否やこゝに注意すべきである。之れに關しては左の三問題を取調べる必要がある。

(一) 政治的罷業及び総同盟罷業といふ一般用語の意味。

(二) 損害に關する民事上の責任。

(三) 其の刑事上の責任。

三十八 普通の産業上の罷業、労働争議から通常生ずる罷業であつて一九〇六年の労働争議法第五條第三項によつて定義されてゐる。

即ち本法及び一八七五年の結黨及び財産保護法に於て、労働争議といふは就業、解雇、就業の條件、労働條件に關し、雇傭者對労働者或は労働者對労働者の間に生ずる紛議を意味し、労働者といふは、労働争議の發生せる特定雇傭者に雇はるる否を問はず、取引或は産業に従事する凡ゆる人々を意味し、而して一八七五年の財産保護法の第三條に於ける『雇傭者對労働者』といふ語句は之れを廢止する。

三十九 同情罷業、上述の定義は明かに同情罷業を包含し、ダリモリア對ウキリアム事件(一九一二年「I.R.67」)に依つて承認せられ(非常に明確ではないが)及びコンウエー對ウテージ(一九〇九年「A, B 五百十二頁」)事件に於てローアバーン卿に依つて承認されたる(全く明確に)一論點であつて、一九〇三年の勅定委員會が建議した『労働争議』の定義に従つてゐる事に注意しなければならぬ。若しも百萬の炭坑夫が其の雇傭者に對して百人の炭坑夫の雇傭條件に支障ありし想像される不正行爲を、特種の方法によつて矯正するに非ざれば作業を中止する旨を通知し、實際に作業を中止するならば、其の百萬の炭坑夫は前項に記載した一労働争議を企畫或は遂行するものである。若しも五十萬の鐵道従業員が同様な理由の下に、同じ炭坑夫を後援する爲め同様の手段に出るならば、彼等鐵道従業員も亦同様の労働争議を企畫或は遂行しつつあるものである。茲に於て若しも他の運輸に従事する五十萬の労働者が同様なこゝをするならば彼等も亦百萬の炭坑夫及び彼等の雇傭者との間に發生せる労働争議の企畫或は遂行

に従事するものである。そこで少なくとも其の事に關しては討論研究しなければならない。併し同情罷業は急速に一般的になりつつある。其の一般的なきが罷業の性質を一變して、『労働争議』といふ範疇を脱して或る他種の紛議に變ぜしむるものであらうか、若し然りせば如何なる程度の一一般性が茲に必要であるか。

四十 數による考査、若しも單に數による考査から云へば、吾人は『一つの丘は幾粒の砂より成るか』といふ古い問題に直面する。相異なつた産業に従事する數百萬の労働者が正しいか誤つてゐるかは別として、一産業に従事する極く少數の労働者が、其の雇傭者との間に紛争を惹起したのは無理もない事であり、彼等是不公平な待遇を受けて居るに信ずる爲めに作業を停止するといふ事は全くあり得る事と思はれる。同情的争議の社會に及ぼす結果から見て、數に依る考査は同情罷業を變じて他の範疇に屬せしむるものだ云はれてゐる。然し、これは法律上の見解であらうか。

一九〇六年の法律(第三條)の保護條項に『労働争議の企畫或は遂行に際して』といふ語句が用ひられてゐる。之れは結果に對して如何なる關係を有するか。上記の一語は参加者の心理状態。彼等の動機を考慮してゐるものと認められてゐる。一九〇九年のコンウエー對ウエー事件 (LUGG) に於て、ローアバーン卿(五一二頁)アトキンソン卿(五一七頁)及びショー卿(五二二頁)の演説は、この結論を裏書きする様に思はれる。アトキンソン卿曰く『助力、援助或は獎勵』は『遂行』といふ語句の意味するものである。それから、労働争議を他の何ものに轉換する事に關する考査を爲して見よう。

四十一 動機の考査恐らく労働争議の種類を決定するのは一般性でなく又同情といふ範圍内に於てでもなく、機に於て見出されるものである。一度動機が『助力、援助或は獎勵』たるの性質を帯びず之れ以外のものなるに、以前にちがつた一層陰險な状態が起るのである。ローアバーン卿は前記に参照したる文面に於て、斯かる状態の生ずる可能性があることを豫知して居る。五一二頁に依れば『兎に角若しも他人の作業或は營業に干渉するものが處罰を免れる爲めに労働争議を假面として使用しやうとする場合に、陪審官がその行動は労働争議の企畫或は遂行の爲めてなく、彼れ自身の宗派的、政治的或は、純然たる惡意の目論を企畫或は遂行する爲めてあるにしても全く正當のことであらう。斯かる言葉は或意味に於て確かに動機を含んで居るもので又私が提示した事件に於ても全く異なる動機が存するであらう』云々。

四十二 政治的動機 政治的動機から作業を停止する例を挙げれば、歐洲大戰中アーサー・ヘンダーソン氏のストックホルムへの旅行を妨害した事、不人氣な外國の指揮者のドヴァーより倫敦への旅行を妨害した事、政府の廣東軍に對する軍事的出兵を妨害した事、或は一閣僚が或會合に於て演説するこゝを妨ぐる爲めに電力の供給を斷つが如き之れである。

四十三 一九二六年の總同盟罷業の性質—此の事件の性質に付いては其の動機が政治的であるか或は産業的であるかといふ解釋を下すのは余り事件を簡單視過ぎる。實際上法廷に於て問題となるのは、刑法上の罪を犯したか或は契約違反の行爲をしたか或は他の私犯を犯したか特定の被告の動機は何であつたか云ふ點である。被告の動機は非常に大規模な同情罷業といふ方法によつて炭坑夫等に『助力、援助或は獎勵』を爲さうとしたが或はボルドウィン政府をして更に補助金を下附せしむるか或は内閣を總辭職せしめて炭坑夫の要求を容れる内閣を組織

する道を開くか以上の様な政治的情勢を誘致するにあつたか。實際罷業を敢行したもの、中には前者を動機としたものもあり又、後者を動機としたものもあつたに信ぜられてゐる。

四十四 前節に關する制限—更に注意しなければならない事柄は

(一) 法廷に於て眞に問題となることは、當該被告の動機は何であつたかといふ點でなく、陪審官(而して民事訴訟に於ては、恐らく、上流階級の人々からなつてゐる特別の陪審官)が決定する被告の動機である。

(二) 動機に關する討議は兎角抽象的になり易いもので、壓迫されたる社會の政治的行動の結果としてよく起ることであるが『助力、援助、奨励』を與へんことを意思は被告自身が何ぞ考へようとも『政治的動機』なり裁判所が認めるのは至當である。換言すれば、動機の考査は主觀的でなく、客觀的である。併し、法廷が次の問題を陪審官に委すか否かに付ては議論がある即ち動機は『炭坑夫雇傭者間の労働争議を遂行するにあつたか否か』といふ問題である(普通に労働争議を解決する方法として政府が採用してゐる調停か如何にして労働争議を他の何ものかに轉換し得るかを知るは困難である)。

四十五 ジョン・シモン 郷の權威ある意見も亦この見解に反對してゐない—『斯かる行動に出づることを忠告し又は促進せしめた労働組合の指揮者は、其の全所屬財産を以て損害を賠償すべき義務がある』といふ彼の意見は、事實問題に關して彼の信ずる處によれば、斯かる労働組合の指揮者連はボルドウィン政府を打倒することを動機としてゐたこと、及び斯かることは感情の激昂したる際には最も有り勝ちなことである、陪審官は考へてゐたこといふことを表示してゐる。

吾人は次の三の理由により大審院判事アストベリー氏の法律に關する意見について論議することを見る。第一被告は罷業を命ずるに際し彼等の組合の規則を遵守しなかつたことを(聰明なる裁判官が主張した如く)主張すれば、判決の目的としては充分である事。第二被告を代表する評議會がなかつたから、博識の裁判官は被告等の爲に論議しなかつた事。第三一般の利害關係から云へば、實質的にジョン・シモン郷の意見は同一である事。

四十六 民法上の責任 範圍が狭すぎたが『労働争議の遂行或は、企畫に際して』といふ語句の意味を解剖せんとしたから、上述の動機に基きて行はれた行爲の責任の問題に就て考究すること、しよう。

四十七 契約の違反 罷業に参加する労働者は皆契約破棄に關する合法通告をなさずして作業を中止するものであるから、契約違反によつて生ずる民法上の損害賠償義務を負擔すべき事は明である。一九〇六年の労働争議法は此の責任には觸れてゐない。本義務は民事上のもので刑事上のものではないけれども、一八七五年度の雇傭者及び労働者法に依つて治安刑事裁判に損害賠償の請求をなすことになつてゐる。然し、労働争議に際して起る契約違反は一般に想像されて居るよりは、遙に稀である。通告の期間は非常に短いので合法の通告を與ふるには充分時日がある。一般に労働組合の主腦者の意見は合法的通告を爲すことに傾いてゐる。そして合法的報告をなさざる罷業は例外的、特發的のもので通常は主腦者の統帥するものでなく一般的には労働組合役員が制止する事の出來ぬ労働者連中の同情或は憤怒の勃發が原因となつてゐる罷業である。就業契約を終了するに必要な通告の期間は産業によつて夫々異つて居る。或る産業に於ては、其の期間は一週間であり、其の他の産業に於ては二週間であり、又他のものにあつては一日或は一時間で充分なるものもある。加之、或る産業に於て争議が協議中なる時には合法的通告期間

が満ちた場合に於ては、解決を豫期して日傭契約によつて作業を遂行することに意見が一致することが屢々ある。

四十八 契約違反の勧誘 Xが承知の上で又は正當なる原因なく、AをしてBとの契約（就業の契約及び大抵は其の他の繼續的の契約）を破棄せしめ、斯くしてBに損失を蒙らせた時にはBは損害の賠償を受くることが出来る。云ふのは私犯の問題である。即ちAに對する訴は全然離れて之れ以外にBはXから損害の賠償を受くる事が出来る。

一般労働者の労働條件を改善しやうと云ふ事が動機であつても、その動機は正當な且法律上責任の免除されるものではない。（グラモルガン石炭會社對サウス・ウエールス炭坑夫聯盟の事件（一九〇五年）A、C、二三九）之れは幾多の判決の中の一例で、主として一九〇六年度の労働争議法第三條の最初の部分の規定に基くものである。即ち次の如くである。

『労働争議を企畫或は遂行する爲めの個人の行爲は、他の人に對し就業契約を破棄することに勧誘したと云ふ事の理由では起訴するは出来ない。』

四十九 他の取引、營業、或は就業に對する干渉—他人の取引、營業、或は、就業に故意に或は違法行爲によつて干渉し損失を蒙らしめた時には損害賠償を請求する事が出来る。云ふのは私犯の問題である。茲に於て所謂『違法行爲』とは何かと云ふことは極めて議論のある問題である。それは主としてクイン對リーサム事件（一九〇一）の如き判決（A・C・四九五）が脅迫強談、妨害、恐嚇、結黨等の有り得べき不法行爲の斯かる恐るべき豫想を展開し、又一九〇六年の労働争議法第三條第二項が規定され、此の論争の點を明示する事もなく又一番事件の多い産業

界に於ける私犯の發展を妨害した。ことによるのである。第三條第二項は次の如くである。

『労働争議を企畫し或は遂行する者の行爲は、他人の取引、營業、或は、就業に干渉し或は又他人が其の資産或は勞力を自由に措置し得る權限に干渉するものなり。いふ事の理由にては起訴し得ざるものである。』

五十 前二項の關係 前二項に述べた普通法上の私犯行爲は一見構成する行爲が『労働争議の企畫或は遂行の爲めに』行はれたものでないといふことが解れば、普通法を直接に適用し、労働組合役員及び其の他のものを充分制裁することとなる譯である。故に既に述べた如く政治的動機を有する罷業を行はしめたものには嚴しい損害賠償をなましむる。いふ事は明かである。が併し既に述べたる如く第一の私犯は労働者に合法的通知を出す様に勧告することによつて容易に避けることが出来るものである。過去の經驗に徴するに、裁判所は違法行爲の意味を廣く解釋せんとする傾向があるが故に、第二の私犯を避ける爲めには、更に一段と深き氣轉を要する。

五十一 一五〇六年の法律の第三章に關して更に二つの問題が生ずる。即ち（一）『丈』といふ語の意味であつて、之れはラーキン對ロング事件（一九一五年A、C、七三六頁）に於てソムナー卿が簡單に説明したけれども、未だ付て完全に其の眞意が説明されたことはなかつた。一方では労働争議を一方では特種の政治的目的を遂行する爲めに、一人又は數人が契約違反或は一見起訴し得べき取引、營業、或は、就業に關して干渉行爲をなしたる場合を考へて見よ。假令労働争議を企畫し或は遂行する爲めに契約違反又は干渉したといふ理由で、起訴し得ないとしても如何にして普通法による起訴を免れ又資格もないのに一九〇六年の法律による保護を要求することが出来るやうか、之れは、ジョン・シモン卿が考へてゐた。こと即ち一九二六年五月に同盟罷業を行つた人々は、單に産業的動機によつ

たものでなく、又従つて一九〇六年の法律によつて保護を受けなかつたといふ事はあるまいか。
 (2) 同様な意見が『丈』といふ語は無關係に他の方法でも生ずる様に思はれる。第三條による保護を要求する被告としては『労働争議の企畫或は遂行の爲めに』行動したといふ事を證する事で充分ではないか。或は彼れ(被告)が『労働争議の企畫或は遂行の爲めに』のみ爲した事を證明しなければならぬか。之れに對する回答は『丈』の語に對する回答と同様だらう。然し乍らダリモア對ウキリアム事件(一九一二年 D. L. R. 6)に於て、コーゼン・ハーデイム、Rは『労働争議法の保護を受けむとするものは、其の行爲が全然労働争議の遂行の爲めであつた事及び彼には全く何等悪意がなかつた事を表明するの必要があるとは考へられない』と稱してゐる。

五十二 民法上の結黨 十九世紀に於て労働組合役員が自ら犠牲を拂つて體驗した所による『民法上の結黨』として知られてゐる漠然たる私犯が存在してゐる。斯くしてジエンク氏の著『民法の解釋』(第九六七節)によれば、『二人若は二人以上の人々が、他人の取引、營業、業務に關して他人、或は其の勞力又は資本を自由に措置し得る權利を害する意思を以て結黨して實際損害を與へた時には一九〇六年の労働争議法は關係なく一の私犯である』云。

然し一九〇六年の法律第一條及び既に引照した同法第三條によつて産業界に於ては、本私犯の威力は制限されてゐる。此の條項の内容を擧ぐれば次の如くである。

二人若は二人以上の人々が合意の上或は結黨してした行爲が、労働争議の企畫或は遂行の爲めになされた場合は、之に對し訴を提起し得ないが、若し其の行爲が合意の上或は結黨してなされたら起訴し得べきものである』云。

れば別問題である。

五十三 刑事上の責任 契約違反——個人が契約に違反したる場合に刑事上の責任を問はれることは稀である。一九一九年の電氣法によつて補修された一八七五年の結黨及び財産保護法第四條及び第五條は、前記第十五章に於て既に引照したものであるが簡単にこゝに記述する必要がある。

五十四 國家に對する罪惡に關聯せる『罷業』 (1) 叛逆犯 (2) 叛亂的結黨 (3) 刑法上の結黨

一般に罷業を稱せらるゝものを構成する多數の行爲が大に擴大し發展して、遂に其の元兇者をして前記の重罪の一つを犯さしめ或は重罪の一見做すべき範圍に誘致する様な幾多の場合を想像することが出来る。而して斯かる重罪に就て多くを説明するを要しない。

五十五 國事犯 一八四八年度の叛逆法に依れば、叛逆罪とは『女皇或は皇嫡、又は後繼者を強制し、女皇を退位せしめ政策方針、王室牧師を變更せしむる目的を以て強制若は威壓を加ふる爲め、又は上下兩院若は一院を脅迫威嚇するため、帝國內に於て女皇、皇嫡、後繼者に對し戦を開く事である』云。

『戦端を開く』といふ語句に對して法廷は廣く解するので、此の犯罪の眞義は『戦争の様な暴力によつて目的を貫徹せんとするの意志』であるといふ一般に信ぜられてゐる。大規模の罷業の大部分の主旨は、作業停止から配當不活潑及び其の結果として經濟生活の麻痺によつて目的を貫徹せんとするのである。如何に一般的な罷業であつても罷業の指揮者を此の罪を犯す感のある範圍内に引込むものは殆んどあり得ない。

五十六 (二) 叛亂的結黨は、ステブンス著『刑法の解釋』中の第九十二條及び第九十三條に於て次の如く定義

されてゐる。

第九十二條 叛亂的結黨とは共通の叛亂の目的を遂行する爲め一人或は數人ニ行動を共にする事に合意する犯罪を云ふ。

第九十三條 叛亂の目的の定義——叛亂の目的とは、女皇、皇嫡及び後継者或は法規の定むる英國の政府及び帝國憲法或は議會或は司法行政に對して、憎惡の念を抱かしめ又其の法規に反抗せしめ且政治上の不平不満を煽動し、或は帝國臣民を煽動して合法的手段に依らずして法規により認められたる教會及び政府の顛覆を企てしめ、或は帝國臣民の間に不満或は政治上の反感を起さしめ或は、帝國臣民内の各階級間に、惡意及び敵意を煽らんことを云ふ。

女皇が其の政策を誤まれる事を指示し、或は改革する爲めに法の認むる政府或は憲法の誤謬或は缺陷を指摘し或は臣民を煽動し、以て法の規定する教會或は政府を合法的手段によつて變更せんことを試み、或は帝國臣民内の各階級間に憎惡及び惡意を生じつゝ、あり或は生ぜんとする傾向を持つてゐる事態を廢除する爲めに、斯かる事態を指摘するのは叛亂的目的ではない。

再び問題となることだが單純なる罷業に過ぎない罷業が如何にして此の犯罪を構成するに至るかを知らずして困難なることである。犯罪の要素は、有形的威力、混亂及び暴力行爲を直接に煽動すること及び、不法手段を使用することである。契約違反及び其の勸誘は立派に不法手段を構成するが、然し既に述べた様によく命令が行はれ且つ充分考へた上計畫された罷業の場合には、契約の違反を避けることは全く容易な事である。

五十七 (三) 刑法上の結黨は、ラッセル氏の著『犯罪論』に於て次の如く定義されてゐる『二人若は二人以上ものが組織する非合法團體で法規に反する行動をなし、公衆に傷害を與へ、他人に對して不法及び有害なる行爲をなし、不法なる目的を以て合法的行爲をなし、或は不法手段によつて又は不法に第三者を害するもの』である。

之れ以上弾力性のある罪は想像することが難かしい。此の犯罪は陪審官に評判の悪い國民の一部の活動を拘束するため十九世紀に活用せられた事は明な事である。

然し乍ら、此の犯罪は再び一八七五年の結黨及び財産保護法の第三條によつて産業界から事實上除外された。此の法の條項は次の如くである。

第三條 労働争議に於ける結黨に關する法律の改正——雇傭者労働者間の労働争議を企畫し或は遂行する目的を以て或行爲をなし或はなさしめる爲めに、二人若は二人以上の人々が契約を締結或は團結を作るは、若し其の行動が個人によつてなされたる場合に、犯罪として處罰さるべきものでなければ、結黨として處罰することが出来ない。

本條項は、議會の法律によつて結黨罪に處せらるゝ者を免除することはしない。

本條項は、騒動、不法集會、平和の破壊、煽動、或は國家、又は主權に對する犯罪に關する法律を變更することはしない。

既に討論した如く動機の有否に重大な影響のある責任免除の廢止は可成り驚くべき結果を生ずるであらう。『一労働組合主義及び労働組合法案』

働争議を企畫し或は遂行するに際して』の語句の意味に關しては既に討議された如く一九〇六年の法令の第三條の場合に於けるに同様な困難な問題が存してゐる。

第七章 強制的に罷業を開始するには前以て投票にて

決せしむる案

五十八 之れは新規の提案である。本提案の採用を必要ならしめた本立法の性質に關しては、過去の經驗は何等數ふる所がない。然し乍ら之に對しては、行政上からも心理上からも痛烈な反對論がある事は一般に承認されてゐる。反對論は次の如くである。

- (一) 投票に参加せしむべき人を決定するの困難なる事。
- (二) 投票紙に質問事項を掲ぐる事の困難なる事。
- (三) 本提案は恐らく罷業を挫折することなく寧ろ之れを奨励するであらうといふ危険のある事。
- (四) 他の投票或は連續的投票によらずして、罷業を『解散すること』の困難なる事。
- (五) 無權限、或は散發的の罷業の問題が存する事、而して本提議は此の種罷業を激成する恐がある事。

第八章 少くとも公益事業に於ける『電光的』罷業或は

契約違反を生ずるが如き罷業を禁止すること

五十九 公益事業又は商會に就職する人々のなす契約違反は既に特種立法(結黨及び財産保護法第四條、前記第

十五項参照)の問題となつてゐる。此の立法は労働團體の權利を毀損することなく寧ろ之れを多少擴張した主張されてゐた。社會が特種の主要産業、特に水道、電燈、電力及び或る種の運輸機關に依存する程度は近年非常に擴大して來た。而して最近の經驗に徴するに本來消費者より成る現在の社會は、斯かる産業上の争議の結果生ずる損害を防止し、自己を保護する適當の手段はない有様である。一方又契約を終結する爲めに必要な最短期間の豫告をもなさぬ契約破棄を犯罪とする旨の立法は、日傭ひ契約によつて仕事をやらうと労働者が主張することによつて出し抜かれ易いといふ事を知つて置かなければならぬ。

六十 提出されたる意見を擧げるに。

- 一 犯罪者に對して一層苛酷なる刑罰を課する事。
- 二 特種の産業に於ける契約違反を誘致するものに關しては、労働争議法の第三條により規定されたる責任免除規定を適用せぬこと(前記第三十二より第三十五項参照)。
- 三 同様なる犯罪に關して労働争議法の第四條によつて規定されたる責任免除規定を適用せぬこと。

然し若しも、労働組合が其の組合員をして時間契約、或は日傭ひ契約によつて就業せしむることが出来れば、恐らく斯かる手段は全部當該労働組合にまつては無効となる。何となれば労働者の意思に反して強制的に就業せしむる方法はないし、又各自の就業契約を合法的に終結した者を處罰することは法律上正當なるものでないからである。(例外徴兵)例へば若しも一九二六年五月に於て鐵道従業員が其の契約を破棄せず、契約終結の合法的通告を發したならば、社會は(三日前にあらずして)七日前に罷業警告を持つた事になる譯である。

第九章 『罷業破りの監視』及び平和的手段による説服

六十一 『罷業破りの監視』は術語でないことは既に(前記第十九項参照)述べた。法規の規定する所によれば、『監視』は人が居住し、或は就業し或は営業し或は偶然現存する住宅、或は場所に立寄ること』といふ事になつてゐる。若しも『單に平和的手段によつて情報を蒐集し、或は之れを傳達する爲め或は他のものを就業せしめ、或は仕事を放棄せしむる目的を以て平和的手段によつて説服する爲めに立寄るならば』『一人或は數人が』『労働争議の企畫或は遂行する爲めに』立寄つてもそれは合法的である。

六十二 此の條項が、法規になつた結果『平和的手段により情報を収集し、或は傳達する』は勿論『平和的手段による説服』は法律上正當なりと認めらるるに至つた。裁判所に於ては二種の行爲の間に區別を設けて『監視』する權限を實際上行使出来ぬものとしやうとする傾向があつたので、組合の見解によれば補修は總て重要なものであつた。然し乍ら、一八五九年より一八七一年に至る期間は前述の状態の下に於ける『平和的手段による説服』は合法的であつたといふ事を記憶しなければならぬ(前述第十四章参照)。

六十三 労働争議法第二條は關係なく罷業破り監視に關する現行法規は、一八七五年の諸黨及び財産保護法の第七條に規定されてある。本條項は前記第十五章に全文を掲げて置いた。實際に於て平和的手段により説服を爲す權限を濫用するものを處罰する規定は第十五章である。本法は斯かる權限の濫用を充分取締る程包括的でないとするもの及び其の執行力を強からしめる必要があるものは、第十五章に包含する意味を誤解せるに基因する様に思はれる。

六十四 併し法規の執行力を強からしめんとする要求及び既に提出された種々の意見に付ても多少説明を要する。

- (一) 他の家庭に於て罷業破りの監視をなすことを許可するこの點に關しては労働争議法第二條を廢除すること。
- (二) 同時に一定の場所に於ける罷業破りの監視、或は『平和的手段による説服』に従事する者の員數を確定的に制限する事(即ち關係による監視の禁止)例へば工場への各入口に二人といふ具合に制限すること。
- (三) 凡ゆる監視者は正當に委任されたもので、明瞭な徽章を帶び若は法規による行動上の制限を明瞭に記載してあるカードに正當に署名したものを所持してゐなければならぬ旨を法に規定する事。
- (四) 滿二十一歳以下の者は監視者たるべからざる事を法に規定すること。

六十五 第一の提案は、家庭に於て監視(罷業破り)するのは、他の場合よりも一層其の權限を濫用する虞が多いし、且つ他の地點に於ける監視よりは脅迫の要素を包含する恐が一段強いきこ及び此の監視は何等有効なるものでないこと云ふ議論である。又一方例へば同條を訪問し、偶然にも競争中の罷業を論議した様な労働者を告發し得るさなす個人の自由を不當に制限する様な解釋を下される法律を制定すべきや否やは問題である。

六十六 殘餘の提案(2, 3, 4) 選任されたる監視人の權限を與へられる行動如何なる場合に於ても法規の認めざる權限を與へられてゐるは、行動の區別がつかぬといふ點が主として苦情の生ずる原因である。

前者の行動を廢止することは容易に後者（即ち暴力的一揆）を増發することになるかも知れない。故に苟も法律を制定するを可とするのであれば、法律の認むる監視（罷業破り）の公の性質を法規によつて強調すべし（絕對に立法する必要ありと考へられるから）云はなければならない。又一方監視人に官憲の權限と類似するものを與ふることは誤謬なりといふ見解がある。

第十章 政治的徵集金の賦課

六十七 労働組合の政治的活動は目下一九一三年の労働組合法第三條乃至第七條によつて規定されてゐる。之等條文の要點は既に認められて居る様に次の通りである。

- (一) 組合の資金はただ次の場合に於てのみ政治的の目的に使用することが出来る。
 - (1) 政治的の爲めにする支出を承認する決議が斯かる目的の爲めに認められた規則に従つて組合員の投票によつて可決された場合。
 - (2) 別途基金に依る政治的の助長を規定する規則は有効である。又正規の届出を爲せば組合員は其の別途基金より脱退することが出来る。（組合が登記されたる否を問はず登記係によつて承認さるべき）
 - (3) 右規則により脱退した組合員が犠牲ならぬ様に保護される場合。
 - (二) 政治的の目的を定義すれば次の如くである。即ち
 - (1) 選挙費の支拂
 - (2) 會合の開催及び印刷物の配布
 - (3) 議員及び公職に在る者の支持
 - (4) 選挙人の登録或は候補者の選定
 - (5) 政治的會合の開催及び政治的印刷物の配布

(三) 本法の執行に就き第一次的の責任を負ふ友愛協會の登記係は准裁判官の地位を占むるものである。登記係の任務は徵集金の賦課に關する投票が正當に行はれ且つ少数者側の權利が適當に保護される事を確保するのみでなく、實際上第三條の『政治的の目的』は何を意味するかを決定するに在る。彼の權限は第三條第二項に記述された如く重大なものである。フオスター對帝國船舶使用人組合事件に關する控訴院の最近の判例（一九二七年一月）は此の條文解釋上の多數の疑問を解決した。

六十八 離出を否認する代りに離出を承認することによつてこの複雑なる立法を改正せんとする意見が最近盛に討議されてゐる。

之れに賛意を表する者の論ずる所によれば、

- (一) 組合員の離出否認を妨害する爲め往々にして脅迫に類するが如き不當なる壓迫を加へる事がある。
- (二) 假令かゝる壓迫がないにしても、活動的な少数派は自己の利益の爲めに多数派の『惰性』を利用することが出来る。

(三) 多くの産業或は商會に於ては労働組合員たるの資格は、實際上は強制的なもので斯かる状態の下に於て

は政治的活動は明確に之れに従事せんを欲するもの、みが爲すべきである。一方には又次のこゝが主張されてゐる。

(一) 尙も斯かる不當なる壓迫或は脅迫が存在するならば今回提議される改正意見は何等之れを緩和するに役立つものでない。

(二) 若しも利害關係を有する者が注意して法律上の保障を勵行するならば、此の種の弊害を防止する適當な保障は既に存在してゐる。

(三) そは單に次の理由によるものである。即ち労働組合主義は或る場合には實際強制的であること、任意に自己の金を消費する組合員の權利に干渉することは全く正當であること、法令は斯く少數の權利を十分に保護してゐること。労働組合は特種の權利でなく特種の制限を附すべしを要求されてゐる。

(四) 提案された改正意見に對しては、組合自身内からは殆んど要求がない事。然し此の改正は若し必要なりとすれば、法律の構成上左程の障害もなく實行することが出来る。

第十一章 労働組合資金の會計検査の公示

六十九 これはスカーボロー會議の要求の一つである。現在に於ては登記済労働組合は所定の形式に従ひ毎年組合の會計を報告する義務があるが、其の會計報告は他の自發的結社に於けると同様組合自身の規定した方法によつて會計検査をされてゐる。會計報告の検査は公示されなければならない(組合員を一層確實に保護する爲めに)と

いふ意見は、友愛協會の登記所長の作成する年報に於ても主張されてゐる。斯くして最近(一九二四年)の各種報告に依れば、

『組合にして現在尙金錢の領收或は保管に就て組合役員から適當なる保證を得てゐないものが多い(中略)。委託金費消は屢々多額の損失を生ずるものであるが、之れが今でも尙發見される有様である(中略)。會計報告に於ては組合は委託金費消を全然損失として取扱ひ、そして其の損失を回復する方法を何等講じない傾向がある』。尙又

『検査をやつてゐる途中訂正の爲め報告を返送する必要がある場合が多い。そして或特種の場合に於ては正確なる會計報告を得るは非常に困難な場合がある。利益關係のある組合は専門の會計士の助力を求むる事を奨励された。然し勿論例外はあるが一般的に言へば組合は其の會計報告を作成するに、専門家の援助を受ける事が必要であることか或は好ましきことであることいふ見解を承認するを欲しない』。

一方斯かる事態により賃銀労働者の組織團體の一部の事柄に干渉するのは正當でないし、組合自身が干渉を要求するのでなければ此の様な干渉は僭越なことであること主張されてゐる。

第十二章 作業停止中就業する労働組合員の利益保護

七十 現行法によれば組合員は救済金を受くる爲めに離出したる金額の拂戻しを受ける爲め、其の組合を相手取つて訴訟を起すことが出来ないと解されてゐる。何となれば、こは一八七一年の法律の第四條の規定する契約の『直接強制』であるからである。然し、若しも組合から除名された爲め救済金を貰へぬ場合には組合を拘束する禁止令

或は除名の決議にも拘はらず、依然として一組合員たるの宣言若は、又此の二つの救済方法双方を獲得する事が出来た。組合員を壓迫してブラックレッキング(罷業中市場に雇ふこと)を強ひるこゝから組合員を保護する爲めに、組合員間の契約は直接強行し得るものこそすべし主張するものもある。然し乍ら、當然受くる資格ある救済金を實際上拒絶するのは稀なこゝでであり、而して組合内の輿論は此の救済金を拒絶することに強く反對して居る様に思はれる。若しも、救済金を法律上回収し得る様にしたならば、斯かる要求に關して普通裁判所を煩はさずして、産業裁判所特別即決裁判部を専門法廷として設置すべしと主張せざるを得ない。

第十三章 種々なる最近の成文律の下に於て労働組合の

演じたる役割に關する覺書

七十一 一九二〇年の失業保險法第十七條に基き労働大臣は「被雇傭人の組織する團體と協定して失業期間中各會員に支拂をなさしむる」こゝが出来た。斯かる組織團體は團體自身及び國家の利益の爲めに本法の執行に關する責任を分擔して居る。斯かる協定によつて一九二三年には約二百五十万ポンドに及ぶ失業救済費が支出された。

七十二 一九二四年の國民健康保險法第二十九條に基き、前記條件を履行しつゝ、ある特殊の組織團體は、本法を執行する爲めの『承認團體』たるの資格を得た。數多の労働組合は、承認團體としての認可を得た。一九二三年に於ては此等承認團體は、約二百万ポンドに達する資金の執行に就き、責任を負担して居た。

七十三 一九二一年の鐵道法第四部(第六十四條及び六十五條)に基き、三つの鐵道労働組合、即ち、全國鐵道

従業員組合、機關車運轉手火夫聯合協會、及び鐵道事務員協會は中央債銀局及び全國債銀局に被雇人等を代表して出席するの責任を負はされてゐた。労働組合會議の議會に關する委員會も亦全國債銀局に法律上代表たる資格が與へられてゐる。

七十四 結論に臨んで、吾々は吾人の報告を終了して其の用語に關し、幾多の教示を與へられたジョン・シモン卿の好意を感謝する。シリル・アスキス氏の『普通労働者の爲めの労働組合法』は不幸にして吾が提出の草案完成迄に出版せられなかつたが、同氏の吾人に與へたる建設的宣言はよく之れを参考したのである。同氏にも併せて感謝の意を表するものである。然しながら其の好意にもかゝらず陳述及び推論に關し誤謬があるかも知れないが、之れは兩氏の罪ではない。

ダブリユー・エ・ジョウウィット

アーノルド・デマツクナイア

ヒューバート・ヒイリツプス

(小委員會書記)

一九二七年 三月

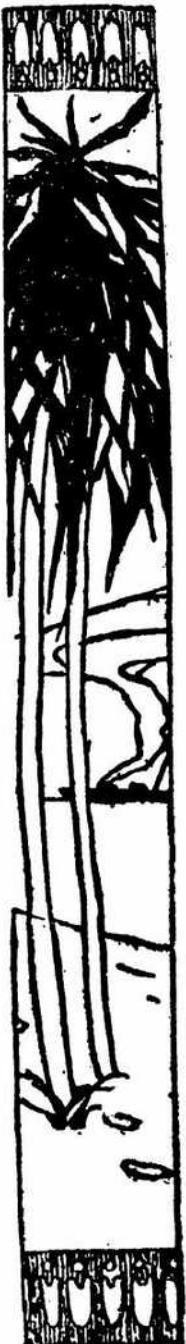
全ソウエート共産黨中央執行委員會宣傳團體網組織

一九二四、六、六、ブラウダ紙

今回共産黨中央委員會は本年度の宣傳團體網を定めたが、これに依るに百九十三名よりなる四十二の團體が組織せられることになり、之等團體の州及び共和國別分布状態は

極東	二	西比利	四
ヤクト共和国	一	ウラル地方	三
バシキール共和国	一	中央亞細亞	四
カザツクスタン地方	一	下ボルガ地方	一
中部ヴォルガ地方	二	ニジニイノブゴロド州	二
中部露國	二	北部露國	一
西部露國	一	白露西亞	一
北部コーカサス	四	クリミア半島	一
ダゲスタン州	一	ウクライナ共和国	五
イワフスカヤ州	三	特別管區	二

等であつて、中央委員會は分布機關に對し、宣傳煽動部と協力し、遅くも八月十五日までに凡て任地に到着して上記の團體を組織することを命じ、尙其の際團體員の質の改善、特に理論的方面の準備に細心の注意を拂ふべき事、小民族區に對する宣傳團體は、これ等民族中より適當の團體員を得る様に命じた。宣傳團體に就いて最も注意を要する事は、指導者の入選に、各其の地方的状況に應じ、適當なる使命を課すことであるが、有給の團體の組織は嚴禁されてゐる。



外國事情

支那

中國共産黨第六回大會の決議案 (上)

- 中國共産黨第六回大會の大綱、決議等に關しては既に本報に掲載したが、同大會に提出された決議案は全部にて十數項に亘つて居り次の如くである。
- 1 第六回全國代表大會の總結と精神 (本報第七十九號「中國共産黨第六回大會の報告大綱」と同一)
 - 2 政治決議案 (同報同號第一六八頁掲載)
 - 3 組織問題決議草案提綱
 - 4 ソウエート政權組織問題決議案
 - 5 宣傳運動決議案
 - 6 軍事工作決議案

- 7 土地問題決議案(本報第八十一號「中國共產黨第六回大會土地問題決議」掲載)
 - 8 農民問題決議案
 - 9 職工運動決議案(本報第七十九號「中國共產黨第六回大會の諸決議第四」掲載)
 - 10 C.Y.工作に對する決議案
 - 11 婦女運動決議案
- 尙右の外、大會を通過したる各小決議案もあり、既に本報第七十九號「中國共產黨第六回大會の諸決議第二宣傳鼓動に關するもの」は茲に採録する「宣傳運動決議案」と重複するやの懸念はあるが、彼此の内容に相違ある點もあるので採録することとし、既掲の分は省略する。

第一 組織問題決議草案提綱 (未定稿)

一 黨の主要任務

- (一) 革命、反革命兩極端の營壘は形成せられたり。
 - (二) 工農群衆の政治的覺醒は日に高漲しつつあり然るに黨は組織上に於て却つて下の如き危険なる現象を示せり。
 - 1 黨内の工人成分は減少して農民の數は工人同志に七倍の超過を來し、爲めに農民意識は將に黨の組織策界上に影響せんす。
 - 2 黨と群衆との關係は漸次脱離しつつあり。
 - 3 黨は群衆を奪取する計畫を有せず殊に重要な産業區域に在りて然りす。
 - 4 各級黨部及び運動の闘士は不斷の摧殘並に屠殺を受く。
 - (三) 群衆を奪取せむと欲すれば先づ革命を高潮せしむべき政治任務として(1)産業支部の建設(2)地方支部の建設(3)工農組織の發展に就きて銳意努力せざるべからず。
- 黨をして群衆化する工人階級自身の戰闘的たらしむるの域に達せしむることは組織上主要なる任務なり。

二 組織上の根本問題

- (一) 黨の無階級化
 - 1 黨員の成分に關して——曾て智識分子は多數

を占めたる黨は近來農民同志百分の七十六を占むる黨に轉變せり。産業工人同志は黨内に極めて少部分

を占む。月給十元以上の工人は不必要なり。『暴徒』にして懸命に努力し得ることを以て黨員の標準と爲す。黨員の中に存在する小資産階級の意見の争ひ、消極的積極の兩極端の分野に於ける黨員、工人黨員が黨を脱離する現象、現在工人分子を吸収する方法は良好ならず。

2 黨の指導機關に關して——智識分子充滿せる指導機關に對して漸次工農分子の参加を見つつあり。雖も、尙ほ教育の缺乏せる形式主義なり。理論の缺乏と群衆の隔離。統一的指導と統一的分工。各級黨部の關係は密接ならず、多くは命令形式上の關係のみを保有す。

3 黨内の民主主義に關して——從前下級群衆は政策に關して討論する事なく意見を開陳する機會をも有せず、又自己の支部幹事會及び委員會をも選舉する事なし。其後機會主義に對して奮闘したる後漸く自から上級機關を批評し得るに至りしが、尙ほ黨の策畧は未だ普遍的に下級黨部に傳達せられて群衆の討論を惹起するに至らず。今後は家長制度の轉變を増進し以て極端なる民主主義に趨向せしむべし

上記の事實は機會主義の遺毒が組織上に在りて未だ肅清せられざることを證明するものなり。

(二) 支部生活——支部は黨の命令傳達所又は宣傳機關なり。組織上に於て軍隊的形式をなし且服従有るのみにして討論を必要とせず。書記は委任派遣せらるるものにして闘争は命令によるなり。失敗すれば只管黨を怨み或は黨を脱離し、然らずんば黨に職業を請求し來る。支部生活なければ支部の中心運動なし。大工場大企業を中心支部なし。農村支部は得易きも又失ひ易し。交通機關の支部並に兵士の支部も亦極めて發展せず、入黨したる後黨員は却つて群衆に對して宣傳することを恐れ、甚だしきに至りては其の生活も亦漸次群衆より隔離す。是に於て支部は群衆の核心となること能はず。甚だしきに至りては農工同志及び一切の下級黨部の黨員も黨を以て彼等自らのものとして看做さず。一度挫折或は闘争失敗に遭遇せば常に支部の全體が瓦解す。

支部生活なくんば幹部人材を產生すること能はず。黨の改造基礎を強健ならしむること能はず。加ふるに教育と訓練の缺乏によりて黨の幹部人材は更に明白に不足を來すに至る。

支部生活なくんば黨の生活の基礎もなく又無階級

たる黨の基礎もなし。

(三) 組織上の錯誤傾向の方法

1 國民黨より遺傳し來れる『組織の道』『黨を以て國を治す』『黨權は一切より高し』『命令』『委任派遣』乃至『罷工強迫』『暴動命令』等の

2 小資産階級の意見争ひ——黨内の紛糾と相互の攻撃。

3 極端なる自由選挙觀念——秘密條件の下に於ける黨の指導機關の選挙權及びボルシェヴィキの民主集中制を抹殺す。而も同時に群眾より選出する幹部をも信ぜず、此等は何れも不當なり。

4 黨の機關を群眾と對立せしめんことを亦錯誤なり。

5 『追隨主義』『盲動主義』は組織上に於て總べて群眾を脱離し群眾を領導するに能はざる危険行動なり。

6 單に懲戒主義に依り或は説服の方法を常に用ふることは紀律の機械的執行たるを免れず。

7 批評にして若し政治的精神と意義並に誠意を以て事に當るの精神と意義を失ふに至らむか、原則を無視して個人的相互排斥を來し、一切の紀律否認を惹起するに至る。

り闘争及び工作方法を學ぶべし。

5 無政府状態と英雄的色彩行動とは組織を破壊する主要なる原因なり。

(五) 黨と群眾との關係——黨の工農會を處理する傳統的政策は群眾に命令するものにして、群眾を説明並に領導するものに非ず。群眾をして政治勢力に依頼せしむる錯誤、影響、革命闘争の失敗したる後、群眾は漸次組織より脱離するに至れり。如何にして群眾を取得し之れを組織すべきかを知らずして、只單純に工會罷工暴動及び共産黨の宣傳をなすのみなり。或る地方に於ては黨は直接に罷工或は暴動を指揮し、甚だしきに至りては既存の革命的工農會をも經過せずして直接行動に出づる事あり。斯くの如くんば工農會は直ちに獨立性を失ふものなり。時に工會は單なる黨の行動機關となり(黨の支部は殆んど單なる黨の宣傳機關に等し)工會の職員の中には全く非黨員群眾無く又或る時は工會が作用を起さざるの故を以て黨の支部は工會を代理することあり。爲めに黨團は根本的に其の作用を失ひ消滅に等しき結果を來す。又黨は産業労働者の組織並に黄色工會群眾を奪取する運動に對して甚だ注意せず。農會の中心は未だ貧農及び雇農の上に折建てられず工農組織の新なる秘密形式は未だ形成せられず。

8 智識分子反對の傾向——知識分子は常に必ず機械主義的不正確なる觀念を持するの過誤を犯すものと思惟し、知識分子の懸命なる努力に對しても之れを信賴せざる事。同時に又知識分子の怠工も殊に好ましからざる傾向なり。

9 雇傭革命と革命職業家——組織上の歴史的傳統と黨の從來の組織造成の過程は、前者に屬するもの多くして後者少し——失業同志は應に全力を盡して群眾中に侵入すべし。

10 不正確なる平等觀念——物質上の平均分配地域上の平均發展。

斯かる錯誤の傾向と方法は總べて黨と群眾との關係脱離を増加する危険あり。

(四) 秘密下の黨の組織條件

1 逃避主義の秘密機關にあらず。工人區域より離れ或は都市より離隔せる鄉村黨部の危険

2 群眾中に侵入して群眾と接近し少人の秘密會議を有すべし。

3 運動人員の接續及び交替準備。向ふ見ず主義と盲動とに反對す。

4 舊時の工作方法は應に根本的に改變すべし。須らくボルシェヴィキの途を採りて群眾生活中より

黨は小資産階級の下級群眾と黨との關係を輕視して之れを斷絶し、反動軍隊並に土匪民團の中に於ける我等の組織は極めて少なし。某會社或は帮の如き組織中に我等は未だ侵入する事なし。

ソウエト區域内に於て黨は未だ政權を組織し且つ赤軍を建設せず。

青年婦女運動の指導及び其の組織上の關係は何れも良好ならず。

濟難會は未だ群眾化及び宣傳化するに至らず。殆んど單純なる黨の救濟機關たる觀あり。

如上の組織上の根本問題に對しても現在未だ完全なる解決なし。故に過去の黨は工人階級自身の群眾化せる戰闘的黨なりと稱すること能はず。黨の衰退は實に黨と群眾との脱離並に敵人の白色恐怖によること同時に盲動主義も亦黨に對して少なからざる打撃と損失とを與へたり。

三 黨内の組織任務

(一) 黨員を募集調節し、同時に廣く積極的産業工人分子の入党を勧誘すべし。

(二) 黨は應に主要なる大工業(金屬業、紡績業、鐵路、交通、海運、市政、造兵場等)中の黨團並に黨

の影響の發展を特別に注意して強固なる黨の工場支部を建設すべし。更に模範支部を建設して黨の支部生活を創設すべし。又農村支部中には中心幹部の養成に注意すべし。

(三) 反機會主義の闘争に黨的民主——積極的工農分子を教育して極力各級黨部の指導機關に参加せしむべし。黨の全體をして不斷に各級工作の主要問題を討論せしむべし。

(四) 黨の統一的指導を有力ならしめ、分業的統一を實行し、無産階級指導の中堅的運動を形成すべし。各級指導機關の關係を鞏固にして巡視事務を増加すべし。

(五) 中心區域例へば大工商都市、軍事重要地、沿海、鐵路、大河等に沿在する大都市或は農村等の地に在る黨の發展に注意すべし。城市(省縣の首府)中の黨の組織を強固にせよ。

(六) 地方黨部建設運動——健全なる地方黨部なくんば正確なる黨の組織なし。

1 地方黨部指導機關中に最も威信ある地方黨員を加入せしむることを要す。

2 地方黨部の指導機關中には當該地方支部の積極分子を加入せしむることを要す。

12 日常の工作中に黨の影響を領導を發展せしめよ。

13 地方黨部は支部及び黨團が非黨群衆をば我等の黨の口號の下に組織する事を得るや否やに注意すべし。

14 地方黨部は嚴密に各項の事務執行の程度を審査すべし。

15 黨の規律及び指導に對しては、一般の黨員をして自覺的且確實的に之れを承け且つ遵守せしむべし。

16 地方黨部は全體黨員軍事化の指導に注意すべし。

17 群衆に侵入すべき秘密工作に注意すべし。

18 黨の宣傳品及び機關紙は良好なる組織方法を以て之れを工農兵士貧民群衆の中に分配散布すべし。

19 秘密時期に在りて、黨の會議に際し必ず守る可き條件は、負責同志中の一二人は會議に参加せざる事なり。

20 各級黨部は定期に開會すべし。

21 上級黨部機關は下級黨部の幹部分子を吸収して各部の事務に参加せしむべし。

22 黨は斷乎として工人分子を抜擢し、各地の黨

3 地方黨部の指導機關に當該地各支部との間には最も密切なる關係有らしむべし。

4 支部乃至地方黨部の指導機關は一般の規則に據りて同支部或は當該地黨部に於て自ら是を選出すべし。但し同時に省委縣市委及び區委は地方黨部及び支部の運動に對して十分の指導を加ふべし。

5 地方黨部は特別に支部の組織問題に注意すべし。産業支部の組織形式は道路支部の組織運用、農村支部は市鎮支部との組織關係、兵士支部の發展に運用。

6 支部開會の各種の形式及び組織上に於ける黨費徴收の意義。

7 幹部人材の養成と訓練。工農運動訓練班及び兄弟黨の黨校。

8 秩序的に負責黨員を移動派遣すべく必要ならざる時は之れを變動すべからず。

9 地方支部は工農群衆の組織中に於て黨團を組織し、之れを聯絡を取るべし。

10 支部は群衆の核心なり。黨團は支部の指導を受けて群衆中に核心作用の組織を發生すべし。

11 地方黨部は特別に非黨群衆の運動に注意すべし。

の機關を充實すべし。

23 各級黨部は系統的に黨員群衆に向ひて自己の活動を報告すべし。下級黨部も亦常時上級黨部に向ひて報告をなすと同時に、黨員群衆の間に黨の政策討論並に黨の政策を了解するの趣味を喚起すべし。

24 黨の組織上の技術事務は各級黨部之れを建設すべし。調査統計に關して精確なる材料を集蒐するに同時に、交通事務に關して嚴密なる組織を保有すべし。

25 上級黨部は地方黨部相互間の關係に就て聯絡上の援助を與ふべし。

26 地方黨部は當地の婦女運動殊に農婦女工運動に對して極めて大なる注意を加ふべし。決して之を以て女黨員の専門事務と看做すべからず。

黨は青年團の關係——黨は團との各級指導機關は何れも定期に代表聯合會議を開催し相互に報告すべく、黨は團に對して政治上の指導を與ふるに共に、尙物質上の援助をも與ふべし。黨の未だ組織せられざる地方に於ては、團は自ら成年群衆中に發展し行くべし。但し其の政治活動は必ず上級黨部の政治方針によらざるべからず。同時に團員中の積極分子を紹介し黨せしめて黨の組織を發展せしむべし。團は須らく常に團内の

成年或は非成年の積極分子を紹介入党せしめ、黨に幹部人材を提供すべし。但し黨は團の運動を考慮して、多數の有力なる團員を抜出し、團の指導力を減少せしむるが如きこと有るべからず。黨は更に確實に團の事務を兼任する黨員を指導し、彼等を通じて青年團の中に政治指導上の影響を發生せしむべし。

四 群衆中に於ける黨の組織任務

(一) 群衆組織の中心任務——群衆中に於ける黨の中心任務は即ち都市と鄉村との最も廣大なる労働群衆を獲得して之れを黨の口號の領導下に團結する事なり。故に黨は常に非黨工農群衆團體中の運動に注意すべきのみならず、尙彼等を團結せしめて何等かの形式によりて非黨の工農組織を創造せしむべきなり。

(二) 工人階級の組織問題

1 黨が工會を獨占することあり。黨が工會を獨占して群衆に命令する舊來の遺毒と白色恐怖の摧殘並に反革命者の破壊は、均しく黨をして職工運動の組織上に多くの困難を發生せしめたり。されば目下黨は極力人を派遣して是等の状態を糾正し、職工會等の工人團體の傳統的觀念によりて工人群衆自身の態度を表現せしむるに共に、更に大なる非黨群衆を

吸収し、黨團作用に由りて『黨が工會を獨占すること』及び『工人の群衆組織を發生し能はざること』等、舊來の面白からざる現象を消滅すべし。

2 秘密工會。秘密工會を組織することは依然として目下の職工運動中の重要な任務なり。群衆を團結する方法の如何(例へば兄弟團、姉妹團、消費組合、互助團、儲金會等の如き)を問はず、秘密工會は必ず是等各種の形式の組織を領導して赤色工會組織たらしむべきなり。而して此の目的を達せんが爲めには、黨下級支部の運動及び下級支部が群衆中に於て取得せる信仰と聯絡の程度に依頼せざるを得ず。秘密工會は唯各工場各作坊(小工場)各大企業中に其の組織を存すべきのみならず(即ち工場工會支部の謂にして、一工場中の全體會員を指すのもなり)、尙全産業的、地方的一般的工會の組織を必要とす。殊に下級の工會に於て既に群衆を獲得せる時に於て然りとす。特に大産業中には秘密工會の發展に注意するを要す。

3 群衆集會日常闘争及び工人組織。黨は何れの集會の機會、即ち何れの偶發的工人群衆の集會に對しても總て出來る限り各種の公開的機會を利用して之れに参加並に指導をなすべし。假令游藝會、募捐

救濟會、體育會の如きものにて亦之れを組織し擴大して臨時的より經常的組織に變化せしむべし。工人階級の日常生活闘争中に在りて、黨の領導なるに自發的なるに拘はらず、黨は必ず出來る限り此の闘争を擴大して、組織を發生し得べき地步に到達せざるべからず。

4 工廠作坊委員會。職工運動の組織上に於ける黨の根本任務は、職工會の重心を巨大なる工業の上に置くことなり。而して其の組織の基礎は『工廠作坊委員會』或は此の名稱に類似する組織は、各工廠作坊の工人群衆中より發生する統一的組織なり(即ち某種産業労働者中の最も初期の組織なり)。是は各工廠各作坊の全體労働者或は大多數の労働者(既に某種性質の工會に加入したるものなるに加入せざるものもを論ぜず)より選舉して組織するものなり。

中國に於て此の組織の名稱(工廠作坊委員會)は常に各工廠作坊工會(即ち職工會の工廠支部にして所謂工會支部たり)と相混合せらるゝを常とす。然れども事實上群衆の自發的闘争即ち工會の名稱を以て領導せらるゝこと無き闘争の起りし時、工人群衆大會或は代表會議より選舉せらるゝ所の交渉の衝に當る有名なる委員會或は幹事會は、即ち『工廠作坊委

員會』の雛形にして、這是絶対に工會にあらず。黨は斯かる組織の方法に依りて群衆より選出する所の委員會或は幹事會をして、合法的繼續、存在並に發展の可能を爭取せしめ、以て『工廠作坊委員會』を完成すべし。

5 工廠委員會、工廠工會及び黨の支部。現在中國の状態の下に於ては工廠或は作坊中に、同時に三種の名稱及び組織(黨の支部、工廠職工會、工廠委員會)存在するに拘らず、容易に黨員群衆をして之れを運用せしむるに至らず。現在組織進出の方途は工廠職工會の組織たること明なり。工廠職工會は全體産業組織の一支部にして、其の領導の下に工人階級闘争が左右せらるゝ組織なり。故に其の會員人數は必ずしも多からず。且其の存在は目下大部分は秘密なり。『工廠委員會』は唯各工場労働者群衆自身の組織に過ぎず、委員ありて會員無し、又産業的聯合をも有せず。公開的機關として發生し且つ其の大多數は日常生活闘争により生ずるが故に、遂に工會が闘争實行に關する公開的闘争形式となれり。されど將來は更に之をばソウエート(地方人民代表會議)の組織の基礎と爲さざるべからず。黨の支部は若し斯かる組織が當該地に存在する際には、一部分の同志を派

遣して工廠職工會の指導機關及び『工廠委員會』に加入せらるべし。又組織の過度の複雑化を免れんが爲めには必ずしも單獨に黨團を組織するを要せず。兩種の組織中に於ける工作同志は直接に支部の指導を受けて黨團の作用を發生すべし。通常既に職工會を有する工場中に於ては、黨の支部は職工會中に黨團の作用を起し、而して又工會は全體労働者中に工會の黨團作用を起すべし（例へば工人群衆に宣傳して工廠委員會を選挙せしむるこゝ等の如し）。職工會を有せざる工廠中に於ては、黨の支部は直ちに闘争の過程中若くは『工廠委員會組織運動』の際に工會支部を建設すべし。

6 工會職員は絶対に其の全部を都て同志たらしむべからず。黨の領導下に於ける職工會、工廠作坊委員會乃至工人群衆の任務に關する組織等の指導機關に對しては、我等の同志は絶対に全部の機關を獨占する形式を採用すべからざるのみならず、尙其の大多數をも占むこゝも避けざるべからず。這は下級組織に在りて必要なるのみならず、上級なる總工會中に於ても亦然り。

7 職工會は群衆に廣大且つ鞏固なる聯絡をなすべし。日々職工運動に關する確實詳細なる各種の報

告を入手するを得てこそ、始めて一層職工會に有益なる指示を領導しをなし得べし。黨は職工會中に在りて唯工會自身の問題のみを討論せずして、更に工人群衆の日常生活の問題及び其の解決せんを欲する問題に注意する様に領導し、以て職工會に對する群衆の信仰を同情を増加すべし。目下職工運動に際して闘争に關する豊富なる經驗を有する領袖を需要する事多大なるが故に、黨は應に教育を援助しの方法を用ひて此の目的を達すべし。

8 灰色工會及び國民黨の看板を掛け且群衆を有する工廠工會に對しては我等は均しく之れを加入して活動すべし。灰色工會乃至反動工會領袖の工人階級出費事實を暴露し、以て群衆を革命の方面に奪取し來るべし。

9 群衆の日常闘争を群衆説服。黨は群衆を命令して罷工を強要する等、舊時の運動方法を一切却却して努めて群衆を説服し、以て之れを誘導する實際的運動に着手せざるべからず。斯かる運動及び斯かる運動に對する指導は、凡て必ずや政治的經濟的の活氣ある闘争問題を以て充滿せしむるに同時に、労働群衆の日常生活中の極めて小なる闘争より進みて大なる闘争へ發展せしめ、彼等を組織方面に吸収

し來り、以て革命失敗後の煩悶沮喪せる群衆の情緒を興奮せしむべし。

10 失業労働者の組織と活路——革命工會は努めて失業群衆を自己の周圍に組織し殊に彼等をして灰色工會或は御用工會の爲め腐化せらるるの影響を免れしむべし（例へば失業労働者を買収して革命労働者の隊列を攪亂する機器工會の體育隊等の如きは是なり）。失業労働者は鄉村に於ける運動に多大なる關係あり、多數の失業労働者は組織的に鄉村に歸りて農民闘争を指導し、農民武装暴動に参加するこゝを得べし。又都市暴動の準備中に於て、失業労働者も亦之れを暴動の煽動者に成し、或は暴動による政權奪取時期に際して同盟軍となすを得べし。

(三) 農民群衆中に於ける組織。
1 農民協會は今尙ほ主要なる口號なり。目下農民協會は依然として農民組織中の主要なる口號なり既に『農民委員會』の名義を採用したる地方或は農民協會の機關が既に國民黨に占領せられたる地方に於ては、我等は別に秘密的農民委員會を組織すべく農民協會の名義を用ふべからず。但し國民黨に占領されたる農民協會が、群衆的のものなる時は、我等は必ず之に加入して活動し、其の反革命の陰謀を暴

露すべし。

2 農民協會の成分と組織系統。從來農民協會の成分は猶ほ多數の反革命分子、例へば豪紳富農の如きものを下級指導機關中に包含するに同時に、多數の非革命分子も亦混入せられたり。農民の組織系統より云へば、鄉農會、區農會、縣農會は廣く群衆を吸収して農民闘争を指導するに最も適當なる團體なり。省農會に至りては必要なる時に其の名義を用ひて農民を集むるこゝを得べく。或は臨時代表會議を召集するこゝを得べし（省代表會を開催するこゝ能はざる時には區或は路に分ちて開會すべし）。

3 農會の獨立と黨の指導。農民組織中に於ても黨は農會を獨占せんとする傳統的觀念を放棄せざるべからず。農會運動をして黨の指導の下に獨立せしめ以て農會の威權を増進すべし。黨は決して革命的傾向を有する農民を必ずしも總べて入黨せしむるを要せず。但し大多數の農民が入黨を要求する時には信用すべからざる投機分子を除きては必ずしも之れを拒絶するを要せず。但し幹部的訓練を與ふべし。農會指導機關も必ずしも完全に黨員を以て之れに充當せず、能ふ限り非黨員の貧農或は偏農の當選を援助すべし。之れと同時に黨は亦農會に對する指導

力を加強せざるべからず。即ち鄉村中にて最も威信ある黨員を農會の指導機關に加入せしめ、以て農會が農民黨に變成せらるゝ危険を防止するものこす。

4 秘密的農民組織を建設すべし。其他農民間の秘密的迷信的組織に對しても、黨は方法を講じて之れに加入し、其の群衆を接近し、其の領袖の欺騙手段を説明し、更に漸次其の迷信的所信を習慣を打破し以て該群衆組織を改變して之れを革命方面に奪取し來るべし。

5 失業せる土地なき農民。黨は必ず鄉村の失業農民及び耕地なき無職者を適當に指導して農民の周圍に團結せしめ、進んでは農會に加入するに至らしむべし。鬭争に際しては更に彼等をして貧農或は傭農の影響を受けしめて鬭争に参加せしめ、進みては游撃隊の戦争にも参加せしむるに共に、農民武裝行動時の最も有力なる鬭争力量たらしむべし。

6 農民鬭争組織の發展。一切の農民の自發的鬭争中に於て、黨は必ず能ふ限り彼等を指導して最高度の組織を造成せしむべし。又農民組織を有せざる地方に在りては即時農會組織を發展せしめて、廣大なる群衆を奪取すべし。

7 各農民ソウエート農民協會及び雇農工會武裝

を云ふなり)

(四) 武裝團體中に於ける組織問題。

1 兵士支部。兵士群衆を奪取して兵士支部を建設すべし。兵士群衆中に何等かの形式の革命組織を發展せしむることは、實に反動武裝團體中に於ける黨の最も主要なる組織任務なり。

2 工農及び失業者を組織して軍隊に入營せしむべし。黨は有力なる同志若しくは組織せられたる工農群衆を派遣して敵人の軍隊に入營せしめ、以て之れを接觸せしむべし。尙又失業労働者及び農民を組織して宣傳を與へたる後、之れを指導して軍隊内の運動に加入せしむることも更に必要なり。

3 帝國主義軍隊中の組織。中國に駐在する帝國主義の軍隊中に有色人種の軍隊中に於て、黨は應に友黨の援助を得て革命宣傳の組織を發展せしむべし。

4 反動的或は半封建的武裝團體。一切の反動的或は半封建的武裝團體、例へば保安隊、警察、商團人民自衛團、民團及び紅槍會、大刀會、土匪等の如き組織に對しては、黨は其の中に秘密組織を發展せしめて反動領袖を打倒し、其の群衆及び武裝を奪取し且其の舊式の組織及び習慣を改變するこゝ等を以て

鬭争が次第に激烈なる状態に發展して武裝暴動に到達せる際には、黨は出來る限り農會名義を以て農民大會或は代表會議を召集して革命委員會を成立せしめ、以て暴動を指導して政權を奪取すべし。暴動が成功したる後には此の政府の組織を直ちに變じて臨時のものより正式なる組織に轉せしめよ。即ち鄉村工農兵代表會議(鄉村ソウエート)より進みて鄉村區政府の機關を成立せしむべし。暴動の前後に於ては、農會は依然として之れを存置すべし。但し鄉村政府たる農民代表會議が既に數次の集會を経過して、農民も既に直接に政權の管理に参加したる時は、農會は直ちに其の作用を失ふべきものなり。而して農民協會は擴大して農民代表會議となり、農民群衆は此の時には自然に農民代表會議以外の農民協會を別に組織する必要なきを感ずるに至るべし。農民協會の幹部に成り、依然として群衆を密切なる聯絡を保持し且指導作用を行ふべし。農民が既に鄉村政權を奪取したる後には或る地方にては環境の許す限り單獨に雇農工會を建設すべし。(環境の許す限りは即ち農會が既に取消され雇農の人数が比較的多数なるこゝ、鄉村政權が久しく維持し得る等の如き事態

運動の原則を爲す。

5 工農武裝組織及び赤軍。工農の武裝組織を訓練、農民游撃隊、ソウエート政權及び赤軍の組織等に就きては黨は均しく詳細なる規定を設くべし。是等の組織成分は總べて産業労働者及び貧雇農分子を以て中心の基礎を爲すべし。

(五) 都市の貧民中に於ける組織問題

1 都市の貧民組織に對する運動——黨は都市小資産階級に屬する各種の組織、殊に學生組織中に於ける黨の運動に注意し之れをして眞に都市の貧民を指導せしめて、貧農を革命の方面に趣かしむる様子を爲すべし。

2 敵人が指導する群衆革命運動中に侵入して其の陰謀を暴露す。黨員が敵人の指導する群衆革命運動團體の中に參加する目的は、決して其の組織の中に在りて少數派運動をなさんとするに非ず。實に敵人の群衆欺騙運動並に革命出賣陰謀を暴露して群衆を我等の革命の旗幟の下に指導せんとするに在り。

(六) 青年と婦女運動。

1 青年工農、貧民、群衆中に於ける組織運動。黨は應に青年團を援助して青年工農貧民群衆中に活動せしむるのみならず尙運動發展の機會を與ふべし

能ふ限り青年工農を指導して職工會、農會及び一切の工農群衆の組織中に在る各級指導機關及び各部運動に参加せしむべし。工農群衆中に於ける青年の單獨組織例へば體育會、童子團及び鄉村少年先鋒隊等の如きは何れも之れを職工會或は農會の指導の下に屬せしむべし。

2 女工農婦中に於ける組織運動。黨は工農群衆及び一切の貧農運動中に於て婦女運動に注意するに共に、婦女中の積極分子を指導して實際運動に参加せしむべし。工農會の各級指導機關には女工農部を参加せしむるに必要にして、其の下に婦女運動委員會を組織し、以て婦女運動の調査及び計畫を爲すべし、尙又各部の運動に對して婦女を參與せしむるに共に、必要ある時は工農會の婦女委員會は婦女會議を召集して一切の運動方法を討論することに得。但し此の會議は經緯的組織にあらず。而して婦女會議の決議に因る運動方法は一種の經緯的運動として工會を助けて女工農婦を教育宣傳鼓動するものとする。

(七) 濟難會の運動。
1 黨は應に各方面より群衆中に於ける濟難會の發展を援助すべく、殊に地方黨部及び廣大なる群衆を擁する支部に至りては、此の運動を特に注意す

の如し)中に黨團の組織を設置すべし。但し工廠作坊委員會、工會支部(即工廠工會)郷農民協會等の中には必ずしも黨團を組織するを要せず。直ちに支部の全體黨員を以て黨團の作用を起すべし。

3 各地の一切の群衆團體的組織及び形式に對しては各地方黨部が自から黨團の問題を決定す(或は單獨的に黨團を組織し或は支部より派出して黨團の作用を起さしむ)に雖も、但し黨團作用の原則に違反すべからず。

4 黨團は各當該級黨部に屬する一種の組織なるが故に各當該級黨部指導機關の指揮を受くべし、黨團は自己組織の系統若しくは指揮系統を有せず、上級機關中の黨團は、決して直接に同一團體の下級機關中の黨團を指揮することに能はず(例へば鐵路總工會の黨團は決して直接に各鐵路工會の黨團を指揮することに能はず、又全國總工會の黨團は決して各省總工會、各全國產業總工會の黨團を指揮することに能ざるが如し)。故に黨團は工農會の獨立なる組織系統に指導系統を妨礙すべからず。換言すれば工農會の上級機關は當該黨團の影響を取入れて下級工農會を指揮することに得るも、上級黨團が自から出頭して直接に下級黨團を指揮することに能ざるなり。同

べし。
2 黨は群衆中に於ける濟難會の發展を指導すべし。如何なる種類の名義を利用することも、濟難會の目的は最も廣大なる群衆を團結し、革命に同情せしめて黨の發展に便宜を與ふるに在り。

(八) 黨團組織問題。
1 凡そ非黨的勞働群衆の組織及び其の機關(委員會、幹事會、代表會、大會等の如し)中に於ける共產黨員は、必ず黨團を組織して積極的に黨團運動を進行すべし。黨團は必ず極力該組織内の大多數の分子を自己の影響下に爭取すべし。若し彼等黨員にして熱烈に、實際に、且努力して該組織内分子の要求を了解することに得ず、彼等は始めて完全に勞働群衆自身の利益を擁護し得るに同時に、目下の闘争任務に工農群衆闘争の最終目的を相關聯せしむることを得るものにして、斯くてこそ始めて黨の影響を更に容易に擴大するを得べし。一切の黨團運動は必ず各當該非黨勞働群衆組織の章程及び、決議の範圍内にて進行すべし。

2 黨は工農會の總べての上級機關(例へば產業總工會、全國總工會、省總工會、地方總工會、各區代表會議の執行委員會、省農民協會、區農民協會等

時に下級黨部が其の管轄黨團を指導する際には、必ずや上級黨部の各項の運動方針を根據として、其の屬する所の黨團をして自己の上級黨團の行動に相符合せしめざるべからず。

第二 ソウエート政權の組織問題決議案

一 ソウエート政權の準備活動

(一) 黨は暴動準備の時期に在り、廣く將來に於ける政權の核心を造成すべし。
暴動準備期間中に於ける黨の主要なる任務は、ソウエート政權を鞏固にし且つ之を維持する爲めの先決條件を造成するに在り。或る地方の政權奪取後に於ける黨の主要なる困難は、如何にして此の政權を鞏固にし且つ之を維持すべきかの問題に在り。故に黨は、群衆を獲得して暴動に参加せしむるのみならず、尙事前に於て種々の必要の方法を以て將來に於ける都市及び鄉村政權の核心たるべきものを組織し、以て此の核心に由りて、政權奪取後の各種の必要なる動作を準備することに得しむべきなり。此の種の核心たる可き組織は、政權奪取後の政治機關を爲るべきものにして、其の意義に就き曾てレーニンは其の著『ボルシェヴィキは能く政權を維持し得るや否や』の中に既に説明して曰く

『若し革命階級民衆の創造力にしてソウエートを建設し能はざらむか、露國無産階級の革命は竟に希望なかるべし。如何にならば、無産階級は既に白露の機關を利用して政權を維持するに能はざるのみならず、新たなる機關は之を一時に建設し得べきものに非ざればなり』云々。

(二) 『中國に於ては二元政權の存立は殆んど不可能なり。故に工農が政權を奪取したる後には必ず直に新政權の實現を見る可し』。

中國革命從來の全過程は、我等に對して中國に於ては露國十月革命以前の二元政權の如き局面（即ち一方にはソウエート政權、他方には臨時政府あり）が再現せらるゝ、可能少きことを語れり。曾て十月革命の時に當りては、將來の政權の核心が舊政權と並立したる事あるも、中國に於ては斯かる現象は之を見るを得ず。我等の豫想する所に依れば、工農暴動を以て政權を奪取したる時は、直に新政權實現すべく、換言すれば中國に在りては決して露國のソウエートが一九一七年事件以前に公開存在したるが如き現象を示す事無かるべし。故に中國共産黨は一方に於て必要なる方法を以て事前に秘密に政權の核心を建設するに同時に、他方に於ては、更に必要なる方法を以て暴動後、確實敏捷

に政權機關を組織し得る様準備するを要す。

3 黨はソウエートの内容、理論及び活動を宣傳するに共に、工農の積極分子を組織して之を將來のソウエート幹部たらしむべし。

中國共産黨はソウエート聯邦がソウエートを建設せる經驗を應用し、此の經驗を黨員及び廣く群衆中に普及して、豫め幹部人材を準備し、以て敏捷に政治機關を建設すべきなり。黨は先づ豫定せられたる各種の暴動區域中に於て豫め普遍的にソウエート理論を宣佈し、且ソウエート政權の一切の具體的形式及び具體的計畫を宣傳し置きて、民衆が該區域内に於て奮起するや、迅速にソウエートを建設するに於て奮起する様準備せざるべからず。尙又黨は宣傳計畫以外に組織上の計畫をも爲すべし。此の問題に就きては上海の舊例を採用するを可し。即ち政權奪取の前に先づ秘密に民衆代表會議を選挙する方法はなり。但し中國現在の秘密條件の下に在りて斯くの如く政權の選挙を遂行するに可能なりや否やは甚だ疑問にして、恐らくは概ね適當なる條件を得るに困難なるべし。故に黨は各企業各街道に對して、支部、黨員個人、及び信用すべき労働者を経て豫めソウエート幹部選挙の方法を準備し、革命委員會と民衆間の聯繫を實現するにを得し

め、且將來の政府に参加して該區該企業該道路の政府代表に充任するを得しむべし。黨は豫め假りに將來の革命委員會の行動計畫及び近き將來の命令を決定し置くを要す。黨は更に代表を各大鄉村に派遣して地方政府組織の運動を實行せしむべし。而して是等の代表は農民協會、遊撃隊、積極的にして且威信を有する農民の組織及び其の他暴動の實現を援助し得る一切の組織と關係を結び、更に革命的にして且つ相當押しの利く農民を選択して、該區の政權を掌握せしむるに同時に之を該區の革命委員會に加入せしむべし。斯かる分子に對しては必ず絕對に黨の權威を認めしめ、以て革命委員會を組織せざるべからず。

ソウエート形式は名づけて工農兵代表會議と稱すべく（鄉村區域に在りては農民代表會議と簡稱すべし）、又中國のソウエート政權の正式名義は中國工農兵代表會議（ソウエート）政府と爲すべし。

二 政權奪取後の任務

(一) 黨は政權奪取後には労働群衆を吸収して國家機關に参加せしむべし。

政權奪取後の根本任務は新政權の存立並に其の革命的政策的實行を保證する新々機關の建設に在り。此の

機關たるや工農兵代表會議の決議案を執行する一種の技術的機關に過ぎざるものと思料せむか、夫は大なる錯誤にして、此の機關の任務並に作用は普通の技術機關よりも遙かに大なるものなり。レーニン曾て説いて曰く『僅か二十四萬人のボルシェヴィキを以つてしては全露西亞を指揮することに能はざる可く、又貧窮民の利益を代表して富裕者に反對することに困難なるべしと爲す者あり。然れども二十四萬の我が同志は既に百萬以上の革命民衆を領導しつゝあり。……今日我等の國家機關に屬するもの既に百萬なり。而も彼等は思想上總べて社會主義の國家に忠を盡し、決して毎月二十日に此額の俸給領取を唯一の目的とするものに非ざるなり。加之、更に我等は一個の「不可思議」なる方法を有し一度手を擧ぐれば直ちに以て國家機關を十倍に増大し得べし。此の方法は資本主義國家に於て古往今來曾て有らざる處。而して此の「不可思議」なる方法は、即ち労働群衆並に貧乏人を吸収して國家を管理する日常工作中に参加せしむることなり。』

(二) 黨は革命的方法により労働者の機關を設置し是に依て土地衣服食物等を労働群衆に分配すべし。空前の困窮と戦争に因る痛苦を減少せんが爲めに、又戦争が民衆に與へたる恐るべき傷痕を慰撫せん

が爲めに、我等は必ず革命的民権を擴充し且つ革命的方法を採用して、都市及び鄉村に於て貧民の利益に適合する様凡ゆる土地家屋食糧衣服履物等に至る迄之を分配せざるべからず。我等は即座に數千百萬人を吸収して國家機關に参加せしむるを得べし。斯かる國家機關は從來資本主義國家に於て見ざる處、而も我等は大多數民衆の完全なる同情を取得し得るの故を以て、斯かる機關の建設を爲し能ふなり。我等は幾多の覺醒せる且つ資本主義長期間の訓練を経て紀律化せる勞働者を有す（我等は徒らに資本主義の教訓を受くるものにあらず）。斯かる勞働者は以て勞働警衛軍（*Workers' Guard*）を編成し得るのみならず、漸次之れを擴大して全民衆の警衛軍たらしむるを得べし。覺醒せる勞働者は眞正の勞働群衆並に被壓迫群衆を吸収し得るに共に、尙彼等を領導して政治的事業の管理に参加せしむることを得るなり。『最も重要なものは、被壓迫者及び勞働者をして自己の力量を信ぜしめ、且つ彼等が精密に秩序的に、組織的に且つ貧民の利益を根據として各種の食物、牛乳、衣服、住所等の分配を管理する能力ある事を知らしむるに共に、實際上に之を行はしむるにこそ是なり。』而して此の種新政權の膨大なる機關は、ソウエート或は革命委員會の臨時政權機關の周圍に之を組織

すべきものとす。

三 ソウエート及び革命委員會

暴動參謀部は即ち將來の赤軍司令部なるが故に革命委員會に屬すべし。革命委員會は群衆との關係を生ずるの方法を講じ、ソウエート代表會議の召集に備ふべし。

正式代表會議（ソウエート）を組織するに至らざる以前に於ける最初の政權形式は臨時的のものにして、革命委員會即ち是なり。革命委員會は暴動の準備に参加せる各組織の代表により之れを組織す。活動を開始するや直ちに革命委員會を暴動參謀部の職務を明白に區分すべし。暴動參謀部は革命委員會の指導を受くるに同時に、速に赤軍司令部に變更せらるべきものにして、當該區一切の軍事行動を指揮し、工人の動員を準備し、赤軍軍需及び其の他の兵站事務を掌理し、且當該區内の一般治安の防衛に當るを要す。革命委員會は速かに政權的機關を成りて民衆の一般的需要に應ずべきものなるが、革命委員會組織の當初に當りては、先づ以て新政權の成立を宣布するに同時に、正式代表會議に依る政府の組織に着手すべきものとす。

革命委員會は臨時政府にして代表會議（ソウエート）

四 紅軍の組織

（一）暴動に従事せる一團を以て基本隊伍を爲し、同時に青年工農を募集して常備赤軍を組織す。

革命政權成立の第二日には、直ちに赤軍の組織に着手すべく、暴動の隊伍を以て赤軍の基礎を爲す。革命委員會は黨の職工會及び農民協會の援助の下に必ず其の暴動の隊伍を以て常備赤軍を組織すべく、更に農民協會及び職工會の革命分子を募集して紅軍の將來の幹部又は最も信頼すべき柱石を爲すべし。軍隊募集の方法は須らく未婚の青年より着手すべく、赤軍成立の始めには只一般の革命分子を（即ち黨員、團員、職工會、或は農民協會の會員）募集して之に充當するに止め、漸く進むに及びて始めて信頼すべき中堅分子の募集に及ぶべし。尙ほ赤軍成立以後年齢を制限を設けて徵兵制度を實行し、赤軍に加入せしむ（但し是は青年に對してのみ行ふに過ぎず）募集したる軍隊は兵營の生活を體驗せしむべし。

（二）遊撃暴動軍隊に對する方法は前と同じ。

現存の遊撃暴動軍に就ても亦同様なる方法を用ひて之が募集を用ふべし、尙ほ其の中の軍官及び政治運動擔當者の成分に對しては須らく重ねて改組し、之を常

は正式政府なり。革命委員會は代表會議の準備會に外ならざるが故に、代表會議成立大會の召集を準備し、以て正式政府の成立を宣告すべし。革命委員會の分子は、絶対に黨の訓令の執行を保證することを要す。軍隊或は地方の民衆に對して勢力を有する分子に對しては、讓歩して之れを革命委員會に加入せしむるに努めざるべからず。但し彼等が加入後、革命委員會中に在りて平穩に我が黨の組織を支持すること能はざる時は、直ちに方法を講じて之を孤立に陥らしむるに共に、適當なる時期を俟ちて革命委員會より彼等を驅逐すべき一切の準備を怠らざるを要す。革命委員會は更に諸種の方法を以て群衆との關係を密にし、代表會議政權の建設を準備すべく、之れが爲革命委員會は定期に工農（貧農）兵士代表を召集して其の治績を報告し、且此の會議に参加する分子を利用して革命委員會の決議案の執行を督促實施せしむべし。革命委員會は更に當該區の工農手工業者の大會上に於ても亦其の治績を報告する事を要す。經常的、正式的、且工農兵代表會議的の政府を建設し得るに至らば、直ちに該區の政權を鞏固にして民衆の充分なる實際的擁護を獲得し、以て民衆をして代表會議が革命的成分及び革命的政策を確實に有する事を保障せしむべし。

備的赤軍たらしむべし。

五 軍官及び政治部職員の構成分子

(一) 勞農中より軍事指導人材を育成す。
我等は必ず勞働者農民及び游撃暴動の隊伍(地主に反對する農民又は軍事に經驗ある勞働者を指す)中より、自己の軍事指導人材を育成せざるべからず。

(二) 軍事訓練班を設置す。
革命委員會は速に短期軍事訓練班を設置し革命工農の軍事智識に富める者等を利用して軍官に充當せしむ。(但し可成下級軍官のみを利用するを可し。高級軍官は長く之れを利用すること能はざるのみならず、彼等の軍事智識は充分ならず。又彼等は容易に革命に叛反す)。

(四) 政治部職員及び政治委員は共產黨員に限り之れを擔任することを得。
政治部殊に政治委員は極めて大なる権限を有せしむべく共產黨員に限りて之れが擔任を許すべし。工人、或は農民黨員自身を以て之れに充當するは最も可し。軍隊中に於ける共產主義の影響頗る薄弱なる時は、政治委員乃至政治部職員をも亦是に對して派遣すべし。

關組織の爲め各區總司令部は當該地方革命委員會を協同して全區の軍需機關を組織し、並に事務員を指定して各軍供給事項を管理せしむべし。糧食の貯藏なき地方に於ては殊に供給的集中に注意するを要す。供給の權限は之れを該區の司令部に集中すべし。貧民を利用して軍隊に服務せしむることに極力反對せよ。地方革命委員會は革命軍の要する人夫數目を一般に佈告すべきのみならず先づ富農の徵發に努むべし。

八 反革命の闘争に反對す

『諺に曰く賊を擒へんせば先づ其の頭目を擒ふべし』。故に我等は優勢なる暴動中に於ては先づ反革命の領袖を逮捕して擔保せしむべし。

都市中には特別機關を組織して反革命を闘争せざるべからず。該機關の下に特別隊伍を設け勞働者を以て之れを組織すべし。先年の廣州恐怖の經驗に徴すれば、同地の赤色恐怖は極めて劇烈なりしも、而も無方針たりしを免れず。即ち彼等は多數反革命の走狗を殺したりも雖も反革命の頭目を殺さざりき。換言すれば廣州に於て誅殺せる人數は頗る大なりしに拘らず軍事領袖及び反革命勢力の領導者に至りては毫も傷害せられたるもの無し、此の故に恐怖は系統的にして且つ反革命

六 軍隊中に於ける政治運動

(一) 軍隊中に於ける政治運動は軍隊の内部のみに留まらず、廣く一般人民及び諸種團體に關する煽動を行ふべし。

軍隊中に於ては應に黨の支部、及び青年團の小組を組織すべし。

(二) 地方革命政權

前項中後者は直接に前者に服従すべし、而して政治運動を指導する爲めに政治部を組織すべし。政治部の活動は軍隊内部並に一般人民に對する宣傳に留まらず更に戰線各區域内に在りて革命的政權の組織に従事するを要す。是れが爲めには政治部内に於ける最高の權威を此の外革命委員會に政治部は更に各當該區域内のソウエート基礎を準備すべし。

七 軍隊の給養及び服務

各區總司令部は地方の革命組織を協同して全區の集中的軍需機關を組織すべし。

財政、徵發等に關しては各地に統一的軍需機關を組織すべく、從來、ソウエート陸海軍の實踐中統一的活動に關する最後の模範たりしものなり。集中的軍需機

の頭目に打撃を與ふるものたらざるべからず。暴動勝利の第一日に於て反革命を闘争する機關は直ちに該地の資産階級、地主、軍閥、流氓等の頭目數十名乃至數百名を逮捕して擔保せしむべし。同時に一般人民に對し『是等擔保せざる輩こそ地方治安の責任を負ふべきもの』たることを通告すべし。又鄉村中に於ても同様に主紳士を捕へて擔保せしむべし。

反革命に對して闘争する機關は人民の所有する兵器を登記し、以て不時の際に於ける回收の便に備へ、且つ暴動勝利の第一日に直ちに『商團』流氓及び土匪の武装を解除すべし。私に兵器を密藏する者は凡て之を死刑に處す。反革命を闘争する機關は、第一日に直ちに人民の登記を施行し、曾て軍隊或は軍事機關に服従したることをある人員を計上すべし。蓋し彼等は其の後猶ソウエート政權に反對する暴動隊伍の幹部なる可能性を有すればなり。凡て一切の地方的、紳士的、大商人的、地主的、團體は完全に之れを解散すべし。反動分子に對しては團體の組織を禁止し、之れを企圖する者には嚴重なる懲戒を加ふべし。

鄉村中の反革命に對する闘争は特別なる農民自衛機關に於て之れを執行すべし。農民協會會員及び暴動に参加したる信頼すべき分子は總て農民自衛機關(農村

警衛軍)に参加することを得。其の責任は郷村の秩序を維持すること同時に、土匪並に反革命者を鎮壓するに在り。都市に在りては平民警衛軍を組織すべし。但し従來の警察官は警衛軍内に服務すること許すべからず。

九 ソヴェート政權確立前に於ける

軍事團體の關係

完全に改編することを要す。少くも其の士官及び政治運動従事人員を變更すべし。

革命に投降せる軍隊に對しては殊に慎重なる策畧を用ふべく、革命委員會は先づ其の武装を解除して之れを改編し、並に其の不穩分子を剪除すべし。而して革命委員會は是等の業務の完成に盡力せざるべからず。舊士官を異動に際して兵士中に充分なる宣傳する所有るべく、即ち舊士官の異動は「兵士中の新士官を推選す」と云ふ口號の下に之れを實現すべきなり。要するに革命方面に投降せる軍隊は何れも完全に之れを改編すべく、決して寛容なる手段を採り、之れが變更を憚るが如きこと有るべからず。斯かる軍隊及び兵士は游撃隊或は赤軍の内に編入すべし。若し即時に斯くの如くなし能はざる時は其の士官を異動し、政治委員を派遣し

て嚴重に之れを監視すべし。

十 土匪に對する關係

暴動前には之れを聯盟し、暴動後は速かに其の武装を解除して其の領袖を消滅すべし。

土匪或は土匪に類似する團體との聯盟は唯暴動前のみ限り、暴動後は直ちに其の武装を解除して嚴重に之れを鎮壓すべし。是は實に地方の秩序を保持して反革命の再起を避くるに必要なる先決問題たり。其の首領は之れを反革命の領袖と看做し縱令彼等が暴動を補助せるの功あるも容赦すること無く、之れを完全に汰除するを要す。土匪の革命運動或は政府中に侵入すること許さば多大の危険あるは論なく、是等分子は力めて革命軍隊及び政府機關中より驅逐せざるべからず。又若し最も信頼すべき分子ある場合には彼等を利用して敵の後方に活動せしむべく、決してソヴェート政府内に彼等を在らしむべからず。

十一 迷信又は半迷信的の農民武装

組織(紅槍會等の如き)に對する關係

其の群衆を奪取して首領を孤立せしむること共に機

會を俟ちて之れを改編すべし。

神教の迷信的農民武装組織に對しては、我等は民權化の口號の下に運動すること共に其の群衆を奪取し、同時に其の首領の行爲を暴露して群衆より之れを分離せしめ、以て孤立の地位に陥らしむべし。改編又其の軍隊に就ては之れを極力改編して常備的紅軍中に編入す。但し戰爭に際し、確實に紀律を遵守し新政權に忠實なることを表現し得れば、之れが改編を行ふに及ばず其の全部を保留することを得。

十二 民 國

其の士官を解職すること同時に其の部隊を前線に派遣して戦はしむべし。

民團に付ては只其の部隊のみを利用すべし。蓋し大部分の團員は農民なればなり。但し先づ其の投降し來れる長官を解職し其の武装を悉く解除して後始めて其の部隊を利用することを得。然れども如何なる場合にも農民自衛機關(農村警衛隊)及び都市平民警衛隊の内に加入せしむることあるべからず。必ず前線に送りて戦はしむべし。

十三 暴動口號の實現

(一) 速に土地法令及び其の他の實際的農工生活の改善法令を頒布すべし。

革命委員會成立の第一日に於ては、直ちに土地法令及び工農生活改良の法令を頒布し、更に專門機關を組織して是等法令の實施に従事せしむべし。此等法令の實施に關しては其の最初に於て將に重要なものあり即ち革命委員會は其の第一日に於て直ちに實際の利益を工農に與へざるべからず。例へば富農の住宅、衣服を押收して工人及び一般の貧苦群衆に配給し、或は失業労働者を援助するが如き是なり。毎區内夫々法令の頒布前に於て、詳細に考慮して、可成一般の法令に暴動の總口號を相照應連絡するものたらしむるを要す。

(二) 銀行國有を實行し並に地主軍閥及び資本家の財産を沒收すべし。

財政の根源を鞏固ならしむる爲め、即時に都市中の地主軍閥の財産を沒收し、銀行を回收して國有たらしむべし。蓋し是は實に地方財政及び市場を監督する強大有力なる武器なればなり。更に新政府の信用制度を以て舊銀行の信用券に代へ、該地方の資産階級の資本を統計して財政の監督權を完全に政府の掌中に集中せしむべし。又銀銅等の現物の總額を統計し、ソヴェー

ト區域より貨幣現金の輸出を禁止するに共に、違反するものあらば反革命肅清の闘争機關に依り嚴重に處分すべし。

政府機關は速に方法を講じてソウエート財政を充實すべく、此の目的達成の爲めに資産家に對しては臨時徵發を施行し、反革命の財産を沒收し、並に累進所得稅制度を實行すべし。ソウエート政權は豫め經濟上に於ける資産階級の反抗を豫期して各種の方法、例へば給養機關の組織、消費組合の創設、國家商店の設立等の諸制度を規定し、同時に自ら之を監視すべし。

(三) 革命委員會は財政部、農民部、工人工部、及び行政處等を設置すべし。

革命委員會は財政部、労働部、行政處を設置する外更に農民部(即ち土地部なり)を設けて土地方を實行すべし。而して此の機關は最初は革命委員會に屬するもソウエート成立後は直ちにソウエートに屬せしむべきものとす。

十四 勞工監督

(一) 労働者の工場管理を既に實行せるもの對しては『公平なる稅則』を以て『資産沒收』に代ふべし。工人監督の口號實現は其の意義頗る重大なり。レー

計し並に一般の労働者を號召して經濟的行動の監督を實行するものなり。

十五 ソウエートの組織

(一) ソウエートの組織は労働群眾直接選舉の基礎上に立ち、同時に産業労働者の指導的作用を保證す。地方政權鞏固なるを得たる後には直ちにソウエートを組織すべし。而して黨委員會は土地の情形を考慮してソウエート組織の時機を酌量するを要す。但しソウエート組織に關する各般の準備に付ては、暴動の前並に暴動實現の後直ちに之れに着手せざるべからず。ソウエートは労働群眾の直接選舉の基礎上に組織せらるべく、決して廣州(實際上に革命委員會あるのみにてソウエートにあらず)海陸豊、及び上海(人民代表會議の形式)等に於けるが如く單に上層組織の代表の集合に據る方法を用ふべからず。選舉は工場労働者、各街路労働者、貧民、手工業者(手工業工人大會よりすべく、職工會の執行委員會よりすべきにあらず)及び學生等によりて執行すべく、且つ此の場合特に各地の下層組織、職工會及び黨の代表を包括することに要す。代表の分野に就きては可成直接に選出せられたる労働者及び貧民を大多數たらしむべし。尙此の外更に漸次

ニン會で論じて曰く『要は資本家の財産を沒收するに在らば全民的且つ各方面的に資本家並に其の一切の擁護者を監督するに在り。軍に沒收せしのみては何事もなし能はず。蓋し沒收其のものは組織的正確分配的乃至は打算のものにあらずるなり。我等若し種々、虚偽の報告、虚偽の計算等、法令違反の弊害を完全に阻止するを得ば、公平なる稅則を以て沒收に代ふることは難事にあらず。而して、斯くの如き法令違反の防止は只労働政府の勞工監督ありて始めて之が實現を期すべきのみ』と。

(二) 勞工監督の實現は労働群眾の各組織に依つて之れを爲すべし。

勞工監督は職工會工場委員會、手工業工人の工會及び一般の組織労働群眾に依つて之を實現すべし。

(三) 經濟部を設置して各事業の經濟を管理せしむべし。

更に相當なる機關を設けて該區一切の經濟事項を管理監督せしめ並に該區の一切の經濟的財富を統計せしむべく、之れが實施に當る機關は即ち國民經濟部なり該部には多數の労働大衆を抱容して業務に参加せしめ其の事務員も亦大工場の職工より之れを選任すべし。國民經濟部は一切の經濟富源、工場企業、作業場等を統

選舉條件を決定してソウエートの中に於ける革命の影響を保障し得るに至らむことに努めざるべからず。小資産階級に對する策略は各地革命の深入程度、政權の鞏固程度、並に階級分化の程度等によりて定む。又ソウエート中には小資産階級下層成分の代表をも有すべきのみならず、其の地に駐在せる革命軍隊の兵士をも亦ソウエート選舉に参加せしむべし。ソウエートを選舉してソウエートの作用を開始するに際し、産業労働者をして特權を有せしめ、以てソウエート中に於けるその指導作用を保證す。

(二) ソウエートの定義

吾人はレーニンがソウエートを定義して左の如く謂へる事を牢記せざるべからず『ソウエートは新なる國家機關にして其の特質次の如きものあり。(A) 工農の武装勢力—此の勢力は舊軍隊の如く民衆に離るゝものにあらず。却つて民衆と密切に聯絡するものなり。軍事上此の勢力は従前の軍隊よりも遙かに強大なり。革命的意義上此の勢力は何ものにも代へ得るものにあらず。(B) 此の機關は群眾及び大多數の人民と密接して間斷なく相聯絡し、容易に自己の錯誤を反省し又容易に意外の創傷を恢復することに得。是實に從來の國家機關に未だ曾て有らざりし所なり。(C) 此の機關は民意に

よりに選舉せらるゝが故に民意によりて變動するこゝを得全く官僚主義の態様を存せず。その民権主義なる事は實に従前の國家機關に對し其の幾倍なるやを知らざるなり。(D)各種の職業に對して密接なる關係を有するが故に官僚主義たるこゝ無く、且深く民衆中に在つて種々なる改良を促進す。(E)先鋒隊として被壓迫勞農階級中の最も覺醒し、最も努力し、最も進歩せる部分なり。而して被壓迫階級全體の大なる群衆は今以て政治的生活及び史的過程の外に在るが故に其の先鋒隊として此の機關に依り其の教育を促進し其の訓練指導をなす。(F)會議主義及び直接民権の二長所を兼有し人民は代表を選舉するこゝ同時に立法及び行政の權を有す。資産階級の會議政策を比較してソウエート方面の特異とする所は民権主義發展の事實に存す。而して是れ實に世界的歴史の意義を有するものたるなり。ソウエートは國際政權を悉く取得したる後、始めて眞の選舉基礎上に發展して、以て充分に其の任務及び能力を擴大し得るものにして、然らざればソウエートは毫も長所なきのみならず將來の發展を約束する萌芽もならず(萌芽は永久存在するこゝ能はざるものなり)して、結局玩具たるに留るべし。二元政權はソウエートの難症なり。』

レーニンの右の定義はソウエートの目前及び過去の作用に就きて説明し盡し餘す處無し。ソウエート制度及び其の他の組織の關係に對しても亦上述せる所によりて研究するを得べし。

(三) ソウエート會員は能ふ限りソウエートの活動に参加すべし。

ソウエート(工農兵代表會議)の代表(議員)はソウエートの活動に参加して、ソウエートの決議案を執行し或は決議案の執行を監督すべし。

(四) ソウエートは群衆大會にあらず、亦數人の領袖の組織にもあらず。

ソウエート會議は、先年上海市民會議を開催したる際の如く、單に群衆大會の性質を具備するのみにては足れりせず、又廣州ソウエート時代に實行したる結果の如く、僅かに高級直接指導機關あるのみにて不可なり。當時廣州ソウエートの組織は實に狹隘にして合計十四乃至十六人の會議員なるに過ぎざりき。

ソウエート政權は其の成立の第一日より、直ちに廣大なる勞働群衆の奮起を促すこゝ同時に、ソウエート政府員が容易に犯すべき種々なる罪惡、例へば官僚主義、怠惰、報告偽造等の如きものに對して監督すべし。

(五) ソウエートは各種の職務を執行する爲めに各

部を設置す。

ソウエートは當該地並に全國に於ける主要政策の計畫に際し、更に普遍的にソウエート會員の能率を増進する爲め、左の各部を分設して各種の職務を執行すべし。

- 1 軍務部(自衛隊及び赤軍を組織す)
- 2 財政部(租税の處理財産の沒收及び配置等)
- 3 市政部(學校及び水道事業等の管理並に病人の救助等)
- 4 社會保證部(勞働法の實施、貧民農工に對する家屋及び職業の給與)
- 5 國民經濟部

(六) ソウエート中に眞の『直接撤回權』を實行す

ソウエート代表は其の選舉人に對して定期に過去の事業を報告するを要す。選舉人は其の代表を撤回して別に新代表を派生する權あり。都市ソウエートは近郊の農民或は全區農民の代表を包括し、彼等をして其の農區の革命中心と爲らしむべし。都市の革命的活動遂行の爲めには、執行委員會を選舉し此の委員會中には該都市或は該區の重要組織の代表、軍隊、職工會の代表及び反革命を鎮壓、並に必要品の供給に従事する職員等を含むべし。執行委員會の人数は十一人より二十

七人迄を選舉するを得。更に此の委員會より常務委員會を選舉す。是れ殆んど該地の實際政府なり。人数は五人乃至七人を爲す。

(七) ソウエート各機關の黨團は黨の指示を執行すべし。

此等機關の黨團は絶対に黨の指示を執行すべし。一切の最も主要なる政策は總べて該地の黨の委員會の許可を経るこゝを要す。

十六 ソウエートの職工會暴動司令

部及び革命軍等との關係

(一) 群衆より離れたる上海市民會議

ソウエートは成立當日より眞の政權たらざるべからず。其れが爲め先づ從來の鬭争過程中同様な組織の成立を見たる時犯せる錯誤を剪除せざるべからず。例へば一九二七年三月上海暴動の時に組織したる市民會議の如きは、實際上の政權にあらずして有名無實の組織なり。眞の政權は凡て職工會及び工人糾察隊總指揮の掌中に集中せられ、是れが爲め上海市民會議の會員は廣大なる群衆と隔絶せられ、群衆と引續き生氣ある關係を發生するこゝ能はざりき。

(二) 職工會は轉じて新政權の形式となり勞働者の

日常經濟鬭争は遂に停止するに至る。

右の如き情形は亦職工會に極めて大なる影響を與へ職工會は竟に職工會たらずして更に政權となり、遂に工人經濟鬭争の中に於て其の獲得せる通常の關係を消失し爲めに又政權も貧民及び勞苦群衆に隔絶し、大なる危険を招致す。廣州暴動成功當時の政權は事實上職工會のソウエートに屬せり。職工會は工人階級經濟組織たる運動を爲す能はず。職工ソウエートは遂に事實上新政權を代表せり。但し政權の執行機關は尙之を設置せざりき。

(三) 灰色工會及び其他の労働團體に對しては其の首領を打倒して其の群衆を奪取すべし。

灰色職工會及び其の他の貧民或は労働群衆の組織に對しては、我等は大に慎重の態度を持し、先づ是等の組織を分解せしむるに力め、然る後其の首領は之を攻撃す。但し其の群衆に打撃を與ふべからず。廣州暴動の時に我等は灰色工會の解散を宣布するに同時に其の群衆に其の首領を同一に取扱へり今後は力めて斯くの如き錯誤を排除するを要す。露國のソウエートは灰色工會を封鎖せざりしが、而も積極的に彼等の首領を鬭争することによりて其の群衆を獲得せり。中國に於ても同様なる策略を採用すべし。我等にして若し

黨はソウエートの思想上の指導者なるが故に、其の黨團を経てソウエートを指導すべし。

黨は各處のソウエート中に於て均しく黨團を組織すべし。而して是等の黨團又は黨員の發表する所の言論を経て、ソウエートの活動又は各種の問題に對する黨の意見を表示すべし。黨は隨時隨所にソウエートの思想上の指導者となるべく、自己の影響を制限すべからず。但し黨は黨を以てソウエートに代へ或はソウエートを以て黨に代ふるが如き危険を犯すべからず。黨は豫め其のソウエート機關中に於ける自己の指導作用を保障せざるべからず。故に黨はソウエート中に威望ある業務に堪へる黨團を組織し、以て黨の命令を執行すべし。但し其の地の黨部を以て其の黨團に代用することには甚だ危険なり。黨團は只黨部の指示を執行するものなり。黨團に該地方黨部の關係が順調なる能はずる時、或は後者の勢力が比較的小なる時は、ソウエートを以て黨に代ふる危険ありソウエート聯邦の革命後の最初の數年間は一部份の地方に於ける黨の作用が殆んど縮小せられたることあり。我等は斯くの如き經驗に顧みて、中國にもソウエートを以て黨に代用する危険を生ずることなからしむべきなり。ソウエート政權の正確なる組織は黨の堅固なる指導を以て條

武力を以て組織内の群衆に壓迫を加ふれば、彼等は必ずやソウエートに反對する大勢力を成るべし。

(四) ソウエート職工會との關係は正確なるを要すある工人代表をしてソウエート内の主要なる地位を占めしむべし。

總てソウエートに派遣せらるる代表は、ソウエートの行爲に關して工會に終始報告するに同時に、労働者の行爲に關しても亦ソウエートに對して系統的に報告すべし。工會にソウエートの間に於ける一切の紛糾は各企業より派遣せらるる代表の特種會議に於て之を解決するものとす。凡そ労働者階級の根本利益に關する一切の法律及び處置は、豫め當該地の職工運動指導機關に會同して之を討論すべし。

(五) 工人糾察隊及び赤軍司令部はソウエートに服従すべし。

工人糾察隊及び赤軍司令部はソウエートに服従すべし。ソウエートは敢然として凡ゆる手段を採用し以て兵士群衆の士官に對する作用を保障するに共に、之れによりて赤軍の一切の動作を監督するを得べし。

十七 ソウエート黨の機關

件を爲す。此の目的達成の爲めには、必ずや黨の組織行爲に注意し軟弱なる現象を發生せしむべからず。故に黨部中に活動する同志は、ソウエートの中に於ける同志よりも軟弱なることあるべからず。ソウエート或は其の他の組織内に於ける同志を経て、黨は一切の條件の下に公開的ソウエート中或はソウエートの活動上に黨の影響を増加し且鞏固ならしむべし。

十八 郷村中に於ける政權機關の組織

(一) 黨は農民の革命領袖及び産業労働者を吸収して革命委員會の活動を遂行すべし。
郷村中に於て暴動を發生せる時は、直ちに該地に革命委員會を組織すべし。委員會の組織に就ては特に暴動前に黨部より之れを規定するを要す。革命委員會中には農民運動中の最も強力なる革命領袖に郷村に居住する産業労働者及び都市出身或は都市より歸來せる労働者を吸収すべし。斯かる産業労働者は實に郷村中に於ける黨の作用の基礎なり。故に黨は常に努めて労働者を利用して革命委員會の業務を行はしむべし。

(二) 革命委員會は大なる群衆の革命運動ある地方に設置すべし。

革命委員會の所在地は、大なる農民運動及び多數の

農村労働者ある地方に選定すべきなり。殊に斯かる労働者は敢然として各種の革命政策を擁護し得べきものなるのみならず、尙共產黨の最も信頼すべき基礎となることを得るものなることを要す。又農民協會中に革命委員會の基礎あらざるべからず。革命委員會は農民協會を以て基礎と爲す革命的政權たるべきも、農民協會そのものを以て政權と爲すべからず（形式上に就きては、革命委員會は暴動の直前に農民協會等より選舉するものなり）。革命委員會の活動は、該區の人民殊に農民協會の會員の間に極力普及せしむべし。農民協會と革命委員會の事業の衝突を避くる爲めに、農民協會の領袖を革命委員會内に包含するに共に、尙農民協會全部の負責人材を政府機關内に吸収すべし。革命委員會に在りては、更に積極的に暴動に参加する斯かる農民の領導作用を保障すべし。

(三) 政權既に鞏固となりたる上は、直ちにソウエートを以て革命委員會に代ふべし。

當該地の政權、殊に都市中の政權が既に鞏固ならぬ上は、該區全部の労働農民より選舉せるソウエートは革命委員會に代りて經常活動を遂行すべし。農村労働者及び該區の労働者分子は特に比較的多数の代表を派遣することを得。

農民協會はソウエート組織の基礎を準備し。ソウエートは農民協會の全部の作用を執行すべし。

(三) 農民協會なき地方は直接にソウエートを組織すべし。

但し農民協會に對しては頗る注意するを要す。大多数の人民が尙未だソウエート組織の必要を認めざる時は農民協會を解散すべからず。若し農民協會が上級農民の組織に編みこまれたる時は、吾人は農民代表會議を以て之れと相對抗し可成農民代表會議をして貧農群衆の擁護する機關たらしむべきのみならず、更に大多数の人民をして農民協會と云ふ看板が既に富農土豪等に占領されたることを知らしむべし。而して農民協會なき鄉村中に於ては直接にソウエートを組織すべきものなり。雖も、其の地の下級農民群衆が農民協會の組織を希望する時は、其の組織に對する反對を固執すべからず我等は唯多くの農民協會群衆大會、殊に代表會議の開催を鼓吹し、漸次之をして農民代表會議に變成せしむべし。

二十 ソウエート區域の中に於ける

黨の組織

(一) 一般の工作は公開なるを要す。但し一部の秘

(四) 常務委員會内には當該地の主要なる指導者を包含すべし。

ソウエート常務委員會を選舉するに當りては該地の最も主要なる指導者を包含するに同時に常務委員會内に於ける黨の影響を保障することを要す。

(五) ソウエートの中心地としては工農運動の最も大なる地方を選ぶべし。

ソウエート政權の行政中心地は必ずしも從來の舊政府の所在地に限らずして、(斯かる舊地方に於ては官僚が頗る多きをもつて)工農革命の影響を保障すべき地方を選ぶべし。

小都市にして市内に労働者殆んど無き時は、其の都市のソウエートは近郊の農民ソウエートと聯合し、ソウエートの指導作用を農民に歸せしむべし。

十九 農民協會とソウエート

(一) 極力農民協會と革命委員會との衝突を避くべし。

先づ革命委員會と農民協會との衝突を避け、然る後農民協會の基礎上に革命委員會を建設擴大して農民協會に代ふべし。

(二) 農民協會は革命委員會の基礎なり。

密基礎を保存せざるべからず。

ソウエート區域中に在りては黨自身の業務及び大多数の黨員は之れを普遍的に公開し、只小部の秘密機關のみを秘密的狀態に保存し置くべし。成分に就きて云へば黨は自己を擴大して群衆の組織たらしむべし。但し黨員を吸収することに就ては、極めて嚴格ならざるべからず。ソウエート區域内に隠れたる富農及び奸悪分子を肅清することは、常に可能なるのみならず必要なり。暴動に参加せる労働者及び鄉村労働者は入黨に當りて優待せらるべきものとす。

(二) 黨は特別に工農組織に注意し、退却の時の必要なる手段を準備すべし。

黨は農民及び労働者の組織に特に注意すべし。蓋し彼等は農村中に於て黨の政策を擁護する主要成分なればなり。黨は常に退却の時に採用すべき手段を準備し以て黨の活動勢力を保存すべし。更に交通員は豫め秘密的黨部及び工農組織を建設すべし。

二十一 ソウエート區域の擴大

ソウエートは不斷に自己の領土を擴大すべく、一は武力を以て進取し他は極力附近の區域の武装暴動を援助すべし。

其の地の革命委員會黨部及びソウエートは能ふ限り力を盡して自己の領土を擴大すべし。是れ實に彼等の存在の根本條件なり。而して此の領土の擴大を保障することは、兩方面より進行すべく、一方に於てはソウエートは武力を以て附近の反動區域を攻略するに共に他方に於ては附近の區域を助けて群衆暴動を發生せしむべし。斯くて赤軍の進攻は附近の區域内の武装暴動と相互に相應すべきなり。ソウエート政權は更に代表を附近の區域に派遣し、該區内の政治核心及び暴動を準備組織せしむべし。同時に又斯かる行動は赤軍の進行に相應せざるべからず。若し該地工農群衆の見解が甚だ狹隘にして、只同地ソウエート政權のみを保護せんとする地方主義なる時は、黨は全力を擧げて斯くの如き地方的偏見を打破すべし。又黨は斯くの如き偏見を拂拭するに同時に、自衛以外に尙ほ進取する事は實にソウエート政權存在の唯一の保障なる旨を説明すべきなり。

第三 宣傳運動決議案

一 煽動

(一) 現下の情形に於ける中國共產黨の基礎的任務は、廣大なる革命の新潮流の到來を準備するに在り。

己の地方に於ける具體的要求を基礎として、始めて千百萬の工農群衆に向ひて廣大なる政治上の前途を説明し得るものなる事を了解すべく、若し労働者階級に對する資本家の進攻によりて惹起せられし衝突、紛糾、反抗、罷工、及び地主の恐怖手段農民組織の破壊軍閥の苛捐雜税によりて惹起せられたる一切の憤激的騷動等の瑣細なる問題と、政治上の基本的口號とを相聯結するに能はざらむか、群衆の煽動は必ずや單に表面的たるに止まりて黨の口號の下に廣大なる勞苦群衆を團結し、且つ彼等を誘動して革命闘争に参加せしむるに能はざるなり。

(四) 又各省中其の革命が不平均なる發展を示せる事と、政治環境に變動等(闘争激烈を加へ敵の軍隊退去し、秘密條件より公開條件に轉じたるの事實ある等)は、凡て吾黨の巧妙なる闘争發展を要求するに共に尙、黨の一般的口號に基づきて新に群衆の積極性を増高するが如き(即ち經濟闘争の口號より轉じて政治罷工、示威遊行、武装暴動等の口號に到らしむるに)口號を提出せむことを要求す。而して或る地方に於てソウエート政權を奪取せる時は、我等の煽動の性質内容を盡く根本的に變更して、別に同地方のソウエート政權を鞏固ならしむべき新口號の提出を要する事は極めて

而して高漲的革命運動到來するや、我等の實際的任務は群衆の武装暴動を組織し且つ是を實現するに在るなり。故に現時黨の重心は須らく是を廣大なる工農兵群衆の奪取と、工農兵群衆に對する政治訓育の實施に移すべし。

斯かる任務を實行するには黨從來の宣傳運動に對する注意を増加せざるべからず。而して其の運動の内容は、即ち工農群衆に向ひて革命闘争の内容を闡明し、資産階級地主國民黨等の反革命たる事を教訓し、並に上海廣州等の工農暴動の意義を述べ、更に廣州ソウエート政權の奪取と其の建設の經驗、群衆組織(職工會、農民協會)と工農軍の作用並に其の意義、無産階級及び其の先鋒たる中國共產黨の指導下に在る工農、都市の聯合作用並に其の意義等を解釋するに在り。

(二) 吾黨の基本的政治口號及び群衆煽動の基本内容は、仍然として『地主階級の土地を沒收す』『八時間労働制の實行』『中國の統一』『帝國主義の羈絆より解放す』『國民黨の資産階級及び地主の政權を打倒す』『工農專政を建設す』『ソウエートを組織す』等なりとす。

(三) 黨の基本的口號の解釋闡明は、労働群衆の現下の諸要求と相關聯して是を爲すべし。吾人は、只自明なり。

(五) 秘密運動の困難なる條件は、群衆煽動の方法に影響を及ぼす事當然なり。而して大なる群衆會議を召集するが如きに至つては、群衆煽動の手段として之れを用ふるに漸次困難を加ふるに至れり。即ち現在我等の爲し得る處としては、作業後或は罷工時に際して工場門外に於ける露天大會の召集、都市の俱樂部、労働者寄宿舎、夜學校、同鄉會、平民學校、工人兄弟會、鄉村中に於ける市場、休日、神會(祭日の事)及び山林の中を利用する會議の召集、並に廣場に於て公衆遊戯をなす時を利用して會議を召集する等の方法有るに過ぎず。

(六) 更に又一任務あり。即ち個人及び小組に對する煽動運動を改良すること是なり。黨員は各自須く積極的に努力する煽動者たらざるべからず。而して斯かる同志は必ず個人或は小組と談話する時に當りて積極的に煽動をなし、且當該地の不健全なる問題の政治的意義並に中國目前の政治事件の真相を闡明し、以て現時革命の基本問題を解決する唯一の方途を指摘するに共に、尙之によりて群衆の武装暴動を準備すべきなり。

(七) 能ふ限り群衆煽動運動の基礎を擴大すべく、公開的並に秘密的運動の凡ての可能を利用し職工、苦

力、流氓、無産階級、農民、兵士、職員、徒弟、手工業労働者、小資産階級、智識分子、殊に學生及び小學校教師の間に於て、煽動運動に鋭意努力せざるべからず。

吾黨の一般的口號を以て指導の方針をなす以外に、尙日常の群衆煽動中に於ても各種の鬭争時期、並に各種階級民衆の要求に適應する具體的要求を提出すべし。例へば職工苦力の爲めには、工賃の増加、八時間労働制の實施、任意の虚罰壓迫の反對、労働者住宅の保護並に改良、請負工制度の反對、男女賃金の同様支給、産後の二個月月休息並に其の間の工賃の平額支給、幼年工の夜間労働時間の減少、女工幼年工の過度若しくは危険作業の禁止等の如き條件を提出し、農民（小作農、半小作農）の爲めには未納租金の納付に反對、高利貸者に對する反對、公金着服者反對、及び土豪劣紳の打倒等を、又徒弟、店員及び小手工業者の爲めには苛酷なる搾取反對、虐待反對、劣悪なる労働條件反對、低廉工賃と生活費騰貴反對、食物の改良、見習時期の短縮等を、兵士の爲めには月給の増加、定期に大洋にて月給を支給すること、長官が兵士の給金を着服或は割引する事に對する反對、工農軍隊に投降せしむる爲めの煽動等の如き條件を智識分子の爲めには不良

教授の反對、學生自治の擁護、自由集會を遊行、試験制度の反對、教員の物質的條件の改善等の如き要求條件を提出すべし。

(八) 以上の如き廣大なる群衆に對する政治煽動は甚だ困難且つ繁雜なるが故に、吾人は先づ比較的に進歩せる労働者及び最も確實なる智識分子中より一部分を選択して、宣傳員或は煽動者とし、且彼等に對する指導に一層努力を拂ふと共に、黨部の委員會は一新運動を發生する毎に直ちに宣傳委員會議（數時間乃至二日間）を召集して彼等に運動の實施方法、内容、及び形式を指示し、並に必要な材料を供給すべし。

(九) 宣傳發展運動は頗る困難なると共に又大なる意義あるが故に、黨部宣傳委員會の成分は必ずや健全有力なる分子を以て之れに宛て、以て全部の宣傳及び煽動運動を指導せしむべし。

二 宣傳

(十) 黨の内部宣傳運動の基本任務は機會主義の殘餘、消沉傾向、左派盲動傾向（先鋒主義、恐怖主義、盲動主義、強迫罷工等）、及び民主集中制の意義を輕視する傾向等を肅清すること共に、精密なる研究をなし、國際革命運動の經驗及び敎訓を基礎として黨をボルシ

エヴィキ化せしむる爲めに鬭争するに在り。同時に又黨は孫文主義、並に工農黨を代表せんとする第三黨の創立に關する一切の企圖に對して、斷乎として理論上の鬭争をなさざるべからず。即ち黨の宣傳運動は左記兩個の基本任務を具有す。

1 一切の黨員の政治智識を増進すること。
2 特に大なる工農群集中に於ける黨の運動を増強し、且宣傳理論上の認識を提高すること。
(十一) 黨員に對する大規模なる政治訓練を實施するが爲め必ず

1 工場、道路、鄉村及び學校の支部の下に、各種の秘密小組を設立し、經驗ある宣傳員を指定して之れを指導せしむるのみならず、更に斯かる各種の小組に適合する政治認識訓練大綱を制定すべし。但し特別に目下の政治任務及び黨の口號の闡明に注意することをおぼすべからず。

2 運動の秘密條件、優良指導員の缺乏及び多數の黨員を吸収して小組に加入せしむる事の容易ならざること等の障礙に依りて、小組運動の進行は極めて困難なり。故に吾黨は須らく黨員の自修的運動を發展せしむべく、各黨部宣傳委員及び専ら斯かる運動の責任を負ふ同志は、應に大綱の編制、參考書、

新聞の指定並に秘密圖書館の組織等の方法を以て極力自修同志に援助を與ふべし。更に此の運動の困難を輕減するが爲めに、多くの政治書物を發行する必要あり。而して其の文字内容等は可成通俗を求めて吾黨同志の程度に適合せしむべく、又黨の機關紙も此の問題に對して重大なる注意を加ふべし。

3 黨内には尙ほ一部分の文盲の同志あり。吾人は可成斯くの如き現象の消滅を計るべく、一方に於ては平民學校を組織し以て文盲の現象を消滅すること同時に、更に他方此の學校を利用して政治訓育の基礎を爲すべし。

(十二) 黨の積極分子の理論上の認識を増進する爲めに必ず速成科を組織し、其の時間と人数は環境に依りて決定すべし（一切の秘密を保守すること以外條件を要す）。斯かる速成科の任務は乃ち無産階級革命の基本問題及びレーニン主義と其の學說等を研究するに在り。若し此等の速成をして良好なる効果を獲得せしめんせば、必ず良好なる指導員良好なる學生の成分を條件せざるべからず。彼等に供給する參考書及び講義等に對しては勿論注意を加へざるべからず。而して斯かる黨の積極分子中より優秀なる同志を選びて之れを比較的閑靜なる環境の下に在らしめ、以て繼續し

て自己の理論上の認識を發展し、且深き了解を加ふる事を得しむべし。

(十三) 宣傳運動の基本條件の一は各社會團體の圖書館を利用することなり。圖書館は之れを黨の秘密運動の下に、漸次工農小資産階級及び知識分子の間に於ける吾黨の影響を發展せしむる爲めの、公開的形式へミ變轉せしむべし。但し斯く云へばミテ、黨が必ずしも自らの秘密的圖書館の設立運動に従事する必要なしミ説くものに非ざるは勿論なり。

(十四) 圖書館以外に吾黨の機關によりて設立せられたる書店も亦宣傳運動の公開的形式の一なり。

(十五) 吾黨同志が各種の科學及び新劇、文學等の團體に参加することも宣傳の方式にして、是等の諸團體會議に参加し、マルクス主義的報告述議を提出し、並にソウエト聯邦の状況を報告すべし。地方黨部は必ず凡て斯かる方法を利用して自己の宣傳運動を擴大するに共に、之れを一切の公開的機會を利用して得る爲めの基礎たらしむべし。

三 刊行物

(十六) 殘酷なる恐怖が吾が口頭宣傳及び煽動を妨害する現状の下に在りては、各種形式の刊行物又は宣

傳物(新聞、傳單、小冊子、宣言等々)は遂に極めて重大なる意義を獲得するに至れり。

(十七) 群衆間に共產主義の影響を發展せしめむとする根本任務の爲めには、必ず萬難を排して全國に發行する日刊工農新聞を組織せざるべからず。而して此の新聞の文字内容價格等は、廣大なる群衆の能力程度に充分適合せしむるを要す。又別に工農群衆の間に大規模なる新聞基金募集運動を組織すること必要ミす。黨員及び一般群衆は此の新聞の販賣運動に参加せざるべからず。又此の種の新聞は殊に女工農婦問題に對して注意を加ふべし。

(十八) 此の外更に極力方法を講じて工場企業及び鄉村内に『壁報』及び『講報』を發刊すべく、其の材料ミ性質は、當該地方の情形に關することに重きを置くに同時に、極力地方的問題ミ一般の政治任務ミを相聯絡せしむるを要す。而して又宣傳委員も須らく一切の方法を以て『壁報』ミの聯絡交渉を改良し、新なる『壁報』の組織を援助し、並に彼等に對する指導に努力すべし。此の外白墨隊も我等の利器の一ミ認む。

(十九) 各種の臨時政治運動中に於て、黨は須らく傳單、宣言、小冊子の内容及び印刷を改良すべし。傳單は極めて大なる作用ミ意義を有し、各事件の政治的

は其の投稿する所の新聞に對して、事業方面に關する物質上の援助に特別の努力を爲さざるべからず。

(二十三) 出來得可くんば更に灰色的通信社を設立して各地工農闘争の消息を傳佈することも亦必要なり。

(二十四) 文字を解せざる工農は勿論新聞及び其の他の通俗なる書籍を讀むこと能はざるが故に、吾人は能ふ限り書物を讀む爲めの小組(公開的或は秘密的)を組織するに同時に、尙宣傳委員會中より常に讀書し得るのみならず又明白に政治的認識を有する同志を派遣して斯かる小組の指導員たる運動を擔任せしめ、以て斯かる小組を利用して宣傳の道具ミなすの便に供すべし。

(二十五) 各種の小組、講演班、自修班及び其の他の黨の各種の訓育組織の密佈により、我等は更に次の如きことをなさざるべからず。

1 都市及び鄉村の用に供する爲めに多數の政治書籍新聞等を發行すべし。但し程度の高下に注意するを要す。工農に對しては歌の如きものを最も適當ミなす。

2 中國黨員の用に供する爲め比較的高遠なる書物を發行せよ。例へば中國政治の現状、目下黨の任

意義を解釋するものなり。我等は應に優秀なる黨員を誘引して傳單宣言等の編成に従事せしむべく、其の内容容文字に至りては極力簡單通俗なるを旨ミすべし。中央宣傳委員及び地方黨部の組織は此の點に就きて須らく注意を加ふべし。

(二十) 秘密運動の條件下に處する黨に在りては、黨機關紙は極めて大なる作用を爲すものなり。即ち黨の廣大なる群衆を正確なる道路の上に組織して、之れを團結せしむるに共に、各地方黨部の運動経験を相互に交換せしむべきなり。

(二十一) されば現在存在し居る定期刊行物の『布爾塞維克』及び『黨的生活』に對しては必ず極力之れを改善して眞の指導機關たらしむべし(此の兩種の刊行物に就きては別に具體的指示有り)。

(二十二) 工農通信員は一般の政治新聞及び黨機關紙の改良に就きて極めて大なる作用あるものなれば、中央宣傳委員及び一切の地方黨部は、是等通信員の組織選擇並に指導に對して最大なる注意を怠るべからず。秘密運動條件の下に於ては、斯かる通信員によりて工農群衆の政治情緒及び要求を表現せしむる事必要なり。故に吾人は一切の黨部中に於て、工農通信員を擴張する運動に盡力するを要す。而して又工農通信員

務、レーニン主義、ソウエート聯邦、孫文主義、及び黨内各種の機會主義と各派の言動主義の傾向等の如き問題を取扱へるもの是なり。

3 最後の一任務——相當長時日を要すべきものは即ちマルクス、エンゲルス、スターリン、プハリーニン、及び其の他のマルクス主義並にレーニン主義の領袖等の重要な著作を發行することなり。(二十六) 如上の刊行物に關する問題を速に實行する爲めに、即時同志を指定して是等の運動に従事せしめ、以て技術上に在りて此等の著作の發行を保證せし

むべきのみならず、發行費用の募集等をなさしむべし。(二十七) 此等の黨的刊行物は重大なる意義あるが故に、斯かる運動に對しては應に直接に中央より指導すべし。

(二十八) 又秘密條件の下に處せざるべからざる爲め、相互の連絡甚だ困難なり。故に秘密刊行物を全國に配布せしむる特別人員の組織に對しては、最大の注意を加ふべきのみならず極力刊行物配布及び運送の方法改良に注意するを要す。(S・A)

中國共產黨青年團機關誌の内容改善策に對する 中央執行委員會の指導狀況

一九二八年開催せられたる中國共產黨第六次大會に於て宣傳工作決議案を決議し、共產主義宣傳上從來同黨本部に於て定期發刊せる機關誌『布爾塞維克』及び『黨的生活』の内容並に配布方法等に關し根本的改善を施し、以て一般群衆誘導上の新方法を樹立し、之れが實現に努めつゝありたるが中國共產黨中央執行委員會

は更に本年三月三日付中央通告五字第四十三號を以て同黨青年團機關誌『列寧青年』『少年先鋒』の内容改善並に之れが利用方法等に對し黨員に指示する處ありたるが、該通告は青年團機關誌發刊の趣意と其の作用を一般黨員に明知せしむることにより對外的には團の政治主張並に各種の態度及び意見を發表し、一般青年工

農に刺戟を與へ反共產派に對する思想上の對敵闘争力を伸展せしめ以て共產主義に歸向せしむるの方策を執り、對内的には該機關誌を同志教育上の好資料として將來革命的戰士を養成せしむる上に於て必要なる刊行物たらしむる趣旨の下に、從來黨員間に於ける該機關誌の研究並に利用方法を詳細に記述し、尙今回該誌の改善實施に關し中央執行委員會が其の發刊の趣旨、作用上に於ける五ヶ條の決議事項を掲載し、更に各團支部に對し同支部に於ける實際闘争狀況並に各種問題の討論狀況等の資料提出方を促し居るものにして、中國共產黨が第六回大會に於ける宣傳工作決議案の方策實施狀況を窺ふに足るべきものなるを以て左に其の譯文を掲載することとしたり。

中央通告五字第四十三號 (青年團機關誌に關する件)

一 中央が機關誌を發行してより既に數ヶ月を経過し『列寧青年』は第十號、『少年先鋒』は第五號を出版したり。然れども各地の團部は尙十分に中央機關誌の趣旨と作用とを了解せざるのみならず、是を重視することなし。斯くの如きは宣傳進行上の大なる一缺點と認めざるべからず。

各地の團部は中央機關誌の對外對内の兩意義を明知せざるべからず、即ち對外的には團の政治主張及び各種の態度と意見を發表して敵人の思想上の闘争をなし、一般の青年工農に影響を與へて共產主義に歸向せしむるのみならず、常に彼等をして團の周圍に隨從せしむるの用を爲し、又對内的には同志を教育して革命的戰士たらしむる爲めの刊行物なり。故に各地の團部は決して之れを普通の讀物と同一視すべからず。

中央機關誌は吾が團の最高發表機關なり。眼前に横たはる凡ての問題に對しては何れも是に基づきて答案を求め得べく、以て通告の不足を補充し、並に通告の到來を俟ちて始めて活動する從來の弊害を改正するを得ん。

各地の團部は之れを了知すべし。

二 現在中央機關誌は廣く青年工農群衆中に普及せられず、客觀的に見れば其の原因種々あれども一般同志が中央機關誌の意義と作用とを了解せざることを並に其の配布に就きて努力せざることは其の重要な原因の一なり。此の外機關誌そのものも少からざる缺點を含有す。中央常務委員會は曾て之れに關する決議を爲せるが其の主要點左の如し。

- 一 十分に黨並に團の全國大會の決議と精神を解釋傳達せざることを。
- 二 無産階級青年運動の理論と實際の建設問題を深く注意せざることを。
- 三 通信事務を建設せざることを、團機關紙は各地の實際闘争の消息並に經驗を集蒐し能はざることを。
- 四 反動思想（主なるものは勿論資産階級の改良主義による欺騙的宣傳なり）に對する攻撃に充分の努力を爲さざることを。
- 五 機關紙の文字は青年情緒を缺き、且つ通俗ならざることを。
- 三

- 況及び工農闘争並に青年運動に關する消息なり）
- 三 各地の團部は同志を促して是を閲覽せしむるのみならず、團員以外の群衆に對しても配布販賣をなさしむることを。
- 四 各地の團部は之れに關する批評意見等の収集に注意することを。
- 五 各地の團部は機關紙の重要な文章を當該地の刊行物に轉載せしむるの畫策を爲すことを。
- 六 各地の團部は同志を促して機關紙上の各種の問題を討論せしむることを。
- 七 各地の團部は各支部を促して各同志の閲覽時間完了後可成機關紙に提出する各種の問題を討論せしむることを。

三月三日

中 央

(S・A)

中央機關紙をして團の最高刊行物にして同時に群衆の唯一の讀物たらしめ以て群衆中に絶大なる作用を起さしむる爲めに各地の團部は左記の責任を了知せざるべからず。

- 一 各地の團部は同志の寄稿を督促することを。
- 二 各地の團部は同志を指定して機關紙の通信員たらしむること（通信の内容は當該地の政治經濟狀況

支那婦女運動の過去と將來

支那の婦女運動に關し「現代青年」（河北黨務訓練所宣傳委員會發行）第四期中に王維藩なる者は次の如く論述してゐるので茲に翻譯を掲げることにした。

(イ) 支那婦人運動の沿革 阿片戦争後支那人は自己の能力の缺乏を覺り又外國人を蠻夷醜類と見做してゐたことの誤りなることを覺つた。其の後外人の渡支するもの多く、他方官吏、留學生等外國に派遣され、外國との接觸が益々多くなり、歐米の制度文物學術思想は逐次支那に輸入され、『自由平等』『優者適存』等の言葉が當時の知識階級の常套語化され、同時に外國の英雄女子の事蹟と男女平等思想は、隨時支那の婦人界に浸潤し來り、婦人運動の歸趨を定めた。團匪事件後は特に多くの新文化が女子に影響する所多く、當時の政治的腐敗と列強の壓迫を感じ遂に『天下興亡匹夫有責』の覺悟を生ぜしめ、政治運動に参加せしむるに至り、男女平等のスローガンは此の時から生じたのである。辛亥革命勃發するに共に、女子も起つて軍隊を組織し、男子と共に戰場に赴かんとし、女子北伐隊、女子軍事團、同盟女子經武練習隊等を組織した。彼女等は戰場

に於て何等の成績を挙げ得なかつたが、その勇氣と英姿は男に劣る所ある様には見えなかつた。久しからずして此等の女子軍は南京陸軍部から解散を命ぜられ、又各省は女子の新軍を招集するを得ざる旨の命令を受けた。此より女子軍は消滅した。但し當時の女子軍は從軍が唯一の目的であつたのではなく、男女平等の地位を獲得せんとするのが主因であつたのである。之れは中華女子競進會の宣言に依つて證明が出来る。之れには『同人等此に鑑みる所あり、爰に中華女子競進會を設立し、政治軍事の二大事項を研究し以て知能を啓き體魄を練磨せん』とす。戦争未だ息まず進んでは軍隊の間に戈を取り、共和成れば進んで政客の間之列して貢獻せん』とす。生命惜しむに足らず、國家の爲には身を犠牲すべきである。權利は當然争を讓つてはならぬ。然らば女權は日に擴張し、女子の知識は日に啓け、そして平等の風を揚げ共和の幸福を享くべ

きてある」ことあり。此の種の主張は實は一般女子の軍隊を組織せる共同の目的である。それで陸軍部に解散されてから、多くの女子軍隊は悉く參政團體に改組された。則ち神州女子參政同盟會は女子北伐隊を改組せるもので、女子同盟會は女子經武練習隊の改組せるものである。此等につつた女子團體の唯一の目的は則ち男子と共に政治に參與せんことをあつて婦女女子運動の旗幟は之れより鮮明となつた。

南京參政院成立後眞先に唐羣英等に約法上に男女平等の條文を規定する要求を提出した。然るに民國元年三月十一日『中華民國臨時約法』が頒布されたが、男女平等の一項は明白に規定されてゐなかつた。それで一般の女權運動者は甚だ憤慨し、同十九日女子參政同盟會首領唐羣英は大總統孫文に對し、約法の不當なることを痛烈に攻撃した文書を提出した。當時一部の參議員は一度女子參政請願案を討論し、審査決定後正式に國會の議決に付することにした。彼女等は柳眉を逆立て參議員等が誠意が無い憤り、會議第二日に女權同志は糾合して參議院に闖入し、硝子窓を破り警士を蹴倒す等散々の亂暴を働き、參議院はひつくり返る程の騒動をした。彼女等の勇氣は彼女等の影響は實に婦女運動史上最も紀念すべき一頁をなしたが、惜しむべき

ことには團結固からず、調停によつて隱然消滅した。第二次革命發生の時、女權運動者は、革命運動に従事したが勢力微弱であつて、失敗に歸した。之れより以後は女子參政權が毫も希望なきのみならず男子の參政權も亦剝奪された。従前の男女平等の曙光は終に暗黒の境地に陥つた。

新文化運動の到來と共に婦女運動は之れに隨つて澎湃たる状態であつた。最も注意すべきは即ち一九二二年の女子參政協進會と女權運動同盟會兩團體の出現である。その出現は奉直戰後の所謂『法統恢復』が動機であつて、新制定の憲法上男女平等の條文を挿入せしめんことを希望を持つてゐたが、目的を達せず、該運動は有郁無郁になつた。

(ロ) 現存の状況 現在は北伐完成し民國統一し、女子運動が國民黨で民衆運動の一大政策で理論上婦女運動は猛進して突進すべき筈であるが、事實上は何等目に立つ程の事なく冷々たるは、一般の熱心な女子運動者が悉く失望を感じ意氣消沈した結果であらう。

女子解放運動は本來天經地義の潮流であるに拘らず支那婦人運動は二十餘年の歴史を有するも屢々失望を繰返してゐる。之れ如何なる譯か我等が研究すべき一個の問題である。此の婦人運動の進展し能はざる根本

病源何處にあるか自分は左に診斷を下して見よう。

(一) 女子自身の能力薄弱なこと、支那婦人は數千年の壓迫と封建制度の束縛を受け、終日家にあつて、男子の奴隷と生殖の道具となる外一步を進むる能はず、然も『三從四德』『七出禁律』等あり、糸毫も擅自に動くことを得ない。智識を求め技能を學ぶ等は思ひもよらぬ。女子が才能を缺くはこれ當然の事である。

(二) 學識淺短、團結力薄弱、歡喜の感情を逞ふし、虚榮に驕り、内部に於ては、即時衝突を起し、外に對しては、何等の對策が無い。而して、少數の智識階級の人々を聯絡するをのみ知り、下層農工婦女に注意することを知らない。これ等は婦女運動失敗の主要原因である。

(三) 闘争反抗精神の缺乏 一般婦人に就いて觀察するに凡て闘争反抗精神に缺乏して、僅かの障礙にあつても意氣沮喪して、何等の効果を成就しない。支那婦

人の運動の屢次の失敗の大原因は爰に在る。

(四) 指導人材の缺乏、未だ中古時代の封建、宗法社會の遺風を脱しない支那に於ける婦人運動は本來非常な困難な運動であつて、之れが進展には才能ある指導人材を必要とする。但し婦人自身はその能力の缺乏によりその大なる責任を負ふことは出来ない。而して男子に於ては、此の種の運動に大なる注意を拂つてゐないのみならず反對もある。従つて男子の指導者を得ることにも困難である。現在は龍無首の状態とも言ふべく指導者の問題は最も重要である。

要するに婦人運動を有效ならしむるには客觀的には破壊と建設を行ひ主觀的には改善と充實に精進するにある。全民政治之れは國民革命の目的である。女子同胞は解放を要求するのではないか？ 然らば女子はその武器を積極的に準備し、其の能力を充實し國民革命に隨ひ世界の潮流に順ひ前途の障害を除去するにある。

(P・A)

蒙古人民共和國の國際的地位と帝國主義者の政策

茲に掲げるのは本年二月二十九日附コムニスキエスキー・インテルナショナル所載の譯文で、蒙古人民共和國と本邦との關係に付相當詳しく記述して居る。

日本帝國主義、支那軍國主義者及び露國白黨の如き、外敵並に封建天帝政治的反動官吏階級の如き内應者との闘争の結果樹立された蒙古人民共和國も、最近に至つて又々内外の關係極めて繁雜且つ危険の状態になつて來た。本共和國の頭上に振りかゝる所の對外的危険なるものを見るに、ソウエート聯邦の國際關係が窮迫し、且つ新たな干渉と挑戦を受けんとしつゝ、あること、全く符合してゐる。帝國主義者等が行ふ所の政策、就中英國のそれは、ソウエート聯邦を其の仇敵たる資本主義的列強により重圍せんとするにあるのであつて、極東に於てはソウエート聯邦と協力して國際的帝國主義と戦ふ蒙古人民獨立共和國それ自身の存在を衝突してゐる。蒙古人民共和國を變じてソウエート聯邦侵略の足場をなさんとするは、今や國際的帝國主義の任務となりつゝある。乍併蒙古民族の獨立を取消することなくして之れが實現は到底不可能のことに屬するのである。而るに英國の帝國主義は北部支那に於て大なる勢力を有してゐないので、ソウエート聯邦「赤禍」防止並に北米合衆國經濟威力に對する争鬭團結に於て、忠實なる同盟者たる帝國主義國日本に此の任務を委任してゐる。英國の保守黨員は誠にやかに『平和維持策は之れあるのみ』と許り日本との親交を大ビラに誇つ

てゐるのである。殊にロールド・ケシエンデン氏が英國の議場に於てなした日本皇帝即位式に關する聲明の如きは特筆に値する。即ち彼は自慢して曰く、『日本と大英國を結ぶ所の友誼の羈絆が表現されつゝ、あることを余は信ずる。此の兩國の心中に潜む斯かる望を進ませる重大なる因子は、平和の保持、民族相互の親善時代確立の問題である』。然し事實は如何といふに『平和の維持及び民族相互の親善時代の確立』を希望するてふ此の政策の眞髓は、畢竟支那、印度支那、印度、其他亞細亞諸國に於ける幾百萬大衆の革命運動を壓滅し、猶彼等を永遠に國際的帝國主義に先づ日英兩國の毒牙の下に奴隸使しようとするにある。此の事には一點の疑問もない。

米國財界の機關紙たるチャイナ・ウィークリー・ソウエート・ヘブロンソン・リー・ミ云ふ人が米誌フアール・イースタン・レビューに寄書したるものを註釋して曰く、『若し紙の斷定が事實だすれば、日英兩國間に締結された協定なるものは、極東に於てソウエート聯邦と對抗すべく共同戦線を張らんとする是等兩國相互の希望に基くものである』と。又日本の帝國主義者が英國との同盟に加入を誘發された第二の原因に就て、米國人は斯く評してゐる。『日本の帝國主義者等が最も恐れ

てゐるのは露國其のものではなく、支那國民主義から當然來るべき實際の危険に就てである。何となれば右の結果は遂に亞細亞大陸に於ける日本の侵略を頓挫せしめる計りでなく、亞細亞民族間に民主主義の思想が普及され、日本そのものをも革命に導くこと云ふ懼れがあるからである。右の危険は同じく上海よりベルシャ灣に至る英國植民地の不安をも嵩める所以である。先週カルカッタ發電として『ルーター紙は印度に於ては屬領權を要求するか或は又完全なる獨立を要望すべきかに就て政争が行はれつゝある』と報じた。歐洲及び亞細亞の帝國主義者を駭ます『危険』がそれである。如何となれば支那が其の完全なる獨立成功の緒につけばこれが直ちに印度其他のものまでも感奮せしめ、特に日本が鐵拳を以て牛耳る所の朝鮮或は又朝鮮に於けると同様に振舞ひたいと考へてゐる。滿蒙に於て然りであること云ふことを彼等は熟知してゐるからである。斯くの如くロールド・クレンチン氏が『平和の維持及び民族相互の親善確立』政策として説く所のものを、米國の帝國主義者等は第一極東に於けるソウエート聯邦の勢力に對抗すべき同盟、第二に本同盟は支那、印度支那及び印度に於ける幾億と云ふ勞働者の大衆奴隸化を、日英の帝國主義に對して保證してゐることを解釋

説明してゐるのである。然れども勿論之れを以て米國の政策が日英の政策と相反するものと斷定することは不當である。米國の對支政策は矢張り日英のそれの如く帝國主義的なのであつて、唯其の政策の實行方法に差異があるだけである。米國が口に唱へる所の門戸開放主義なるものは、決して植民地開放政策の意志を表示するものではなく、自由主義の假面である。彼は此の假面の下に將來有利に其の帝國主義的膨脹政策を隠蔽することが出来るのである。米國人が日英の政策を素破抜くのは、兩者の同盟が結局全太平洋沿岸を風靡する米國帝國主義の經濟的『萬能』に向つて鋒を向ける形になつたからに外ならない。支那大革命の一時的失敗に勢づけられた日本の帝國主義は、最近北部支那全體に亘つて狂暴的に侵掠をやり出した。

山東省の占領、滿洲北部、天津及び北平地方に於ける武力干渉、バルカに於けるプロウオカーツイヤ等、斯様な遺方を以て支那國民に敵對行動をこころし等しく、蒙古人民共和國にも對してゐるのである。而もいざとなれば日本の帝國主義者達は『北方支那に於ける日本の特殊利益現存』の宣言を發し、外交手段に懇ることは毫も疑を容れぬ所である。帝國主義者間に於ける支那市場分配上の争をば、新に極めて激烈な局面を

呈するに至つた。日本の帝國主義は自分の勢力範囲として内外兩蒙を渴望してゐる。そして其の兩蒙掠取政策實行のため、日本は鐵道の建設を企圖し、又蒙古共和國境界内に其の重要な代表者を入れることに努力する等、蒙古民族獨立承認の考へなき更になく、西藏のバンチエン・ボクドゥを通じ大衆の宗教的迷信を利用してゐるのである。又此の野心を遂げんために奉天に所謂滿蒙友好俱樂部なるものが組織され、其の議長にバンチエン・ボクドゥ、其の代理にはタラハン侯や、曩のバルガ事件の指導者たりし郭道甫を選擧した。

畢竟するに前記の如き日本の手段は、蒙古を侵略し朝鮮を征服したと同様に、其の植民地ミせんがためにやることなのである。若し之れが實現を見んか、其の結果革命制度は破壊されて従來の舊制に戻り、蒙古勞働階級の大家は永劫に經濟的奴隸となり、農民の大部分は遂に貧窮の極に達するであらう。故に最近開會された蒙古人民革命黨第七回大會に於てなされた決議、即ち日本帝國主義の跋扈につき國內一般農民の大衆に向つて警告を發した事は、全く正當且つ機宜の措置と謂はねばならない。右大會の決議は次の如くである。

帝國主義日本の政策が極東に於て強大になつて來たことは明かに我國情に重大なる關係を持つ。日本

の常戦に關聯する國民の經濟的負擔額の急増等以外には何物も期待出來ない。支那のブルジョア地主的反動運動による侵略的計畫の脅威は、内蒙古に於けるバユンチ、メルセ（郭道甫）、アルトウイナ、其の他の一派が馮玉祥及び南京政府方に寢返りの結果餘計に強大になつた。斯くの如きは民主革命たる國民解放事業に對する直接反逆行爲と云はねばならない。此の裏切が行はれた結果、内蒙古に於ける馮玉祥の勢力は増大し、延いて蒙古人民共和國を自體の存在を現實に脅威するこゝも、なつたのである。最近の情報は支那の各軍國主義者が協同して蒙古人民共和國を襲撃するの件につき、相互間に協議を遂げんとしてゐる。斯く帝國主義者等は差當り直接軍事占領を避け内部的反動革命の力を利用して蒙古民族の獨立を、農民大衆の民主獨裁を破壊しよう企圖してゐるのである。日本の帝國主義者等は其の傀儡を通じて幾度もなく蒙古人民革命黨内右派の若干領袖との連絡を圖つた。

アニフイツキーの遠征、ウングレンの蒙古政略等が不成功に了つた。經濟又其の後蒙古民族の勢力が變革したこゝも、軍隊の増大、蒙古勞働階級が政治的に意識して來たこゝ等に鑑み、必然反動革命の途を

は支那革命の抑壓に直接參畫し、東部支那の各省を自己の勢力範囲として掌握した。そして支那の軍國主義者を通じてバルガ及び内蒙に對して侵略的政策を行つてゐる。例へば彼のバルガ暴動事件は日本の煽動によつたものである。日本は國民革命の標語の下にバルガの似而非革命黨員の援助を得、自國の利益のためにやつたので、此の結果バルガ民族の大衆は困難且つ悲境に陥れられてしまつたのである。日本は『亞細亞人のための亞細亞』の標語を翳して植民政策を行ひ、そして亞細亞に住居する弱小民族を併呑しようとしてゐるのである。支那大革命の一時の蹉跌ミ馮玉祥、蔣介石、李濟（？）其の他が行つたブルジョア地主的反動革命の勝利は、矢張り蒙古人民共和國即ち蒙古民族の獨立的存在に對して幾多の危険を齎すものである。若しも支那の革命が『支那在住の凡ゆる民族の解放帝國主義軍國主義者及び高利貸的商業資金の束縛より脱せよ』の旗を掲げて行はれたものであり、又其の勝利が蒙古民主共和國の獨立の保全を意味するならば、其の反對にブルジョア地主的反動革命なるものは帝國主義への隸屬、支那の商業及び高利貸的資本の蒙古植民地化の促進、蒙古天帝封建政權の復活及び支那軍國主義者

選ぶこゝも、なつた譯で、此の結果内部に反動的分子を置き、此の力を藉りて一方には蒙古農民の實際的勢力を破壊し、他方には其の警戒心を瞞いて舊制度即ち天帝封建の政權に復さしめようとするのである。英米日佛の帝國主義者等は相互の間に深刻なる政治經濟的矛盾があるにも拘はらず、而も尙蒙古民族の民族的獨立に對抗するがためには、狂暴なる僞瞞と逆煽動の共同戰線を張つてゐるのである。彼等の眼には蒙古農民の國民革命的闘争が恰も過激派の奸計の如く、又勞農政府の侵略行爲の如くに映るのである。例へば一九二九年一月二日のノースチャイナ・スタンダード紙は記して曰く、『外國が支那の内政に干渉する實例としては唯勞農政府あるのみである』。

外蒙はソウエート聯邦の一に數へられてゐる。そして此の現代的帝國主義の現れは蒙古擁護に就て善後策を講ずべき秋が到つたこゝもを表明する譯で、南京政府と協調せんとする各友邦國民に向つてのみ全部の注意を集中すべきではない。斯くの如く蒙古民族の民族自決に對して帝國主義者共が進撃すべき特別の口實としては、蒙古を過激派の權力から脱せしむるこゝも僞飾の標語の下に、彼等の所謂勞農政

府の『侵略』に關ふにある。帝國主義者等に斯かる戦術を考へさせる所以は、今のところ蒙古共和國の獨立を直接侵略する客觀的可能性がないからであつて、蓋し全蒙古労働階級の強大なる反抗を懼れるからである。されば彼等はソウエト聯邦及び蒙古人民共和國兩國の間に溝渠を掘り、蒙古農民大衆に疑惑と動搖の種子を播き、それに依つて反動革命的政權反對の氣勢を挫くなど間接に其の野望を達しように志してゐるのである。

蒙古人民共和國の獨立存続、蒙古民族自決に向ふ國際的帝國主義の進撃、就中帝國主義日本のそれは明々白々の事實となつて來た。是は實に蒙古勞苦農民大衆に對して壓迫や奴隸化を齎す許りである。ソ

ウエート聯邦東部邊境に對する實際的脅威である。之れは又國際的大紛擾の諸原因を胚むものである。故に萬國殊に日、英の無産階級の者達は自分の政府を系統的に暴き、蒙古労働階級が帝國主義者の進撃の打破に成功し、其の民族的獨立を嚴然保持し得るよう支援しなくてはならない。

全世界の労働者大衆よ。先づ第一にソウエト聯邦の労働者及び農民が蒙古労働者の大衆を援けて彼等帝國主義者等の蒙古獨立に對する襲撃を美事擊退し、尙蒙古に非資本主義的開發のために其の勞農大衆の國家を立派に建設されんことを吾人は熱望するものである。(H・K)

印度

動亂の起らんとする印度

(レーバー・マンズリー誌 一九二九年五月號)

印度の労働者、農民運動に不斷の努力を續くる有名な共産主義者フィリップ・スプラットは逮捕される數日前に本稿を草したのであるが克く現今の壓制の展開を豫想してゐる。

今や動亂が捲き起らうとする空氣が全印度に漲つてゐる。マドラス、カルカッタ、孟買に於ける罷業労働者の幾百の檢擧、バンジャブに於ける煽動殺人を理由とする多數の捕縛、ベンゴールに於ける煽動罪としての幾件かの起訴等の報道が頻々であるのに、一方に於ては労働争議調停法案、保安條例法案及び出版法案の如き壓制法案が同時に議會に提出されてゐる。

印度に於ては議會よりも裁判所の活動の方が寧ろ政治の情勢を卜知するに便利な寒暖計なのであるが、其の兩者が高き温度を示してゐるのであるから、政治の大釜が今や沸騰點に達しやうとしてゐることは少しの疑もないのである。

目下の政治運動の著しき特徴は一九二一年の騷擾當時とは異なり労働者階級の運動であることである。労働者は慘酷に壓迫され、労働者農民黨員の若干は曩にサイモン委員會の絶交運動の際過激なボスターを携帶したこの廉で逮捕され、又ソオンデル殺害事件でも同黨員が捕縛されたが的確な證據が集まらない爲に、殊更煽動的な演説をしたこの理由を設けて彼等を罪に陥れたやうな事情であつて、今度提出された二法案も要するに労働階級の宣傳活動を抑壓するのが其の目的なのである。

一九二一年には小ブルジョアジーミブルジョアジーの一部が運動を指揮して大衆を引率したのであるが今度の運動には労働階級が先頭に立つてゐる。此の事は帝國主義者の宣傳を見ても明かであつて、共産主義に對する恐怖詳しく言へば労働階級に對する恐怖が、ギドネー大佐が總督、ベンゴール會議及びジュート紡績工場主協會に送つた意見書の主眼であるし尙又ゼー・ムス・ラングフォードは歐羅巴協會會議で次のやうに述べてゐる。『共産主義に對する當協會の意見は一である。即ち吾々は共産主義を以て當國が現今當面する最も急迫せる最も危険なるものみなす』。

彼等の此の恐怖は眞實であらうか、又恐怖する理由があらうか。運動の實勢力組織からしても恐怖するだけの理由はないのである。それで之れはジノヴィエフの手紙と同様に宣傳の口實であつて、印度改革案が粗上に乗つてゐる今日印度のブルジョアジーに同案に反對させまいこの魂膽を見るものもある。

ジノヴィエフの手翰に英國の帝國主義が恐怖したのは虚構ではない。此の事件のお蔭で政權を握つた政府は總罷業を粉碎し坑夫を壓服し、労働組合法及び労働争議調停法を制定したのであつて、手翰は虚偽であつたが英國労働者に對する恐怖は眞實であつた。

然らば印度の事情からしても前記の恐怖は合理的か
この問題が生ずるのであるが國民の大多數は之れを否
認してゐるのである。ベノイ・クマル・サルカー教授も
此の事を論じて、印度の産業は歐羅巴に比して二代も
遅れてゐる。銀行業の如き數に於ても職能に於ても將
又形態上に於ても、近代歐洲産業及び商業の手先者が
一八七〇年乃至一八八六年頃に施設したものに近く、
一九二六年に始めて制定せる印度労働組合法は一八七
一—六年の英國法、一八八四年の佛國法の程度のも
のであつて、現時の印度のイデオロギーは一八六〇年
代及び一八七〇年代の其れに等しいのである。
印度ブルジョアジの意見は速かに産業を發達せし
めて大なる利益を收めんとするに在つて、労働者改良
派の理想も亦之と同様である、サルカー教授はかう云
つてゐる。

労働者農民黨は漸く一九二七—八年に創立された
のであつて罷業労働組合運動工場法修正法、産業化
の進歩、合資會社法の發達並に國際交通の緊密を加
へた事が、戦後十年間に於ける政治的出來事と相俟
つて始めて社會主義なるものが印度の組織的公共生
活公共思想の一として認められるやうになつたので
ある。之れを各國に比較するに獨逸社會黨は一八

七五年に米國労働同盟は一八八一年に、佛國労働組
合總同盟は一八八六年に何れも創設されたのである
が、印度の運動は今日漸く是等團體の創設當時の狀
態に在つて是から漸次發達しようとするのである。
印度ブルジョアジ及び労働者改良派に理想があり
るにすれば是が其の理想なのである。彼等は一八七〇
年代からの歐洲労働運動に依つて將來平和的發達の二
二代を経ようとするのであつて、労働争議調停法は獨
逸の反社會主義法律と同様に一時的の障礙に過ぎない
のである。それであるから労働改良派領袖は政權に重
きを置かず、立法會議議員に選出されんことに重きを
置き労働者の不平を顧みず、労働者會議には列席せずし
てロイヤル委員會（政府の任命せる労働状態調査會）
に列席せんとするのである。

此の情勢は印度鑛山地質協會に於けるシャートルの
演説の左記の一節に於ても現はれる。

鑛山産業を見るに炭業は今日英國の産業の多くを
同様に生産過多の爲に生ずる生産物の價格の低下に
悩まされて居るのであつて、之れが救済は生産費を
減少するやうに組織上に大改革を施すにある。

斯んな状態であるから印度には到底平和的發達の望
はないのであるが、之れ以上此の問題を論ずる必要を

見ない。レーニンは十四年前に於て早くも『帝國主義
は世界的恐慌に瀕し資本主義は衰退の道程に在る。資
本主義は全國に其の支配と制度を擴げてゐるから、資
本主義の衰退は勢ひ各國に及び印度も當然其の中に含
まれてゐる』と喝破してゐる。

併し資本主義衰退の順序は發達のときの順序と顛倒
してゐる觀がある。最も發達せる資本國が衰退の徴を
顯すことは他と同じではあるが、必らずしも政治的變
革を第一に受くるものには限らない。久しきに亘つて
蓄積せる力は衰退に當つても對抗力に富むのである。
露國は歐洲各國に比して遅れた國であつたが而も第一
着に労働者國家を創設したのであつて、次に之れに倣
ふのは支那らしく思はれる。實は大戰後の支那國民運
動に指導的役割を演じたのは十分に發達せざる又數に
於ても微少なる労働階級であつたのである。

何れにせよ印度資本主義及び労働者改良派の主義は
前述したやうな不都合なものであるから、印度労働者
の發展すべき途は斯かる指導に惑はざる、こゝなく、
經濟的改善と政權獲得に向つて戰闘的闘争に従事して
邁進することである。其の道程に於て激甚なる壓迫に
遭遇することは今日迄の經過に見るも明かであつて、
政府、ブルジョアジ及び労働者改良派から猛烈な攻
撃を受くることを覺悟しなくてはならぬ。
併し政府及び其の一味が共產主義に恐怖して保安條
例法案を提出するに至つたのは彼等としては無理もな
い所である。何となれば大變革即ち第二次世界戦争は
數年ならずして起らんとするの徴があり、其れと共に
帝國主義は世界的恐慌の第二期に入る危急な時機にあ
るが故である。

印度に於ける階級闘争の激成

（赤色労働組合インターナショナル機關紙『プロフインテルン』三月號所載）

第一 共產主義の怪物印度内横行

現今印度を憐ましてゐるものは何か？ 印度内地を
遊歴した亞米利加の旅行家は印度ブルジョアジの右

翼機關紙ベンガリに載せた記事中で斯う質問してゐる『それは政治的不安(サイモン委員會反對の政治運動を指してゐる)ではなくして、産業恐慌、工場閉鎖及び鐵道工場閉鎖である。是等のものは各労働者街や労働者の集合する各公開市場に於て反響を呼んでゐる。不平労働者や土人が其の家庭に歸るや、各村落は罷業に關する會談で充ちてゐる』。

かの外國旅行者の受けた印象は忠實に事物の真相を反映したものである。即ち労働運動は印度政治界の最も重要な問題となつてゐる。國民議會に於て、立法議會に於て、諸黨會議に於て、堂々たるスワラジスト辯士は熱辯を振つてゐる。英國帝國主義と印度アルジョアジミの結託は引續き行はれてゐる。この時に際し印度の主要なる産業中心地ボンベイ、カルカッタ、ジャンシエッドパイ等に於て、階級闘争は激化し、内外資本家に對する労働階級の反抗は益々擴大してゐる。

印度の革命的労働運動の微弱は主として印度にコミンテルン支部の無いことに基因する。然し共產主義なる言葉は印度政府と印度反動派の口癖になつてゐる。彼等は共產主義とかボルシェヴィズムとかの怖い言葉を以て、世人を嚇す爲めの案山子しようし、又民族解放運動に對して適用せられる労働者彈壓法をば

である。

第二 罷業の高潮

共產主義の危険は確かに誇張されてはゐるが、然し労働運動の發展と其の革命的方向への進出とは疑ふ餘地のないことである。其の範圍と強固の點に於ては古今無比なる罷業運動が贏ち得た其の充分なる發展が之を立證して餘りある。

一九二九年二月五日の倫敦タイムズの報ずる所に依れば、一九二七年及び翌年九月までに失はれた労働時間数は總計三千万時間に上る。印度の如き比較的産業幼稚の國に於ては、此の數字は餘りに大きい。然し運動の廣さのみならず、其の特質も亦考察する必要がある。罷業運動はボンベイ、カルカッタ、ジャンシエッドパイの如き大工業中心地に局限されてゐる。然し該運動は主要産業即ち棉花、麻、金屬並に鐵道の如き産業の中樞神經に集中されてゐる。罷業運動は外國資本家(鐵道、麻工業)と國內資本家(ボンベイ織物工業、ジャンシエッドパイのファーター組合)との間に差別なく行はれてゐる。殊に資本家を脅すものは労働運動の組織化、左翼の結成及び其の恐るべき結果である現在の罷業に於ては、資本家は從來の指導者達や、『資本家

テロルの雰囲気の中で可決しようとしてゐる。一月二十八日、アーウケン郷は印度立法議會に於て施政演説をしたが、其の中で、労働運動に共產主義的方法を普及させる事は不安を醸すものであると述べた。一般社會は何れも同様に共產主義の普及を怖れてゐる。殊にボンベイとカルカッタは甚だしい。政府は共產主義外國人に關する法案を立法議會事務局へ提出したが、同法案中には國外の共產主義者から送附された運動資金又は共產主義の目的に使用する資金を沒收する云ふ條項が加へられてゐる。

共產主義なる怪物が印度内を横行してゐると云ふ考へは印度政府の保安局長が述べた長い演説の要點である。同局長は凡ゆる印度の新聞雜誌類が、有力な英字新聞より土人の方言を以て編輯する最も穩和な新聞に至るまでが共產主義宣傳に中毒するであらうと信じてゐる。

スワラジストは本案に對して表面は反對して居るものの、内心では平和主義的革命家である自分達までが此の法律の反撃を喰ふ事を懼れてゐる。茲に於て、スワラジストは革命的態度を執つてゐる反面、其の總べての政策に關しては英帝國主義に叩頭百拜してゐるのだ。共產主義の恐怖即ち労働運動の恐怖は餘りに過大

の味方』の人間であるスワラジスト闘士達には最早用がなくなつた。資本家は労働大衆によつて前進せしめられ而して労働者の利益を強く擁護する罷業委員會を直接相對立してゐる。罷業資金及び補充資金の設置と監視隊及び労働者自衛團の組織とは、未だ曾て一度も驟起した事のない大衆をして組織的プロレタリア軍に變ぜしめてゐる。此の變化の外部的徴候は標語、宣傳囃音、唱歌を備へた大衆行列や大示威運動の組織的行動及び各種要求事項に現はれてゐる。即ち要求事項の中には屢々労働問題と並べて、解雇された同志(普通それは最も戰闘的な組合員である)の復職、労働組合及び罷業委員會の承認等の事項が加へられてゐる。罷業運動の最も著しく且重要な特異性としては、普通罷業者の壓倒的多数を占める未組織労働者が驚嘆に値する相互扶助の精神を發揮し、而して組織労働者より成る急進的小數派の起した運動を大いに支持してゐる云ふ事實である。此の運動の最も重要な特質の一つとして茲に力説せねばならない事は、凡ゆる手段方法を盡して罷業に反對し、之を抑止し、罷業を怠り、又罷業勃發の際に好機を捉へて之を清算する事に努めたりするところの官僚的右翼指導者から獨立して、又彼等の意志に反して、運動が發展してゐる事である。

第三 指導權獲得の爲めの闘争

罷業運動は専ら左翼によつて指導されてゐる。左翼は要求書、宣傳書の作成に助力し、集會へ辯士を派遣し罷業戦術に就いて協議し、資金募集に参加し、補充資金を作る。罷業勃發する毎に、左翼は事業に着手し罷業者の行動を共にし、労働者の利益を主張するのを労働者は見てゐる。斯様な次第で、左翼の勢力は自ら犯した過誤や労働者に被らしめたる損害なごにも拘らず、着々増進してゐる。

茲に於て、左翼との闘争云ふ事は印度政府や紡織組合や官僚的指導者の掌中にある印度労働組合會議や國民議會をして全く一時に結合せしめる一つの綱となつてゐる。印度労働運動の現段階に於ける印度労働組合會議の態度や對左翼闘争の採つた形態や印度サンヂカリズム指導權を獲得する爲めの闘争が採つた形態是等のものは深き研究を要する問題である。印度に於ける左翼は印度労働組合第八回會議後に建設せられたものである。其の時まで左翼は僅少な人員より成る基礎薄弱な一集團に過ぎなかつた。然し右翼は左翼の危険な事を良く承知してゐた。最も熱烈に革命の危険を説いたのは高級評議員として英國労働組合總評議會か

ら派遣された古馴染のパーセルであつた。彼は大會に於て、

- 一、英國少數派運動との關係を一切断絶する事。
- 二、左翼少數派に對して極力攻撃を加へ個々の闘士及び一切の團體を除名する事。
- 三、アムステルダム・インターナショナルに加盟する事。

以上三ヶ條の實現へ大會を誘導するを使命とするものであつた。

パーセルの使命は失敗に歸した。サイモン委員の印度到着に關聯して起つた反帝國主義運動と排英運動との發展、英國労働黨のサイモン委員會参加、左翼に依つて指導される廣汎な罷業運動、労働運動の左傾、パーセルの革命的論說と印度に於ける英國改良主義派の行動との間の明白なる矛盾、大會に對する左翼の態度、總て斯うしたものがパーセルの使命を失敗に歸せしめた原因である。第八回會議は印度労働大會の面前に於て、英國改良主義の真相を完膚なきまでに曝露する事と左翼の陣營を強化する事に貢献する所があつた。然しパーセルは全然失敗したものは言ひ得ないのである。斯かる奸策を弄する事なく、會議規約を曲げる事なく、又他に權利を侵害する事なくしては行はれる

ものではない。我々は英領印度労働組合會議への代表權に就いて之れを見た。右代表權は一九二六年度の會議に於て追認せられた一九二四年の印度労働組合會議決議に従ひ、英國少數派運動と緊密な關係を有する安寧聯盟によつて保障されたものであつた。パーセルとその印度の友人達は上述の如き一般狀勢に鑑みて、右決議の修正を大會に於て可決する事は不可能だ云ふ事を看取した。従つて修正問題は會議に提出されなかつた。而して會議の執行委員會議が一九二八年二月下旬に開かれた。大衆の監督から縁遠く恰も親族の一團の如き此の小機關に於て、書記ジョンは安寧聯盟から印度労働組合會議参加權を剥奪するてふ決議をパーセルの面前に於て可決し、そして此の参加權を英國労働組合總評議會に委譲した。斯くして執行委員會議は會議の決議を廢棄した譯である。規約は明かに侵害され、デモクラシー——改良主義者は何時でも其の擁護者振つてゐる——は蹂躪されたが、英帝國主義の手先たる總評議會は成功を贏ち得た事を自慢し得た。(但し以下に示す如く長い間ではない)

扱て第八回會議に於ける勢力の分野を考察して見よう。参加代表者の壓倒的大多數は各方面の改良主義から構成され、而して彼等の側には總評議會の代表者に

して且つ政策監督の資格を有するパーセルが控へてゐた左翼はその人員に於て極く少數であつたので、會議の決議に決定的影響を與へる事が出来なかつた。會議は改良主義多數派に都合の好い議事をば大抵可決した。任期一年の新執行委員の大多數は改良主義者から成り當委員會に参加する事の出来た左翼闘士は僅か二名に過ぎなかつた。然し左翼は此の會議に於て、改良主義一般殊に印度に於ける英國改良主義の役割の真相を曝露する非常に重大な事業を遂行したのであつた。當會議後、英國改良主義の真相は大衆に分明した。左翼は當會議後一段と強くなり、分子も多くなつた。

第四 改良主義の敗退、左翼の強化

我々が一九二八年十二月八日より同二十一日まで製油工業中心地ジャールリアに開催せられた第九回會議の議事を觀察するに、前回の會議は其の構成分子に於て甚だしく其の趣を異にして居る。

先づ英國改良主義は會議に於て全く其の勢力を失墜してゐた。その信望は地に墜ちその眞の役割と本質とは大衆の良く知るところになつて、其の黨員や友人や同盟者や又會議幹部の多數の者までが輿論殊に労働者の意見に従つて、少くも言葉に於てだけでも改良主義

者に背を向けやうと努めてゐた。彼等の公の言明なきから察するに、印度労働組合運動の中には英國改良主義の擁護者も同盟者（労働黨と総評議會）も参加してゐないらしい。會議の官僚的議長であり且つ立派なキリスト教徒にして、當時歐洲に居たアンドリュースの書翰を見れば這般の事情が良く解る。此の書翰は會議に宛てたものであつて、改良主義全般殊に英國改良主義、其の印度に對する態度、又帝國主義及び熱烈なる民族的愛國主義に關する問題に對するその態度に就いて峻烈な批判を記してゐる。今一つの現はれしものは、中央労働組合の副組合長であり、アムステルダムの忠實なる朋友であり、會議の議長であつたダウムのやうな眞の改良主義者までが、其の開會の際に於て次のやうに述べる方が得策だと言つた。

我々は英國労働黨に大なる期待をかけてはならない。否、我々は印度に關して英國の各政黨も同様に反動的態度を見せた労働黨に全然期待をかけてはならない。

倫敦に開催せられた英帝國労働者會議（一九二八年六月初旬）に對する印度代表の態度を決定した決議は更に著しいものである。此の決議は印度労働階級を裏切る英國労働黨に糺弾を加へたものである。

拒絶に傾いてゐたものであつた。今度は、此の暗示の拒絶が周囲の事情からして確定されたのであつた。即ち反帝國主義運動は此の國に於て發展してゐたし、又大衆は一般改良主義、殊に英國改良主義に對して深い疑惑を持つてゐたのであつた。英國労働組合總評議會は斯かる情勢を熟知してゐたのであつた。即ち數年來初めて、其の代表者は珍らしくも印度労働組合會議に缺席した。之れ即ち、斯る峻烈な空気に直面した總評議會は右會議に勧告や暗示を持ち込まない方が得策だを判断したからである。總評議會は少くも白晝公然と姿を現はす事を罷めたのである。

吾人は會議の他の多數の決議に關する検討を罷めて會議の空氣の二つの著しい點に就いて述べやう。會議は初めて印度に於ける總罷業の問題を審議し、而して之れを積極的方針を以て解決した。會議の決議は、一、罷業労働者又は被閉鎖工場労働者に對して武力を使用し又労働者を攻撃銃殺し続けられる場合、二、罷業權及び労働階級の利益に反對するやうな産業争議に關する法律案が可決せられた場合には、總罷業を勃發せしむべきものであると云ふ事を決定してゐる。新聞の報道だけでは、何の程度まで總罷業問題が深慮熟議せられたかは判断が出来ない。又其の實踐如何も疑はしいも

斯く方針が定つた以上、左の二項が會議の決議する所となつたのは理の當然である。

- 一 反帝國主義聯盟加盟
- 二 アムステルダム・インターナショナルへの加盟拒絶

第一の決議の價值は其の辯護の爲めに示した理由に依つて、一見却つて減少したやうに思はれる。此の決議の言明に従ふに、反帝國主義聯盟に加盟する行爲は印度に來た右聯盟代表ジョンストンを逮捕したことの印度政府の横暴に對する抗議になるに云ふのである。尚ジョンストンの逮捕は大い印度の輿論を沸騰させたものである事を茲に述べて置かなければならない。

「ジョンストンの逮捕は労働團體に對する猛烈なる攻撃を見做すべきものである」と會議執行委員會議の席上に於て、デワン・シヤマンタルが聲明した。左翼の強敵たる極右翼闘士のアーネスト・キルクでさへもジョンストンの逮捕に就いて「印度労働運動に對する反抗的行爲」を認めたのである。以上の聲明に照合して見れば、此の反帝國主義聯盟への加盟に關する決議は、闘争の眞意義を獲得してゐる事が明である。

アムステルダムへの加盟と云ふ事は印度労働組合會議に於て既に再三討議された問題であつて、當時恰も

のである。會議に於て此の決議に賛成投票した多くの代表者が決議實踐の場合には凡ゆる手段を盡して之れをサボる事だけは確である。然し此の問題が提出された事と大衆に迫られた右翼が明に總罷業に賛成せざるを得なかつた事は明瞭なる事實である。

現に次に、印度憲法案審議の爲め開れた諸黨會議（一九二八年）に参加の爲め組合會議が其の選任代表に第一に委任した事項は、労働者政府確立の要求と云ふ事であつた事を記して置かう。註、諸黨會議はブルジョア代表者の會議であつた。又一九二八年十二月、カルクタに開催せられた労働農民黨の第一回汎印度會議は「帝國主義に對する獨立及び印度の民主主義的組織」を要求したに止つた。

我々は組合會議の最も革命的な決議を凡て列挙して來たが、然し他の種の決議をも述べなければ、其の全班を理解する事は出来ないであらう。尚又、組合會議が急進的決議を可決した事に就いては、印度の情勢や労働者の精神状態や會議自體の勢力分野や左翼に對する新戦術なきに通曉して初めて理解されるものである。會議の多數派が労働組合の右翼闘士に屬してゐた事や労働者が會議に於て僅少であつた事や、左翼が前回の會議に比較すれば員數は増したものの、尙微弱な一團

に過ぎなかつた事を忘れてはならない。
 組合會議は革命的決議と共に二つの反動的決議を可決した。然し該反動的決議は恐らく労働大衆に効果を及ぼさなかつたであらう。會議は之れに出席した汎太平洋労働組合事務局代表ライアン(臺灣人)の提唱に係る所の汎太平洋労働組合事務局に参加するの件を否決し、他方印度に召集された汎亞細亞労働會議に参加する件を可決した。汎亞細亞労働會議の計畫は國際聯盟國際労働事務局の爲すところであつて、尙會議は日本の社會帝國主義者鈴木文治に指導される事であらう。汎太平洋事務局及び之れを中心とする太平洋諸國の労働運動を認める事や、革命運動の勢力を破壊分裂せしめる事や、亞細亞労働運動に於て改良主義の勢力を糾合し、之れを革命的勢力に對立せしむる事や、鈴木文治、ジョージ及び蔣介石の統制下に、又アルペール・トーマの最高指導の下に改良主義分子を置く事や、各國の資本主義者及び帝國主義者の爲め労働運動の攻撃力を剝奪して之れを労働組合主義者なる溝中に押し込む事などが汎亞細亞労働會議の任務である。確に是は印度の大多數労働組合の改良主義者幹部の趣味ミ本條に良く適合する決議である。

反帝國主義及び反英主義の精神は凡ゆる印度の輿論に浸潤してゐる。然し社會主義共和制ミカ總罷業なき

は鬭争が續けられた。第九回會議に於ては、右翼は大多數を維持し、右翼指導者(ジョージ、ボード等)は従前の如く指導的地位を占めたが、左翼の勢力ミ任務ミは増大した。然し會議幹部は左翼ミの鬭争中間派を助長する事に努めた。右翼は巧妙にも急進的決議を可決した。右翼ミ英國改良主義者及び英國資本主義者ミの協同並に右翼の罷業運動に對するサボタージの態度は大衆の良く認むるところである。斯様な状態の下に於ては、デボン・シヤマンラルやネーリユーの如き人物、即ち急進的少ブルジョアジのの間でも、プロレタリアの陣營の中でも非常に人氣があり、そして巧に革命的言辭を弄する人物を先頭に立てる事が最も有利であつたのである。

更に又、中間派は躊躇したり、策動したりして、或る場合には左翼を支持し、或る場合には左翼に反對して右翼を支持した。中間派の援助によつて、左翼は英領印度労働組合會議への公認代表權を安寧聯盟に與へる事が出来た。(是はパーセル派にミつても、印度改良主義者にミつても可なりの打撃であつた)

中間派は汎太平洋労働組合事務局問題に關して躊躇したやうである。即ち加盟に關する提議を拒絶したがそれミても拒絶に賛成した者が僅か多に過ぎなかつ

は外觀を飾る爲め大衆を偽購する爲め且又失望の極急激に左傾してゐる大衆に満足を與ふる爲めに言はれる事である。右翼は、汎亞細亞會議問題が指導權維持の點より觀て一層實際的な、一層重要な價值あるものと評價し、以て汎亞細亞會議に關する決議に於て信望の回復に努めた。汎亞細亞主義の上起ち並に白人の壓迫者に對する全亞細亞民族の共同の上起つ云ふ態度は一時此の決議の反動的性質を掩ふ事が出来た。會議の眞義ミ右決議の價值ミを曝露する事は革命翼の任務である。それミ共に、革命分子は汎太平洋事務局の目的ミ事業ミを大いに宣揚し、又右翼に反動的決議の可決を容易ならしめた其の事情を、印度人に向つて明確に示すべきものである。

第五 中間派の役割

第九回組合會議に於ける分子の構成状態は何うであつたか、又前回の會議に比較して新しいものがあつたか? 新しいものとしてはデボン・シヤマンラル及びネクリューフを首班ミする中間派の演じた大なる役割である。即ち中間派が右翼の方へ逆行したやうに見える事である。前回の會議に於ては、此の種の傾向は見られなかつた。右會議に於て、多數派たる右翼ミ共產主義者及び労働團體を抱擁する左翼的反對派ミの間にた。勿論加盟賛成者の中には多くの中間分子即ち恐らくは「無意識的」右翼分子ミ云ふ如き者が入つてゐたのである。

議長選舉は這般の事情を良く物語つてゐる。中間派指導者のジャワハルラル・ネーリユーが之れに當選したのであるが、ボンベイの左翼鐵道従業員組合から立候補した者は落選した云へネーリユーより少き事僅か七票に過ぎなかつた。右翼は鐵道組合の候補者を當選せしむる事を希望しなかつたため、勿論ネーリユーに賛成投票したのであつた。議長選舉は、左翼が今や印度労働組合運動に於ける非常に旺盛な勢力ミなつてゐる事や、右翼が明に信望失墜し勢力を失つてゐる事を證明した。右翼は中間派を以て墻壁ミなし、避難所ミなす爲め、中間派を益々助成せざるを得ないのである。然しその結果ミして近き將來に於ては、中間派が印度労働運動の甚しい危險物ミなる事は明かである。

印度労働組合主義の内政的一般方針ミしての中間主義並に外政的主要方針ミして、其の周圍を汎亞細亞改良主義を以て包む事は印度労働運動の左傾に對する鬭争計畫であり、印度労働組合運動に就いて別個の指導を提唱する左翼の勢力増進に對する鬭争計畫である。印度政府が今日左翼の指導の下に發展しつ、ある大衆

運動を阻止する法律(産業争議に關する法律)並に世界の革命的労働運動から印度大衆運動を孤立せしめる法律(外國人共產主義者及び共產主義運動資金に關する法律)——政府は之れを最も重要視した——を案出した。云ふのも之れが爲めてあり、印度政府が政治的利益——日本は之れを占める事を得るであらう——に反するにも拘らず、印度に汎亞細亞労働會議を召集する事を許して之れを支持し、アルベール・トーマが『労働者に對する支那國民黨の友情』國民黨労働法の進歩的性質』を宣傳し、スワラジストが南京には『革命』政府がありと言ひ且つ其の反帝國主義闘争を大いに讚美した等凡て之れが爲めてある。

第六 猛烈に攻撃される左翼運動

左傾しつゝある労働運動に反對し、それに對して凡ゆる努力が集中された。第八回労働組合會議後には左翼反對運動が猛烈に開始された。マドラス労働組合の改良主義指導者にしてアムステルダムに朋友であり、英國新聞の所謂『婆羅門教の識僧』であるシヴァ・ラオは左翼の成功とその努力増大の影響を見て一年前斯う云つた。『印度の労働組合は其の陣營から攪亂者を追放すべき時だ』。彼はバーセルの勸告に従つて、

に演じたのである。

第七 『産業平和』

斯かる暴壓、労働運動の流血の壓迫は政府及びスワラジストの機關新聞がジョーシキ、シヴァ・ラオ等の如き改良主義指導者、民族主義指導者の全賛成を得て『産業平和』『勞資協調』の運動を起しても、之れを防げるものではない。印度のブル新聞は英國の型に倣つて野蠻な『印度精神』に反する階級闘争に對する猛烈な反對運動を起し、罷業によつて『國家の繁榮』の蒙る損害を労働者自身が受ける損害を計上し、而して調停を讚美してゐる。

印度ブルジョアジは南京政府を以て其の政治的理想をなし、それと共に勞資協調の模範を餘程前から勞資協調會を稱する有益な協調機關の存在してゐる日本に之れを發見してゐる。

英印政府はブルジョアジの要求に無關心ではゐられなくなつた。立法議會事務局に提出された産業争議に關する法案(印度労働争議法案)に就いては既述した通りである。總督アーウケン卿は労働問題調査の爲め、知名の士ホイットレーを委員長とするロワイヤル委員の任命を爲した事を述べてゐる。察するに大戦の

左翼の除名を要求した。英國及び印度の新聞、殊に倫敦の保守主義新聞やロンドンタイムスなどが先頭に起つて、印度に於ける左翼をボルシェヴィズムに對する反對運動を開始した。ボンベイの紡績業組合の御用新聞は印度政府の無能を責め、而して右組合は政府の代表者を派遣して、當局は反抗的な労働者の思想を導き、ボルシェヴィズムに相當する)に對しては斷乎たる處置に出づべしを要求した。事實に於ては、政府は無爲無能の非難を浴びるに當らなかつたのであるが只貪慾な機械業者は、労働者が彼等に抵抗し、長期の罷業によつて彼等の利益を侵害するのを見て業を煮して、政府の無能を鳴らしたのであつた。實際一九二八年には印度労働運動中未曾有の暴壓があつたのである。大罷業が勃發する毎に、軍隊と警官が出動した。

無数の檢舉、労働組合の閉鎖、組合事務局の閉鎖書類の押收等に就いては語るまでもないが、昨年は武力的攻撃や罷業労働者及び被閉鎖工場労働者の銃殺(バマガチ、ボーリル、リリユナ、ボンベイ等)があつた斯かる次第であるから、資本金家が政府に對して不平を鳴らす事は不當である。政府は労働者死刑執行者の役割を英國及び『國內』資本家の金庫の番犬の役割を懸命

終り頃英國に設けた『ホイットレー評議會』の型に倣つて、協調事務局を設置する意思があるのであらう。

第八 印度プロレタリアの階級意識及び闘争能力の進歩

然しながら壓迫も協調機關も大衆の労働運動の發展をその左傾を阻止する事は出来なからう。コロムボンベイの事件は現在の情勢の上に異彩を放つたにあつた。印度労働階級は、一九一九年から一九二一年にかけては、其の首領として小ブルジョア政治家を戴き、ガンジーが労働者に絶大の影響を及ぼしてゐたものであつたが、現今に於ては之れを異にしてゐる。數年來の大衆的闘争に幾多の大罷業の経験は印度の労働者に多くの教訓を與へた。階級意識は大進歩を遂げそれと共に英帝國主義の基礎に立つ内外資本家の共同戦線に戦ふ意思と能力が發達した。今日印度の労働者は從來聞かれなかつた『規則を作製し、之れを労働者に課するのは資本家の勝手である。然し之れに限る』と服さないは我々の決心次第である』と云ふ言葉を使つてゐる。之れはボンベイ紡績工罷業團を代表した労働代表者が、政府の調査委員會(ボンベイ紡績業組合提出の『標準化案』を調査したるもの)

に於て言明した所である。政府の高官や印度のお歴々の資本家は、單純な印度労働者の口から斯かる言論の吐露された事を未だ曾つて一度も聞いた事はなかつたのである。彼は最早や『單純なる労働者』ではなく左傾したプロレタリアの代表であつた。彼は階級の敵に向つて獅々吼したのである。

印度の労働者が独自の階級的役割を自覺してゐる云ふ證據は、國民議會開院式當日カルカッタの労働者によつて組織された大示威運動(参加人員二萬五千名)に依つて明かである。労働代表から與へられた綱領に従つて、プロレタリアは國民議會に於て第一位を占めてゐるブルジョアジーから明かに分離した。闘争に於て底力を有するボンベイのプロレタリアに對しては、印度政府は資本家の贊助を得て、殺人煽動の爲め怖るべき民を仕掛ける事に決定した。ボンベイの労働者の中には罷業破りを見付け出せなかつたので、印度政府は使用主側と共同して、西北部國境地方の最も未開なるパタン族の分子を多數招き寄せる事に決めた。是等の者をボンベイの工場に入れ、之れに武器を授けた。罷業團の監視隊と罷業破り團との間に闘争を開始されるや、印度政府は労働運動を血液の中に溺死させる機會(政府自身が創作したものだ)を得た。

然し機關銃も大砲も戦車もボンベイの労働者の勇敢な抵抗を排撃する事が出来なかつた。労働者は怖るべき犠牲を拂つて、監視を嚴重にし、一つの紡績工場も運轉し得ない程に警戒した。労働者は左翼闘士に指導され、自衛團を組織して、幾度も軍隊及び警官隊の攻撃を撃退した。是等の事件は労働者の階級意識と自力に對する自信と左翼との結合を強めたに過ぎない。

コロンの事件は反動派に無残な又豫想外な打撃を與へた。セイロン島民は政府から好感を以て迎へられ其の穏和を賞められてゐた。島民の労働運動は非常に穩順な性質のもので、又労働組合は政府の御用新聞からさへ高徳を稱揚されたやうな善良な指導者を頭首に載いてゐた。然るに鐵道従業員の罷業がコロンボに勃發した。警察はコロンボ労働組合の『勳功』を今更捨ててしまつて、罷業労働者に彈壓を加へ、之れを檢束し、之れに暴威を逞ふし、拷問し始めた。其の時に當り暫く前から印度の全プロレタリアを激昂せしめて來たところの深刻な煽動が威力を發揮した。怒り立つた労働者は攻勢に移り、市中を暴れ廻り警察署を焼き拂つた。當時武力が不足であつたので、官憲側は應援隊を呼び寄せなければならなかつた。數日間云ふものは、コロンボ市は労働者の掌中に歸した。英國官憲は罷業

者に多くの讓歩を與へ以て労働大衆を鎮定する爲め、有力な労働組合指導者に哀願せざるを得なかつた。

印度政界に現はれてゐる政權奪回と階級闘争の非常なる激化は、プロレタリア團體の迅速なる組織と階級意識の進歩と、プロレタリアの中から選ばれた闘士の活躍とに有利な條件を與へたのである。左翼は大衆の闘争中に強力になつた。又左翼は飽くまでも英國改良主義の假面を剥ぐ事に成功し、且又印度労働運動に於て多少勢力を有する此の要素を殆んど全滅させる事に成功した。左翼は大抵の労働組合に於て未だに地歩を保持し、最近まで組合『機關』を勝手に支配してゐた右翼指導者の地位を弱める事に成功した。右翼は中間派を政權に參與せしめて、自己の地位を鞏固にしようとしてゐる。

第九階級對立

左翼が現在の労働運動指導者を他の闘士に更へる爲めに激しい闘争を起すを得る秋は來た。現今の政情は

印度に於ける共産黨の活動

茲に採録した一編は最近共産黨員の大檢舉を見たる印度共産黨に關し、倫敦タイムズ紙上に掲載されたものを譯出して配列したものである。

之れに適してゐる。此の二年來、労働運動は印度の公的生活に迅速深刻な分化を齎してゐる。一方に於ては、政府ブルジョアジーとミスラジストからカンデー一派までの共同戦線が張られてゐる。之れに對して労働運動が對立してゐるが、それは大罷業の經驗が立證してゐる如く、運動を中心として都市の多數貧民が集合團結してゐるものである。更に農民運動の再興が見られる。今年の農産物の不作と多くの地方を脅威せる甚しい飢饉(印度に於ては、毎年の食糧不足が普通の状態である)とは現在に於てさへも非常に熱してゐる空氣を彌が上にも熱する事になるであらう。多量の爆發物が集積されてゐる。以上の如き状態の下は於ては、『平和的手段を用ひる』印度ブルジョアジーが英帝國主義に對して行つてゐる憲法上の闘争と雖も、非常なる大闘争、大規模の運動に進展し得るであらうし、又此の運動中に右翼は益々撃退されるであらう。其の時に於て指導の宜しきを得んかプロレタリアは決定的要素となる事が出来るであらう。(一九二九、三、I.S.R.)

第一 共産黨員檢舉に関するタイムス

の社説 (一九二九・四四)

陰謀計畫の嫌疑にて印度共産黨員が檢舉されたる事は立法議會に奇異な影響を與へた。檢舉の翌日コングレス(スワラヂ)黨の首領ネールは政府の政策を論議する爲にイスター祭日を休まず繼續討議の動議を提出し、政府は事豫審中に屬すて之れに反對したが、議長パテルは動議は會法であるを宣告した、此の宣告にも拘らず動議は公益を害すとの理由で總督から禁止された。休會明の議會には昨秋議長のキャスチング、ゾートに依つて否決された保安條例が議題に上つたが意外にも議長は本案の討論は勢ひ豫審中の事柄に及ぶから討論を許可することは出来ぬと告げ、且つ政府は法案の審議を延期するか但しは共産黨員の起訴を止めるか孰れかの方途を擇むことと思ふと述べた。議長の此の意見は理論よりも感情に出たものと謂はざるを得ない。共産黨の檢舉は現行刑法の規定に従つて行はれたものであつて、何等法案とは論理的關係を有しない。又議長は何故に前には、豫審事項に言及するを避け難き檢舉に関する政策討論の動議を許可しながら、後には豫審事項に亘る惧ありとて保安條例の討論を禁止し

たか不可解である。印度政府が此の議長の意見に聽従するは思はれない。討論の延期は公益に有害であるのみならず、スワラヂ黨一派を除くの外、穩健の意見は議會の内外に溢れ、共産黨の活動を悲み政府の措置を是認するものが多数なのである。又コングレス黨及びヒンヅ、マハサバ團體も雖も共産主義を歓迎するわけはなく、只だ彼等は有害を知りつつも政府の政策を阻害せんとするものなのである。彼等は丁度今になつて以前の同盟者である共産黨員を連りに殺戮しつつある支那國民黨の政治家と同様な過誤に陥つてゐるのである。保安條例には印度の自由主義者に危惧を與ふる何物もなく、單に印度人以外の共産主義煽動者を國外に放逐せんとするのであつて、政府の政策は印度の利益を合致するのである。又現行法律違反嫌疑で共産黨員を逮捕したことは總督が印度人の渴望する所に共鳴し、秩序を安寧を維持する上に其の責任を盡すことを示すものである。

第二 印度共産黨員の保釋願却下

(一九二九・四五)

孟買の辨護士ターポールは被檢舉者デサイの保釋を本日ミラットの地方判事に依頼した。而して其の理ラヂ黨其他ブルジョア黨を印度國民革命の叛逆者、立法議會を腐敗せる全權政治家の集團、サイモン委員會を印度を彷彿する密偵團と罵倒し、印度は反帝國主義戦に向つて進軍する世界革命各軍の邂逅地だといふてゐる。

英國帝國主義の足の下から印度の精神が焔になつて立ちのぼり、農民騒動が無慈悲に壓し潰されてゐる空想的なスケッチを掲げて、血迷つた帝國主義を題してかう記してゐる。

帝國主義は印度労働者を敵として軍事恐怖の全力を傾倒してゐる。労働組合領袖、労働新聞の編輯人、労働者農民の會議に参加する者は死刑に處せられ、或は懲役に處せられる處が多く、陪審も法廷もあつたものでなく、三億の人口を有する印度は殺伐の壓制に呻吟してゐる。英國帝國主義が戦争の準備に急なのは一つには印度に於ける掠奪を何時までも獨占しようが爲であつて、虐げられ盡くして飢餓の爲に幾百万人を失ひつつある印度は、此の上にも纏ては英國帝國主義戦争の爲に多大の犠牲を拂はなくてはならぬのである。

上海、武漢及び廣東に於ける大なる教訓は印度ブルジョアに取つて頗る有益なものであつてソウエート

由とするところはデサイは英國で労働指導者の下に新聞記者として訓練を経たのであるから、彼が印度で労働運動に携はるのは當然の事である。而もコミンテルンは勿論、印度農民労働黨にも關係はないといふのである。檢事ラングフォード・ゼームスは被告は「スパーク」なる新聞紙を發行して居り、其の新聞が陰謀の一部分を成すのであるとて、證據としてトロツキーのレーニン論や孟買暴動に關するブラッドレスブラット其の他の被檢舉者の手に成る論文及び有名な第三インターナショナルの手先であるアヂクワリの寄稿を掲載する該雜誌を示して保釋に反對した。

第三 印度に關するコミンテルンの

宣言書 (一九二九・四九)

帝國主義の羈絆から印度を解放せんといふコミンテルン宣言書英文本文が到着したが、プロレタリア革命と農民戦争とが兩々相俟つて始めて其の封建的ブルジョアミ合せて帝國主義を打倒することが出来るを宣言し、英國帝國主義を印度の掠奪者絞首者とし、スワ

のスターガンは、印度プロレタリアの旗幟に大書されるやうになり又プロレタリアは印度革命の樞軸が農民革命に在るを悟り、農民指導の爲には如何なる犠牲も厭はぬ意氣を示してゐるので、帝國主義は農民の豫備軍が救援に來らぬ内に、早くプロレタリアを疲弊せしめんとし、殘忍なるテロルを用ひてゐる。プロレタリア革命と農民戦が相結んで始めて封建的ブルジョア一味を併せて帝國主義を屠るこゝが出来るとのさういひ、政權を取りたる際テロル機關を強力ならしめたことマクドナルドを攻撃し、労働黨はサイモン委員會に其の黨員を加へて殺伐の政策を繼續し、労働組合會議總評議會の密使バーセル一行は、國民革命を不能ならしめん爲に印度のプロレタリアの結束を攪亂するこゝに努力してゐる等、要するに社會改良主義者は本國に在つては平和を装ひ植民地に其の搾取強奪の地金を顯はしてゐるに非難し、印度のブルジョアが印度の獨立を要求した時分には嘲笑を加へてゐた。印度政府は今や獨立闘争がプロレタリアに依つて指導されるに及んで周章狼狽して狂態を現はしてゐるに非ざらず、尙ほ進んでかういふてゐる。

帝國主義戰爭計畫は印度に及んでゐるが、併し一方に於てプロレタリア革命及び暴動の氣分が全印度

は印度革命主義者の援助を訴ふる一味に加はつてゐる彼は四月アムステルダムに開かれた該聯盟の執行委員會會議を司會したが、會議は印度の獨立運動に奮闘する印度大衆の援助を、全世界の反帝國主義闘士に訴ふる決議案を可決してゐる。

會議は又英國労働組合運動が加盟してゐる國際労働組合同盟から、共產主義統一戦線運動の道具に外ならず惡罵される該聯盟の活動の目標の第一に印度を置くこゝを決議した。

該聯盟の報告及び決議の全文はインプレコールに掲載されてゐるが、其の要領は次の通りである。尙ほ右會議にはサクラトヴァラもマックストンも共に出席してゐる。

印度の労働者の幾百は射殺され鞭撻され有ゆる虐待を受けてゐるのに、自己の創意からして闘争を持續し、却つて其の指導者を激勵してゐる。印度労働者の不撓の精神に恐を爲したる印度政府は、尙ほ飽き足らずして、労働争議法及び公安維持令なる壓制武器の製作に盡力してゐる。政府は英國資本主義に取つて此の上なく搾取に便利なる領土を何處迄も保持せん爲に腕力と欺瞞とを用ひ、一面に於ては印度に

に横溢してゐる。植民地中印度程甚しく搾取されてゐる處はなく、又英國帝國主義は印度を根據地として其の宿望である勞農露國の攻撃を敢行しようとしてゐる。併し印度は反帝國主義戦に進軍する世界革命各軍の會合地點に當つてゐるのであつて、一度印度に革命が起れば支那、インドネシア及び埃及の革命運動に甚大なる刺激を與へ、延ては世界革命の導火線となるのである。印度に革命が勃發して各植民地が之れに倣ふの日も遠くはない。

例に依つて宣言は合言葉の聯續を以て結んでゐる。「印度労働者は階級の敵、資本主義帝國主義と戦ふ爲に國民革命闘争を勝利に導く爲に招集される。印度の農民は闘争から一步を進め、戦線に立つて労働闘士と農民との同盟を鞏固にするこゝを要求される。改良主義の奴隷を追ひ拂ひ、革命的プロレタリアが指導するこゝに依つてのみ印度の革命は達成される。」

第四 孟買に於ける共產黨の陰謀

(一九二九・五・九)

英國労働組合運動は孟買で紡績労働者に罷業や騷擾を煽動した共產黨陰謀を手きびしく攻撃してゐるが、獨立労働黨の黨首反帝國主義聯盟議長マックストン

於て盛んに戦争準備を整へ、パットラー委員會に依つて印度王族が支配する各土侯州を印度民衆の獨立運動粉碎の爲め、勞農露國に對する帝國主義の侵略的計畫助長の爲めの城砦に變更しつつあるのである。全世界の反帝國主義闘士は斯かる暴虐と侵略に反抗し獨立に奮闘する印度大衆を援助しなくてはならぬ。印度に於ける英國帝國主義の慘酷野蠻なる搾取の方法を各國の工場及び野外の労働者に周知せしめ、労働大衆全體の援助を印度の労働者に與へなくてはならぬ。殊に英國及び自治領の労働者に此の事を訴へなくてはならぬ。而して銃砲彈藥及び軍隊の印度への輸送は罷業に依り、公然の反對に依り、組織的抵抗に依つて極力之れを阻止しなくてはならぬ。又是等軍隊には其の輸送が英國資本主義の爲にする印度労働者及び農民の虐殺の爲であるこゝを會得せしめねばならぬ。

反帝國主義聯盟の執行委員會は奮勵一番獨立運動費の募集同志の糾合、及び印度の暴政から獨立運動闘士を救ふ爲に、最善の努力を爲さんこゝを總ての加盟者に要求するものである。

露西亞

青年共産インターナショナル第五回大會

(一九二八年九月、インフレコール)

第一 第一日の狀況

一九二八年八月二十日よりモスコウに於て青年共産インターナショナル第五回世界大會が開催された。大會出席者は二百五十名、この外賓客として列席せる者四千名。

大會第一日は、モスコウ大劇場に於て、二十日夕方より開かれた。

先づヒタロブ開會の辭を述べた。

次いで、議長及び名譽議長が選舉された。名譽議長に選ばれたのは次の八名である。

- スターリン ブハーリン
- クループスカヤ クララ・ツェトキン
- テールマン アンドレ・マルティ
- マックス・ヘルツ グラムシ

次いで大會に祝辭が述べられたが、次の如きものである。

ソウエート聯邦レーニン主義青年共産黨同盟中央委員會及びモスコウ委員會を代表してコザレフ、

ブハーリン、

『青年共産インターナショナル師團』の代表者、

老ボルシェヴィキを代表してレーニン夫人クループ

スカヤ、

獨逸共産黨を代表してテールマン、

佛蘭西共産黨を代表してカシヤン、

中國共産青年同盟を代表してリウ・ウ・ツュー、

國際労働者運動會(スバルタキアード)代表者、

祝辭、歡迎の辭の後、書記局及び各種の委員會が選舉され、大會は『インターナショナル』を歌つて、第一日を終つた。

第二 第二日の狀況

議長 プレンクレ、

議題 執行委員會の活動報告、その一。

『戦争の危険と帝國主義戦争に對する闘争に於ける青年共産主義者の主要任務』

報告者 ヒタロフ。

『労働青年の廣汎なる大衆は未だなほブルジョアの影響の下にある。ブルジョアの青年團體と同様に我々は青年の軍事化を過小評價してゐる。伊太利のファシズムは青年大衆を獲得した。青年社會主義インターナショナル(第二インターナショナル系)は右翼的方向を辿り、益々地盤を失ひつゝある。』

青年の經濟的狀態は甚だ劣悪である。特に農村の青年の狀態は甚だしい。すべての國に於て青年の保護は廢棄されてしまつた。工場内に於ける青年の役割は増大しつゝある。傳送帶の導入と合理化により、青年は生産過程に於て重要な意義を持つに至つた。工場内に於ける徒弟制度は減じしつゝあるが手工業に於ける徒弟の擯取は増大しつゝある。青年は餘り労働組合に組織されてゐない。否組織率は減少さへしてゐる。これが責任は、青年に何等權利を

附與せず、持つてゐる權利を奪はんとしてゐるアムステルダム派が負はねばならぬ。青年社會主義インターナショナルは青年を特別の青年團體に組織し、以て青年労働組合員に對する勢力を獲得せんとしてゐる。

近年労働青年の活動は増大した。各國に於て青年労働者のストライキが勃發した。労働組合に於ける青年共産主義者の影響は増大しつゝある。青年共産インターナショナル第四回世界大會後、青年共産主義者は支那、インドネシア、波蘭、ブルガリア及び希臘に於ける武装闘争に参加した。我等の主要任務は戦争の危険及び帝國主義に對する闘争である。佛蘭西の青年共産主義者は、モロツコ及びシリアに於ける戦争に對し、英國の青年共産主義者は支那に於ける干渉に對し闘争した。英國艦隊の訪問の際、スカンヂナヴィアの青年はよく活動した。我々は反軍國主義活動を兵士の部分的要求と結びつけることを學んだ。

波蘭、獨逸、英國及び佛蘭西に於ては、青年の政治的活動の増大、大衆の間に於ける活動の發展、新方法的の適用、労働組合活動の良成績があげられた。トロツキー反對派は我々の陳列に於ては語るに足る

勢力を得ることが出来なかつた。中國青年共産同盟は大衆團體に發展した。亦我々は合法的活動に非合法的活動を結びつけることに成功した。ソウエト聯邦レーニン主義青年共産同盟は二百萬以上の全員同盟員を擁し、社會主義建設のため積極的に活動してゐる。

我々の弱點は組織力の不充分なること、同盟員の著しき變轉、同盟の未だ主として小中工場の青年労働者により構成されてゐること、スポーツ團體、労働組合及びその他の大衆團體内に於ける活動の不充分なること、等これである。組織の微弱なることは資本主義の安定及び資本主義による迫害の如き客觀的障礙にもよるが、一部は青年向きの方法に對する不十分なる注意の如き主觀的過誤にも由るのである。この困難よりの出口は青年運動の非政治化にあるのではない。我々の當面の任務は、政治的活動の増大、青年の政治的容貌の維持、大衆活動の青年的性質の増大、工場特に大工場への侵入、労働組合活動の強化、レーニン主義教育事業の強化、未だ共産青年同盟の存在せざる植民地に同盟を創設すること、國內に補助團體を創設すること、ブルジョアジーの影響より青年を奪還すること、これである。(拍手)

は未だなほ大衆團體ではない。

第四回大會以來、次の同盟が新たに創設された。即ち、オーストラリア、パルステイン、南アフリカ、インドネシア、ベルシア、ホンヂユラス、サン・サルツアドル及び印度。最も重要な任務の一つは中央アメリカ及び南アメリカに同盟を創設することである。兒童運動は發展しつつある。十二個の新團體が創設された。若干の國に於ける停頓乃至退歩は無活動方法の無味乾燥なることによる。

同盟内の組織には多くの過誤及び弱點がある。一九二七年の中頃まで、再組織は何等進展しなかつた。一九二七年末の組織會議は再組織を活氣つけた。同盟員の轉變の問題は釋放されねばならぬ。共産黨は共産青年同盟に充分援助せず、援助は形式的に止まつてゐる。共産青年インターナショナル執行委員会は同盟に實際的な助力を與へることが必要である。執行委員會の部は多く活動が貧弱である。大衆團體に於ける活動は不充分である。中立的青年労働者團體、スポーツ團體、農村青年、文化團體及び植民地に於ける活動を強化しなければならぬ。獨逸のユンクシュトウルムは成功した、他國に於ても同様の團體を作る必要である。

次いで歓迎の辭及び祝電の朗讀あつて閉會。

第三 第三日の狀況

議長 メーリンク。

議題 執行委員會の報告、その二、

『青年共産インターナショナルの組織の現状と任務』報告者 ゴルギツチ。

『第四回世界大會以後、青年共産インターナショナルはその指令を具體的にすることを學んだ。第四回大會に於ては、諸團體の力を評價するに當つて若干の誇張が行はれた。諸同盟の成長は不同である。堅實に成長しつつあるのは、瑞典及び希臘の青年同盟のみである。大なる同盟は停頓し、小なる同盟は同盟員を失ひつゝある。非合法的同盟は、白色恐怖にもかゝらずよく存在することが出来、發展さへした。これらの同盟の重要な任務は、細胞の維持及び諸組織の非合法的活動の續行、これである。黨に比較しての青年共産同盟の力は正則的ではなかつた。四年前に於ては、同盟同黨との關係は一對五であつたが、現在では一五パーセントにすぎない。この例外をなすものは瑞典の同盟で、黨の八四パーセントを占めてゐる。資本主義諸國に於ける共産青年同盟

一つの重要な問題は新同盟幹部の教育である。

新らしき且つよりよき方法を研究し、具體的且つ通俗的な指令を出し、決議遂行を監督し、幹部の活動を特殊化し、全同盟員を同盟の積極的活動に引き入れることが必要である。近き將來に於て同盟は非合法的なるかも知れぬ。我々は反動に對し、合法性のため闘争し、組織的且つ思想的に用意しなければならぬ。我々は具體的に活動し、組織上の問題を全團體の問題とすることを學ばねばならぬ。(拍手)

次いで白ロシア青年代表が大會に歓迎の辭を述べ、波蘭共産青年同盟は大會に旗を手渡した。

第四 第四一八日の狀況

第四日より第八日までの會議は執行委員會の活動報告についての討論にあてられた。討論に参加せる者約六十名。

次に日本代表及び朝鮮代表の演説を譯出する。

三浦(日本代表)

『日本に於ては官立の青年團體があつて、これが會員数は約二百萬、主として農村の青年である。日本共産青年同盟は反軍國主義の活動を始めた。左右兩翼の社會民主主義の青年團體は成長しつつある。こ

これらの團體内には反対派が作られてゐる。これを獲得することは、日本共産青年同盟の任務である。』
ズリモフ(朝鮮代表)

『朝鮮の青年労働者は極度に搾取されてゐる。農民は貧困化してゐる。これらは革命的青年運動發展に對する有利なる條件である。朝鮮共産青年同盟の主要任務は戦争の危険に對し闘争し、その組織を強固にすることにである。朝鮮の青年は労働保護法制定のための闘争を遂行しつゝある。』

第四 第九日の狀況

執行委員會の活動報告についての討論への結語が報告者によりなされた。
ゴルキツチ。

『討論の一點點は、兒童運動、同盟員の轉變、大衆團體内の活動非合法活動のための準備等の如き重大なる問題が充分具體的に論ぜられなかつたことである。現在の情勢の特徴は一種の停滞である。我々は同盟の内部に於て自己批判を増大し、國際的指導を強固にし、より徹底的な討論により大會を準備し、大會の決議遂行を監督しなければならぬ。組織上の問題は政治的問題と關聯してのみ解決することが出

々はウルガイ及びメキシコに對する援助を増さねばならぬ。支那の同志の演説は、彼等が彼等の問題を正しく理解したことを證明してゐる。我々は引き続き正しき指令を與へねばならぬ。支那共産青年同盟は青年労働者大衆との結合を強めねばならぬ。我々は印度に共産青年同盟を創設せねばならぬ。我々はハンガリアに於けるテラーにもかゝらず、本大會の活動に参加してゐるハンガリア共産青年同盟の代表者を歓迎する。ハンガリア共産青年インターナショナルの任務は大衆の中に侵入することにである。我々は、右翼の危険に對する闘争についての蒙古の代表者の聲明の正しさを承認する。我々はアラビアの青年が共産青年インターナショナルの政策の正しきことを承認し、幹部の誤謬を是正する様に希望する。本世界大會はアメリカ共産青年同盟の内訌を鎮壓しコミンテルンの政策にもつぎ統一を作らなければならぬ。波蘭に於けるフラクション闘争には何等政治的根據がない。我々は波蘭青年同盟の内訌を終らせなければならぬ。

青年共産主義者はコミンテルンの政策にもつぎいて、戦争の危険に對し闘争しなければならぬ。右翼の危険の残滓は未だ青年共産主義者のうちに存在し

来る。フラクションの活動の改善は重要な任務である。同盟員數ではなく同盟の政治的影響が決定的である非合法の同盟は大なる献身を以つて活動してゐる。我々は教導者の活動が新らしき部の活動となることを阻止しなければならぬ。我々は赤色救援會に就ての活動の不足なる事を認めた。我々は小さき同盟により多く注意しなければならぬ、これがためには、同盟の情報活動を改善する事が必要である。』
ヒタロフ。

『三十六ヶ國よりの五十九名の同志が討論に参加した。根本的な問題については何等意見の相異はなかつた。我々の主たる敵は依然として社會主義青年インターナショナルである。我々はブルジョアの青年團體により多く注意しなければならぬ。労働組合問題は討論に於て充分論議されなかつた。工業プロレタリアートの存在してゐるすべての植民地に我々は共産青年同盟を創設しなければならぬ。我々は共産青年インターナショナルの活動についての鋭き批判を歓迎する。機關の改善は必要である、亦決議遂行の監督も改善されねばならぬ。チエツク共産青年同盟は黨の討論に参加し、共産青年インターナショナルの政策のための闘争を遂行しなければならぬ。我

てゐる。これが實例は、戦争の危険の過小評價、國際的行動の遂行の不充分なること、共同戦線戦術に於ける偏向、チエツク青年同盟の赤色デー行動等々である。

我々は、活動方法をかへ以つて活動の變化を具體的に印しつけねばならぬ。我々の新活動方法は青年労働者のイデオロギーに適合され青年の要求に對し理解を示さねばならぬ。我々は労働組合及びその他の大衆團體内に於ける活動を強化し、亦教育的活動をも強化しなければならぬ。主たる諸同盟の停滞の原因は決議遂行にあつて、無味乾燥なる方法がみられたことである。本大會は同盟のボルシエヴィキの大衆團體への發展のための前提條件を作つた。』

第五 第十日の狀況

議長 ロツエルナ。

議題 共産青年インターナショナルの新らしき宣傳煽動方法。

報告者 タイプブランド。

『討論は新活動方法適用の問題及び青年政策の問題についての意見の一致を示した。青年同盟は未だ政黨的性質を帯びてゐる。よき活動方法の前提條件

は青年のイデオロギーを正しく評價することにあり、同盟員の轉變する主要原因は青年をわが同盟にひきつけることが出来ないことである。青年の種々なる利害は方法の種々なることを要求する。活動方法については、我々はブルジョアの青年團體より學ぶことが出来る。勿論そのシステムはさうだが、我々は青年労働者階級の社會的狀態に即し、青年運動の政治的性質の微弱なることを阻止せねばならぬ。新法は、獨逸共産青年同盟の經驗の示したが如く、青年の政治的活動を増大する。しかし宣傳、煽動に踰越することは誤りであらう。我々はあらゆる活動領域、即ち労働組合工場等に於ける活動を包括しなければならぬ。工場細胞の活動の性質は、工場細胞の會議が非合法的であるか、乃至余りに短かすぎるため、新方法を應用することを困難にする。我々は細胞の日曜會議を導入し、且つ日曜學校及び遠足を組織しなければならぬ。地方支部が工場細胞の活動を援助することは重要である。

我々の集會及び祝祭は、朗讀、音楽及び演劇により面白いものとされねばならぬ。しかしこれらのものは時事政治問題と結びつけられねばならぬ。ユニフォームを着ることは示威行列を印象的のものとする

歩、及び教化事業に於て政治問題を孤立せしめること、これである。我々は青年的活動方法を他の活動領域を結合し、以つてこれらの危険を阻止しなければならぬ。新活動方法の遂行にあつては、役員訓練のための教育事業政治的文献の出版及び特別な講習會の組織の強化が必要である。共産青年インターナショナルはその出版事業を改善しなければならぬ。青年的活動方法の導入は、青年労働者階級の決定的分子へのより多くの影響を獲得することに可能とするであらう。

報告に次いで、直ちに討論に入つた。

第六 第十一日の狀況

議長 ゲミンデル。

議題 活動方法についての討論、並びに討論に對する報告者の結語。

前日より引續いて、ライプブリントの報告について討論が行はれ、最後に報告者がこれに對し結語を述べた。

『討論には主として歐洲のもののみが参加したが、これは一つの缺陷云はねばならぬ。しかし非合法的な諸同盟が討論に参加したのは積極的要因である』

るであらう。國際青年デーの示威運動はよき心理的効果があつた。

我々は事務を役員にまかして、青年同盟の内部生活を改善しなければならぬ。我々は講義を物語、繪畫及び革命的余興により補はねばならぬ。

同盟員の勤務に對し闘争するためには、新同盟員がある程度の尊嚴さを以つてむかへられることが重要である。共産青年同盟の役割についての面白い入門的講習會並びに余興會が組織されねばならぬ。新同盟員に過重な仕事を負はしてはならぬが、仕事を與へることは必要である。我々は、兒童同盟より來る新同盟員は娛樂に興味をもつてゐることを考慮しなければならぬ。我々は簡單なる運動を奨励し、農村への遠足を農民及び農村労働者の間に於ける活動と結びつけねばならぬ。教育事業を増進することも必要である。最善の方法は週末講習會を遠足、競技等と結びつけることである。他の重要な任務は青年労働者俱樂部を組織することである。非合法的な同盟については、我々は青年的方法導入についての經驗を持つてゐない。我々はこれらの經驗を集め利用しなければならぬ。新方法の危険は、娛樂の多すぎること、プチブルジョア分子のイデオロギーの護

同志パフロフの言については、我々は、青年的方法は同盟の活動に表現されねばならぬ方法の一部分にすぎないものであることを指摘する。新方法は當該國の特殊事情に應じて適用されねばならぬ。我々は青年労働者通信員部の組織及び農村に於ける新活動方法には賛成である。少女會議の組織はよき提案である。我々の經驗の國際化及びその利用は大會によりなされるのである。繪畫、ボスター等が交換されることは重要である。アヂ、プロ教導者は實際的活動のため諸同盟に派遣されねばならぬ。新方法は興味あるパンフレットで説明されなければならぬ。我々は困難に直面してゐるばかりではない。精力的に我々は新方法を一般化し、系統だて、利用することに出来るであらう。新方法は同盟を大衆團體たらしむる手段である。

第七 第十二日の狀況

議長 フイリツプス（黑人）。

議題 コミンテルン第六回世界大會についての報告報告者 プハーリン。

同志プハーリンはコミンテルン第六回世界大會の諸成果につき報告した。プハーリンの報告を聴取した後

大會は満場一致コミンテルン大會の諸決議を承認した。コミンテルン大會の綱領及び決議は共産青年インターナショナルの大會の事業及び決議並びに今後に於ける支部の活動のための基礎とされた。共産青年インターナショナル及び支部の名に於て大會はレーニン主義的コミンテルンに全共産青年インターナショナルの忠誠を表明し、戦争の危険に對する闘争及びソウエト聯邦防衛の闘争に於てその戰闘的傳統を維持することを誓つた。レーニンの旗の下に、共産青年インターナショナルは労働青年大衆を獲得し、彼等を共産主義革命の勝利にまで導き行くであらう。嵐の如き拍手のうち、代表者等はスローガンを叫び「インターナショナル」を合唱した。

これに次いで、アヂプロ委員会及び組織委員会が選舉された。

第八 第十三日の狀況

議長 ザム。

議題 植民地及び半植民地諸國に於ける活動

報告者 フォーキン。

「支那革命は諸植民地に於ける革命的発展を顯現させた。民族革命運動は世界革命し一の補助力の役

これに續いて、本議題に對する報告としてフェラがラテンアメリカに於ける青年共産運動につき、ラシイが植民地に於ける青年運動と資本主義諸國に於ける青年運動の關係につき、最後にバイオニアが支那に於ける青年運動につき報告した。

第十四日は報告に對する討論にあてられ、日本代表三浦及び朝鮮代表、スリモフも討論に参加した。

討論が終つて、植民地委員会が選出された。

第九 第十五日の狀況

議長 ヴオリノス。

議題 共産青年インターナショナルスポーツ運動報告者 メーリンク。

「スポーツ團體の活動に就ては、大會は大衆活動により多くの注意を拂はねばならぬ。スポーツ團體は大衆團體として、甚だ重要である。何故なればスポーツ團體内の青年労働者の大多数はブルジョアの影響の下にあり、且つ軍國主義的イデオロギーに感染してゐるからである。ブルジョアのスポーツ及び軍事團體、特に後者は増大しつつある。これらの團體は澤山の財政的援助をうけてゐる。

共産青年インターナショナルはブルジョアのスポー

刺を演ずる。その發展の過程に於てこれは直接に革命的な役割を演ずる。共産青年同盟は植民地諸國に於ける青年労働者大衆獲得の任務に當面してゐる。ブルジョアジーは植民地に於ける學生をその影響の下におき、かくて青年労働者にも影響を與へんしてゐる。東洋に於けるプロレタリア青年は資本主義的な西洋の青年とは異なる發展をしてゐる。大部分の植民地には青年同盟が存在してゐるが、同盟が大衆團體となつたのは支那のみである。植民地に於ては、青年労働者は全労働者階級の三分の一を占めてゐる。兒童の労働時間は成人労働者の労働時間と同じである。大多數の植民地には、青年共産運動に對するプロレタリアの基礎及び農村の青年獲得のための基礎が存在してゐる。智識階級の革命運動に對する態度は變つた。印度に於ける學生の上層は革命運動を見捨てた。植民地に於ては、共産青年同盟は階級闘争の微弱化に對し闘争し、同時に智識階級の左翼を獲得するやうにしなければならぬ。經驗は、植民地に於ても亦、青年運動のための主たる組織形態は共産青年同盟であることを證明した。共産青年同盟に對する基礎のない國に於てのみ、民族革命的青年運動は發展するのである。」

ツ團體に對する國際的闘争を、戦争準備に鑑み、増大しなければならぬ。ブルジョアジーは大規模に工場スポーツ團體を創設し、休憩時間に體操をする様にしてゐる。これらの工場スポーツ團體の目的は労働の生産性を増し、労働者を勞資協調及び産業平和のため影響を及ぼし、労働者の依存を増し、ファシズム及びストライキ破りに募り、軍事教練を増すことである。

二三の國に於ては、社會民主主義者は労働者スポーツ團體を作ることに反對してゐる。ルツェルン・スポーツ・インターナショナルは純然たる社會民主主義的團體と化し、共産主義者及び左翼分子一般を攻撃し、その大多數を除名してゐる。これはモスコイの國際労働者オリンピックク（スバルタキアード）に参加することを禁じた。

近年、赤色スポーツインターナショナルは所屬諸團體を強固にしたが、資本主義諸國に於ては未だルツェルンインターナショナルよりも微弱である。赤色スポーツインターナショナルは東洋に於て特に微弱である。その缺點は、政治的活動の不充分なること、下よりの共同戦線遂行の不充分なること及びルツェルン・スポーツ・インターナショナルの反對派指

導の弱きことこれである。我々の任務は、スポーツ團體を社會民主黨に從屬せしめることに對する闘争、除名反對及び除名取消のための闘争、赤色スポーツインターナショナル所屬の團體と共に活動する許可を戦ひるための闘争、フラクションの形成及び指導権のための闘争、これである。我々は赤色スポーツ・インターナショナルを援助し、新支部の結成、反對派活動の改善、社會主義者の指導及び戦争の危険に對する大衆の動員を行はねばならぬ。赤色スポーツ・インターナショナルはその政治的活動を強化し、戦争の危険に對しより精力的に闘争し、成員の政治的教育を改善し、ブルジョア的スポーツ團體に對しより精力的に闘争しなければならぬ。

共產青年同盟はこの點に於てなすところ甚だ少かつた。同盟のスポーツ活動は日常の大衆活動にせよならぬ。戦争の危険、青年の軍事教練及びブルジョア的スポーツ團體の青年労働者に及ぼす影響は同盟がスポーツ團體内に於ける活動を増大することに要求する。

第十 第十六日の狀況

次いでメーリンクの演説についての討論に入つた。

あけてソウエト聯邦を防衛するであらう。同盟員は現在二百十万人である。この大衆同盟の主要任務は、社會主義建設事業への障碍たる文盲等に對する闘争である。この闘争はソウエト、労働組合、共同組合及びその他の大衆團體内に於ける大衆活動により遂行されてゐる。所謂『輕騎兵』なる、官僚主義に對する闘争を特別任務としてゐる青年共產主義者のグループは、特に重要である。同盟の中央機關紙日刊新聞『コムソモールスカヤ・ブラウダ』は一つの重要な役割を演じてゐる。青年労働者の獨立は廣く發展しつつある。同盟は社會主義的合理化の先驅者であり、労働者大衆に労働規律の實例を示し、労働過程の新形態を導入してゐる。特別のグループが工場内にある。残念ながら、青年は生産上の論議及び農業の集産化のための事業に参加することに少かつた。

新世代のものを共產主義の精神に於て教育するの任務は内亂時代に於ける同盟の任務に甚だ異なるものである。同盟は共產青年インターナショナルの精神に於て革命的國際主義者を教育しなければならぬ。それ故共產青年インターナショナルの全支部に緊密なる連絡が作られねばならぬ。少数民族の民族主義

議長 ラスト。

同志メーリンク『共產青年インターナショナルはスポーツ運動』についての討論に對する結語を述べた。

『共同戦線の問題に於ては、赤色スポーツ・インターナショナルは、社會民主主義に戦ひ、労働者をブルジョア的スポーツ團體より奪還し、下よりの共同戦線を應用し、大衆活動を強化するの綱領を採用した。本大會はスポーツ團體内に於ける諸同盟の側に於ける眞の大衆活動の開始を形作るものであらねばならぬ』。

次いで、アウエル資格審査委員會の報告を述べた。

『決議権を有する代表は四十四國を代表し、百三十八人、參議権を有する代表は、五ヶ國を代表し、九十五人。統計にふくまれた百三十二人のうち、百五十八人は共產黨員、九十一人は労働組合員、八十八人は労働者、二十七人は使用人及び學生、十六人は農民である』。

大會は委員會の報告を可決した。

次いでソウエト聯邦共產青年同盟書記、ミルチャコフが『社會主義建設の青年』につき報告した。

『わがソウエト聯邦共產青年同盟は、十年間、積極的に社會主義建設事業に協力した。同盟は全力を

には反對しなければならぬ。その他の重要な任務は文化革命遂行、文盲者に読み書きを教へるカンパニーを組織し文盲に對し闘争することに、就中、同盟自身内に於ける文盲を絶滅することにである。廣汎なる文化的大衆活動はクラブに於て、映畫及び演劇により、又ラヂオにより行はれてゐる。敵たる階級、特に宗教の影響より、青年を奪還することに甚だ重要である。同盟はアルコールに對し闘争してゐる。共同的且つ健全なる生活により同盟は勝利するであらう。

兒童教育は同盟に於て甚だ重要である。ソウエト聯邦には二百萬のピオネルがある。ピオネル組織事業は同盟の指導の下に行はねばならぬ。同盟内に於ける文化的事業はプロレタリアの事業との結合は特に重要である。同盟は全労働青年を組織するためのカンパニーを行ひつつある。現在では四五パーセントが同盟に所屬してゐる。農村に於けるプロレタリアのヘゲモニーも強化されねばならぬ。

同盟の經濟的事業の基本原則は生産教育を結合することにである。ロシア社會主義聯邦ソウエト共和國には、産業に従事してゐる青年労働者の数は約二百萬で、工場學校は四百五十六ある。同盟の工

場學校には二種あつて、一は青年労働者大衆を熟練労働者にするためのもので、學年は二年である。他は高度の専門労働者を養成する目的のもので、修學期間は三年乃至四年である。前者は現在、特に失業者に對する學校入學前の講習組織として用ひられてゐる。これらの學校は、自動機械ではなく、万遍なく、訓練された労働者を養成してゐる。工場學校は青年労働者の社會主義的組織の中核をなすものである。工場學校ならんて、七クラス乃至九クラスの普通學校がある。生産に従事してゐる青年労働者の數及び夜學校に通つてゐる青年労働者の數並びに労働者學校及び大學に通學してゐる青年労働者の數は増大しつつある。昨年徒弟の賃銀は増大し、現在では普通賃銀の約半分に達してゐる。同盟はより以上の増大を要求してゐる。青年労働者は四週間の休暇を得ることが出来、その間給料は全額支給され、休暇はサナトリウム及び休養所へ送ることが出来る。七時間制の導入に關聯して、同盟は青年労働者に對する五時間制を導入することを提議し、又五ヶ年計畫に關聯して、徒弟制度、労働保護規定の改善、並びに青年労働者の賃銀増額及び失業に對する特別の手段を講ずることを提議した。

なされてゐた無料物質及び食料支給廢止は労働者の子弟の情態を甚だ劣悪にした。小兒健康は悪くなり營養不良は大多數の者を結核とする。戦後合理化は小兒労働を増したが、これは労働組合と労働監督の微弱に所以するものである。小兒労働は特に農業に於て盛である。

ブルジョアジーは軍事化の増大、愛國主義の鼓吹ソウエート聯邦に對する逆宣傳、宗教教育の強化、體刑を伴ふ嚴格なる規律、フアシスト團體及びボーイス・カウト團體への公然たる援助、革命的兒童團體の迫害、簡單なる生産過程に對する技術的豫備訓練及び最後に労働協調の宣傳によつて、戦争準備に合理化の必要に學校を適合せしめてゐる。

ブルジョアの及び社會民主的兒童團體はここ數年間に勢力を増した。有利なる條件にもかかわらず諸同盟の活動は甚だ微弱であり、プロレタリア兒童の利益を充分に擁護せず、成人の闘争に参加することは少かつた。併し我々はここ二年間に一定の成功を記録しうる。

我々は兒童の實際的必要のための我々の要求を増し、彼等の生活程度の低下を阻止しなければならぬ。これは、兒童をして選挙戦及び罷業に積極的に参加

同盟内には、大衆活動に於ける新方法の應用同盟内のデモクラシーの發展及び役員標準改善に對する興味が増大しつつある。役員數並びに黨に屬する同盟員の數は増大した。この二ヶ年間に同盟は十四万の同盟を黨に送つた。同盟はなほ多くの缺點を持つてゐることを認める。自己批判のスローガンの下に、同盟は精力的なカンパニーを遂行してゐる。同盟は青年労働者大衆を共產主義のための決定的闘争に糾合しつつある。この報告に對する決議を、支那、佛蘭西、英國、獨逸、波蘭、伊太利、チエクスロヴァキア及び瑞典の青年同盟の名に於て、獨逸代表ブレンクレーが讀んだ。可決。これについて、共產青年インターナショナル支部はソウエート聯邦共産青年同盟との關係についての討論が行はれた。

第十一 第十七日の狀況

議長 グランド。
議題 共産兒童運動の情勢と任務。
報告者 ダーシー。

『兒童労働及び兒童の貧窮はプロレタリア兒童の生活の特徴をなすものである。兒童保護法及び今迄

せしめ、罷業労働者の兒童のため食物を要求し、軍事化體刑及び宗教教育を戦ふことを意味する。我々は革命的兒童團體の合理性のため闘争しなければならぬ。革命的兒童團體の基礎は階級闘争への参加、内部的組織的生活の改善、同盟をして大衆團體たらしむるため、新方法、例へば政治目的をもつての、競技、唱歌、演劇の導入これである。

諸團體は數的には弱くなつたが、組織的には強くなり、自己の任務を明瞭に定めることを學んだ。一つの明瞭なる政治的成功はソウエート聯邦への代表團であつた。兒童團體の微弱なることは一部は、黨及び青年同盟よりの援助の缺如によるのである。これらよりのより大なる援助は兒童團體の發展のための前提條件である。

我々の主要任務は學校内に於ける活動を強化し、成人の闘争への兒童の参加を確保し、反對派の活動を強化し、黨及び青年同盟をして實際的な援助を與へしめることである。次いでこれに對する討論が開かれた。

報告者ダーシーは討論への結論として、次の如く述べた。
『我々の討論の向ふ主要方向は明瞭である。即ち決

議は我々の活動の爲の主要指針を定め、次いで最近開催さるべき國際兒童會議は我々の任務を詳細に個々に亘つて決定する機会を我々に與へてあらう。

第十一 第十八日の狀況

議長 リマノフスキー。

さきに選舉せられたる各種の委員會は大部分その審議を了へ、大會へ報告しうるに至つた。

先づフォーキンが植民地委員會の報告をした。植民地問題についてのテーゼは満場一致可決された。

次いで、ヤングが労働組合活動委員會の報告を述べた。大會は満場一致、労働組合活動及びストライキ戦畧方針についてのテーゼ及び講習についての決議を可決した。

引續き、グリゴリエフは農民部の報告をした。この問題についての決議も満場一致、大會の可決するところとなつた。

第十三 第十九日の狀況

議長 ベナリオ。

本日も引續き各種委員會の報告がなされた。ウイースネル、ピオネル委員會の活動について報告

した。テーゼの變更が提議された。共產兒童運動の現勢に任務についてのテーゼは満場一致可決された。バルベ、反軍國主義部の活動につき報告した。反軍國主義活動についてのテーゼは満場一致可決。レオ、組織委員會の報告をした。組織委員會の活動は文書を以つて、参考のため執行委員會に提出されることとなつた。

ホルムベルク、規約委員會の報告をした。規約は若干變更され、變更された規約は満場一致可決。

アウエル、スポーツ委員會の活動につき報告をした。決議は基礎として採用された。

アヂ・プロ委員會の活動については、ゲミンデルが報告した。テーゼは若干變更された。

大會は、國際的經驗が交換され、國際アヂ・プロ會議が開催され、六ヶ月の國際役員學校が設けられるやうにこの提議を確認した後、テーゼを満場一致可決した。

第十四 第二十日の狀況

議長 ゴルキツク。

綱領委員會の報告
シユルレル。
『綱領委員會は綱領草案を満場一致採用した。討論

は、青年は甚だ理論に興味を有してゐるが、今日まで我々はこれを組織し、正しい道に導くこと甚だ少かつたことを示した。理論的教育及びよりよき政治的訓練によつて我々のスローガンを窮極目的に結合し、以つてこの興味に強固な基礎を附與するは本大會の任務である。

綱領はプロレタリアートの世界獨裁のための闘争に於ける労働青年の綱領である。それはコミンテルンの綱領の修補以上のものである。我々は國際的團體であり、我々の活動分野は全世界である。綱領は社會革命としての革命の性質を明瞭に示してゐる。それは資本主義諸國及び植民地に於ける青年労働者の情勢の概観を與へてゐる。特別の一節はソウエー ト聯邦レーニン主義共產青年同盟に指令を與へてゐる。

労働者階級はあらゆる勤勞大衆の指導者である。それ故、綱領は共產青年同盟員の大多數をプロレタリアートより補充するの必要を強調してゐる。

共產青年インターナショナルはすでに綱領を持つてゐた。現在の綱領はストウツガルト綱領のよき部分を用ひ、またレーニン主義をも用ひてゐる。

青年労働者は、勢力弱きため、資本主義の下に於

ては、成人労働者よりも搾取されること甚だしい。この點及びプロレタリアートが政權を獲得してからなすべき任務にかんがみ、綱領は、社會主義及び共產主義の下に於ける青年の情態についての一節を設けた。我々は共產主義の窮極目的のためより多く宣傳しなければならぬ。社會主義治下に於て、青年に對し遵守されねばならぬ基本原則は、青年労働者の特別保護及び社會主義教育を要求する。我々は學年を延長せんとの社會民主主義者の提案を排撃する。我々は青年労働者を雇傭することに賛成である。併し搾取に對する充分な保護を以つてである。社會主義は青年労働の社會的再組織の任務を遂行する。我々のすべての闘争はこれに従はねばならぬ。新人の社會教育は資本主義の下にあつては不可能である。それは社會主義の下に於てのみ可能なのである。新社會人の教育はプロレタリアートの獨裁の下に開始された。

綱領は更に共產青年同盟の必要を論證してゐる。共產青年同盟の設立は全労働者階級の利益である。

労働者階級は青年獲得のため、ブルジョアジーに闘争しつゝある。共產黨は豫備校及び豫備兵を必要とする。それ故綱領はすべての國に共產青年同盟を建

設するの必要を強調してゐる。青年團體の活動についての社會民主主義的觀念は文化運動、アルコール、煙草、淫猥文字、映畫に對し闘争し、これらを遠足鏡技、スポーツ、藝術等におきかへ、以つて新らしき人間を發展せしめることである。我々の教育事業は我々の闘争の續きであり、闘争を基礎としての學問である。共産青年同盟の綱領の中心問題は共産主義のための大衆的教育である。

我々は共産青年同盟の組織的獨立につき討論し、我々は我々自身の大衆を持たねばならぬが、政治的には黨に從屬しなければならぬと決定した。

我々は共産青年インターナショナル第二回大會の犯した誤謬を訂正した。我々は共産青年同盟と並んで、補助的大衆團體の必要を確立した。無黨の青年が政治的に中立でないことを確保することは我々の義務である。綱領は再び青年のための經濟的團體組織の問題を提起してゐる。我々は、青年労働者の利益を擁護することが改良主義者に出来ない結果としてのみ、かゝる團體を組織し、その他の場合にはこれを拒絶し、労働組合内に於けるより必要なる活動を行はねばならぬ。青年労働者のための特別の團體は青年を労働組合に組織することが出来

ない場合にのみ、組織すべきである。綱領は改良主義の抗争を經濟闘争の前面に押し出してゐる。我々は我々の要求をより明確に決めた綱領は我々の部分的要求と社會的再組織と云ふ窮極目的との緊切な結合を示してゐる。

綱領の中心點は反戰運動である。原則として我々はブルジョア的な軍事的青年團體と抗争し、労働者階級によるプロレタリア的軍事教訓を擁護する。このため、我々はユンクリシュトゥルムの如き防衛團體を組織する。ブルジョアジーはその軍事團體の中止的であるに伴つてゐる。我々は第一に、これは虚偽であり、第二に、我々の立場はこれと正反對のものであることを萬人に闡明しなければならぬ。我々の影響を強制的團體並びに義勇的團體の中に持ちこむことは甚だ重要である。我々は青年労働者に、義勇團體に入るやうによびかけない。

我々は植民地問題についての節を著しく變更した。我々は植民地に共産青年同盟を作り大衆を組織するの必要を示してゐる。

ソウエート聯邦を論じてゐる最後の節は青年共産主義者がプロレタリア獨裁治下に於て活動する方法を具體的に示してゐる。ソウエート聯邦は全世界の

青年労働者に對する輝かしき實例である。大會の意見の一致は共産青年インターナショナルの未來に對するよき表徴である。大會は青年労働者に一つの新しい武器、綱領を與へた。青年は革命の最も純良なる焔である。

次いでこれに對する討論に移つた。

綱領草案は満場一致可決され、最終の編輯を執行委員會に託した。

續いてブレンクレ政治委員會の報告を述べ、委員會提出の政治決議は満場一致通過。

長老會議を代表してビューは、新執行委員會への委員二十五名、候補者三十二名の選舉を動議し、満場一致可決。統制委員會の委員七名も亦満場一致選出され

た。

ラスト、長老會議を代表して、オーストラリア、ベルシヤ、パレスティン、ブラヂル、朝鮮及びシリアを支部タヌトウワの國民革命青年同盟と同情團體として承認することを提議し、満場一致可決された。

次いでヒタロフ、大會を去る同志の決別の演説をするやうにミ望めば、シュルレル、シヤツキン、ギプトネル、ヤング、フルスル、及びフエラ等が演説をした。これを以つて議事は全く終了し、ヒロロフ閉會の辭をのべた。代表者は『インターナショナル』及びその他の革命歌を歌ひ會場を去つた。

かくて共産青年インターナショナル第五回世界大會は終つた。

全聯邦共産黨第十六回全聯邦會議

第一 四月二十三日會議

四月二十三日 午後六時三十分同志カリニンは幹部席に現はれた。黨中央委員會の依頼に依り、彼は會議の開會を宣告した。

幹部、書記、資格審査及び編輯委員會等の編成に〇一五分を費し、會議はレニングラード、モスクワ及びウクライナ代表の名に於て同志アレクセーエフが提案せる以下の機關の編成を承認した。

會議幹部 アンドレーエフ、アルテューヒナ、バウ

マン以下四十七名
會議書記 アレクセーエフ、ウエルガウイーノフ以下十四名

編輯委員 ベルドニコフ、ボゴモローフ以下十名
資格審査委員 プラート、ゴレツ以下十二名

次いで代表者等は、幹部席に就けるスターリンに向つて轟然たる喝采を送る。

『吾々は五月一日までの数日間のうちに會議を終了しなければならぬ——』議長カリニンは宣言した——故に前以て報告者及び演説者に對して規定の枠内に於て爲されんことを希望する。』

日程の最初の項目に就いてア・ルイコフの報告があつた。

『今日——』報告者は言ふ——全聯邦會議が社會主義經濟の建設の五年計畫を審議することは、巨大なる歴史的意義を有する。五年計畫は、大衆に向つて五年の間にいかほごまで労働階級、貧中農大衆の生活状態を改善し得るか、經濟及び階級勢力の配置に於て如何に顯著なる離合集散が行はれるかを如實に示すものである。

若し五年計畫を遂行するならば、ブルジョア國家に

に於ける歐羅巴技術の經驗の利用に關する問題が提起されるのである。

五年計畫は、四離滅裂的な農村經濟にも新しき技術的地盤を設ける。吾々は完全に農業の社會主義的改造へ一步を踏み入れたのである。スタレングウートの外にも、も一つ大なる自働耕作機製造所を建設するであらう。五年計畫の終了期までには、農産物の四〇%は社會化された部分六〇%——單獨の——を與へるに至るであらう。それ故に、中央委員會十一月總會の單獨的貧中農業の昂進獎勵に關する決議は無効なものにはならない。

五年計畫は、労働階級及び勤勞農民の全力を動員する條件のもとに實現される。五年計畫は、ソウエート社會主義共和國の發展の輝しい展望を與へ、またそれは我黨の労働階級の一層大なる團結の武器であるであらう。』

小休憩の後、五年計畫に關する問題に就いての第二の報告者クリジヤノフスキーが登壇した。

『五年計畫は國家の科學労働者の大集團の功績の賜である。この大事業の計畫は、社會主義經濟体系の優越を證明するところの輝しき模範を與へてゐる。五年計畫は、黨十五回大會及びそれに續いて開かれたる

の競争の見地からして、我が經濟界には次の如き移動が生ずるであらう。即ち鑛鐵の産額に於てはソウエート聯邦は合衆國と獨逸のみに遅れをこり、石炭のそれに於ては第四位（合衆國、英國、獨逸に次ぐ）を占めることになるであらう。

數字に並んで報告者は、いかに莫大なる金額が工業に投資されるかを詳述した。

五年計畫に於て豫定されたる經濟的發達の速度は實現され得るであらうか？

資本主義諸國に於て觀察されつゝ、ある經濟的發達の最高速度は七パーセントを凌駕してゐない。我國の五ヶ年計畫の平均一年間の速度は二〇パーセントである。』

同志ルイコフは、斯かる速度が充分實現され得べき、又現實的なものであるをなし、このことを我々が工業に約二十億を投資してゐる現經濟年度が實踐してゐるそれに現時新産業企業が活動に入り、その建設が二三年前に開始された事實をも考慮に入れなければならぬ。

『五年計畫は、一般の産業部門中に技術的革命を起し産業の新しい部門を造りつゝ、ある。こゝに、先決的任務の一つとして、科學技術の幹部の組織、大衆的規模

中央委員會總會によつて指定されたるところの根本的建設方針に適合してゐるのである。計畫の科學的樞軸は、新しきエネルギーの土臺をもつて工業、輸送及び農業等の諸問題に接近することである。』

報告者は、工業及び農業の社會主義的改造の廣汎なる展望を描出した。

第二 四月二十四日會議

午前會議は午前十時から開かれた同志クリジヤノフスキーは前日の報告を續けた。劈頭、彼は五ヶ年計畫に於ける輸送問題に就いて曰く。

『吾々はウラル・シベリヤ幹線を設けなければならぬ。先はクズネツキーの石炭をウラルの金屬を結びつけ、又シベリヤの穀物を中央地方へばら撒くであらう。吾々はウオルゴ・ドンスキー運河を設けるであらう。それはドネツキー石炭と中央工業とを結びつけるであらう。鐵道による二千キロメートルも、運河による二萬四千キロメートルも同じ運賃である。廉價なる水路は中央地方の産業の程度を増大する可能性を與へる。若し吾々が今日まで、あまりにも速やかに近在の埋没泥炭を採取し盡すことを懼れて、バラフィンスキー發電所の威力を完全に利用しないならば、廉價なる水路は

府炭を利用する可能性を與へてあらう。バラフニンスキー發電所は、全力を擧げて活動を開始し、工業は廉價なる電力を得るであらう。

次いで、同志クリジヤノフスキーは五ヶ年計畫を地方別に區分して紹介した。産業の根據は、レニングラード、中央工業及び南部鑛業地方である。茲に吾々は全産業の基本金六十七%を有するドンバスの生産能力は二倍ならなければならない。即ち五ヶ年間に吾々は以前四十年の長い年月を費してゐた事業を遣り遂げなければならぬ。中央地方には巨大なる自動車工場をモスクワ近傍に設けるであらう。レニングラード地方の工業には十億ルーブルを投資するであらう。五年計畫に於て殊更なる注意を東方の諸州、および我が民族共和國並に隣接地方の工業發達に割くであらう。

五年計畫を遂行することを、吾々は我黨の團結及び獨占の條件に於てのみ爲し得るのである。黨の些細なる動搖は労働者及び農民の氣分、殊に勤勞智識階級の不堅實なる層の氣分に反映するであらう。黨の政策の堅實性、確信性、威力ある團結は、總計畫の遂行に缺くべからざる條件である。

五年計畫に就いての第三の報告者同志クイブイシエフが登壇した。

建設がウラルに於ても計畫されてゐる。我々は毎年六萬臺の自働耕作機を造り出すことが出来る。又組合せ農具工場の建設が豫定されてゐる。普通農具の生産率も著しく増大してゐる。これは集團化の豫定的速度の遂行を保證してゐる。

若し今日商品穀物の三分の一が一〇パーセントの富農の掌中にあるとすれば、五年後には商品穀物の四三パーセントは農業の社會化された部分が與へるであらう。

かうした前進が階級闘争の銳利化なしに生ずるであらうと思ふことは笑ふべきことであり、馬鹿げたことであらう。滅びつゝある階級は、頑強に其の陣地のために闘争するであらう。富農は農業の集團化に對して死もの狂ひによつて抵抗するであらう。けれども富農との闘争、集團化のための闘争にのみ、現在社會主義的建設が衝突しつゝあるところの諸困難から脱出する唯一の活路があるのである。

我黨に於ける他の同志等は、若し我々が工業化の速度を抑止し、機械類の輸入を縮減して外國から穀物を輸入するときは、吾々が諸困難を一掃するであらうと考へてゐる。此の旨的な政策は、社會主義建設の總計畫の破碎をもつて脅威してゐる。若し吾々が彼等

「我國に於けるブルジョア的思想の代表者達は、五年計畫に於て豫定されたる産業の速度は力不相應であり、現實的であるを考へてゐる。同志クイブイシエフは五年計畫の最初の豫想に反對するブルジョア經濟學者の進出を語つた。彼等はその時にも、豫定せる速度の非現實性に就て語つたが、實際は、我々が我々の豫定したよりも遙かにより迅速なる速度をもつて工業を發達せしめることが可能であることを示した。同志クイブイシエフは、北米合衆國に於ける最も好景氣時代の工業發達の數字を引用し、我が工業界の發達の速度が世界的記録を破つたと言つた。

國民經濟發達の五年計畫は、國家の産業化に對する黨の原則的方針に徹頭徹尾符合してゐる。生産手段を生産する工業の部門の發達は、輕工業の發達を著しく凌駕した。

同志クイブイシエフは農業と工業との相互關係を詳細に互つて述べ立てた。プロレタリアートは小經濟の大規模なる社會化されたる労働への轉換を指導しなければならぬ。然らば吾國の工業は五年計畫によつて豫定されたる農業の集團化の實現を如何なる程度まで保證してゐるであらうか？ スターリングラードに於ける自働耕作機工場の外には、新自働耕作機工場の

の言に従ふならば、今日の細些なるガラスは、近き將來に於ける巨大なる諸困難を克服してゐる。唯右傾を征服

してのみ、我々は社會主義的攻撃の五年計畫の實現のための闘争途上にある各黨員、各プロレタリアを武裝するのである。

次いで討論に入り、先づ最初にセレブロフスキー登壇し、五年計畫中に金鑛業開發の計畫を入れ、之れが開發の速度を早めるがために支出すべきことを提議し、同志グリヤティンスキーは、ウラルに自働耕作機工場を設置する代りに、之れを農業地方、或は中央黒土地方、或はウクライナに建設すべき案を提議し、エイヘは家畜業の集團化とシベリヤ地方農業の振興に關する件を提議した。續いてオシウインワエフ、チュバリ等夫々意見を述べ、チュバリを彫りこして午前會議を閉じた。

同日午後會議。午前會議に於ける討論を續行し各辯士等は何れも五年計畫に賛意を表した。以下討論に於て提起されたる主要なる意見と提案とを掲げよう。

ボボフ及びコスロフの國家計畫部と地方計畫部との密接なる連絡の必要に就いての意見に次いで、同志ベトロフスキー登壇し、大會の注意を問々見受けること

ろの我工業建設の不充分なる效果に拂はしめ、多くの提言を爲した。

『五ヶ年計畫に於ては水運事業復興の任務により多く注意すること、勞農大衆が利用し得るがため電力を廉價にすること、農家を覆ふ藁……に反對する「革命を行ひ」之れを互て覆ふことには、火事は無くなるであらう。五年計畫遂行の根本條件は黨内に於ける右傾の決斷的征服である。』

以上の考へをより詳細に發展せしめたものにシヤツキンがある。

『政治部によつて確證されたるテーゼが右傾に關する問題に大なる注意を割いてゐるのは偶然ではない。國民經濟の社會主義的構成の五年計畫を遂行することは、廣汎なる勞働大衆を動員して始めて可能である。これがためには職業組合の事業を再建し、職業組合内に於けるトレド・ユニオン的傾向を撲滅し、大衆から分離した職業組合の官僚主義的分子を除去しなければならぬ。五年計畫の遂行は、全線を基礎とする黨の結果の程度に依存するのである。然るに黨には二個の線がある。右傾の線は、客觀的に資本主義の發展を齎らしてゐる。殊に、穀物の分野に於ては、右翼は日和見主義者等は富農の前に降服してゐる。右翼的傾向が國家

就いて述べ、該地方がたゞへ原料産出地より遠距離にあるが、熟練勞働者の幹部の充満しあることを語つた故に、同志カダツキーの考へによれば、最も複雑なる生産、最も複雑なる機械製造はレーニングラードに集中されなければならない。レーニングラードの金屬製造工業は大なる組織的技術的経験を積んだ。この経験は、五ヶ年計畫によつて豫定されたる機械類及び自動車製造の實行に際して利用されなければならない。

同志クリニツキー曰く、『勤務大衆の積極性の廣汎なる動員に黨内に於ける左傾の決斷的なる征服——これは大計畫實施の二つの缺くべからざる條件である。更に論者は、或る經濟學者等の計畫に對する宿命的な態度に就いて論じ、彼等は、計畫をもつてあたかも客觀的經濟過程の消極的反映としてのみ觀察し、黨の國家的積極的にして組織的な役割の決定的意義を無視してゐることを述べた。又黨の隊列中に於ける日和見主義者等との洗練されたるポリシエウイキー的闘争の原理に基いてのみ、我々は巨大なる勞働者大衆を諸困難の闘争、五年計畫の實現のための闘争へ動員することが出来るのである。』

諸困難の闘争に大衆を動員し、大衆を經濟管理に誘引することは、これ大衆の文化的水準の向上を必要

に黨のうちに深き階級的根を有することは忘れてはいけぬ。それ故に、右傾に反對する決議が萬場一致で可決されるに安心することは出来ない。ただ最も廣汎なる黨の大衆を、殊に村落に於ける黨の階級的線の歪みとの闘争に動員してのみ、又實踐的事業に於ける右傾向の具體的表現を系統的に暴露してのみ、社會主義攻撃の五年計畫の實現の途に横る諸困難を美事に片付けることが出来るのである。』

次いでモロトフは五年計畫のためには技師及び技手の大なる幹部が必要であること、ルゴウオリは科學工業に組織者學者等も、外國の技術的援助が必要であること、ボゴロドスキーはカザクスタンの農業の有聲なる理由のものにトルケスタン・シベリヤ鐵道の敷設を夫々述べ立て、最後にラーリンは五年計畫を爲すに當つて國家計畫部が秘密の經濟學者を利用するに不充分であつたことを指摘し、オシンスキーの自動車輸送に關する問題に就いての意見の發表の終結を以つて會議を閉じた。

第三 四月二十五日會議

午前會議はカダツキーの演説をもつて開始された辯士は、我國經濟に於けるレーニングラード地方の意義に

をさす。文化建設に國家の工業化との結合に就いての第十五回大會の指令は、國家計畫部の原案中に充分なる反映を認めなかつた。文盲退治、學校技術大學、勞働大學の發展の計畫は、吾々に満足を與へるものではない。この計畫に従へば、五ヶ年の後には吾々は農學家、技術家、及び熟練勞働者等の巨大なる不足を遂げるであらう。而して五ヶ年間に於ける文盲の徹底的退治を力説し、結論して曰く、社會主義的建設の五年計畫は一つに大衆的事業に文化施設を基礎としなければならぬ。文部人民委員會の全事業は、學校、大學等の事業の集中化の基礎の上に、國民經濟の五ヶ年計畫なる革命的任務に問題を中心として決斷的に組織替されなければならない。

次いで、スクルイブニクは文化施設の改良に右傾思想の根絶を力説し、フロブリアニクは五年計畫の實現に當つての地方分權主義を稱揚し、チホン、アンツエローウイチ、リュビモフ、ニコラエツ、スホムリン、ヤコウレフ、ムラロフ等登壇せる後、コサリヨフ起つて、熟練勞働者の準備に就いて語り、五年計畫を國家計畫部の書齋から引出して勞働者大衆中の意識の中に深めなければならないと言つた。同志リヤザノフの演説を以つて午前會議を閉じた。

同日午後會議も同じく五年計畫の討論をもつて終始し、劈頭ベルガウイノフは、五年計畫を社會主義的建設の困難なる山頂に於ける勞働階級の勝利的行軍と比較した。曰く、

『五年計畫は黨十五回大會の指令を完全に反映してゐる。五年計畫の根本的核心は、國家の工業化及び農村經濟の社會主義改造である。非常に複雑なる任務——社會主義的建設の一般的諸任務を様々な地方及び州の經濟的發達の利益と結び付けること——は、國家計畫部によつて申し分なく解決された。』

而してベルガウイノフは例へに輸出地方になつてゐる北部地方の有様を引證し、更に續けて曰く、
『本年度に於て吾々は六百萬留超過の輸出計畫を遂行してゐる。北部地方は、國民經濟の最も大なる金庫であらねばならぬ。吾々は五年計畫中に充分計畫された木材輸出の振向の任務を、大いに輸送、殊に水路輸送と結び付けなければならぬ。全黨及び廣汎なる大衆を五年計畫の實現のために動員しなければならぬ。』

次いでミリュートインは五年計畫を實現するに當つての慎重なる用心と之れに對する右傾分子の不理解を指摘し、右傾分子の決斷的征服なくしては五年計畫に

人々を参加せしめなければならぬことを意味する。若し我々が五年計畫の實現に不撓の精神をもつて働くならば、我々は我々の先主、萬國のプロレタリアートの指揮者、黨の創立者に最善の記念碑を建てるのであらう。』

會議は、政治部によつて承認された五年計畫に關するテーゼを萬場一致可決した。

第四 四月二十六日會議

午前會議。農業振興の方法と中農に對する租税の輕減に就いての報告をもつてカリーニン登壇し、農村に於て見受ける過程の深刻なる分析を與へ、農業發達の具體的契機——技術的耕作の發達、等詳細に數字を以つて證明したる後曰く、

『我々は世界に於て未だ行はれざる均衡土地利用を行つた。我々は地主と富農の土地の分割を行つた。が、此の偉大なる達成は農家の數の増大を齎らした。然し小農の生産力は非常に低く、又商品穀物の生産も非常に小額である。』

技術的耕作の發達は、穀物の播種に好影響を與へざるを得なかつた。多年環作の發達は豐作性の向上を將來に誓ひ、其の初年度に於て穀物播種の縮減を喚び起

よつて豫定されたる尠大なる實踐的事業を遂行するの困難なるであらうと斷定した。

ウラヂミロフスキー、ウソリフト、ボクロフスキーアラロフ等の討論演説の後、一先づ討論を打ち切つてクルジャノフスキー結語を述べて曰く、

『討論の根本的結論は、黨の指導のみに國家計畫部が提案せる大事業の具體的評價であつた。主なる點は五年計畫が之れ閑人の夢想の果實でなくて、我國の科學勞働者の集團的事業の結果である。』

報告者は、殊にラーリンミリヤザノフの進出に留意した。五年計畫の作製に科學的黨の諸勢力に参加しなかつたといふ斷定は誤つてゐる。五年計畫作製参加者五百名の中百名は共產主義者である。五年計畫に就いての問題は、共產アカデミー會議、經濟學者會議に於て討論に附された。

而してクリジャノフスキーは徹頭徹尾同志クリニツキーの提言に賛意を表した。五年計畫は、勞働青年中から熟練勞働者を準備することの必要を念頭に入れて作製された。かくて、結論して曰く、

『黨第十五回大會に於て、私は言つた。一計畫を與へよ！これは、計畫事業の中に、社會主義的進撃の計畫の遂行の中に、プロレタリア社會の廣汎なる範圍の

してゐる。若し三年環作に於て播種面積の三分の二が穀物耕作に當てられたならば、多年環作に於ては僅かに耕地の九分の一が穀物耕作に當てられてゐる。

斯くの如くして農業の振興を示すところの一聯の部分は農業の一部門——穀物播種に否定的に反映された。

農業振興に關する吾々の活動を農業の集團化に關する吾々の事業に對比することは不可である。實際に於ては、此の二つの過程は密接に結ばれてゐるが、實踐に於ては兩者は絡つてゐる。若し我々が個々農家に純良種の種子を與へて、一定の期間内に全村に播種すべき義務を負はしめるには、これ既に、實際には小規模ではあるが、兎もかく集團化の胚胎である。何となれば我々は個人主義及び小生産の混亂性の清算に一步を踏み入れることになるからである。

農業の振興を國家の工業化に對立せしめる同志があるがそれは不當である。工業化は農業の迅速なる發達のための物質的條件を設ける。工業の發達は、我々がそれによつて農村を改造し、之れを集團化するところの生産手段の發達を意味する。

工業の巨大なる振興、プロレタリア住民の増加は、都市住民の農作物の需要の増大を齎らすものである。

小規模なる個人農業の發達は、都市住民の需要に並行するこゝが出来ない。集團的農業以外に、吾々は吾々の今日の需要を満足するこゝは出来ない。

農業の固定化の任務は、第一位に置かれる。若し我々が以前市場關係の上に結合を固めたならば、今日では生産上の結合形態は巨大なる意義を獲るに至つてゐたであらう。古き標語「商賣を學べ」に、我々は「社會化を學べ」といふ標語を加へなければならぬ。

次いでカリニンは農業税に就いて述べたる後、曰く、

『我々の中農の同盟の堅實性は、一つに我々の態度に依存する。然るに實際に於ては、しばしば法律の適用に際して誤謬を見受ける。個人的得税の遂行上に、我々は明らかなる曲折を見る。我々の經濟機關は極めて屈伸性に乏しい。然し全ての罪をたゞ下級經濟機關に蒙らせるこゝは過つてゐる。地方の黨及びソウエーリト諸機關は、労働者農民の同盟を脅威するが如き處置に出ないやう監視しなければならぬ。我々は農村に於けるソウエーリト事業の實踐に、革命法が徹底されるやう不撓の努力を注がなければならぬ』

更にカリニンは新しき集團化の形態——村落中間自働耕作機車庫に就いて詳細に述べて曰く、

『我々の日和見主義者等は集團農業に對して全然別の立場から觀察してゐる。彼等は國家に負債を返還した。集團農業は、富農業と何等異らないてあらうと言つた右翼的反對派には、國家の指導的役割が單に信用制度の上のみを基礎とするものでないこゝが解らない。彼等は吾々の經濟的指揮の高所、殊にソウエーリト國營經濟の發達しつゝ、ある役割を無視してゐるのである』

次いでシリフテルは自働耕作機の賣買法に就いて、ロミナーゼはカリニンのテーゼに同意を表して、一聯の補足を爲し、集團農業へ富農の加入を許すべからずとせざる西伯利亞州黨會議の提案を支持した。

斯くて午前會議は、同志スイルツオフの農村に於ける階級闘争の激化に就いての演説をもつて閉じた。スイルツオフ曰く、

『富農は今日階級として進出して、公然その階級的利益をプロレタリア國家に對立せしめてゐる。或る地方に於ては富農は、ソウエーリト穀物調達機關に穀物を渡さないばかりに、穀物を焼却しつゝ、ある事實を例證した。』

右翼的傾向を有する者等は、ネブ(新經濟政策)に對しては煩瑣的な態度を特してゐる。假りに一九二六年の反對派がネブをもつて退却なり觀察したならば、

『村落が擧つて自發的に境界を一掃し、威力ある自働耕作機隊が巨大なる耕地を開墾するといふ事實は、最大の意義を有する。事實に於ては農民は大地の耕作のために一文も支辨してゐない。何となれば、自働耕作隊は三〇パーセント生産高を高めてゐるからである。而して、結論に於て報告者は右傾の根源に就いて曰く、

『人間の個性、同志の主觀的希望は未だその政治的方針の正確性を保證するものではない。ソウエーリト國營農業の建設を縮減し、農村の集團化の速度を曲げ階級闘争の激化を消却せんとする右傾者等は、客觀的に我々の階級の敵のイデオロギーを反映してゐる。右傾的危険は、現在我黨内に於ける根本的危険である。之れと共に自己の日和見主義の本質を革命性の蔽ひをもつて覆はんとする「左翼的」言辭の闘争を繼續するこゝが必要である。トロツキー的イデオロギーの再發を暴露して、主力的砲火を現在最も危険なる右翼的傾向に集中しなければならぬ』

同志シリフテルの演説を以つて討論は開始された。曰く、

『つい先頃まで右傾者等は、ソウエーリト國營農業が穀物の生産額を些かも高めないと言つてゐた。今日右傾右翼反對派はネブを同一個所に於ける足踏であるこゝを觀察してゐる。右翼派のイデオロギーは停滞のイデオロギーである。社會主義的攻撃によつて壓迫されてゐる富農は、休戦、休憩を望んでゐる。富農は社會主義的攻撃の曲折を要求してゐる。右翼的傾向を有する者等は客觀的に農村ブルジョアジーの以上の希望を反映してゐる』

午後會議。會議は同志クリメレコの演説によつて開會された。

『貧中農の巨大なる大衆を最高生産階段に達せしめるこゝは、之れ富農の搾取を養つてゐるこゝの地盤を粉碎するこゝを意味する』

斯くて辯士は會議に大農學者等が参加してゐるこゝを指摘し、農業の社會主義的改造のためには廣く農業科學を應用しなければならぬこゝ、之れがため會議は中央委員會に對して實踐的に社會主義的農業の建設者及び組織者等の幹部の準備に就いての問題を研究すべく委任しなければならぬと力説した。

幹部に關する問題は、最も重要な問題中の一つで全ての辯士等は之れに就いて辯じ立てた。

次いでソレイキスは聯合集團農業同盟を組織するに當つての専門労働者の缺如を訴へた。

更らに集團農業に富農を加入せしむる可能性に就いての問題は異常なる活氣を呈した。此の件に就いて、同志ワレイキスは曰く。

『集團農業建設の實踐は、富農を集團農業に加入せしめることを許可するところではなく、集團農業から富農を一掃すべき問題を極めて合理的に提起してゐる。全村舉つて集團農業に移ることは、富農分子に反對する熱烈なる階級闘争を行つて始めて可能であることを忘れてはならない。』

同志ハタエウイチ曰く。

『問題は富農を集團農業へ加入せしむべきか否かに、あるのではなく、集團農業から富農を一掃することに在るのである。』

農業に關する法令に對しては農民の基本大衆は大いに満足である。中部ウオルネジンスカヤ州の耕地が五百ヘクタール有餘(一二%増)増大したことは偶然ではない。』

而して辯士は貧農と中農の集團農業への盛んなる参加を述べたる後、ソウエート國營農業の建設指導の評價に轉じて自分の提言を述べた。『國營農業シンヂケートから全てのソウエート農業を除去し、大規模なる穀物ソウエート農業を穀物トラストに、そして小規模なる。』

う。

第五 四月二十七日會議

午前會議。昨日の對論が引續き行れた。劈頭同志ロギノフは起つて曰く、

『農業は凋落行くは振興何れに赴きつ、あるか？同志カリニンのテーゼ及び報告は口辭に農業の悪化を語りつ、ある右翼的傾向を有する者等に對する總括的解答である。同志カリニンの引證せる數字は、争ふ餘地なき確實性をもつて農業の發達と振興を立證してゐる。』

而して同志ロギノフは農業を調節する唯一の機關の缺如せることを指摘して聯邦農務人民委員會の設置を主張した。

同時にロギノフはクレヂット及び農具の分配を簡易なる方法をもつて行ふこと、共產黨員及び女共產黨員等が正式に集團農業に加入せざるべからざることを述べた。

次いでリュブチエレコは農業の荒廢、農民に農業の振興を與へるまことの刺戟の絶無、封建的なる農民搾取等に就いての右翼的傾向を有するもの、言辭を分析して曰く。

るソウエート農業を地方機關に移讓しなければならぬ。』

更に同志ハタエウイチの意見に従へば。

『今日、農業にある勞務者をもつてして、果して農業の社會主義的改造を見事に成就し得るであらうか、疑問である。之れがためには、大衆的黨の動員を敢行し、プロレタリア中心地から約八萬の共產黨員を村落に於ける黨ソウエートおよびコーペラチウ等の事業に割當てなければならぬ。』

之れに次いで議長クビヤークは會議に参加せる農業の専門家、アカデミクソウイロフ、教授トウライコフ以下二名に發言權を許して、其の意見聽を取したが、何れも黨の立案せる計畫に賛意を表し、之れを積極的に援助すべきことを誓つた。

最後に、同志ザイツエフ登壇し、全村の集團化の條件のみに集團農業へ富農を参加せしむることに反對せる同志等に反駁を與へ、富農の参加を左の理由のみに無危險視した。『第一、富農は制限を與へられるであらう。我々は富農を集團農業合同の指導機關へ参加せしめないであらう。第二、貧農と中農は最も大なる特權を得るであらう。第三、富農の生産手段は社會化され、それによつて搾取の根源は掘り潰されるであらう。』

『右翼的傾向は、黨内に於ける根本的危險をなすものである。何となれば我々は地方諸機關の中に多數の右傾的「經驗家」を有するからである。かゝる傾向に對する闘争は、決斷的且つ不撓的であらねばならぬ。』

次いでシエボルグエフは中農の社會的地位に就いてカミンスキーは中農を集團農業へ誘引することに就いて、ミトケウイチは貧農の教育に就いて、ベレンスキーは農民を集團化へ導くがための様々な方法に就いてシヤツキンは全村の集團化に際しては富農を極力排斥すべきことに就いて、同志ブデヨレヌイは自働耕作機及び自動車農村侵入に於て馬匹の悪化するこいふ心配なきことに就いて、アメリカの例を引用し、續いて、ウステイノフ、アンツローウイチ、ウラヂミルスキー等登壇して自己の所見を披瀝する所あつたが、内容は何れも他の諸辯士の演説と大同小異のものであつた。

午前會議。同志カリニンの結語をもつて閉された。

午後會議。午後會議の大部分は同志ヤコウレフの官僚主義の闘争の總決算と當面の任務に就いての報告に費された。が、報告全體を貫く思想は——實行の調査を爲すこと、いふことであつた。何故に此の任務がテーゼの第一位に置かれたか？

「……………如何なる資本主義國に於ても實行の調査に就いての問題は、問題視されてゐない。何となれば例へばブルジョアフランスの國家機關は、一切の資本主義的制度との矛盾の中に存してゐないからである。ブルジョア官吏は自國の國家の法令を倣速に實行してゐる。労働國家に於ては事情は別である。我國に於ては未だソウエト機關が諸法令、プロレタリア國家の階級の方針を確實に實行するといふ堅き保證が無い。何となれば機關編成中には我々を相容れない階級勢力、古き官吏等があるからである。ソウエト法令の實行の調査は、階級の抵抗が社會主義的攻撃に關聯して激化され、富農ミネフマンがソウエト機關内に於ける自己の同盟者——官僚家を利用せんとする現時に於ては殊に大なる意義を有するのである。」

然るに、國家機關の事業に於ける階級の方針の正確性を調査しつゝ、同時に我々の法律が如何ほぎまで正確であるか、實際はこれに對して如何なる修正を要求してゐるかを、地方の實踐に基いて調査することが必要である。

事業のための個人的、職員の責任の問題は、最も密接に實行の調査と結ばれてゐる。若し何者が何事のために責任を負ふか、或る課題の遂行を何者に要求する

及んでゐる。

然らば何者を一掃すべきか？ 言ふまでもなく、ソウエト法律の實行を欲しない、又出來得ない人間を一掃するのである。所屬階級が如何なる階級に屬してゐるかは非常に大なる意義を有するが、所屬階級ばかりで人物調査を行つてはいけない。そして一度一掃されたものが、再びソウエトの公職に就くことが出來ないといふ原則の保證が必要である。又人物を點検するには、所屬階級によつて、なく、事業により、又一掃するには、階級的革命的方針を遂行する能力なき、又これを欲せざるものを除名し、その地位に、工場に施し生長せし數萬の前進的プロレタリアート立てるこゝに之れ任務である。他分子の狂暴なる抵抗を挫き、我黨の全方針を見事に遂行するため國家機關の事業を改造しなければならぬ。

而して結論に當つてヤコウレフは機關の根本的改造の任務を左の如く公式化した。

- (一) 行政の地方分權
- (二) トラスト——之れを我國及び外國の科學の達成を占有せんとする企業を援助する技術的指導機關を爲さなければならぬ。
- (三) 一切の我國の機關の事業に於ける科學的基礎

か不明なきには、調査は不可能である。斯くて同志ヤコウレフは二三例を引用して責任轉嫁の實例を示したる後、更に續けて曰く、

『實行の調査、義務の正確なる割當及び機關内に於ける一定の職能の實行のための眞に嚴格なる職員の責任——以上の諸任務は現在官僚主義との闘争に於て第一位に掲げらるべきものである。』

無責任とは如何に闘ふべきか？ 譴責、被免の方法によるよりもソウエト機關の事業に對するプロレタリア的監督設置の方法によらなければならぬ。

又共産黨員等が首位にある機關事業に對する共産黨員等の個人的責任に就いての問題は先決の緊要事に屬する。共産黨員等が機關を統治するのはなく、それと反對に機關及びそれに關係なき層が共産黨員等を統治してゐる。後者の役割は書類の機械的捺印に過ぎず共産黨員指導者は機關の尻尾に變じてしまつてゐるのである。共産黨員はソウエト機關従業員の總數の一、七パーセントを爲してゐる。同志ヤコウレフは黨員の充實と黨員の階級意識の覺醒の必要を力説したる後曰く、

『國家機關の一掃は、實行調査の中心の問題と密接に結ばれてゐる。現在までに一掃された人員は二萬人に

の向上を計ること。

(四) 商業上の費用、商品の運用を決斷的に縮少すること。

(五) 黨的農業的及び文化的諸勢力を地方へ移動すること。

(六) 經濟節約等。

斯くて黨の闘争は、持久的であり、且つ困難である。官僚主義をば勞農監督機關の力のみで征服することは不可能である。

之れを一掃するためには、數千萬の労働者を誘引し。又廣汎なるプロレタリア大衆の積極性を國家機關の改善のための闘争に利用して始めて可能である。

第六 四月二十八日會議

討論には、デーソフ(レニングラード)は國家機關の一掃に對する綿密なる準備の必要に就いて、ビルマン(ユゴスタリ)は調査機關の不備に就いて、ボリソフは官僚主義者をプロレタリア分子を交代せしめることに就いて、グレーウイチ、チフリーノウイチ、オスリヤコフ、アレクセイ、ヤコウレフ、コロステレフ、ザトンスキイ以下五名登壇し夫々經驗に基く官僚主義撲滅策を開陳した。

次いでトウエルスキー企業「プロレタルカ」「ワグヂャノフカ」および車輪工場労働者代表者は祝辭を述べて五年計畫の實行を誓つた。

同志ヤコウレフは簡單なる結語を述べて曰く、

『他の同志等は一切の事業の監督の複雑性を主張してゐるが、これは誤謬である。調査の數を減ずることは必要であるが、大なる政治的問題を官廳内の論争に俟つことは不可である。監督官及び監査官よ、同盟を結ばうてはないか、——我々も同じ黨員である、いふ經濟學者等も過つてゐる。斯かる監督は、官廳内に於ける官僚主義的妥協を齎らすもので何等の官僚主義との闘争も行はれないであらう。』

而して報告者は企業の技術的指導の組織に對する正確なる態度の雛形を示したる後、

『機關は往々にして階級の方針を曲げてゐるが、我々は全力を注いで機關の政策への服従、又黨の全方針より流れ出づるところの指令の確實なる遂行を期さなければならぬ。勞働階級が社會主義的改造の最も偉大なる過程を指導する時、又富農及びネブマンの抵抗が激化しつゝある時、職業組合機關を大衆から切り離す官僚主義的分子は大いに忌まねばならぬ。』

決論に於て、ヤコウレフは右傾派分子の官僚主義

農民一四名、従業員八七名（三分の一は地下活動の黨的經歷別を有するもの）黨的經歷別によれば、地下活動を有するもの三八％、十月革命前の經歷を有するもの三一％、代表者編成中婦人——決議権を有するもの二名、審議権を有するもの六一名であつた。社會主義的改造の戰闘的諸問題を決定せるポリシエヰキの前進隊は以上の如きものである。』

同志ヤロスラフスキーは曰く、

『黨は、もしその隊列を社會的に別個の分子、官僚主義者、黨員を野心家から清めるならば、社會主義的攻撃の五年計畫をより成功的且つより迅速に遂行するであらう。報告のテーゼは廣く實地に審査された。中央監督委員會は既に清黨實施の命令を下した。此の問題に就ては、中央監督委員會は中央委員會員——會議參加者の會議を行つた。』

大々の清黨の必要意義は、全黨によつて認められた。清黨反對の聲は、メンシエヰキの陣地からのみ響いてくるだけである。』

次いで、報告者は黨の編成に就いての興味ある報告を試みた。

『現在黨には百五十三萬八十名の黨員があつて、其の三分の二は労働者である。一九二一年の最初の清黨の

の闘争に對する態度の評価を與へた。

『黨が自己批判を棄て數千萬の労働者を社會主義的競争へ誘引する時、右傾派は自己批判の停止、國家機關の官僚化に就いて誹謗してゐる。工業化と集團化の速度を求め、それによつて分散的小ブルジョア經濟の見地の上に發生せる官僚主義的根を引抜くことに反對してゐるのである。』

議長同志エヌキーゼはモスクヴァ機關の古黨員ウラヂミロフスキーに發言權を與へた。ウラヂミロフスキーは、三十五年前に於ける理想が今日實現されあるの喜びを表明し、今後益々團結して、偉大な躍進を遂ぐべきことを希望し、その最もよき手本としてモスクヴァ機關の今日までの努力を紹介するところであつた。

會議はモスクヴァ機關に祝意を表すべく決議し、祝文を萬場一致可決した。

第七 四月二十九日會議

資格審査委員會は會議の編成に就いて報告した。

『九三三名の代表者の中決議権を有するもの二五四名審議権を有するもの六七九名（其の中三四二名は地方機關よりの代表者）であつた。又興味ある點は決議権を有する代表者に關する調査で、労働者一五三名

時には労働者僅か三分の一であつた。斯くて黨のプロレタリア幹部は著しく増大した。一九二一年黨から十七萬四千九百名が除名された。其の後部分的な検査又は監督委員會の日常の事業に於て二十九萬四千四百十名が除名された。然し未だに黨内には小ブルジョア、稀には反革命的分子さへもがゐる。

然らば何者を黨から除名すべきか！ 先づ第一に共產黨員の相貌——即ち彼は労働階級の真に前進的な代表者であるか？ を明らかにしなければならぬ。個人主義者、邪悪なる浪費者、野心家及びプロレタリアートの階級的利益の裏切者等には——黨には席がないのである。村落のヤチエイカには殊更なる注意を拂はなければならぬ。

調査委員會はヤチエイカ政治部によつて作製された資料に對しては批判的態度を執らなければならぬ。又共產黨員に對する告訴及び申告も調査を怠つてはいけぬ。又清黨の際にも判事又は裁判官的な態度に出てはいけぬ。清黨は公然行はなければならぬ。又他の分子及び被除名者等を會議に出席せしめてはいけぬ。而して清黨は五月十五日から開始される豫定である。』

小休憩の後、ヤロスラフスキー、カリーニン及びヤコブレフの報告に依る決議は萬場一致をもつて可決された。政治部によつて確認された同志ヤロスラフスキーの報告テーゼは無修正にて採決された。又、ヤコブレフ及びカリーニンの報告による決議は、修正の後採決された。會議は同志クワイシエフによつて讀上げられたる労働者に對する社會主義的競争に就いての布告文本文を承認した。

同志カリーニンは事業の總決算を簡單に述べて、會議の閉會を宣告した。

『同志諸君よ、會議の事業は終つた。私は閉會に當つて數言を述べて置きたい。會議は、社會主義的建設の五年計畫を審査し且つ決定した。直接實踐の事業に心を奪はれた吾々は、往々にして破格的な意義を有する現象を見逃し、又往々にして共產黨によつて遂行される事等の偉大さに氣付かない。社會主義的建設の五年計畫は審議され、決定された。同志諸君よ、これは革命家の分前に落した偉大なる幸福である。過去に於ては、人間の優秀なる智慧がこの破格的なる洞察力によつて僅かに歴史的前景に於て、又最も一般的なる形態に於て將來の社會主義社會の輪廓を先見し得たに過ぎなかつた。以上の輪廓のスケッチに心を奪はれたプロ

レタリアも、百八十人纏つて、闘争に向ひ、社會主義的改造を近づかしめ且つ實行するがため自己を犠牲に供することもいさはない。今日、本會議は直接的な明白な、眞に社會主義的な建設の計畫を確定した。外國に於ては今日に至るまで數千萬のプロレタリアに優秀なる共產黨員等は、社會主義的建設の權利のために闘争し、且つ死んでゐるのである。吾々は本會議に於て、此の建設の具體案を直接審議した。吾々は共產主義の最後の勝利が全世界に於てよつてもつて固められるであらうこの物質的根據を造るのである。

五年計畫の採決は、吾社會主義的建設の一定の高所を描くものである。この建設の諸成功の反映、五年計畫そのもの、準備事業の反映は、次の問題である。即ち農業の振興方法と中農に對する特權に關する問題である。この問題が會議に於て持ち上つたのは偶然ではない。又本會議に於て農民大衆との結合の新しい形態が提起されたことも偶然ではない。以上の新しい形態は發展し且つ向上しつ、ある工業の基礎に基いて、又都市に於ける社會主義的建設の基礎に基いて提起された。會議事業の全計畫、その日程の各項目は何れも互ひに密接に結ばれたものであつた。

會議に於てソウエート機關内に於ける官僚主義との

闘争に關する問題、及び清黨の問題が提起されたことも偶然ではない。村落並に都市に於て廣く發展しつ、ある社會主義的建設を成就するためには、適當なる熱練の向上ばかりでなく、適當なる感激の向上ばかりでなく、即ち大衆意識性の適當なる向上をも要求する私は言ふであらう——黨幹部内並に黨の指令を實地に行ふ武器であるソウエート機關内に於ける資本主義的建設に服従することが必要である。

諸問題の審議中並に決議の採決中會議によつて表明されたところの團結心は、會議によつて採決された決議が、同じやうな成功と共に實施されるであらうところの擔保である。

全聯邦共產黨の十六回全聯邦會議の閉會を宣言する
(拍手喝采、全員起立インターナショナル歌を唱ふ)。

第八 國民經濟發達五年計畫

(ルイコフ、クリヤノフスキー及びクワイシエフの報告に基く決議)

一

(一) 第十六回全聯盟黨會議はC.C.C.P.國民經濟發達五年計畫に關する報告を聴取し、先づ五年計畫の國民經濟一般的發達を次の如く豫想する。

外國事情 露西亞

一四七

(イ) 一九二三——二四年度乃至一九二七——二八年度五年間の資本投下の總額は二六五億留なるが來るべき一九二八——二九年乃至一九三二——三三年度五年計畫に於ては、六四六億留を計上する其の中工業に關しては過去五年の投資額四四億に對し、來るべき五年計畫は一六四億留を豫算し農業に關しては一五〇億から二三二億に、交通に關しては二七億から一〇〇億に、電化事業には九億から三一億に増加を計畫してゐる。

(ロ) 右投資の結果國家の基本金總額は一九二七——二八年度七〇〇億から一九三一——三三年度一二八〇億に、乃ち八二パーセントの増加を見る。其の中工業資本金額は九二億から二三二億に、電化事業は一〇億から五〇億に、鐵道事業は一〇〇億から一七〇億に、農村經濟は二八七億から三八九億に増加する。

(ハ) 莫大なる投資は其れに應ずる生産高の増加を來す工業生産總額は一九二七——二八年度一八三億から一九三二——三三年度四三二億、乃ち戰前工業生産額の三倍に増加する農村經濟に於ては一六六億か二五八億に、乃ち一倍半の増加を豫想する。鐵道營業は八八〇億噸から一六三〇噸に

増加し、國民經濟の總純益二四四億から四九七億に達する計劃である。

(二) 工業立國の一般的精神、國防能力の増大、資本主義國家の經濟的從屬關係からの解放等を顧慮し、工業資本の投下も主として生産手段の生産に向けられてゐる(工業投資金額の七八%従つて一般工業の總生産額が二・八倍に際し生産手段生産總額は三・三倍を示す)。

電化事業—五年計畫は四十二箇所の發電所(下ニエプロフスカヤ水力、スウキリスカヤ水力、エム・ウキシエリ燃料泥炭、ボブリヤ莫斯科炭、ゾエフスカヤ、ドンバス炭等々)を豫定してゐる。以上の完成の後は總電力は五〇億キロワット時が二二〇億キロワット時に増加する。

製鐵工業—新たに大製鐵工場(マグニトルグスキー、テリベフスキー、ドニプロフスキー、クリウオロジスキー、等々)を建設し舊來の製鐵工場を改造し、製鐵産額年三百五十萬噸に増加せねばならぬ。

機械工業—自動車トラクター工場をスターリングラド及びウラルに重工業機械工場を、スウェルドロフに農具工場をロストフに、其の他各地に

機械工場を新設又は改造し工業機械生産額を三倍半に農具生産額を四倍に増加を計畫する。

化學工業—ベレズラヤコフスキー工場や、エゴリエフの莫斯科工場、ドンバス化學工場等を新設し、化學肥料一七萬五千噸を八〇〇餘萬噸に増加を計畫する。

(ホ) ソウエート聯邦經濟發達速度が世界の資本主義各國のそれを速かに凌駕するため、五年計畫の完成期には世界の生産界に於けるソウエート聯邦の生産比率は、現在ミ大いに異つて來る。乃ち鐵に於て世界の第六位より第三位に(獨、米に次ぐ)石炭に於て第五位より第四位に(米、英、獨に次ぐ)進む。

(二) 黨會議は五年計畫に於て國民經濟一般發達が、國民經濟一般の資本主義分子を壓倒して、社會主義的扇形の決定的發展に向つて歩を進むるこゝを決議する。其の景況は次の表によつて知るこゝを得る。

國家直營	一九二七年	一九三二年
社會主義的	一九二八年	一九三三年
コペラチーフ	一・七	五・三
個人經營	四七・三	三一・一

(ロ) 従つて國家生産總額に於ける社會主義的扇形の比率に變化を來す。

種別	一九二七年	一九三二年
工業的生產に於て	一九二八年	一九三三年
農業的生產に於て	八〇%	九二%
小賣に於て	二%	一五%
	七五%	九一%

特に大なる發展を豫定して居るのこゝ、農村經濟に於ける協同團體的扇形(ソウエート農場、協同農場)のプログラムである。農村に於ける協同團體的扇形の播種地面積は、一九三三年に於て二六〇〇萬ヘクタール乃至總播種地面積の一七・五%に達し、其の收穫は(前年度乃ち一九三二年一三%に於て)總收穫の一五・五%、商品穀物全額の四三%を豫想されてゐる。農村經濟に於ける個人經營扇形は、協同團體的扇形に二〇〇〇萬の農民を加入させるため、其の數的增加を停止する。而して國營的ソウエート農場(舊新共)は一九三二年收穫に於て、商品穀物少くも三四〇〇萬ツェントネル協同農場は五〇〇〇萬ツェントネル、合計八四〇〇萬ツェントネル乃至五億布度の商品穀物を豫定してゐる。

(ハ) コペラチーフ化發達の景況の主要なる數字を挙げれば次の如くである。

件名	一九二七年	一九三二年
協同農場生産額の比率	一九二八年	一九三三年
1 小工業生産總額に對するコペラチーフ化された小工業生産額比率	一%	一一・四%
2 小工業生産額比率	一九・四%	五三・八%
3 小賣市場のコペラチーフ化	六〇・二%	七八・九%
4 農村コペラチーフ農	九五・〇〇%	二三五・八〇%
場數	(三七・五%)	(八五・%)
5 購買組合會員(都會	八・七(百萬)	一六・五(百萬)
農村	一三・九(百萬)	三一・八(百萬)

右の如く國民經濟の全般に亘り生産方面に於ても且又商品融通方面に於ても、社會主義的分子を著しく増加させ、同時に農具トラクター配置所網を擴張し、青田契約を廣く利用して、五年後には農産物の八五%を占めしむる等の施設によつて、勞働階級の指導位置を強固にし都會と農村結合の新形式を立て、之によつて高級の科學を利用し、協同經營を原則として、農村經濟の大衆的改造を實現せんとするのである。

(三) 黨會議は第三に次ぐ諸件を決定する。

(イ) 國民の總收入は一九二七—二八年に於ける二四四億留から四九七億留(留價值不變に於て)乃ち一〇三%の増加を示す。這は年十二%の増加率で、其の速度の大なるこゝ、戰前ロシアのそれに比して三倍を示し、如何なる資本主義國家の増

加率をも遙かに凌駕するものである。

(ロ) 國民收入の社會的構成内容を見るに、先づ工業労働者の實際的労働の増加を特色とし、五年計畫完成期に於て七一%の増加を豫定し、且つ労働階級全收入の國民經濟總收入に對する率は三二・一%より三七%に増大される。

農民の全收入は五年後に於て六七%の増加を豫定する。然し工業化速度の増加のため、國民收入總額に對する農民全收入の比率は四九・八%より四二・五%に減少する。

(ハ) 國家豫算の増加に就て見るに、来るべき五ヶ年總額五一〇億留て(過去五ヶ年總額は一九〇億留)一六六・七%の増加である。又之れを國家收入に比較して見るに、一九二八—二九年度二五・九%に對し一九三二—三三年度に於て三〇・九%をなし、此の豫算の増加によつて國防能力を増大するこゝが出来ると許りてなく、尙國民經濟に對し来るべき五年計畫に於て、過去五ヶ年に比して約四倍三九三%の資金貸付が出来、社會教化事業に約三倍(二七六%)の増額を行ふこゝが出来る。

(ニ) 又五年計畫は商品並に貨幣の準備を遙に増加するこゝを豫定する。

(ト) 各民族共和國及び文化に後れた地方地區の經濟及び文化方面の向上を計る。

(チ) 遙かに國防能力を増進せしむる。

(リ) 黨のスローガン——技術經濟方面に於て資本主義先進國に追ひ着き且つ追ひ越す——の實現に大なる一步を印するこゝを得る。

以上の理由により、黨會議は國家計畫委員會により作案され、C.C.C.P.人民委員會會議によつて裁決されたる五年計畫案の第一案(註第二案は不作を願ふし、(て要求の度を大いに軽減したる)は全然第十五回黨大會の訓令に適合するもの)を認めこれを可決するこゝに決定する。

三

社會主義的攻撃の展開策たる五年計畫案の實行には内外幾多の困難が横つてゐる。此の困難は先づ國家の技術經濟方面が著るしく後れてゐるために、計畫案其のものが一寸の餘裕もなく緊張して居るこゝに、又幾百萬の分散して居る農家を協同労働の原則に改造せんとする任務の複雑なこゝに、尙我國家が資本主義の包圍下にあるこゝ等の事情から湧いて来る。此等の困難は社會主義的プロレタリアの攻撃の益々盛なるに従つて當然驅逐される資本主義分子の反抗及び階級闘争

五年計畫は前述の成績を豫想し且つ左の諸要件を保證するものである。

(イ) 國家工業化の根本をなす生産手段の生産を最大限に發達せしむ。

(ロ) 國民經濟に於ける資本主義分子を抑制して、都會農村に於ける社會主義的扇形を徹底的に擴大し、幾百萬の農民コベラチーフ及び協同労働を基礎とする社會主義的建設に誘導し、且貧農中農の個人的農業が、富農の搾取に反對闘争するを援助する。

(ハ) 農村經濟が工業方面より著るしく後れてゐる弊害を除去し、穀物問題の根本的解決をする。

(ニ) 労働階級及び農村労働大衆の物質的並に文化的標準を大いに向上させる。

(ホ) 労働階級は農民大衆との結合の新様式を擴張發展せしむるこゝによつて、労働階級の指導役割を強固にする。

(ヘ) 國內國外を問はず、階級敵の闘争に於けるプロレタリアート獨裁制の經濟的及び政治的地盤を強固にする。

の尖鋭化等によつて一層深刻なる。此等の困難に打勝つこゝは國民經濟の各級機關に於ける仕事の質を改善し労働規律を向上させるこゝによつてのみ可能である。乃ち工業生産品原價を五年間に三五%低下させ、諸建設費を五〇%低廉ならしめ、工業能率を一一〇%増加させ、收穫率を三五%増加させ播種地面積を二二%擴大させる外協同農場ソウェート農場建設案を確實に實行し、企業内の労働規律の弛緩や怠業を一掃し、労働軍紀を擴張させ、企業の社會主義的合理化を實行し、工業及び農家に所要の指導者を與へ、新たに労働階級出身の赤色技術専門家團を作り、更に國民經濟の體系に於ける計畫規正の原則を大いに擴大する等、總べて此等の一般經濟的の根本條件が實行される時に於て、初めて五年計畫の前に横はる前記幾多の困難に打勝つこゝが出来る。

黨會議は又以上の困難に打勝つて五年計畫を實現させるためには、必ず一般労働大衆就中労働階級の積極力並に組織力を大いに發達させねばならぬと思惟してゐる。乃ち労働者大衆を出来る限り社會主義的建設及び其の經濟管理事業に引き入れ、尙企業間の社會主義的競争を大々的に展開させ、下層からする労働大衆の國家機關の官僚主義に對する自己批判を大いに發達さ

せねばならぬ。
 社會主義的改造時代の困難特に階級闘争の激烈なる状況の下に於ては、當然ブルジョア階層に動搖が起る。而して其の動搖は労働階級の一部のみならず、黨内部にさへ反映を見せてゐる。此の動搖は根本問題乃ち社會主義的工業化の速度、富農及び一般に資本主義分子に對する社會主義的攻撃の展開及び農村に於ける社會主義的形式の可及的發達等の諸問題に關し、黨の大方針から脱出せんことを現はれて居る。従つて現下の状況に於て黨内問題の最大危険は右翼危険であつて、其れは黨のレーニンの政策を直接拒否し、公然階級的にレーニンの陣營を明け渡す日和見主義であるからである。黨は労働階級農民との結合を意味する

るボリシエウイキの大方針の實行を躊躇する者に對して、容赦なき打撃を加へ、且將來益々労働階級の指導役割を強めることによつてのみ、五年計畫によつて決定された社會主義的建設の任務を遂行することが出来るものと思惟する。
 黨會議は、黨が單に右翼傾向に對してのみならず、レーニンの方針から脱せんことを一切の妥協的氣分に對し、絶滅的打撃を加へ得ることを確信する。
 黨は労働大衆の先頭に立ち、國家經濟全系統の社會主義的改造任務實現に向つて邁進する。而して幾多の困難に打勝ち經濟建設五年計畫實現のため、労働階級の指導下に廣く勞苦大衆を動員するものである。

勞農露國の英國に對する陰謀

(一九二九年四月二日タイムス)

土耳其と露國は亞細亞で境界を接してゐるのであるから、露國と友好關係を保つことは土國に取つて勿論必要ではあるが、今回土國が露國提議の不戰議定書に

調印を諾したからして、左して此の事に重きを置く程の事はない。露土兩國間の關係は元々良好なのであつて駐土露國大使スーリツチは首席外交官である上に、

土國の著名な政治家は大概既の關係でもあり特別な地位を占めてゐる。

二月にオデッサから君府に追放されたレオン、トロツキーの入國を土國政府が承諾したのもスリツチの勢力が與つて力があつたのであつて、其の入國の記事を土耳其の新聞に全然書かさなかつたのも亦彼の力である。世界の新聞はトロツキーの土國に居ることを報じてゐるのに、今に至るまで土耳其新聞は此の事に就て片言隻句も記さない。そしてトロツキーはセーボフ若はザイドフの名で君府で穩かな生活をしてゐるのである。併し彼が機會のあり次第獨逸へ行かんものも切望してゐるのは事實である。

土耳其でも國內に於ける共產主義宣傳は許容しないので露國政府は何もかして土國の同情を得んものも近來其の努力を倍加した觀がある。又共產黨新聞はアフガニスタンの革命を利用して切りにア國に於ける英國政策に關する虚偽の宣傳をなし印度政府はア國のアマラー王を退位せしめて、親英者を以て代らしめんと有ゆる手段方法を用ひたなきも、てためな報道をしてゐる。

又露國はアフガニスタンの騷擾を奇貨とし土國及び近來、中東諸國に於て反英陰謀に熱中し有名なる宣傳

者數名を土耳其、波斯、イラクシリヤ、埃及、及びトランスジョルダンに派遣して、自己に都合好くア國の狀態を説明して反英感情を鼓吹してゐる。是等派遣宣傳者中には入國し得なかつた者もあるが、多くは首尾よく入國して盛んに運動に従事してゐる。彼等は勿論露國の旅券を用ひず變名して身元を隠してゐるが、何れも東洋宣傳學校を出た者で運動費も豊富に供給されてゐるのである。
 共產黨は斯くの如く絶えず虚偽の宣傳を恣にし、他國人に英國を誤解させようとする努力してゐるが、一體其の目的は那邊にあるのだらうか。元來土耳其及び近來、中東諸國は何れも露國を恐れてはゐるが、決して愛好しては居ない。殊に土國は國民主義が盛んであつて共產主義を嫌忌してゐるのである。露國も之を悟つて最近に於ては近來に於ける一般の革命の煽動を一時中止し専ら露國の信用を昂めることを旨とし、其の外交官も商業代表も宣傳者も近來、中東、極東諸國との親善を圖るのに努めてゐるが、金を使ふほどの効果もなく新聞宣傳や宣傳者の運動が僅かに幾分効を奏してゐるに過ぎない觀がある。
 斯の如き事態に對し英國が適當な對策を講じないのは遺憾である。此の儘に放任すれば露國の是等諸國に

於ける運動が早晚効果を生ずるは明かであるから宜し

く今の間には防衛手段を講ずべきである。

英吉利

共産主義宣傳問題を中心とする英露關係

第一 共産主義宣傳問題が英露關係に及ぼしたる影響

一九二四年十一月労働黨内閣の行ひたる總選挙は對露問題を中心として展開された云ふことが出来る。解散の直接動機となつたキヤムベル事件を見るも將又ソウエート・ロシヤ承認問題、戦債問題、借款保證問題、ジノビエフ書翰事件を見るも、すべてロシヤ政府乃至『共産インタナショナル』關係のものなり云ふことが出来る。總選挙に於て勝利を占め内閣を組織したる保守黨の政策は、前内閣の親露政策を排して著しく挑戦的態度を採るに至つた。斯くて其の排露政策の赴く所遂に一九二七年五月十二日倫敦のアルコス商館侵入事件となり、同月二十六日通商條約の廢棄、露國代理大使ローゼンゴルツの退去要求、國交關係の斷絶に

なるに至つた。斯くて保守黨内閣は今日に至る迄其の態度を改めない。

一九二九年五月施行さるべき總選挙の中心問題は産業の振興及び失業救済問題なり云ふことが出来る。アルコス事件に至るまで英露の貿易關係は漸次好轉して居たが、英國政府の採つた通商條約の廢棄は貿易に著しき影響を與へた。試みに英國商務院の發表した數字によつて見るに英露貿易總額は

(一九二五年七月) (一九二六年七月) (一九二七年七月)
 (一九二六年六月) (一九二七年六月) (一九二八年六月)

五三・三三・〇九二 磅 四九・三三・九三三 磅 三三・八二・〇三三 磅

而して英露貿易の逆轉は同時に露獨・露米・露佛等の貿易關係の好轉を意味するものにして、露國は英國を棄て獨逸或は佛蘭西或は米國に向はんとしつゝ、ある事は、次の如き露獨の貿易表より知る事が出来る。

ロシヤへ輸入	一九二五年	一九二六年	一九二七年
馬克	三三・九六・〇〇〇	三三・八二・〇〇〇	四七・三三・〇〇〇
ロシヤより輸出	一九二五年	一九二六年	一九二七年
馬克	三三・二五・〇〇〇	三三・五五・〇〇〇	三三・五五・〇〇〇

更に之れを露國政府の發表せる一九二七年十月一日より一九二八年九月三十日に至る貿易年度の貿易表に就て見るに、此の間に於ける露國對外貿易の著しき特徴は對獨、對米、對佛其他大多數の國に對する貿易額の漸次増加の趨勢を示しつゝ、並に之れに反對に對英貿易額の漸次減少の傾向を示しつゝ、あることである。即ち露國の輸入貿易に於ては

獨逸よりの輸入總額	一九二六年	一九二七年	一九二八年
磅	一五・七〇・〇〇〇	二四・〇〇・〇〇〇	二四・〇〇・〇〇〇
米國よりの輸入總額	一九二六年	一九二七年	一九二八年
磅	一八・〇〇・〇〇〇	一八・〇〇・〇〇〇	一八・〇〇・〇〇〇
英國よりの輸入總額	一九二六年	一九二七年	一九二八年
磅	九・七〇・〇〇〇	九・七〇・〇〇〇	九・七〇・〇〇〇

英國労働黨内閣の存続中であつた一九二四年に於ては、世界各國中對露輸出貿易に於ては第一位を占めて居た英國が、今日に於ては第三位に下落した。同様に露國の對英輸出貿易も遞減した。即ち

一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
磅	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇
磅	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇
磅	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇	一〇・一〇・〇〇〇

斯くて一九二〇年四月英國を襲つた世界恐慌の波は

次第に收まらんじつ、あつたが一九二六年ゼネラル・ストライキに依つて挫折し、越えて一年英露關係の斷絶は英國基礎工業に絶大なる不振を與へ之に伴ひて失業者は百十萬を下るこゝ殆んど稀な現象を現した。如何にして斯く打續く英國産業界の不振を挽回し併せて失業問題を解決すべきかは目下英國朝野の大問題である。英國産業の不振の一原因が對露貿易の不振に在るにすれば、この問題の解決を英露關係の回復に求めんとするは當然の歸結云はねばならない。自由黨労働黨のアルコス事件以來一貫して變らない對露關係復活の要求、英國主要産業各部門を代表する資本家團の露國視察(一九二九年三月)等は之れを物語るものである。

然らば英國に於て斯くの如き切實なる要求たる英露關係の復活を妨ぐる事情は何であるか云ふに、一九二七年十一月九日首相ボールドウィンは『若し露國にして國際交渉に必要な儀禮を遵守し英國内政に對する干渉を放棄して、帝國內に於ける陰謀敵意に満ちた政策を放棄するに於ては、英國政府は何日何時たりとも英國外交の特質たる寛大、善意を以て之れに應ずるの用意がある』と唱へ、而してこの意見は今日に至るも尙變らないことは一九二八年十二月二十一日外

相エー・チャムバーレンの議會答辨に於ても知るこ
ろが出来た。更に之れを具體的に云へば前労働黨相
フリッツ・スノーデンの唱ふるやうに『英露關係の
回復には二つの困難がある。曰く宣傳曰く戦債』(一
九二九年一月十七日)又現職相ウインストン・チャー
チルの秘書アースビー(保守黨代議士)は『英露關係
の將來は懸つて宣傳並に戦債問題の解決に在り信ず
る』と謂つた。戦債問題は暫く之れを措き、宣傳問題
は英國政府の最も重要視するもので、露國が直接又は
間接に英國内に共産主義宣傳を續くる限り、國交回復
は不可能なりとするものである。

第二 宣傳問題に關する英露條約

イ 一九二一年三月十六日ロンドンに於て軍事聯
立内閣首相ロイド・ジョージ、ソビエト・ロシア
外國貿易人民委員長アル・エス・クラシンの締
結したる通商條約中の宣傳に關する條項
宣傳禁止に關する條項は通商條約の前文に次の如く規
定された。
『本條約により次の如き條件を遂行するものなること
を誓約する。
即ち

關によりアルコス事件の直後一九二七年五月十二日廢
棄せられた。

ロ 一九二四年八月八日ロンドンに於て労働黨内
閣首相兼外相ラムゼー・マクドナルド駐英代理
大使ラコウスキーの締結したる一般條約中の宣
傳に關する條項

労働黨内閣が締結したる所謂一般條約は前記一九二
一年ロイド・ジョージの締結した通商條約に豫想され
た條項に基いたもので、條約の中心點は戦債並に借款
問題に在つた事は何人も認むる所である。尙宣傳問題
について規定することを必要とした。

即ち同條約第十六條に曰く
『兩締約國は各々に述ぶるが如き希望と意向を有す
るものなることを茲に嚴かに確認するものである。
即ち

各締約國は互に平和親善の關係を續くべきこと。
各締約國は其の各々の國にて定められたる立法權
の範圍内に於て、其の安全を保つに必要なる國家
權力を有することを確認し、併せて慎重に之れを
尊敬すべきものなること。

各締約國の直接或は間接に統制するあらゆる個人
及び團體——而してこの團體には各締約國より財政

各締約國は互に他締約國に對して敵意ある行動
又は企畫を爲さず、及び英帝國又はソウェイト・ロ
シア聯邦の制度に反するが如き、直接若くは間接
の宣傳を政府に於て其の國境外に於て爲さない。
之れを更に詳細に謂へばソウェイト・ロシア政府は
英國の勢力範圍若くは英領土植民地特に印度若くは
アフガニスタン獨立國に於けるアジア人民で敵意
ある行動により鼓舞せらる、が如き軍事上外交
上のものとする。英國政府は又曩にロシア帝國の一
部で今や獨立國となつた諸國に於てロシア政府に
對して右に同一の保證をなすものである。

『宣傳を政府に於て其の國境外に於て爲す』なる
語は、各締約國が其の國境外に於て行はる、宣傳
に援助若くは鼓舞を與ふる事を包含するものなる
ことを相互に了解する。
各締約國は如上の規定を確保するために其の指揮
の下に在る各人に對して、直ちに必要なる一切の
命令を與ふるために努力すべきものとする。』

右に示したる條約は直ちに調印批准を了せられ、實
施されてより七年、其の間果して正しく履行されたり
や否やは後に譲り、兎も角も第二次ボールドウィン内

的援助を受くる團體をも包含する——にして英帝
國若くはソウェイト・ロシア社會主義共和國聯邦の領土の
平安と繁榮を脅威すべき行動あり、或は英帝國若
しくは聯邦と其の近隣の國若くは其の他の國との
關係を悪化せしむるが如き傾ある行動ある場合
は、其の行動の公然たる陰謀なることを問はず等
しく差控へしめ之れを禁すべきものなること。』

本條約は一九二四年八月八日ロンドンに於て調印さ
れたもので露國委員は駐英大使ラコウスキーを首席と
し全露労働組合中央評議會長トムスキー及びアドル
フ・ヨッフエ等より成つた。而して本條約の未だ批准
を了せられない先にキヤムベル事件突發するや、労働
黨内閣は議會の解散を行つたが、内閣は總選舉中に起
つたジノビエフ書翰事件により打撃を受けて選舉に敗
れ、十一月四日第二次ボールドウィン内閣の成立を見
た。同内閣外相エー・チャムバーレンはジノビエフ書
翰につき露國政府に抗議を申込むと共に『陛下の政府
は其の前任者がソウェイト・ロシア聯邦政府と商議し去る八月
八日を以て調印せる諸條約(註、上に述べたる一般條
約の外に別に商業に關する條約を含む)を審議したる
後該條約を議會に付議し、又は之れに對する陛下の批
准を奏請し能はざること茲に貴下に通知するの光榮

を有する』云ふ條約批准不能の通牒を十一月二十一日駐英代理大使ラコウスキーに發した。

ハ 斯くて上記の如き宣傳問題を包含する條約は共に第二次ボールドウィン内閣により、一は廢棄され一は批准を拒絶され、今や宣傳に關する條約は存在せぬ状態である。

第三 共產主義宣傳の事例

イ 英本國內に於ける共產主義宣傳の事例

(1) 英國共產黨の前身たる英國社會黨は已に一九一五年レーニンの指導したチンメルワルド左翼國際大會に於ける非戰決議を承認して、英國に於ける戰爭反對運動の主流をなし、一九一七年にはボルシェビズムの革命を擁護し、プロレタリア獨裁を祝福し、一九一九年十月には『第二インターナショナル』を脱して『共產インターナショナル』に加入するの決議をなす等、英國に於ける共產主義運動の先導を務めた。一九一八年の英國社會黨大會には、當時駐英露國使節としてロンドンに居たりトビノフよりの感謝狀を朗讀されたるが如きは此の事實を物語るものである。

一九一九年五月には、久しく佛獨の戦線に在りて共產主義の宣傳を受けた英國の歸還兵が、議會に對する

聯合會に對する積極的援助は爾後該組合をして益々左傾せしめ共產黨の唯一の地盤たるの觀を呈した。

(4) 上述せる炭坑ストライキに於ける炭坑夫の徹底的敗北を合圖として歐洲は反動時代に入り、從つて共產黨の活動も一時不振を極めたが、一九二四年に入りて労働黨内閣の成立するや、英國共產黨は再び勢力を挽回した。已に一九二三年労働黨年次大會に於て個人として共產主義者の入黨を許すや、労働黨内に於ける共產主義者の勢力擴大し、一九二四年労働黨内閣がソウエートロシアを承認し、外交關係を復活するや、共產主義の宣傳は容易となり公然となつた。此の事は労働黨瓦解の原因となつたジノビエフ書翰事件に依り其の一斑を窺ふことが出来る。

(5) ジノビエフ書翰は『共產インターナショナル』中央執行委員長ジノビエフが英國共產黨中央委員宛てた文書で、當時英國政界の中心問題であつた英露一般條約の問題に關しては、『英國共產黨は條約の批准と兩國關係の復活の爲に全力を傾倒して戦はねばならぬ。兩國の關係一度解決されるれば露英プロレタリアの密接なる連鎖成立すべく、又委員及び運動者の交換もはれ得べきが、故に吾々は英國及び植民地にレーニン主義を宣傳するに當り、幾多の利便を享有

示威運動を行つたが、此の運動の如きは明かに共產主義的色彩を帯びてゐた。

(2) 一九二〇年に入るや六月にアムステルダムに開かれた『共產インターナショナル』の秘密會議にて初めて『共產インターナショナル西歐局』が設置され、西歐特に英國に於ける革命宣傳に全力を注ぐべき事が決議され、之れと共に英國社會黨中心となつて英國に於ける共產主義者を一丸とする英國共產黨の成立を命令した。斯くて此の命令に基き同年八月一日英國共產黨の成立を見るに至つた。

(3) 英國共產黨は其の成立當初より労働黨及び労働組合喰込み策をとり、而して百萬の組合員を擁し英國第一の労働組合たる炭坑夫組合聯合會に對する喰込み策は、打續く炭坑ストライキ、ロツクアウトを通じて多大の成果を収めた。一九二〇年九月に於ける炭坑ストライキ、一九二一年四月の炭坑夫ロツクアウトの如きは純然たる資本と労働との政治的闘争を想はせるもので、政府は『非常権力法』を適用し、軍隊の出動を求め所謂モスコの陰謀なることを宣傳する等、積極的の態度に出で、共產黨は又炭坑夫組合聯合會の幹部の右傾化を攻撃して、一般組合員を自らの手に收めて争議をして益々深刻ならしめた。共產黨の炭坑夫組合

し得るものである。されば兩國關係の復活は國際及び英國プロレタリアを革命化する點に於て、其の貢獻する所正に英國の工業地方に暴動を起して成功したるに譲らざるものがあるだらう』とて兩國關係の復活の爲になす共產黨の任務を述べ、革命遂行の準備としては軍隊の總ての單位、殊に國中の大地に屯營する部隊及び兵器彈藥の工場及び同倉庫には必ず細胞を組織するの必要がある』とて『英國共產黨の缺點は將來英國赤軍の指揮官たるべき専門家を缺く事に在る。従つて今や軍事専門家を組織すべき時期である。此の軍事専門家は動亂の際幹部と共に我黨軍隊組織の首腦を成る可きものである。従つて陸軍部内の我細胞人名表を仔細に點檢し、其の中より精力ある有爲の士を選ぶべきである。陸軍を退き社會主義の思想を有する有爲の軍事専門家に着目せねばならぬ。』とて『戰爭の危機切迫せる場合にはブルジョア一の戦備を無力ならしめ、且帝國主義の爲に起せる戦争を變じて階級戦争となすの端緒を開く事を得んがため、運輸労働者との連絡の必要』を力説した文書である。

(6) ジノビエフの書翰が外務省の手に入るや、外相マクドナルドは駐英ソウエート代理大使ラコウスキー宛強硬なる抗議をして、宣傳の條約違反なることを

間責した。ラコウスキーは該文書は全く偽造なること
—英露の親善關係を阻害せんとする者の仕事なること
を回答した。十一月四日労働黨内閣互解し保守黨内閣
成立するや、外相エー・チエムバーレンは前外相と同
一の抗議書を送り、併せて前内閣の締結調印したる英
露條約の批准不可能を通牒した。

(7) ジノビエフ書翰事件は略々時を同じくして一
九二四年十一月一日より三日にわたり、保守黨機關紙
は英國に秘密の赤軍將校を養成せんとする恐るべき赤
軍將校教科書を手に入れたこと其の教科書の内容を發
表した。該教科書にはロシア赤軍に則つた赤軍の組織
と任務を詳細に記述して在つて、若し新聞の報道が
眞すれば正に恐る可き文書云はねばならん。

(8) 一九二六年五月一日百萬の炭坑夫ロツクアウ
ト及び之れに相應じて起つたゼネラル・ストライキは、
英國社會主義運動史上最も特筆すべき出来事であるこ
もに、資本家に對つても其の打撃は殆んど致命的で、
今日に及ぶ英國産業の不振はこのゼネラル・ストライ
キに基因するとも云はれて居る。

一九二五年七月二十九日英國三角同盟は、將にゼネ
ラル・ストライキを開始せんとしたが、首相ボールドウ
インの調停によつて九ヶ月間の休戦條約を締結するに

段により階級闘争の革命化を企圖し治安を擾亂する各
種の宣傳をなしたまで起訴するに至つた。之に對し「共
産インターナショナル」中央執行委員會は、英國共産黨
中央委員會宛に書を送つて「共産インターナショナル」
執行委員會は英國の同志に對する英國裁判所の判決に
憤激を感じ、且つ其の判決は英國プロレタリアに對す
る壓迫の繼續を示すものなりと認める。斯くの如き壓
迫は即ち全労働者階級に向けられたる壓迫に外ならな
い。吾等は階級意識に目醒めた英國の労働者は諸君の
支持を以てブルジョアジーの壓迫に對抗すべきものな
る事を確信する。斯くて英國の共産主義者が總ゆる壓
迫に屈せずして絶えずプロレタリアに對する共産主義
者の義務を遂行すべき事を吾人は疑はない」と謂つた。

(10) 斯くて一九二六年五月に入つて愈々ゼネラ
ル・ストライキが開始された。「赤色労働組合インタ
ーナショナル」は英國に於けるゼネラル・ストライキ
を扶けるために凡有る力を集中し、併せてアムステル
ダム・インターナショナルに對して共同動作を申送り、
ロシア労働組合は多額の爭議資金を送付した。

政府は軍隊を出動して治安に任ずるに共に、共産
黨の發行する機關紙、爭議ニュース等一切の差押を行
つたが、英國共産黨の活動は巧妙を極め「一文の賃銀を

至つた。此の九ヶ月間の休戦は將に開かるべき大スト
ライキに對する勞資双方の戦闘準備の時期なりとも云
ふべく、この間に在りて労働組合並に労働黨幹部の意
業的氣分にも不拘、英國共産黨は獨り來るべきスト
ライキのために準備を怠らなかつた。例へば「今や開か
れんとする未曾有の闘争を前にして共産黨中央委員會
は労働者の力を組織し、良く資本家の攻撃に對抗せん
には次の如き諸種の方法を採る事の緊急なる事を聲明
する」として、労働組合總評議會のストライキ統制權の
擴大を要求し、労働者の防禦團體を作り、組合加入者を
以て組織し労働委員が統率しファシストに對して組合
の自由を保護し總評議會をして労働者の問題を陸海軍
に在る労働者に訴ふる等の必要を力説した。又共産黨
はストライキの際軍隊が如何なる役割を爲すべきかに
就て豫告するの必要並軍人に眞に彼等の地位を指示す
る事は労働運動の賢明なる策なることを聲明した。

(9) 斯く未曾有の闘争を前にして共産黨は宛然英
國労働運動をリードせるかの觀がある。其の勢力恐る
べきものであつたので、保守黨政府は一九二五年十月
十四日より同二十一日にかけて共産黨幹部十二名を逮
捕し、ロシア政府並に「共産インターナショナル」を通
じ、資金の補助を得てロシア政府の採つた同一の手

も減せしめてはならぬ。一分の労働時間も延長せしめ
てはならぬ。労働者の指導の下に何の補償をも與ふる
ことなく炭坑を國有せよ。労働者政府を樹立せよ」と
のスローガンを掲げて宣傳した。三角同盟は暫時にし
て解體したが、炭坑夫ストライキは共産黨の應援を得
て七ヶ月にわたる未曾有の闘争を續けた。この間ソウ
エートロシア労働組合よりの應援資金は一百萬磅に及
んだ。保守黨政府は此の行動を以て明に英國内政の干
渉なりとソウエート政府に抗議したが、ソウエート
政府はロシア労働組合はソウエート法律により斯くの
如き行動をなす權利を保證せられたもので、従つて政
府に於て之れを阻止するの權利なしと回答した。

ゼネラル・ストライキ並に炭坑夫ストライキが英國産
業に對つて一大打撃であつたから、保守黨政府は之れ
を應援したソウエート政府に反感を抱く事甚だしく、
殆んど總ての閣僚は公開の席でソウエートロシアの行
動は單に労働者を救済するの目的の下になされたので
はなく、英國社會制度を根本的に破壊せんとの動機
の下になされたものであると極言するものもある。他面
炭坑夫は益々左傾し共産黨は一躍其の黨員を倍加し所
謂無産階級の爲の唯一の政黨なりと稱するに至つた。

(11) 一九二七年に入るや内には共産黨の活動甚だ

しきものがあり、外には特に支那に於てボロージン一派の共産主義者が國民政府を統制して支那に於ける排英運動と共産主義宣傳に活動しつつある有様であつたから、保守黨は愈々共産主義對策に最後の斷案を下さんとし、一九二七年五月十二日ロンドンなる露國貿易機關アルコス・ハウスに侵入するに至つた。

一九二七年に入つて英國の軍事機密文書が頻々として盜難を蒙つたから、軍事當局及び警察當局が極力捜査の結果、文書は英國駐在露國商務官の手に渡りそれからモスコに報告せられたとの確證を得た。之れに相前後して英國空軍の事務に従事する英人が、軍事機密文書を盗まうとして逮捕されたが、彼の白狀する所に依れば彼は某秘密結社に屬し而も該秘密結社は露國と密接の關係ある事が明白となつた。保守黨政府は之れを以て共産主義宣傳問題に對する最後の斷案を下すに都合のよい口實なりとして、遂に機密文書捜査の事實の下にアルコス・ハウスに侵入した。この捜査の結果得たものは上記機密文書と共に『共産インターナショナル』及び『赤色労働組合インターナショナル』より英國共産黨及び國民少數派運動に對する指令書、共産主義者名簿録、國民左翼運動（英國に於ける共産系團體）加入申込書（該申込書は已に英國海員により申

駐在英國大使ロバート・ホッヂソンの引上を命じた。

(12) 斯くて外交關係が絶えてから今日まで兩國の關係は益々尖鋭化するもの如く、共産主義宣傳對策は所期の如き目的を達し得ざるもの様である。

ロ 英帝國內に於ける共産主義宣傳の事例

宣傳問題を中心として英露關係を見るにき全世界に膨大なる殖民地、半殖民地を有する英國に於ては其の殖民地並に半殖民地に於けるソウェイト政府の宣傳は死活の重大問題たらざるを得ぬ。

『共産インターナショナル』は既に其の創立の當初より共産主義宣傳活動を東西二方面に分ち、東方は主として英國に關係ある諸國に其の主力を集中せんとする計畫を立て、一九二〇年夏バクーに汎アジア會議を開催し、東方赤化の方針を協議した。時の議長ジノビエフは『若し英國より東方諸國の市場を切斷することを得ば、人類の壓迫者たる英國の資本主義と帝國主義は立所に滅亡するは必定である』と煽動し『歐洲は英國の資本の活動には天地餘に小である。従つて彼等は活動の舞臺を東方に求め、數億の權利を奪ひそれを奴隸として飽くなき物慾を満しつつある。彼等の行く所凡ての農民を亡ぼし、凡ての労働者を資本の鐵鎖もて縛し意の如く之を酷使した。東方の諸國今にして立たざれば

込記入せられたもの。共産系海員クラブ報告書『支那より手を引け運動』文書、労働組合法反對運動文書、南北アメリカ、カナダ、オーストラリア、アフリカ各共産黨との通信文書等である。

依つてボールドウィン首相は五月二十四日議會に侵入事件を報告するに上記の文書に依り (一) 大英帝國全土にわたる軍事的間諜の行爲及び帝國を顛覆せしめんとする其の他の活動は等しく凡て當地ソウェイト商館により統制され遂行されたものなること (二) アルコス・ハウスの事務分配並に事務室の配合は商務官と商務館付雇人の間に何の區別をも設け得ないこと。彼等は共に反英的間諜と宣傳に従事したことを結論する事を得る述べ、更に露國代理大使（駐英）からロシヤ外務人民部委員に宛てたる支那に於ける排英宣傳に關する秘密文書を朗讀して（後述支那に關する節参照）商務官と代理大使と、宣傳問題に關し何等區別すべからずとなし、之等の行爲は凡て一九二一年の條約違反なりとし、通商條約の廢棄、商務官の退去を要求し、併せて外交關係を斷絶して外交使節の退去を要求する決心を明にした。保守黨は議會の承認を得て二十六日には條約を廢棄し、外交關係を斷絶し、代理大使ローゼンゴルトツ及び商務官の退去を要求し、モスコ

瞻瞻の悔があらう』とて東洋諸國に共産主義宣傳の必要あることを力説した。

又一九二八年モスコに開かれた第六回『共産インターナショナル』大會は殖民地、半殖民地に於ける革命運動の世界革命に於て有する意義の重大なることを最も強く論議したる所で、従つて殖民地及び半殖民地に於ける宣傳問題は、英露關係をして益々尖鋭化せしむるものと謂はねばならない。

(1) 印度に於ける共産主義宣傳の事例

印度は歐洲大戰參加の直後露國革命の影響で、トルコ、ペルシヤ等起つた獨立運動に刺戟されて、著しく反英氣分が漲つた。此の氣運は一九一九年印度政府の行つた議會制度の改革、選舉權の擴張によつても除去するに出来ぬ。一九二二年に及ぶ印度獨立運動は益々熾烈となつた。而して此の獨立運動は印度ブルジョアの指導する國民革命の性質を帯びたが、暫次にして印度土着の労働者農民の英帝國資本主義並に印度土着の資本家に對する闘争擡頭するに及び、印度資本家は國民革命を裏切つて英國資本主義と相呼應せんとする傾向を示した。斯くて印度に在つては所謂殖民地工業化問題を中心とする英國資本主義と印度資本主義との關係及び資本家對労働者農民關係の二重の渦卷

の中に進展した。
支那に於ける無産階級革命運動の失敗と共に「共産
インターナショナル」は其の宣傳を印度に集中するに
及びて、印度に於ける共産主義運動は俄に激烈なる
に至つたことは一般に等しく認めらるる所である。

一九二八年八月「共産インターナショナル」大會が殖
民地及び半殖民地に於ける革命運動テーゼに於て、印
度共産黨の樹立を必要なりと宣言したの直後して、印
度に於ける純然たる共産主義的色彩を帯ぶるストラ
イキは俄に増大した。殊にボンベイ、カルカッタは其
の中心で、前者に於ては一九二八年十一月に起つた織
維工業労働者のストライキの如きは、共産主義者の活
動が盛で、同組合は打ち續くストライキを通じて爾後
三ヶ月間に、組合員を三百七十人より六萬五千人に増
加したと稱せられ、一九二九年一月にはボンベイ市に
於て印度初まつて以來初めて四人の共産主義者が市會
選挙に立候補し、普選の未だ執行せられない地に在つ
て一萬二千四百五十三票を獲得した。又カルカッタに
於ては一九二八年十二月末に二萬の労働者（凡て印度
赤旗労働組合に屬す）印度國民議會反對の示威運動を
行ひ「印度ソウエート政府の樹立」を其のスローガン
として掲げた。

系首領連の逮捕を行ひ、印度刑法に規定する内亂の罪
により獄に投じた。之れに應じて労働者の投獄者解放
示威運動は印度各地に起り官憲との衝突となり流血の
慘事を見た。

斯くの如くにして印度に於ける共産主義運動益々激
化し、一九二九年四月八日にはデリーに於ける立法議
會が前記治安維持法につき討議中、共産主義者二名傍
聴席より爆弾を投げ拳銃を亂射し、共産主義運動鎮壓
の諸法案の撤回を求め、來るべき無産階級革命を祝福
するこゝを意味する文書をまき散らした。この文書は
假令其の形式を印度人の境遇に合せんためや變更さ
れたものとは云へ、明に共産インターナショナル式ス
タイルを帯ぶるものなるこゝは「官僚主義的搾取者」に
云ひ「人の人に對する搾取を不可能ならしむべし」に
云ふが如き共産主義者の常套語を用ひたるこゝより知
るこゝが出来やう。

(2) アラビヤに於ける共産主義宣傳の事例
印度洋を包擁して數多の植民地を有する英國にミツ
てはアラビヤの南端なるアデンは、軍事上より見るも
經濟上より見るも甚だ重大なる地位を占むるものと言
はねばならない。

ソウエートロシア政府は印度其の他英國殖民地に於

斯くの如く印度に於ける共産主義運動急速に發展す
るや、印度政府は積極的に之れを鎮壓する方針をこゝ
に至つた。其の重なるものをあげれば、

- (a) 各種取締法の制定
- (イ) 労働争議法の制定
労働争議を調停し併せて労働組合を政治的運動
に利用するこゝを禁せんとするものである。
- (ロ) 治安維持法の制定
印度に滞在する外國人で共産主義宣傳に従事す
る者を追放するの權を政府に與へ、併せて印度
共産運動を援助する目的を以て外國より送られ
た運動資金を差押へ、没收するの權を政府に與
へんとするものである。
- (ハ) 新聞紙法の制定
共産主義宣傳並に煽動を目的とする出版物の取
締を目的とする。以上三種の法律はこゝに共産
主義運動の鎮壓を目的とするもので、最近印度
立法議會に提出されたものである。
- (ニ) 共産主義者の檢舉
前述の法律制定に相應じて政府は一九二九年三月二
十一日未明を期してボンベイ、カルカッタ、デッカ其の
他殆んど全印度に於ける主要都市にわたり、共産主義

ける共産主義宣傳の必要上、一九二九年一月十一日ア
デンに隣接するエーメンと修交、通商條約を締結し、
併せてエーメンの完全絶對なる獨立を承認した。エー
メンの地は固より貿易上露國にこゝり何等益する所はな
いが、共産主義宣傳の點より見るこゝは印度、アラビ
ヤ、エジプトに對する宣傳の策源地にして甚だ便利な
こゝは英國も等しく認むる所て、英國議會に於ても問
題となり英國政府は近くエーメンに對してソウエート
ロシアの爲せると同じく通商條約を締結せむとする傾
向あるこゝを明言するに至つた。而してソウエート・
ロシア政府は近くエーメンに植物探検隊を派し、以て
其の國情を知悉するの資に供せんとするもの様であ
る。ソウエート・ロシア政府は皆てエジプト、印度等
に植物探検隊を派し英國政府のために其の活動を全然
阻止された事例より見るも、植物探検隊の使命の奈邊
にありやを略々推知するこゝが出来やう。

(3) アフガニスタンに於ける共産主義宣傳の事
例
英露の障壁として存在するアフガニスタンが古來よ
り幾度か英露關係に重大なる結果を引き起したの歴史
の示す所である。一九二一年に入つてアフガニスタ
ンが完全獨立なる立憲君主國となつて以來、從來の如

き外交關係を大英帝國の統制の下に置かれてゐた状態を脱したことは云へ、今尙事實上英國の支配の下に在つた事は疑ふことは出来ない。依つてアマヌラ王は其の執政の初めより急進的に歐化政策を遂行して一國文化の發展に努むるに共に、漸次親露的態度を以つて英國の羈絆を脱せんとした。一九二六年八月三十一日締結せられた露阿條約の如きは此の事實を物語るもの云はねばならない。

一九二八年末よりアフガニスタンに起つた暴動は、王の極端な歐化政策に對する反動であつて、英國の秘かに後援したものであることは英本國が極力否定するに拘らず、歐大陸諸國の等しく認むる所であつて、又一九二九年一月に開かれた英國共產黨大會に當り、反帝國主義聯盟英國支部（共產系）國際階級闘争犠牲者救援會主催の下に、アフガニスタンに居た某英國軍人の像を英帝國主義者の命を受けてアフガニスタンの反亂を指揮したるものとして焼却したるが如きは、今回の反亂における英國の活動を推知せしむるに足る。

ソウエト政府はアマヌラの内政改革の當初より多大の援助を寄せ以て英帝國主義に打撃を與へんし一九二九年一月十四日王退位後もソウエト政府はアフガニスタン在住のソウエト官憲に對し王を極力援助

すべきを命じた。前駐阿ロシヤ公使ラスコルニコフは王の失敗は其の手段の中途半端であつたのミ土地を全部没收しなかつたのミに基く。依つて彼が再び王位を回復した曉には、農民の支持を得土地制度の改革を行ひ農民に對する課税を減じ、又封建政治祭司政治に對して徹底的に抗争せねばならないと述べ、更に「今回の内亂はアフガニスタンを以て英帝國のアキレス腱なりと認むる英國の策動に基く」と云つた。アマヌラは王位を回復せんとして戦争を開始し英國政府はアフガニスタンの國境に軍隊を集中した。依つて二月三日モスコ政府はモスコ駐在アフガニスタン公使に書を送つて「英阿の國境を根本的に變更せんことを目途する英印軍隊の動員に對して注意を怠るなき」ことを警告した。斯くて英國共產黨の聲明書の如くんば英露交戦の危機迫れるもの如く、前に印度に就いて述べた共產黨員逮捕の如きは、此の來るべき戦争反對の活動を未然に防がんとする目的の下に英國官憲により遂行されたことも云ふことが出来やう。

(4) 南阿弗利加に於ける共產主義宣傳の事例
「共產インタナショナル」第六回大會が植民地及び半殖民地に於ける革命運動テーゼを起草するに當つて特に重點を置いたのはニグロ問題である。此の大會のテ

ーゼに基き一九二八年末頃「共產インタナショナル」政治書記局は南阿弗利加の共產運動に對して指令を與へ、英帝國主義に對抗してニグロ民族の獨立國を作り、更に之れを發展せしめて労働者農民のソウエト政府樹立のため闘争すべきを命じた。

(5) エジプトに於ける共產主義宣傳の事例
エジプトに於ける共產黨は一九二三年迄合法政黨としてエジプト獨立を目的とする國民運動と相呼應して活動したが、同年解散後は専ら潜行的に非合法的活動を以て至つた。政府の之れに對する取締宜しきを得て活潑なる行動を採ることは出来ない様である。殊に極端なる保守主義者たる現内閣首相モハメッド・パシヤ・マーマッドは、一九二九年四月アレキサンドリヤに在るソウエトロシヤ經營の棉花輸入商會（エジプト産の棉花をロシヤに送らんとする目的の下に數年前設立されたものである）の役員たるアレキシス・バシリエフ、ユーゴウ、ルドルフが専らエジプト共產黨を指導し、棉花の購買を外に共產主義の宣傳に努めてゐたこと明きなり、之れが退去を要求して以來、ロシヤの共產主義宣傳は一大打撃をうけた。

(6) 支那に於ける共產主義宣傳の事例
一九二六年から一九二七年までの支那國民革命運動

が揚子江流域に於ける英國の勢力範圍及び居留地等を脅したの、背後にロシヤ殊にボローヂン一派の宣傳と陰謀の存在したることは已に公然の事實であるから、以下ボローヂンの宣傳に關して起つた英露の交渉を簡単に述ぶるに止めやう。

ボローヂンが支那に在りて排英宣傳を行ふや、英國政府は之れを以て一九二一年三月締結した通商條約中の宣傳禁止條項に反するものなりとしてロシヤを非難したから、一九二七年二月一日には駐英ロシヤ代理大使ローゼンゴルツは本國政府に書を送つて、ボローヂンのソウエトの外交代表に非ざる事及びソウエト政府の命を受けて事務に従事したものに非ざる事を一般に公表せられん事を求むるに共に、ボローヂンが最近モスコに來て政府から或種の命令を受けたこと一般に知れ渡つた事實に就いては之れを相反する發表をなす事の必要な事を力説した。又ローゼンゴルツは二月三日聲明書を發表してボローヂンはモスコ政府と何等關係なき事、従つて彼の行動に關して何等責任なき事を明にした。同二月十一日には保守黨外相エー・チエムバーレンはモスコ駐在英國代理大使ロバート・ホツヂソンをして公式にロシヤに抗議を申込んだから、外務人民委員次席リトビノフは、ボローヂンなるも

の、人物に關しては彼が共產主義者である事及び嘗て孫逸仙の友人であつたこと以外には殆んき知る所はない。従つて彼を目してロシア政府代表とするが如きは何等の根柢がない事であり、又政府に於て彼の行動に對して如何なる責任をも負ふことは出来ない。回答した。之れに對して保守黨政府はリトビノフの回答する所と全く反對せる事實の存する事の確證があること一九二六年十一月十二日付の外務人民委員から北平駐在ソウエト使節に宛た文書を發表した。其れに依れば「當部に於て次の如く決定を見たるに依り左様心得られたい。

(a) 北平駐在ソウエト公使の任命を見る迄は同志ボローヂンは直接モスコより指揮命令を受くべきこと。

(b) 極東局は支那國民黨の一般政策に關する問題並に軍事上及び政治上の任務に關する問題に就て決定をなすに當つては、同志ボローヂンの同意を得べきものなる事。而して萬一意見合はないときはモスコに照會すべき事。ボローヂン及び極東局は上記の如き問題に關する一切の決定並に事情を常に北平駐在モスコ使節に報告すべき事

(c) 同志ボローヂンを廣東駐在の公式ソウエト

援助せしむるに力あるもの信ぜられる。

(c) 先頃起つた英國水雷艦支那人との紛争事件を利用すれば、有利に運動を展開し得べし信ぜらるゝが故に、この事件に關する詳細なる報告をなされたい。

又四月十三日には同じくモスコに宛て

「英國政府に於て我が大使館を襲撃捜査し得べきや否やは目下の所多大の疑の存する所であるが、念のため當分モスコロンドン間の相互通信は郵便によらない様にしたきものである。貴下の返答を望む」云ある。斯くの如く駐英代理大使はロンドンに在つてボローヂンの排英運動に相策應しつゝ、あるの事實が明になつたから、前述した様に、英國政府は五月十二日アルコス商館に侵入し、共產主義宣傳の事實をつきとむるにも、共產主義宣傳に關して露國商務官と外交使節との間に何等區別を付することは出来ない。等しく宣傳陰謀に協力したもので之れ明に條約違反であるとして、五月二十六日外交關係の斷絶を宣するにも、ローゼンゴルツの退去命令、露國駐在英國代理大使ロートホツヂソンに歸還命令を傳へた。

アルコス事件に相應じて北平に於いては露國公使館の侵入事件があり其れ以後の發展は已に明な所である。

使節に任命するの案は、目下の所策の得たるものに非ずと思惟される。彼には依然廣東治下の諸州に於ける任務を掌らしめ、廣東政府に對する公式代表は別に任命せらるべきものなること。

以上の如く支那排英運動に於けるボローヂンの活動明白なることもロンドン駐在露國代理大使ローゼンゴルツの策動も明白になつた。即ち一九二七年四月一日代理大使からモスコ外務人民委員宛の電報によれば、目下伯林に滞在する全露労働組合中央評議會長トムスキーに次の如き電報を送つたこと其の寫しに曰く「當地に於て支那に於ける英國の暴行に抗争するに當つて、唯一の障害となるものは廣汎なる労働關係者を迷はしむるが如き恐るべき報道の存することである。従つて次の如き方策を採用するの必要あり信ぜられる。

(a) 南京事件に關する國民政府の公式報告書を電報で知らせられたこと、就中三月三十日外相チエムバーレンが議會に於いてなした南京事件の報告を打消すが如き報告が必要だと思惟される。

(b) 支那労働組合に對する英國政府のなしたる迫害の事實を強調するために多くの實例を報告されたい。之れは英國労働組合をして支那労働運動を

第四 宣傳問題に對する各派の態度

イ 保守黨の態度

保守黨は露國革命以來露國のする共產主義宣傳に對しては、其の宣傳の英本國に行はるゝ、英帝國內に於て行はるゝ、を問はず、等しく積極的な態度を維持して變らないものである。

一九二二年十月に至る迄のロイドジョージ聯立内閣が、或程度迄ロシアの要求を認むること(例へば休戦直後のゼノア會議ヘーグ會議におけるが如き)によつてフランスを制御せんとする親露反佛の外交策——從つて當時已に盛であつた英帝國に於ける共產主義宣傳に對しても之れを條約違反なりとして抗議することが無かつた方針に對して多大の不滿を有したが、一九二二年十月二十三日聯立内閣解體して保守黨單獨にて内閣を組織するに至るや、共產主義宣傳問題に對して積極的態度を探るに至つた。

即ち當時アフガニスタンの首府カブールに在つた露國公使ラスコルニコフの印度アフガニスタンに於ける共產主義宣傳排英運動猛烈にして、之れに相呼應して英帝國に密接なる關係あるベルシャ駐在露國使節も亦排英宣傳を初むるや、親佛政策を採り露獨を統御せん

する外相カーゾンの外交策は、ロシアに於ける英人宣教師殺戮問題、北海に於ける漁業権問題と相關聯して、一九二三年五月二十九日には最後通牒的性質を帯ぶる覺書を露國に手交する事により具體的に現はるゝに至つた。該覺書の條項中には共產主義を宣傳し排英運動を行ふカプーブル及びテヘラン、ベルシヤに於ける露國使節を即時召還すべき事、ロイドジョージが締結した通商條約中の宣傳禁止條項を訂正し、その適用を更に擴張すべき必要あることを含んだ。ソウエート政府は前者に就いてはソウエート使節は英國に對しては *sonal non Gratie* なるを理由として之を拒絶し、後者に就いては前記通商條約中に將來一般條約後マクドナルドの締結したるものを締結すべき事を豫定し在るが故に、その條約締結の際に譲らんことを回答し、更に曰く「露國政府は貴國政府が引用せらるゝ文句なるものは、貴國政府が接受せらるゝ多くの暗號電報よりの抜萃をこねあげて虚偽を交へ、更に之れに勝手なる文句を付加せられたるもの、寄せ集めにすぎないものであることを茲に聲明するの必要あるものと思惟する。他面又露國政府は貴國政府の代理者が、コーカサスに於て又特に中央アジアに存する露國領土に隣接する地方に於て積極的の活動を採られ、偽に露國政府に多

大の損害を加へられた事に關する莫大なる報告書、其他の文書を有する事を貴國政府に特に報告するの光榮を有す」云々、皮肉且挑戰的態度を示した。斯くて英露の關係は益々惡化し、外相カーゾンは一般條約を締結せんとする駐英代理大使との面會を拒絶するに至つた。斯くカーゾンのロシアに對する攻勢的外交策は、何等宣傳問題に關しては成果を收めない中に、一九二三年末の總選舉に敗れ、越えて一九二四年一月二十二日勞働黨内閣の出現を見た。勞働黨内閣の對露親善政策に對して保守黨は從來の如き積極的の立場より反對を續け來たが、其の具體的表現をキヤムベル事件に見ることが出来る、キヤムベル事件は英國共產黨の中心人物であるキヤムベルが、其の機關紙に「射つ勿れ」なる宣傳文を軍隊に對し發表したかぎに依り一旦起訴されて後、勞働黨内の左翼分子の運動により不起訴處分に付せられた事件である。保守黨は此の事件を以て英國勞働黨がソウエートロシアの手先となつて英國に於ける共產主義宣傳に味方するものなりと盛に攻撃した。自由黨も亦之れに應じた、め勞働黨内閣は遂に議會に於て敗れ解散を見るに至つた。次で總選舉中前述したジノビエフ書翰事

件が起り、保守黨の勞働黨を目して共產主義宣傳の手先なりとみなす意圖は英國の輿論となつて勞働黨は完全に選舉に破るゝに至つた。

よれば、此の宣傳制度より貴國政府の嚴肅なる誓約に矛盾するものである」云々述べた。一九二五年に入るや共產黨の活動漸次侮る可からざるものがあつた。一九二四年十月八日からブライトンに開催せられた保守黨第五十三次大會に於て、保守黨は已に言論思想の自由に藉口して國家の公安を維持するに必要なる憲法上の權力に對する叛逆を企て、以て國家の治安を危殆ならしむる共產黨の行動は徹底的に取締るの必要ありと決議し、且叛逆罪に關する法令の改正を自黨政府に要望したが、保守黨政府は此の決議の如く一九二五年十月十四日突如活動を開始して共產黨の幹部十二名を逮捕し、叛逆罪に依り起訴した。

斯くて立つたポールドウィン内閣の今日に至る迄の共產主義宣傳問題に對する態度は何等異なる所なく、積極的挑戰的である。即ち外相チャムパーレンは前首相兼外相ラムゼーマクドナルドが、露國と締結したる條約の批准不能の通牒を發するに、同日付を以てジノビエフ書翰事件に付いても駐英露代理大使に對して、同大使の回答に對する反駁書を手交してジノビエフ書翰の眞書なることを力説するに共に、「貴下が若し余の前任者(ラムゼーマクドナルド)から貴下に向つて試みた申立を、單なるジノビエフ氏の書翰のみを取扱つたものと思像さるゝならば、貴下は此の申立の性質を全然誤解せられたものとなり謂はねばならぬ。陛下の政府が非難する所の活動なるものは特定の一書翰に限られたものに非ずして、革命的宣傳全體にわたるものである。右の書翰は只その一例とするに過ぎない。……ジノビエフ氏の宣言なるものは世界中に流布せられて居る。而して氏の宣言を自體に於て「共產インターナショナル」がソウエート政府の承認を得て、絶えず宣傳に耽れる十分の證據で陛下の政府の所見に

而して此の共產黨一味は檢事の起訴理由に述べらるが如く「共產インターナショナル」の指揮の下に資金の供給を受け、英國に革命を斷行せんとする陰謀あることを明白となり、有罪の宣告を與へられた。共產黨逮捕事件と相前後して、十二月トルコ政府はソウエート政府と不侵入條約を締結し、越えて一九二六年三月には獨露の不侵入條約が締結せられた。此の二條約こそ保守黨年來の對露政策の根本たる露國を孤立せしむるに一大打撃を與へたものである。此のため英露の關係益々緊張しその赴く所一九二七年五月の

アルコス事件となり、外交断絶に展開せるもので、而して其の展開を急速度を以て促進せしめたものは、已に述べたる一九二六年五月に起れる英國ゼネラルストライキに對する『共產インターナショナル』の積極的援助、當時旺盛を極めた支那國民革命に對する『共產インターナショナル』の援助に之れに起因して起つた支那に於ける排英宣傳であつた。

一九二七年五月國交断絶後の保守黨の態度は何等變更さるゝ所なく、宣傳を中止するの具體的確定なくんば國交を再開する能はずの一點張りを以て進みつゝ、今日に及んだ。

ロ 労働黨の態度

一九一七年の革命後歐洲列國がソウエートロシアの永續性に付き懷疑の眼を向けつゝ、ある裡に、徐々としてその發展を續けてロシアを無視しては、最早や歐洲の安定は翹望すべからざるに至つたことを看取し、從來の如きソウエートロシアを孤立させ、政策を棄て積極的に之れを承認し通商を開始すべしとすが労働黨の對露政策である。

一九二三年労働黨首領ラムゼーマクドナルドは『労働黨の外交政策』なる小著に於て、宣傳問題に關し大要次の如き意見を發表した。『ソウエート政府がボルセビ

はロシアを承認して國際交渉を開始することに依つて外交問題の解決を容易ならしめんことを、もに、他面ロシアのなす宣傳陰謀は其の主宰する第二『インターナショナル』により將又相互條約により對抗せんことをものにしてい、保守黨の如く宣傳陰謀に對抗するにひたすら外交關係の断絶を以て——従つて挑戰的態度を以て——せんことを趣を異にせるものあるを知るべきが出来やう。

斯くの如き労働黨の態度は一九二四年労働黨内閣時代の對露政策についても窺ふべきを得べく、労働黨は組閣後直ちにロシアを承認することに依り外交關係を復活するに共に宣傳に關する取極めをなし、英帝國に對する宣傳を嚴に取締つたジノビエフ書翰事件の際にも、マクドナルドはロシアの行ふ所は條約に違反するものなることを抗議したが決して外交關係の断絶を仄めかしたことはない。

一九二七年保守黨内閣が行つたアルコス商館侵入、英露關係の断絶に關して同年十月ブラツクプールに開かれた第二十七回労働黨年次大會は、本大會は『保守黨政府が行つたアルコス商館侵入外交關係の断絶、通商條約の破棄を以て甚だしく不當にして且無益であつた事を宣言するに共に、斯くの如き對露政策は英國商業

ズムの原理に基く世界革命の到來を信じ、外國に對し資金を送り、或は外國駐在員が其の特權を利用して革命の宣傳に全力を注ぎ、或は又大使館内に宣傳部を設置しつゝ、あることは事實である。現に余は露國大使館の印ある我政府攻撃の文書を多數手に入れた。然れども斯くの如き革命宣傳に對抗する對露ボイコットを以てするは最も當を得ないものなりと謂ねばならぬ。ロシアを無視しては今や歐洲の社會は決して安定が出来ないからである。余は一九一九年から一九二二年に至る迄第二インターナショナルのボルセビズムに對する闘争が確固たる進展をなした點より見て、この第二インターナショナルこそボルセビズム宣傳對抗の衝に當り得べき組織であるに信する。これに依つて世界にはびこる毒草を完全に枯渴せしめ得べきものなりと信する。然れども上述せるボルセビズム宣傳對抗策は英帝國をしてソウエート外交使節の行ふ無智蒙昧極まる宣傳のトリックに耐へ忍ぶ事を強要するものではない。英帝國に駐在する外交使節は外交官の凡有特權を享受する權利を有するに同時に外交官の負ふべき義務に對しても従順でなくてはならぬ。従て外交官の特權を利用して行ふ宣傳陰謀は嚴に取締らねばならぬ』とした。即ちマクドナルドの宣傳問題に關する意見は一方に、

を自殺せしめ國際關係に新なる波瀾を巻き起し更に又ソウエートロシアをして挑戰氣分を濃厚ならしめ、ソウエートのスパイの活動を盛ならしめ、爲に重大なる結果を引起すものなることを、指摘する』とした。

一九二八年十月バーミンガムに開かれたる第二十八回労働黨年次大會に於て労働黨の綱領として新に發表された『労働及び國民』にも『労働黨が政府を樹立せばロシア政府が他國の内政問題に對して行ふ干渉に反對するに、もに、他面ロシアの外交通商關係を再建するために凡有手段を講じて、條約其の他の方法により懸案の問題を解決し、ロシアの通商の復活を促進するために全力を集中するものなることを、に發表する』とした。失業問題の解決を其の最大使命の一とす労働黨が、失業増加の原因たる産業不振を助長し、千五百萬磅の巨額に達する對露輸出の減少を來した國交断絶を常に攻撃し、國交回復を絶叫するのは蓋し當然の歸結であるに謂ねばならない。

最後にマクドナルドの所謂ロシアの宣傳に對抗するものに『第二インターナショナル』を以てすべしなす事に關し一九二八年八月ブラツセルに開かれた『第二インターナショナル』の『世界労働者に與ふるマニフェスト』中の一節を引用しやう。(英國労働黨幹部ヘンダー

ソンが議長である)

『本インターナショナル』は此の不當にして危険なる政治的反動(プロレタリア獨裁を指す)はボルセビズムの戰略に依つて裏付けられたものなる事を全世界労働者に對して宣言する。ボルセビズムの戰略の實行する所、其處に労働者は二大陣營に分裂し、従つて此の爲にブルジョア政黨及び政府の力を増大せしめ、其の存続を長からしめたる事を注意せねばならない。

共産インターナショナルの大會(第六回大會を指す)の宣言する所を見るに、彼等は帝國主義戰爭の必然性を強調し以て暴力革命に口火を與ふる該戰爭の再開に彼等の一切の希望を置いた。『本インターナショナル』は上記の如き労働者の意向を希望を新なる戰爭に向けんとする狂人じみた言動を極力否定するに、全世界の労働者は流血の慘事を再び繰返さざる様、何等躊躇する所なく團結すべきものなることを宣言する。

『本インターナショナル』はソウエート聯邦労働大衆の資本主義並に白色恐怖に對する闘争の偉大を認むるに吝ならず、雖も、他面革命を去る已に十一年に垂んずるに、ソウエート經濟は何等安定を見るに、打續く危機に見舞はれつゝある状態である。之れ正しく少數テロリストに依る獨裁制度が國家生産力の發展を

阻害し、ロシア労働大衆をして彼等自らの利益を擁護するを不可能ならしめ、民族を壓迫してソウエート支配の下に置くことを示せるに外ならぬ。

『本インターナショナル』は以上の事を全世界の労働者階級に訴ふるに當つて、ソウエート聯邦労働者が世界労働政策の實現のために「本インターナショナル」に加盟せられん事を特にソウエート聯邦労働者に訴ふるものである。但しこの世界労働政策は新なる戰爭の希望に其の根柢を有するものに非ずして——何んなれば斯くの如きは結局少數獨裁者の出現に終るが故に——デモクラシーを擁護し以て労働者階級解放の手段ならしめんことを必要に基礎を有せねばならぬ。』とした。

ハ 自由黨の態度

一九二二年十月に至る迄のロイドジョージ軍事聯立内閣の對露政策は、或人の云ふが如く「赤衛軍強大なりと聞けば親露政策に傾き、衰微せりとの風評あるや反露政策に心ひかれ」て何等一定する所がなかつた様である。従つて宣傳の問題に關しても一貫したる方針を求むる事は出来ない。然れども一九二二年後今日に至る迄の自由黨の宣傳問題に對する態度は全く定つた。概して云へば所謂戰債問題に關して労働黨と全く相反して保守黨と其の意見を同じくする自由黨は、宣傳問

題に關しては労働黨と略其の態度一致せり云ふことが出来る。従つて一九二七年保守黨内閣のなした宣傳問題に因つて外交關係を斷絶した様な方針は、自由黨の極力否定する所である。アルコス事件並に外交關係斷絶に關して『保守黨は共産主義宣傳を容易ならしめざる様慎重なる態度を採らねばならぬにも不拘、却つて之れを激成せしむるの可能性を與へた』となし、宣傳禁止を保證すべき何物もなき現狀を詳し、又『英國警察行政の首長へアルコス侵入を命じた内相ジョインソン・ヒックスを指す』は外交政策の指導者となつた』とてアルコス侵入を難じ、國交斷絶を以て『事情の要求する所よりも苛酷なる手段である』とした。ロイジョージの議會質問或は自由黨の集會に於ける演説の如きは自由黨の態度を示すもの云ふ事が出来る。更に一九二九年三月一日ロイドジョージが自由黨の集會に於て自由黨の失業問題解決策を發表した際にも、英露問題に言及し英露斷交が英國産業の不振に從つて失業問題に影響したる事を指摘して其の愚を責め『我等は我等のパン及びバターを喧嘩せるが如し』と述べた。

ニ 英國共産黨の態度

『共産インターナショナル英國支部』たる英國共産黨が露國の宣傳を以て其の當然の任務と認むるは謂はず

して明である。労働黨労働組合或は又資本主義的諸政黨より英國共産黨に對して投げらる、『モスコより』の命令『英國共産黨はモスコより電報を受取りし時のみ活動す』となく嘲笑的言辭に對して、英國共産黨は『共産インターナショナル』大會同中央執員會總會等の報告書を發表するに當つて概して其の序文等に如何にしてモスコよりの命令が形成さる、か、各國代表者が如何に慎重熱心に討議するか、又斯くの如き會合に於て各國革命運動の苦き經驗を報告し合ふ事によりて、英國の革命が如何に遂行さる、かを知悉するを得ることを述べて、所謂モスコよりの命令を公然と受領するものなる事を明にした。

ホ 英國労働組合の態度

英國労働組合は労働黨の主要構成分子にしてその宣傳問題に關する態度も労働黨と異らない。一九二七年九月エヂンバラに開かれた第五十九回労働組合會議は保守黨の採つた對露關係の斷絶を論じて『本會議は英國政府のなした對露外交關係の斷絶及び通商條約の破棄を以て何等正當の理由なきものなるに、かくの如きは國際議禮に反し又英露の特別の協定に違反するものなることを遺憾の念を以て宣言する』『斯くの如き行爲は失業數を増加せしめ、國際通商を阻害し世

界平和を脅かすものなり信ずる』と決議した。

斯く英國労働組合は英露外交關係の復活を必要ならざるに共に、宣傳問題に關しては嚴に労働黨と同一の立場を採つて變らざるものがある。即ち上述の第十九回年次大會に於いて從來の如く英露委員會を繼續し、以て全露労働組合評議會と密接なる連絡を保つ事は、次の如き理由により必要ならざるより、寧ろ有害である。従つて兩國労働組合關係を斷絶せしむべしとの案は二百五十五萬票對六十三萬票にて可決せられた。

即ち労働組合會議書記長シトラインの提案理由説明によれば『労働組合運動に於て英露の完全なる了解點を發見するに、進んで露國労働組合を『アムステルダムインターナショナル』に加入せしめんとし、過去二年にわたり努力したにも不拘、遂にその不可能なることを發見するに至つた蓋し。其れは兩國労働組合の相違に基くものに外ならぬ。斯くの如き相違は最初左程根深きものに非ずと信ぜられた爲め、兩國の了解に依つて取り除き得べしと思はれたに不拘年を経るにつれその相違は本質的なる事が明となつた。然らば相違點は何か、第一にはロシア革命運動の本質より來るものである。即ちロシア労働組合の經驗は他の諸國のそれと根本的に相違あるもので即ち前者に

點である』。

斯くの如き理由により英國労働組合は絶對的多数の賛成を得て、兩國労働組合關係の斷絶を宣言するに至つた。

一九二八年スワンシーに於ける第六十四年次大會に於ても此の態度は變る事はない。例へば労働組合中の左翼分子から全世界の資本主義に對抗するためには全世界の労働組合を一丸とす必要がある。依つて英國労働組合は『アムステルダムインターナショナル』をして『赤色インターナショナル』を招き共同して此の方針を議する様に提議せしむべしとの提案あるや労働組合總評議會幹事トーマスは前年の會議にロシア労働組合との絶縁を宣してより茲に一年に及ぶも、未だ英國労働組合内部に於けるロシアの擾亂陰謀宣傳の跡を斷たない。従つてロシアにして我組合運動に對する干渉を放棄するに非ずんば、斯くの如き提案に應ずる事能はずしなし彼の意見は絶對多数を以て可決せられた。

〜英國資本家の態度

保守黨首相ボールドウィンは一九二七年五月二十六日議會に於て英露國交斷絶を聲明するに『陛下の政府は斯くの如き手段(斷交を指す)を採るものなり』と云へ、合理的に英露の通商を營まんとする者に

在りては労働階級の革命的闘争に依つて成立したに不拘、後者に在りては議會主義の發展に來つたものである。之れにともなひにロシア労働組合は世界革命の理論をこり、而も此の理論を他國労働組合に採用せしむるに非ざればロシア革命は脅威を受くに信ずるが故に、彼等の理論を他國に強要して止まぬ。斯くの如きは英國労働組合の本質と全く相反するもので、英國労働組合は各構成團體の自治的組織を以て本質とする。

第二の見解の相違は二年前に設立した英露委員會の職能に關するもので、英國労働組合は之れを以てロシア労働組合を『アムステルダムインターナショナル』に加入せしめんとすの仲介機關なりとするに不拘、ロシア労働組合は之れを以て『赤色インターナショナル』の一細胞となし『アムステルダムインターナショナル』に對抗するの機關なりとなし、共產主義的色彩の濃きに英國炭坑夫組合聯合會に對しては、英露炭坑委員會の設立を慫慂し盛んなる宣傳を行つて居た。斯くの如きは英國労働組合の承服する能はざる所である。

英露労働組合關係を斷絶せしむる第三の理由は、『ロシア労働組合が英國労働組合に對し裏切なりと漫罵するに對して、英國労働組合の憲法が、他國労働組合に對して攻撃的態度を禁じて居る』と本質的に相違する

對して何等干渉せんとするものでも妨害せんとするものでもない云々』と云つたが、其の後の通商貿易の狀態は干渉妨害の如何に關せず國交斷絶の事實によつて著しく低下した事は已のべた通りである。依つて英國の資本家は殆んど凡て國交の回復を希望し、例へば有力なる織維工業機械製作會社長デビッドソンは一九二七年八月『ジョインソン・ヒックス(内相)は時勢の如何なるかを了解せないかの様である。内相は吾等がロシアの個人商人と貿易するが如く思へるならむも事實ではない。ロシアには私的商業は存在せないのである。吾等が從來ロシアと契約を締結したのは個人としたのでなくロシア政府自身としたのである。若し國交斷絶なくんば吾等は多大の注文をロシア政府から受けたりと疑はない』と云つたが如き、又蒸氣機關の製作者として從來殆んどロシアの注文を一手に引き受けたるエー・デー・マーシャルは『從來嘗て通商條約を締結した事がない國に國との通商を、從來通商條約の存在も而も其の後之れを否認した國に國との通商には著しい差がある』と云ひ、米國がロシアと何等通商に關する協定を有せざるにも不拘、貿易に多大の効果を收めつ、あるを例として、英露貿易の低下を國交斷絶通商條約の破棄に因るものに非ずとす政府の意見を攻撃

して、國交の回復を第一條件とせざるが如き之である。上に述べた如く有力なる實業家は等しく國交の回復を希望したが、彼等は前述の如く進んで一九二九年三月には英國の有力なる實業家を網羅するロシア視察團を組織しモスコイに向はしめた。彼等はロシア各地を視察し貿易關係の當事者を見出した結果、ロシアは約一億五千萬磅に及ぶ注文を英國に發するの用意ある事を知つたが、凡て之等は國交關係の回復通商條約の復活を條件とせるものなる事を注意せねばならない。之れを要するに英國資本家の渡露が將して或人の稱するが如く保守黨政府に對する國交回復の示威運動なりや否やは暫く置き、兎も角英國資本家に對しては益々國交回復の必要を痛感せしめたことは疑ない。但し英國資本家の國交回復の希望は宣傳問題にふる、所なく、専ら經濟上の理由に基くことに注意せねばならない。

ト ソウエートロシア政府の態度

英帝國內に於て行はる、共產主義宣傳に對して英國政府のソウエート政府になす抗議に回答するソウエート政府の態度は次の二を出づることはない。即ち一はソウエート政府「共產インターナショナル」乃至「赤色インターナショナル」の關係交渉の絶對的否認にして、他は共產主義宣傳の事實の徹底的否定である。

(1) 政府「共產インターナショナル」若くは露國共產黨との關係交渉を否認する事は政府の常套手段であつて、例へば一九二四年十月のジノビエフ書翰事件に當つても、外相マクドナルドが「共產インターナショナル」の組織と諸關係を解するものは、何人にも雖もそれがソウエート政府と密接なる連絡を有する事疑なしとせし、マクドナルドに代りて外相となつたオースチン、チェムバーレンもこの點につき特に強調抗議したのに對し、十一月二十八日駐英代理大使ラコフスキーは「英國政府が……「共產インターナショナル」の活動を問題にしてソウエート政府に一般的非難を加へたのは余の本國政府の遺憾とする所である。此等の非難に就ては余は本國政府の訓令に基き「共產インターナショナル」がソウエート聯邦より完全に政治的及び行政的に獨立し居る事につき屢々試みたる聲明を茲に繰返すものである。余の本國政府は未だ曾て「共產インターナショナル」又は其の他の如何なる労働階級の團體に對しても之れに「避難の權利」を拒んだ事もなく、又拒む事は出来ない。況んや壓迫を加ふる事をや。余の本國政府は國際的労働者團體に對する攻撃を之れ以上論議する事を無用

且無効なりと認め、次の一事を聲明すべく余に訓令した。即ち本國政府が其の約束した義務（宣傳干渉をなさざることを指す）を相互主義に基いて忠實に履行し來つたこと及び將來に於ても之れを忠實に履行すべき事である」と回答した。斯くの如きソウエート政府の態度は一九二三年當時の米國國務卿ヒューズミソウエートロシア外務人民委員チエリンとの間に「共產インターナショナル」中央執行委員長ジノビエフの米國赤化文書を中心として交換された文書中にも見得る。

又一九二七年二月共產主義者ボローヂンの支那に於ける排英宣傳に關する英國政府の抗議に際しても、政府「共產黨の無關係なること、従つてボローヂンの行為に何等關係なき旨を回答せるが如きも之れを軌を一にするものである。

次に又露國労働組合乃至「赤色インターナショナル」政府との關係に關してもソウエート政府の態度は上述せる所と同一筆法で、例へば一九二六年五月英國ゼネラルストライキの際ロシア労働組合が争議應援資金を送らんとして英國政府の抗議に會ふや、ロシア政府はロシア労働組合はソウエート法律により斯くの如き權利を認められたるもので、ソウエート政府は之れを

阻止するの權力はない。従つて何等責任を負ふこと能はずとみなしたが如きである。

(2) ソウエート政府の採る第二の態度は共產主義宣傳事實の徹底的否定である。例へばジノビエフ書翰事件にあつてもラコフスキーの回答を見るに英國政府の抗議は「ソウエート政府に對して絶對に事實無根の誣告を加へられたるものにして余の大に遺憾とする所である」とせし、又ジノビエフ書翰の形式につきても「共產インターナショナル」にせず「第三インターナショナル」に書き、又ジノビエフを以て「執行委員長」に書かずして「執行委員總務部總裁」としたるが如き「共產インターナショナル」の憲法に精通せざるもの偽造せるものなること明なりとし、又その内容に就いても「共產黨の見地よりすれば、そは全然愚妄と不條理の組成物である」として凡有方面より之れを否定した。

一九二五年十月英國共產黨檢舉事件に就いてもソウエート機關紙は「英國共產黨モスコイとの間に財政的援助關係あるの點に就いては、警察當局並に裁判所の凡有努力の結果遂に之れが認定に失敗した」とし、一九二八年十二月英國外相の議會答辨を批評して、リトビノフは「吾等は他國の内政に干渉せざる事を聲明す

るに止らず之れを實行に移した。現に獨伊其他我國
と關係を結んだ諸國に於いて内政干渉に關し、何の問
題も起らぬではないか。我國の干渉云ひ宣傳なりこ
駭ぐ人々は事實にも非ざる事を以て我國を誣ふるも
なるか、さなくば我國に對する敵意ある行動を理由付
けんとする人々であらう』とした。一九二九年三月印度
共產主義者逮捕事件に關しても、警察當局の家宅捜査
ミ之れに伴ふ科學的研究にも不拘、ロシヤとの關係を
立證する事が出来なかつた等の如き、等しくロシヤ政
府の態度を物語るものである。

第五 英露關係の將來

宣傳問題を中心として外交關係の決裂してから今日
に至る迄二年の間英國保守黨政府は、ロシヤの宣傳事
實が今も尙存する。従つてロシヤに於て之れを中止す
るの事實なくば外交關係を復活す能はずみなす態度
を變ぜない。他方ロシヤ政府は依然宣傳を中止するこ
となく而も外交上は宣傳の事實を頭より否定して、保
守黨の言を以て露國に對する挑戰的態度を理由付けん
とする單なる口實に過ぎずみなして譲らない。

英國に在りては英露關係の斷絶後對露貿易は最初に
述べたる如く激減し、ために英國産業の不振を招き從

本家團モスコの訪問の際モスコ國立銀行總裁のく
りかへし切言した所である。又露國農業其の他に要す
る機械類等にして、英國よりの輸入に俟つべきものも
亦動かない。若し外交關係復活すれば露國は直に英國
に對し各種の注文をなすべく其の額一億五千萬磅に達
すべしと謂ふ。

他面世界革命宣傳上より見るも、外交關係の存在は
宣傳通信等にも便宜を與へ、兩國プロレタリアの關係
も密接となり宣傳容易なるべき事明である。

つて失業者を増加して百十萬を下ることはない。労働
黨自由黨の保守黨攻撃の一半はこの點に向けられつ、
あるもので、宣傳問題を理由とする外交關係の破棄は
手段を誤つたるもの、換言すれば必要以上の苛酷なる
手段をこつたものとし、而もその目的とする宣傳の禁
止を實現し得なかつたこと非難する所である。

又外交關係斷絶により兩國の關係尖鋭化し却つて潜
行的宣傳を敢行し、英國が之れに抗議せんとするも條
約破棄に依る外交關係不存在の結果、宣傳禁止に對す
る條約上の保障を缺き何等其の効なきの事實がある。

次に最近に於ける露獨の接近は英國外交に對する一
大脅威にして、而も之れは英露の斷交に其の原因の一
斑を求めねばならぬのである。

斯くの如く英國にまつては一面對露關係復活の必要
あることにも、ロシヤにまつても復活は切實なる要求
である。

即ち經濟上より見るも、最近ロシヤ政府の發表した
五ヶ年繼續産業發展策に依れば、多大の資金を要する
ものにして、而も此の資金は外債に依らねばならない。
外債を英國に於て募るに當りては英國政府の保證が絶
對に必要である。其の爲めには先づ英露關係の復活を
前提條件とする。以上の點は一九二九年三月末英國資

保守黨政府はロシヤに於て宣傳を中止して國交再開
の要求をなせば、直ちに之れに應ずるの意思ありとし、
(チエムバーレン)の議會演説ロシヤ政府亦英國政府先
づ再開の交渉をなすべしとして居る。労働黨は之れを
目して『兩國交渉の再開に横はる唯一の障害は體面を
重ずる點である』とした。

兎も角上に述べたる如く經濟上外交上交渉再開の切
實なる要求を前にして今後如何に發展するやは興味あ
る問題である。(T.S.S.)

北平反日會改名

支那全國反日會は改名せられて中華民國全國民衆除不平條約促進會と稱するに至つたが、尙該會は全國各地の反
日會に對し之れに順應して改名することを促したる爲め、爾來各地に於いて改名が實行せられ居る。北平反日會も同
様右の命令を接受して以來種々協議中であつたが會内に種々の内訌等を生じ容易に決しなかつたが、七月十五日北平
反日會第四次代表大會を開催したる結果、尙多少の紛糾を見たが、兎に角、北平特別市國民衆除不平條約促進會と
稱すること、及び其の籌備委員九人を選定すること、並びに近く該會第一次代表大會を開催する件等を決定した。改
名後の問題に關し又改名に伴ふ詳細の問題は、來るべき大會に於いて決定せらるべき筈である。

研究資料

中國國民政府行政院各部組織法

第一 內政部組織法

第一條 內政部ハ全國內務行政ノ事務ヲ管理ス

第二條 內政部ハ各地方最高級行政長官カ執行スル主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス

第三條 內政部ハ即チ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反又ハ權限ヲ逾越セルモノ有リト認メタルトキハ行政院々長ニ請フテ之ヲ國務會議ニ提出シ議決ノ後停止或ハ之ヲ撤消スル事務ヲ主管ス

第四條 內政部ニハ左列ノ各司ヲ設ク

- 一 總務司
- 二 統計司
- 三 民政司
- 四 土地司
- 五 警政司

六 禮俗司

第五條 內政部ハ必要ニ應シテ各種專門委員會ヲ設クルヲ得

第六條 內政部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他機關ヲ増置裁併スルコトヲ得

第七條 總務司ハ左列ノ事務ヲ掌ル

- 一 文件ノ撰制收發保存ニ關スル事項
- 二 職員進退ノ記録ニ關スル事項
- 三 本部ノ會計ニ關スル事項
- 四 本部ノ庶務ニ關スル事項
- 五 印信管理ニ關スル事項
- 六 其他各司ニ屬セサル事項

第八條 統計司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 人口統計ニ關スル事項
- 二 土地統計ニ關スル事項
- 三 宗教慈善團體及ヒ其他社會團體ノ統計ニ關スル事項
- 四 統計報告及ヒ材料ノ蒐集編製ニ關スル事項
- 五 人員訓練ノ統計ニ關スル事項

- 六 公報及ヒ例規ノ編輯ニ關スル事項
- 七 其他統計ニ關スル事項

第九條 民政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 地方行政及ヒ經費ニ關スル事項
- 二 地方行政及ヒ區劃ニ關スル事項
- 三 地方官吏ノ獎懲ニ關スル事項
- 四 選舉ニ關スル事項
- 五 地方自治ニ關スル事項
- 六 懲兵及ヒ徵發ニ關スル事項
- 七 罹災貧民救濟及ヒ其他慈善ニ關スル事項
- 八 國籍ニ關スル事項
- 九 移民ニ關スル事項

第十條 土地司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 土地ノ測量調査登記ニ關スル事項
- 二 土地收用ニ關スル事項
- 三 地權ノ制限及ヒ分配ニ關スル事項

- 四 水利ノ調査測量及ヒ水源溝ノ保護修理洗浚ニ關スル事項
 - 五 水火災ノ防禦ニ關スル事項
 - 六 境界ノ整理及ヒ地圖ノ蒐集編審ニ關スル事項
- 第十一條 警政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 行政警察ニ關スル事項
- 二 外事警察ニ關スル事項
- 三 戶籍登記ニ關スル事項
- 四 民團ニ關スル事項
- 五 警察教育ニ關スル事項
- 六 出版物ニ關スル事項
- 七 社會團體ノ立案ニ關スル事項
- 八 禁烟ニ關スル事項

第十二條 禮俗司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 禮制ノ定訂ニ關スル事項
- 二 風俗改良ニ關スル事項
- 三 寺廟僧道士ノ管理及ヒ登記ニ關スル事項

- 四 教會ノ立案ニ關スル事項
- 五 名勝古蹟古物ノ保存管理ニ關スル事項
- 第十三條 内政部部長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬ノ職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十四條 内政部政務次長及ヒ常任次長ハ部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十五條 内政部ハ秘書四名乃至六名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十六條 内政部ハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律、命令ノ撰制、審査許可ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十七條 内政部ハ司長六名ヲ置キテ各司ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十八條 内政部ハ科長科員各々若干名ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ各科ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十九條 内政部々長ハ特任職、次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職、秘書科長ハ薦任職、科員ハ委任職タリ
- 第二十條 内政部ハ技監一名(簡任職)技正若干名(四名ハ簡任職他ハ薦任職)技士若干名(委任職ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ技術事務ヲ辨理セシム)
- 第二十一條 内政部ハ必要ニ應シテ顧問及ヒ専門家を招聘スルヲ得
- 第二十二條 内政部處務規程ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十三條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行スルモノトス

第二 軍政部組織法

- 第一條 軍政部ハ國民政府行政院ノ直屬ニシテ全國ノ陸海空軍ノ行政事宜ヲ總監ス
- 第二條 軍政部ニハ總務廳及ヒ左列ノ各署處ヲ設ク
 - 一 陸 軍 署
 - 二 海 軍 署
 - 三 航 空 署
 - 四 軍 需 署
 - 五 兵 工 署
 - 六 審 査 處
- 第三條 軍政部ハ部長一名ヲ置キ全體事務ヲ統理セシメ又所屬各廳署處ノ一切ノ行政事宜ヲ監督セシム軍政務部ニハ又次長二名ヲ置キ部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理セシム
- 第四條 軍政部各署處ニハ各々署處長一名ヲ置キテ各該署處ノ事務ヲ處理セシム
- 第五條 軍政部各署ニハ各々副署長一名ヲ置キテ署長ヲ輔任シ各該署ノ事務ヲ處理セシム
- 第六條 軍政部總務廳ニハ廳長一名ヲ置キテ部長次長ノ命ニ依リテ文書交際及ヒ其他各署處ノ主管ニ屬セサル事務ヲ掌ラシム
- 第七條 軍政部ハ參事若干名ヲ置キテ部長次長ノ命ニ依リテ本部主管ノ法令條規ノ起草審査及ヒ其ノ委任事務ニ關スル事項ヲ掌ラシム

第八條 軍政部ハ秘書若干人ヲ置キテ部長次長ノ命ニ依リ機密重要ノ文件ノ執行及ヒ編撰翻譯ノ事項ヲ處理セシム

第九條 本部ハ事務上ノ必要ニ因リテ各種委員會ヲ設クルコトヲ得 其ノ委員ハ軍政部長ヨリ招聘或ハ指派スルモノトス

第十條 各省區最高行政機關ノ執行カ軍政ト關聯アル事務ナル時ハ本部ハ之カ監察指導ノ權ヲ有ス

第十一條 本部ノ主管事務ノ範圍内ニ於テ各省區最高行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ越ヘタルモノ有リト認メタルトキハ事實理由ヲ舉ケ國民政府ニ提出シ之ヲ停止或ハ撤消セシムルコトヲ得

第十二條 各廳署ノ編制ハ附表ニ定メタル如シ

第十三條 服務規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本條例ニ若シ事宜ヲ盡ササル點アラハ部長ニ於テ隨時之ヲ修正シ國民政府ノ許可ヲ俟ツテ施行スヘシ

第十五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第三 外交部組織法

第一條 外交部ハ國際交渉及ヒ在外中國居留民、居留外國人、中外商業ニ關スル一切ノ事務ヲ管理ス

第二條 外交部ハ各地方最高級行政長官カ執行スル本部ノ主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス

第三條 外交部ハ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノ有リト認メタルトキハ行政院々長ニ請フテ國務會議ニ之ヲ提出シ議決ノ後停止或ハ撤消スル事務ヲ主管ス

第四條 外交部ニハ左列ノ各司ヲ置ク

- 一 總務司
- 二 國際司
- 三 亞洲司
- 四 歐米司
- 五 情報司

第五條 外交部ハ必要ニ應ジ各種委員會ヲ設クルコトヲ得其組織ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 外交部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他ノ機關ヲ増設裁併スルコトヲ得

第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 文書電報ノ收發、分配、翻譯、編製、保存ニ關スル事項
- 二 部令ノ公布ニ關スル事項
- 三 本部及ヒ所屬各機關職員ノ任免、撰考懲戒ニ關スル事項
- 四 外交官領事官ノ進退及ヒ其記錄ニ關スル事項
- 五 印信保管ニ關スル事項
- 六 對外交際ニ關スル事項
- 七 本部會計及ヒ所屬各機關ノ豫算決算ニ關スル事項

- 八 出版物ノ刊行及ヒ書報ノ編出並ニ統計ニ關スル事項
- 九 本部所管ノ官有財産物件ニ關スル事項
- 十 本部ノ庶務及ヒ其他各司ニ屬セサル事項

第八條 國際司ハ東西諸國ト之ニ關スル左列ノ事項ヲ掌理ス

- 一 通商交渉ニ關スル事項
 - 二 領事官ノ職務及ヒ區域管轄ニ關スル事項
 - 三 貿易及ヒ海外經濟ノ調査並ニ公布ニ關スル事項
 - 四 在外本國民留學生ノ保護ニ關スル事項
 - 五 國籍ニ關スル事項
 - 六 外國人ノ國境出入ニ關スル事項
 - 七 國際公約ニ關スル事項
 - 八 國際公會博覽會ニ關スル事項及ヒ其他ノ事項
- 第九條 亞洲司ハ亞細亞洲各國及ヒ「ソウエート」聯邦ノ左列ニ關スル事項ヲ掌理ス
- 一 政治交渉ニ關スル事項
 - 二 軍事外交ニ關スル事項
 - 三 在留外人ノ保護及ヒ取締ニ關スル事項

四 財政借款及ヒ鐵道ノ外交ニ關スル事項

五 條約ノ訂立及ヒ解釋ニ關スル事項

第十條 歐米司ハ歐米及ヒ「オーストラリヤ」、「比律賓各國トノ間ノ前條第一項ヨリ第五項マテニ關スル事項ヲ掌理ス

第十一條 情報司ハ左列ノ事項ヲ掌理ス

一 國內外ノ情報蒐集ニ關スル事項

二 外交策略宣傳ニ關スル事項

三 中外新聞記事翻譯ニ關スル事項

四 新聞記者ノ招待相談ニ關スル事項

五 其他情報ニ關スル事項

第十二條 外交部々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス

第十三條 外交部政務次長及ヒ常任次長ハ部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス

第十四條 外交部ハ秘書四名乃至六名ヲ置キテ部務會議外國公使トノ會見及ヒ其ノ記録並ニ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム

第十五條 外交部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律命令ノ撰制審査ヲナサシム

第十六條 外交部ニハ司長五名ヲ置キ各司ノ事務ヲ掌ラシム

- 第十七條 外交部ニハ科長科員若干名ヲ置キ長官ノ命ニ依リ各科ノ事項ヲ掌ラシム
- 第十八條 外交部々長ハ特任職、次長參事司長及ヒ書記二名ハ簡任職、秘書科長ハ薦任職、科員ハ委任職トス
- 第十九條 外交部ハ事務上ノ必要ニ因リ顧問及ヒ專問家ヲ招聘スルコトヲ得
- 第二十條 外交部處務規程ハ部令ニ依リ之ヲ定ム
- 第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第四 財政部組織法

- 第一條 財政部ハ全國ノ財務行政事務ヲ管理ス
- 第二條 財政部ハ各地方最高級行政長官之ヲ執行ス本部ノ主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 財政部ハ即チ各地方高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノアリト認めタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出シ議決後停止或ハ之カ撤消ヲナス事務ヲ主管ス
- 第四條 財政部ニハ左列ノ各署司處ヲ設ク
 - 一 關 務 署
 - 二 鹽 務 署
 - 三 總 務 司
 - 四 賦 稅 司

- 五 公 債 司
 - 六 錢 幣 司
 - 七 國 庫 司
 - 八 會 計 司
 - 九 煙 酒 稅 處
 - 十 印 花 稅 處
 - 十一 捲 烟 煤 油 稅 處
- 第五條 財政部ハ財政計畫及ヒ研究ノ必要ニ因リ各種委員會ヲ設立スルコトヲ得
 - 第六條 財政部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各署司處及ヒ其他ノ機關ヲ增置裁併スルコトヲ得
 - 第七條 關務署ハ左列ノ事項ヲ掌ル
 - 一 關稅ノ賦課及ヒ徵收ニ關スル事項
 - 二 關稅ノ管理及ヒ監督ニ關スル事項
 - 三 關稅制度ノ改革及ヒ施行ニ關スル事項
 - 四 關稅定率ノ改修ニ關スル事項
 - 五 貨物ノ輸出入禁止ニ關スル事項
 - 六 各國ノ關稅及ヒ關稅統計ノ調査ニ關スル事項

- 七 税關及ヒ各税卡（註一税關ノ極メテ小ナルモノ取調處）ノ指揮監督ニ關スル事項
 - 八 關稅法令ノ解釋ニ關スル事項
- 第八條 鹽務署ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 各省ノ鹽務處鹽運使樞運局處理ノ成績及ヒ其以下ノ各屬官ノ資格昇降調査ニ關スル事項
 - 二 鹽場ノ建設倉庫鹽製造及ヒ編練場ノ私運警戒ニ關スル事項
 - 三 各省ノ鹽ノ運入消費ニ關スル事項
 - 四 產鹽ノ改善運入消費ノ調節ニ關スル事項
 - 五 鹽務收支預算決算ノ編製及ヒ收支數目表冊ノ作成並ニ報告ニ關スル事項
 - 六 全國ノ鹽款ノ保管及ヒ各省ノ鹽稅收入ノ調査ニ關スル事項
 - 七 各省ノ鹽稅定率ニ關スル事項
 - 八 其他一切ノ鹽務行政ニ關スル事項
- 第九條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 文書電報ノ收發ニ關スル事項
 - 二 本部ノ會計出納ニ關スル事項
 - 三 本部ノ公庫ニ關スル事項
 - 四 本部ノ官有財産物件ノ管理ニ關スル事項

- 五 印信保管ニ關スル事項
 - 六 證明書ノ發行及ヒ調査ニ關スル事項
 - 七 公報ノ編輯及ヒ發行ニ關スル事項
 - 八 圖書ノ編纂保管ニ關スル事項
 - 九 本部ノ庶務及ヒ其他各署司處ニ屬セサル事項
- 第十條 賦稅司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 賦稅ノ賦課及ヒ徵收ニ關スル事項
 - 二 賦稅ノ管理及ヒ監督ニ關スル事項
 - 三 舊稅整理新稅實施ニ關スル事項
 - 四 賦稅ノ調査計算統計ニ關スル事項
 - 五 土地ノ整理ニ關スル事項
 - 六 官產沙田管理ニ關スル事項
 - 七 財政部所轄ノ稅以外一切ノ收入ニ關スル事項
 - 八 地方公共團體ノ收入ニ關スル事項
 - 九 其他賦稅ニ關スル一切ノ事項
- 第十一條 公債司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 公債ノ募集發行ニ關スル事項
 - 二 公債基金ノ整理及ヒ公債ノ元金返濟利子納付ニ關スル事項
 - 三 公債ノ登記變名及ヒ地方公債ノ調査ニ關スル事項
 - 四 公債ノ豫算決算及ヒ其他調査統計ニ關スル事項
 - 五 公債計算ノ調製及ヒ簿籍登記ニ關スル事項
 - 六 財政部證券及ヒ證券買賣取締リニ關スル事項
- 第十二條 錢幣司ハ左列ノ事務ヲ掌ル
- 一 幣制整理及ヒ新舊貨幣ノ調査銀率検査ニ關スル事項
 - 二 金屬貨幣及ヒ生金ノ出入ニ關スル事項
 - 三 銀行及ヒ造幣廠ノ監督ニ關スル事項
 - 四 紙幣發行及ヒ準備金ニ關スル事項
 - 五 國內外金融ニ關スル事項
 - 六 交易所保險會社儲蓄會及ヒ特種營業ノ金融監督ニ關スル事項
 - 七 其他幣制及ヒ銀行ニ關スル事項
- 第十三條 國庫司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 國資ノ運用出納ニ關スル事項

- 二 發款命令ノ調査計算ニ關スル事項
 - 三 國庫ノ出納計算書ノ編製ニ關スル事項
 - 四 國庫簿ノ登記ニ關スル事項
 - 五 政府ノ各種基金及ヒ儲蓄保管ニ關スル事項
 - 六 省庫ノ出納管理及ヒ其他一切ニ關スル事項
- 第十四條 會計司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 總豫算決算及ヒ支拂豫算ニ關スル事項
 - 二 特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
 - 三 歳入歳出ノ現計書編製ニ關スル事項
 - 四 豫備金ノ支出審査計算ニ關スル事項
 - 五 歳入歳出ノ統計ニ關スル事項
 - 六 金錢及ヒ物品ノ會計ニ關スル事項
 - 七 主記簿ノ登記及ヒ各種計算書ノ検査ニ關スル事項
 - 八 所屬各官署ノ會計調査及ヒ整理ニ關スル事項
 - 九 公共團體ノ歳計ニ關スル事項
 - 十 其他會計一切ニ關スル事項

第十五條 烟酒稅處ハ左列ノ事項ヲ掌ル

一 烟酒稅徵收ノ監督及ヒ成績考査ニ關スル事項

二 烟酒製造消費ノ考査ニ關スル事項

三 烟酒稅率ノ厘訂ニ關スル事項

四 烟酒稅徵收豫算決算ノ編製及ヒ收支數目表冊ノ作製並ニ報告ニ關スル事項

五 其他烟酒稅ニ關スル事項

第十六條 印花稅處ハ左列ノ事項ヲ掌ル

一 印花稅ノ監督及ヒ其ノ成績考査ニ關スル事項

二 印花稅率ノ厘訂ニ關スル事項

三 印紙ノ製作監督保管發行ニ關スル事項

四 印花統計豫算ノ編製及ヒ收支數目表冊ノ作製並ニ報告ニ關スル事項

五 印花稅款表冊ノ檢査ニ關スル事項

六 其他印花稅ニ關スル事項

第十七條 捲烟煤油稅處ハ左列ノ事項ヲ掌ル

一 捲烟煤油稅ノ徵收及ヒ其ノ成績考査ニ關スル事項

二 捲烟煤油稅率ノ厘訂

三 烟油工場ノ出品檢査ニ關スル事項

四 油商油倉庫ノ登記及ヒ其ノ營業取締ニ關スル事項

五 捲烟煤油稅ノ各種表冊審査及ヒ其ノ印紙發行ニ關スル事項

六 其他捲烟煤油稅ニ關スル事項

第十八條 財政部々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス

第十九條 財政部政務次長ハ次長ヲ常任シ部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス

第二十條 財政部ニハ秘書十名乃至十二名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ重要ナル事務ヲ掌ラシム

第二十一條 財政部ニハ參事四名乃至六名ヲ置キテ本部ノ法律命令ニ對スル撰擇審査ヲ爲サシム

第二十二條 財政部ニハ署長二名司長六名處長三名ヲ置キ各署司處ノ事務ヲ管理セシム

第二十三條 財政部ニハ科長科員技正技士各々若干名ヲ置ク

第二十四條 財政部ハ各省ニ財政特派員ヲ置キテ各該管轄區域内ノ國稅及ヒ中央財政ノ事務ヲ處理スルコトヲ得

第二十五條 財政部ハ財政専門ノ學識上ノ需要ニ因リテ顧問或ハ専門家ヲ招聘スルコトヲ得

第二十六條 財政部々長ハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長技正ハ薦任職科員技士ハ委任職タリ

第二十七條 關務署長鹽務署長ハ對外關係ニ因リテ部長ヨリ特別ニ委任シ職務執行ヲ代理セシムルコトヲ得

第二十八條 財政部職務規程ハ部令ニ依リテ之ヲ定ム

第二十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第五 交通部組織法

- 第一條 交通部ハ全國電政郵政航政ノ管理並ニ計畫及ヒ私立ノ電航事業ノ監督ヲナス
- 第二條 交通部ハ各地方最高級行政長官執行ノ本部主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 交通部ハ即チ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノ有リト認メタルトキハ行政院院長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出シ議決ノ後停止或ハ之ヲ撤消スル事務ヲ主管ス
- 第四條 交通部ニハ左列ノ各司ヲ置ク
 - 一 總務司
 - 二 電政司
 - 三 郵便司
 - 四 航政司
- 第五條 交通部ニハ郵政總局航政總局ヲ置キテ全國郵航事務ヲ處理スルコトヲ得其組織ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 交通部ニ必要時ニ應シテ各種委員會ヲ設クルコトヲ得其組織ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 交通部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他ノ機關ヲ增置裁併スルコトヲ得
- 第八條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
 - 一 部令ノ宣布ニ關スル事項
 - 二 印信保管ニ關スル事項
 - 三 文件ノ收發分配撰製保存ニ關スル事項
 - 四 本部所屬ノ各機關職員ノ任免考察及ヒ懲戒ニ關スル事項
 - 五 本部經費ノ豫算及ヒ會計ニ關スル事項
 - 六 所屬各機關ノ豫算決算計算書ノ審査編製ニ關スル事項
 - 七 本部及ヒ所屬各機關ノ收支災難義捐金ノ調査ニ關スル事項
 - 八 會計ノ改良及ヒ簿記ノ統一ニ關スル事項
 - 九 統計報告ノ編製及ヒ出版物ノ刊行ニ關スル事項
 - 十 人才教育ニ關スル事項
 - 十一 本部ノ庶務及ヒ其他各司ニ屬セサル事項

- 第九條 電政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
 - 一 電報電話無線電信等ニ關スル事項
 - 二 電報電話無線電信等ノ發展及ヒ改良ニ關スル事項
 - 三 私營電話電車及ヒ本部ト關係アル電氣營業ノ監督ニ關スル事項
 - 四 電務職ノ待遇改善ニ關スル事項
- 第十條 郵政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 全國郵政ノ監督考察ニ關スル事項
- 二 郵政儲金及ヒ爲替ノ監督ニ關スル事項
- 三 郵務職工ノ待遇改善ニ關スル事項

第十二條 航政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 航路及ヒ航行目標ノ管理並ニ其他一切ノ海政ニ關スル事項
 - 二 國營航空ノ計畫及ヒ管理並ニ私營航空ノ監督ト空中運輸ニ關スル事項
 - 三 國營航業ノ計畫及ヒ管理ニ關スル事項
 - 四 船舶飛行機ニ對スル證明書發行登記ニ關スル事項
 - 五 築港計畫及ヒ航路疏濬ニ關スル事項
 - 六 船員船舶造船ノ管理監督ニ關スル事項
 - 七 船員ノ待遇改善ニ關スル事項
- 第十二條 交通部々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十三條 交通部政務次長及ヒ常任次長ハ部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十四條 交通部ニハ秘書四名乃至八名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十五條 交通部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律命令ニ對シ撰製審査セシム
- 第十六條 交通部ニハ司長四人ヲ置キテ各司ノ事務ヲ掌ラシム

第六 鐵道部組織法

- 第一條 鐵道部ハ全國國有鐵道ノ管理並ニ建設全國鐵道系統ノ規畫及ヒ民營鐵道ノ監督ヲ掌ル
- 第二條 鐵道部ハ各地最高級行政長官カ執行スル本部ノ主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 鐵道部ハ即チ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノアリト認メタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出シ議決ノ後停止或ハ之カ撤消ヲナス事務ヲ主管ス
- 第四條 鐵道部ニハ左列ノ各司ヲ置ク

- 一 總務司
- 二 理財司
- 三 管理司
- 四 建設司

- 第五條 鐵道部ハ必要ニ應シ各種委員會ヲ設クルコトヲ得其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 鐵道部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他機關ヲ増設裁併スルコトヲ得
- 第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
- 一 文件ノ收發分配撰製保存ニ關スル事項
 - 二 部令ノ公布ニ關スル事項

- 三 印信保管ニ關スル事項
- 四 本部及ヒ所屬機關職員ノ任免考査ニ關スル事項
- 五 本部及ヒ所屬機關職員ノ懲戒ニ關スル事項
- 六 統計報告ノ編製出版物ノ刊行ニ關スル事項
- 七 本部ノ經費ノ豫算及ヒ會計ニ關スル事項
- 八 交渉譯述ニ關スル事項
- 九 本部ノ庶務及ヒ其他各司ニ屬セサル事項

第八條 理財司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 鐵道營業ノ收支豫算決算ニ關スル事項
- 二 鐵道債務ノ整理返還ニ關スル事項
- 三 鐵道建設費ニ關スル事項
- 四 鐵道金融機關ノ設置及ヒ監督ニ屬スル事項
- 五 各鐵道收支ノ調査ニ關スル事項
- 六 鐵道特別會計及ヒ統計ニ關スル事項
- 七 鐵道財産ノ處分保管ニ關スル事項
- 八 鐵道沿線地ノ買收處分ニ關スル事項

九 鐵道ノ理財ニ關スル一切ノ事項

第九條 管理司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 國有鐵道業務ノ管理發展ニ關スル事項
 - 二 鐵道運輸ノ整理及ヒ國內外ノ聯絡運輸ニ關スル事項
 - 三 鐵道車輛ノ調節ニ關スル事項
 - 四 鐵道運賃ノ規定ニ關スル事項
 - 五 鐵道管理ノ改良ニ關スル事項
 - 六 鐵道行政及ヒ技術員ノ訓練教育ニ關スル事項
 - 七 購入材料ノ検査及ヒ使用材料ノ考査ニ關スル事項
 - 八 鐵道職工ノ待遇改良保障及ヒ教育ニ關スル事項
 - 九 鐵道警備ノ訓練指揮ニ關スル事項
 - 十 商營鐵道ノ監督ニ關スル事項
 - 十一 各鐵道ノ衝生及ヒ其他行政ニ關スル事項
 - 十二 國際鐵道ニ關スル事項
 - 十三 本部ノ附屬事業管理ニ關スル事項
- 第十條 建設司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 國有鐵道系統ノ計畫敷設及ヒ完成ニ關スル事項
- 二 國有鐵道線路ノ審定測量
- 三 鐵道ノ終點及ヒ沿線附近ノ市街港埠ノ設計建設ニ關スル事項
- 四 鐵道建築ノ工事計畫及ヒ監督ニ關スル事項
- 五 各鐵道毎年度ノ需要材料ノ審査限定ニ關スル事項
- 六 鐵道ト關係アル工場ノ建設經營ニ關スル事項
- 七 私設鐵道線路計畫ノ審査許可ニ關スル事項
- 八 其他一切ノ鐵道工事建設ニ關スル事項
- 第十一條 鐵道部々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十二條 鐵道部政務次長ハ次長ヲ常任シ部長ヲ補佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十三條 鐵道部ニハ秘書四名乃至八名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十四條 鐵道部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律命令ヲ撰制審査セシム
- 第十五條 鐵道部ニハ司長四名ヲ置キテ各司ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十六條 鐵道部ニハ科長科員各若干名ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ各科ノ事務ヲ處理セシム
- 第十七條 鐵道部々長ハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長ハ薦任職科員ハ委任職タリ
- 第十八條 鐵道部ニハ技監一名(簡任職)技正若干名(其中四名ハ簡任職他ハ薦任職)技士若干名(薦任職)技佐若

- 千名(委任職)ヲ置キテ長官ノ命ニ依リテ技術事務ヲ辨理セシム
- 第十九條 鐵道部行政院會議ノ議決ヲ經テ各國ノ專門技術家ヲ招聘スルコトヲ得
- 第二十條 鐵道部處務規程ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第七 農礦部組織法

- 第一條 農礦部ハ全國農礦行政事務ヲ管理ス
- 第二條 農礦部ハ各地方最高級行政長官之ヲ執行シ本部ノ主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 農礦部ハ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノ有リト認メタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出議決ノ後停止或ハ之ヲ撤消スルノ事務ヲ主管ス
- 第四條 農礦部ニハ左列ノ各司ヲ置ク

- 一 總務司
- 二 農務司
- 三 農民司
- 四 礦業司

第五條 農礦部ニハ農事試驗場農礦銀行農民銀行地質調査所及ヒ其他附屬機關ヲ設クルコトヲ得其ノ組織章程ハ別

ニ定ム

第六條 農礦部ハ國會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他機關ヲ増設裁併スルコトヲ得

第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 文書ノ撰制收發保存ニ關スル事項
- 二 統計報告ノ編製及ヒ出版物ノ刊行ニ關スル事項
- 三 本部ノ會計ニ關スル事項
- 四 職員進退ノ記録ニ關スル事項
- 五 印信ノ保管ニ關スル事項
- 六 其他各司ニ屬セサル事項

第八條 農務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 農業漁業森林ノ保護監督及ヒ改善ニ關スル事項
- 二 農業水産蠶糸牧畜ノ保護監督及ヒ檢査ニ關スル事項
- 三 農業漁業水産各團體ノ組織及ヒ指導ニ關スル事項
- 四 荒地ノ開墾ニ關スル事項
- 五 農林漁牧墾ノ調査及ヒ統計ニ關スル事項

第九條 農民司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 農民教育ニ關スル事項
- 二 農業銀行及ヒ合作社設立計畫ニ關スル事項
- 三 農村生活ノ改良ニ關スル事項
- 四 農民ト地主間ノ紛糾調停及ヒ仲裁ニ關スル事項
- 五 農村經濟社會ノ調査及ヒ統計ニ關スル事項

第十條 礦業司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 礦業ノ監督保護及ヒ獎勵ニ關スル事項
- 二 礦業ノ登記ニ關スル事項
- 三 礦權ノ特許及ヒ撤消ニ關スル事項
- 四 礦區稅ノ制定及ヒ徵收ニ關スル事項
- 五 礦業ノ訴願及ヒ爭議ニ關スル事項
- 六 礦務警察ニ關スル事項
- 七 礦業調査ニ關スル事項
- 八 礦區ノ勘定及ヒ礦質分析ニ關スル事項
- 九 國營礦業ニ關スル事項
- 十 礦業用地ニ關スル事項

- 十一 礦業ノ監督ニ關スル事項
- 十二 礦産物ノ專賣ニ關スル事項
- 十三 地質調査ニ關スル事項
- 十四 礦工場ノ消防衛生等ニ關スル事項
- 第十一條 農礦部々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十二條 農礦部政務次長及ヒ常任次長ハ部長ヲ補佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十三條 農礦部ニハ秘書四名乃至六名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十四條 農礦部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律命令ノ撰制審査ヲ爲サシム
- 第十五條 農礦部ニハ司長四名ヲ置キテ各司ノ事務ヲ處理セシム
- 第十六條 農礦部ニハ科長科員若干名ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ各科ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十七條 農礦部々長ハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長ハ薦任職科員ハ委任職タリ
- 第十八條 農礦部ニハ技監一名(簡任職)技正若干人(四名ハ簡任職他ハ薦任職)技士若干人(委任職)ヲ置キテ長官ノ命ニ依リテ技術事務ヲ辦理セシム
- 第十九條 農務部ハ事務ノ必要ニ因リ各種委員會ヲ設クルコトヲ得
- 第二十條 農礦部ハ事務ノ必要上顧問或ハ専門家ヲ招聘スルコトヲ得
- 第二十一條 農礦部處務規定ハ部令ヲ以テ定ム

第二十二條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第八 教育部組織法

- 第一條 教育部ハ全國ノ學術及ヒ教育行政ノ事宜ヲ管理ス
- 第二條 教育部ハ各地方最高級行政長官ノ執行スル本部ノ主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 教育部ハ即チ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノアリト認メタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出議決ノ後停止或ハ之ヲ撤消スル事務ヲ主管ス
- 第四條 教育部ニハ左列ノ各司ヲ置ク
 - 一 總務司
 - 二 高等教育司
 - 三 普通教育司
 - 四 社會教育司
 - 五 編審司
- 第五條 教育部ハ必要ニ應シ各種委員會ヲ設クルコトヲ得其ノ組織ハ別ニ定ム
- 第六條 教育部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司所及ヒ其他ノ機關ヲ増設裁併スルヲ得
- 第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 統計及ヒ報告ノ編製ニ關スル事項
- 二 本部公報ノ編輯印刷發行ニ關スル事項
- 三 本部ノ會計及ヒ庶務ニ關スル事項
- 四 印信保管ニ關スル事項
- 五 文件ノ收發校正保管ニ關スル事項
- 六 直轄各機關ノ經費及ヒ其ノ會計ノ檢査ニ關スル事項
- 七 本部ノ官有物保管ニ關スル事項
- 八 其他各司ニ屬セサル事項

第八條 高等教育司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 大學教育及ヒ專門教育ニ關スル事項
- 二 國外留學ニ關スル事項
- 三 各種ノ學術機關ニ關スル事項
- 四 學位試験ニ關スル事項
- 五 其他高等教育ニ關スル事項

第九條 普通教育司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 中等教育幼稚教育ニ關スル事項

- 二 師範教育ニ關スル事項
- 三 職業教育ニ關スル事項
- 四 地方教育機關ノ設立及ヒ變更ニ關スル事項
- 五 其他普通教育ニ關スル事項

第十條 社會教育司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 民衆教育ニ關スル事項
- 二 補習教育ニ關スル事項
- 三 低能及ヒ廢殘者ノ教育ニ關スル事項
- 四 美化教育ニ關スル事項
- 五 公共體育ニ關スル事項
- 六 圖書及ヒ文獻保存ニ關スル事項
- 七 其他社會教育ニ關スル事項

第十一條 教育部ハ大學委員會ヲ設ケ大學委員會組織條件ニ依リテ全國ノ教育及ヒ學術上ノ重要事項ヲ決議ス大學委員會組織條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 編審委員會ハ圖書ノ編譯及ヒ教育所用ノ圖書樣器及ヒ其他教育用品ヲ審查ス其ノ組織ハ別ニ定ム

第十三條 教育部々長ハ本部事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス

- 第十四條 教育部政務次長及ヒ常任次長ハ部長ヲ補佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十五條 教育部ニハ秘書四名乃至六名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ處理セシム
- 第十六條 教育部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部ノ法律命令ヲ撰制審査セシム
- 第十七條 教育部ニハ司長ヲ置キテ各司ノ事務ヲ處理セシム
- 第十八條 教育部ニハ科長科員若干名ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ各科ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十九條 教育部長ハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長ハ薦任職科員ハ委任職タリ
- 第二十條 教育部處務規定ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第九 衛生部組織法

- 第一條 衛生部ハ全國衛生行政ノ事務ヲ管理ス
- 第二條 衛生部ハ各地方最高級行政長官執行ノ本部主管事務ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 衛生部ハ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ若シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セルモノアリト認めタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出議決ノ後停止或ハ之ヲ撤消スルコトヲ得
- 第四條 衛生部ニハ左列ノ各司ヲ置ク
 - 一 總務司
 - 二 醫政司
 - 三 保健司
 - 四 防疫司
 - 五 統計司

- 第五條 衛生部ニハ中央衛生委員會及ヒ中央衛生試驗所ヲ設ク中央衛生委員會中央衛生試驗ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 衛生部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司及ヒ其他機關ヲ増設裁併スルコトヲ得
- 第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル
 - 一 文件ノ收發分配撰輯保存ニ關スル事項
 - 二 部令ノ公布ニ關スル事項
 - 三 印信保管ニ關スル事項
 - 四 本部及ヒ所屬各機關職員ノ任免考查ニ關スル事項
 - 五 本部及ヒ所屬各機關職員ノ懲戒ニ關スル事項
 - 六 出版物ノ刊行ニ關スル事項
 - 七 本部ノ經費並ニ各項收入ノ豫算決算及ヒ會計ニ關スル事項
 - 八 直轄各機關ノ會計審査ニ關スル事項
 - 九 本部所管ノ官有財產官有物ニ關スル事項

十 本部ノ庶務及ヒ其他各司ニ屬セサル事項

第八條 醫政司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 醫院療養院ノ監督及ヒ管理ニ關スル事項
- 二 藥商ノ監督ニ關スル事項
- 三 醫師藥劑士產婆看護人等ノ監督ニ關スル事項
- 四 地方衛生ノ監督及ヒ協助ニ關スル事項
- 五 衛生人材ノ訓練及ヒ教育ニ關スル事項
- 六 衛生視察ニ關スル事項
- 七 衛生宣傳ニ關スル事項
- 八 各國ノ衛生狀況調査ニ關スル事項

第九條 保健司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 健康保險ニ關スル事項
- 二 飲料食物及ヒ其ノ製造原料品並ニ衛生ニ關係アル商品ノ検査ニ關スル事項
- 三 妊婦嬰兒ノ保健ニ關スル事項
- 四 學校工場鑛場監獄其他公共ノ場所ノ衛生設備及ヒ衛生狀況ノ調査並ニ設計ニ關スル事項
- 五 清潔検査及ヒ糞處置ニ關スル事項

六 醫藥救濟ノ管理ニ關スル事項

七 埋葬管理ニ關スル事項

第十條 防疫司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 傳染病ノ調査豫防及ヒ撲滅ニ關スル事項
- 二 地方病疫ノ調査豫防及ヒ撲滅ニ關スル事項
- 三 戰疫ノ調査豫防及ヒ撲滅ニ關スル事項
- 四 海港航空車船ノ検査ニ關スル事項
- 五 牲畜屠殺ノ検査ニ關スル事項
- 六 國際防疫ニ關スル事項

第十一條 統計司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 全國人口生産死亡婚姻疾病ノ調査統計ニ關スル事項
- 二 學校工場鑛場監獄及ヒ其他特種衛生ノ統計ニ關スル事項
- 三 醫師藥劑師產婆看護人ノ調査統計ニ關スル事項
- 四 本部年鑑ノ編製ニ關スル事項
- 五 本部ノ行政報告ノ編製ニ關スル事項

第十二條 衛生部々長ハ本部事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス

- 第十三條 衛生部政務次長ハ次長ヲ常任シ部長ヲ補佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十四條 衛生部ニハ秘書四名乃至六名ヲ置キテ部務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事ヲ掌ラシム
- 第十五條 衛生部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キテ本部法律命令ヲ撰制審査セシム
- 第十六條 衛生部ニハ司長五名ヲ置キテ各司ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十七條 衛生部ニハ科長科員若干名ヲ置キテ長官ノ命ニ依リテ各科ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十八條 衛生部々々長ハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長ハ薦任職科員ハ委任職タリ
- 第十九條 衛生部ニハ技監一名(簡任職)技正若干人(四名ハ簡任職他ハ薦任職)技士若干人(委任職)ヲ置キ長官ノ命ニ依リテ技術事務ヲ辦理セシム
- 第二十條 衛生部處務規程ハ部令ヲ以テ定ム
- 第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第十 工商部組織法

- 第一條 工商部ハ全國工商行政ノ事項ヲ管理ス
- 第二條 工商部ハ各地方最高級行政長官カ執行スル本部ノ主管事項ニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
- 第三條 工商部ハ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ對シ法令違反或ハ權限ヲ逾越セリト認めタルトキハ行政院々長ニ請ヒテ之ヲ國務會議ニ提出決議ヲ經タル後停止或ハ之ヲ撤消スル事項ヲ主管ス

第四條 工商部ニハ左列ノ各司ヲ置ク

- 一 總務司
- 二 工業司
- 三 商業司
- 四 勞工司

第五條 工商部ニハ各項ノ附屬機關及ヒ其他ノ各種委員會ヲ設クルコトヲ得

第六條 工商部ハ國務會議及ヒ立法院ノ議決ヲ經テ各司所及ヒ其他ノ機關ヲ増置裁併スルコトヲ得

第七條 總務司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 文件ノ撰製、收發、支配、保存ニ關スル事項
- 二 印信保管ニ關スル事項
- 三 部令ノ通達及ヒ職員ノ進退、叙勳、記録ニ關スル事項
- 四 本部會計ニ關スル事項
- 五 本部附屬機關ノ收支検査ニ關スル事項
- 六 庶務ニ關スル事項
- 七 本部所管ノ官有財産官有物ニ關スル事項
- 八 統計ニ關スル事項

- 九 出版物ノ編製刊行ニ關スル事項
- 十 其他各司ニ屬セサル事項

第八條 工業司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 國營化學電氣機械冶煉及ヒ其他一切ノ工業設計ノ管理ニ關スル事項
- 二 民營化學電氣機械冶煉及ヒ其他一切ノ工業ノ獎勵保護監督改良及ヒ擴張ニ關スル事項
- 三 製造品ノ徵收試験及ヒ檢定ニ關スル事項
- 四 工業ノ專賣特許ニ關スル事項
- 五 國貨ノ證明及ヒ獎勵ニ關スル事項
- 六 工業技師ノ登記及ヒ考査ニ關スル事項
- 七 工業團體立案ノ許可及ヒ監督ニ關スル事項
- 八 度量衡ノ製造檢定及ヒ規定施行ニ關スル事項
- 九 商港商埠及ヒ其他工商業ノ重要工事ニ關スル事項
- 十 其他ノ工業事項

第九條 商業司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 國營商業設計管理ニ關スル事項
- 二 民營商業ノ獎勵保護監督改良及ヒ擴張ニ關スル事項
- 三 商業計畫及ヒ營業計算ノ審査ニ關スル事項
- 四 商品陳列展覽ニ關スル事項
- 五 商品ノ檢査ニ關スル事項
- 六 公司ノ商號及ヒ商標登記ニ關スル事項
- 七 商埠商港ノ管理監督ニ關スル事項
- 八 商業團體立案ノ許可及ヒ監督ニ關スル事項
- 九 商業金融及ヒ國際爲替ノ調査調節ニ關スル事項
- 十 交易所ノ審査許可監督ニ關スル事項
- 十一 保險公司儲蓄會及ヒ特種營業ノ審査許可及ヒ監督ニ關スル事項
- 十二 會計師ノ登記許可考査監督ニ關スル事項
- 十三 物價ノ調節及ヒ產出販賣場ニ關スル事項
- 十四 商約商稅ニ關スル事項
- 十五 國際貿易ノ發展ニ關スル事項
- 十六 駐外商務官ノ指導監督ニ關スル事項
- 十七 其他ノ商業事項

第十條 勞工司ハ左列ノ事項ヲ掌ル

- 一 勞工團體ノ指導監督ニ關スル事項
- 二 國營民營企業ノ勞工事務監督検査ニ關スル事項
- 三 勞工生活ノ改良及ヒ監督ニ關スル事項
- 四 工人教育ニ關スル事項
- 五 工人ノ失業及ヒ偶發事件ノ救済ニ關スル事項
- 六 工人保險及ヒ勞工銀行合作社ノ設置計畫ニ關スル事項
- 七 工人ト雇主間ノ紛糾ノ調停仲裁及ヒ勞資協同合作ノ指導ニ關スル事項
- 八 工人或ハ工會相互間ノ紛糾ニ關スル事項
- 九 工人ノ工作能率及ヒ服務狀況ノ考查ニ關スル事項
- 十 勞工ノ移植及ヒ國外ノ華工保護ニ關スル事項
- 十一 國際勞工ニ關スル事項
- 十二 其他ノ勞工事項
- 第十三條 工商部々々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十四條 工商部々々長ハ本部ノ事務ヲ總攬シ所屬職員及ヒ各機關ヲ監督ス
- 第十五條 工商部ニハ秘書四名乃至八名ヲ置キ郵務會議及ヒ長官ヨリ委任ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十六條 工商部ニハ參事二名乃至四名ヲ置キ本部ノ法律命令ヲ撰制審査セシム
- 第十七條 工商部ニハ科長科員各々若干名ヲ置キ長官ノ命ニ依リテ各科ノ事務ヲ掌ラシム
- 第十八條 工商部ニハ特任職次長參事司長及ヒ秘書二名ハ簡任職秘書科長ハ薦任職科員ハ委任職タリ
- 第十九條 工商部ニハ技監一名(簡任職)技正若干名(中四名ハ簡任職他ハ薦任職)技士若干名(委任職)ヲ置キテ長官ノ命ニ依リ技術事務ヲ辦理セシム
- 第二十條 工商部ハ必要ニ應シ顧問專家及ヒ其他ノ名譽職員ヲ招聘スルコトヲ得
- 第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

(P、A)

國民黨各級黨部經費支配辦法

此度國民黨中央部に於ては新に各級黨部の經費に關する規定を爲し黨費の來源及び其の分配を規劃し、最少の經費を以て最大の効果を擧げ、不必要の支出を省き黨員を激勵して黨務に服せしめ、黨務工作發展の上に障り無からんことを期する目的を以て、去る五月十日國民黨第十次中央執行委員會常務委員會臨時會議は首題辦法を通過した。該辦法は次の通りである。

各級黨部經費支配辦法

第一節 黨費の來源

- 第一 區分部及び區黨部の經費は黨員の獨力にて維持すべし
- 第二 縣黨部及び省黨部にして規模較や廣く事業亦較や繁雜にして黨員の負擔に依り維持する能はざるときは政府より之を補給す
- 第三 軍隊特別黨部所屬黨員にして組織的の集團あるが爲に既に能く其の力量集中し工作亦簡單にして經費を集むるにも容易なる場合黨員が納むる所の黨費及び所得寄附金の統計に鑑みて黨務の需要を維持するに足るときは例通り之を處理すべし
- 第四 鐵路特別黨部にして其の省縣黨部に準ずべき情形にあるときは亦自ら政府の力を以て之を補助すべし
- 第五 海外黨部にして從來黨員間の互助ミ自治の力量に依り黨費を集めて黨務を發展せしむるが如き此種良精神は之を繼續維持すべし
- 但し中央は其の事業の進展を獎勵する目的の下に用途を指定して特に補給することを得
- 第六 民衆組織尙ほ幼稚にして整理準備を要する際は特に黨員は民衆組織に對し相當の經濟援助をなし民權扶植の意を示すべし

第二節 黨費の支配

- 第一 濫費節約の見地より區分部及び區黨部は必ずしも機關を特設し職員を雇用するが如き又黨費及び黨員の特別寄附金を全部黨の實際工作に使用するを要せず 同時に黨員を訓練して黨の爲め服務の精神を涵養せしむべし
- 第二 縣黨部及び省黨部の工作人員數は嚴に制限を加へ特に冗費を省くを原則として努めて各自に責任を負はしめ且つ官僚に類する習慣を避けしむべし
- 第三 生活費及び事務費を減少して活動費を増加し同時に之に對する制限を定めて準則を示し且つ本黨の外部發展工作の擴張に資するを目的とすべし
- 斯くて本黨革命指導の精神を表現し民衆の信仰を取得することに力むべし

第四 上記原則を根據として各級黨部の黨費支配の辦法を左の如く規定す

一 區 分 部

- 1 區分部は必ず公共機關内若くは黨員の家屋内に設くるか若くは特に事務處を設くべし
- 2 備員せざるを以て原則とす
- 3 黨員が納むる所の黨費の三分の二は區分部の經費に充て残りの三分の一を區黨部に送附すべし
- 4 經費不足したるときは黨員大會の議決に依り全體黨員より特別寄附金を徴收すべし
- 5 常務委員に補給するや否やは黨員大會に依り之を決定す

二 區 黨 部

- 1 區黨部は公共機關内に附設す
- 2 備員せざるを以て原則とす
- 3 經費は所屬區分部が送附したる黨費を以て之に充て不足したるときは上級黨部より事情に應じて補給す

但し多くも送附したる黨費の二倍を越ゆるこゝを得ず

4 經費の用途は左の如く分つ

(A) 事務費

(B) 補給費(常務委員及び臨時工作同志に對し)

(C) 活動費

(イ) 黨務擴張費

(ロ) 文字宣傳費

(ハ) 黨員が民衆團體に給する活動費

(A)(B) 兩項は經費總額の三分の二を越ゆるこゝを得ず又其の三分の一より少きこゝを得ず

5 活動費不足したるときは黨員大會に依り議決し黨員中より特別寄附金を徴收するこゝを得

三 縣黨部

1 縣黨部は縣政府所在地に機關を設立す

2 工作人員は委員を除き多くも二十人を超過するこゝを得ず

3 經費は省政府より一定額を支給す 且つ其の支給額は黨部に於て預め決定し中央に申請して許可を経るこゝを要す

4 經費の用途は左の如く分つ

(A) 事務費 但し監察委員會の事務費中には調査費を含み且つ縣黨部事務費總額の五分の一を超過するこゝを得ず

こゝを得ず

(B) 生活費

(イ) 委員の生活費

(ロ) 工作人員の生活費

(ハ) 工友(工人)の生活費

(C) 活動費

(イ) 區黨部への補給

(ロ) 黨務擴張經費

(ハ) 文字宣傳費

(ニ) 民衆團體への補給

(D) 臨時費

(A)(B) 兩項は經費總額の百分の六十を越ゆるこゝを得ず

(C) 項は經費總額の百分の二十五より少きこゝを得ず

四 省黨部

1 省黨部は省政府所在地に機關を設立す

- 2 工作人員は委員を除き多くとも七十人を超ゆるこゝを得ず
監察委員會工作人員は五人を超ゆるこゝを得ず
- 3 経費は中央より一定額を支給す
- 4 経費の用途は左の如く分つ
 - (A) 事務費 但し監察委員會事務費は調査費を含み且つ省黨部事務費總額の十分の一を超ゆるこゝを得ず
 - (B) 生活費
 - (イ) 委員生活費
 - (ロ) 工作人員生活費
 - (ハ) 工友生活費
 - (C) 活動費
 - (イ) 黨務擴張経費
 - (ロ) 視察調査費
 - (ハ) 宣傳費
 - (ニ) 民衆團體補給費
 - (ホ) 特殊の情況にある所屬黨部への補給費
 - (D) 臨時費

(A)(B) 兩項は経費總額の百分の六十を超過するこゝを得ず

(C) 項は経費總額の百分の三十五より少きこゝを得ず

五 特別黨部

1 軍隊特別黨部

(A) 各級軍隊特別黨部は該各級長官より地域を指定して機關を設立す

(B) 経費は黨員が納むる所の黨費及び所得義捐金を以て之に充つ 且つ尙経費不足したるときは各級黨部は情形に應じて特別寄附金を募るか又は軍官の寄附に依るべし

2 鐵路特別黨部

(A) 鐵路特別黨部所屬區分部及び區黨部の経費は普通黨部辦法に依り之を處理す

(B) 鐵路特別黨部経費は各該鐵路より定額を給し且つ其の額は中央より之を決定す

(C) 経費の用途は左の如く分つ

- (イ) 事務費
- (ロ) 生活費
- (一) 委員生活費
- (二) 工作人員生活費
- (三) 工友生活費

(ハ) 活動費

- (1) 區黨部への補給
- (2) 黨務擴張經費
- (3) 視察調査費
- (4) 宣傳費
- (5) 工會への補給費
- (ニ) 臨時費
- (イ)(ロ) 兩項は經費總額の百分の五十を超過するこゝを得ず
- (ハ) 項は經費總額の百分の四十五より少きこゝを得ず

3 臨時特別黨部の經費は別に之を定む

六 海外黨部

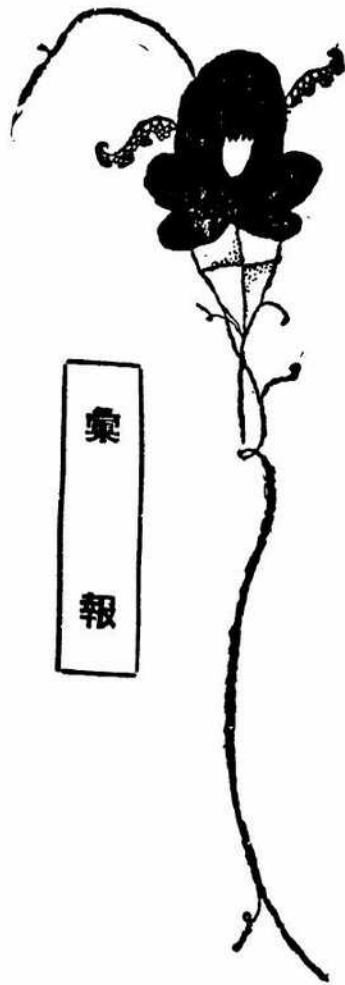
- 1 各級黨部の經費は乃ち其の從來の辦法を維持す
- 2 中央は總支部に對し毎月國幣〇〇元を補給し直屬支部に對しては毎月國幣四百元を補給す
- 3 前項補給費は左の如く分つ
 - (A) 小學教育經費
 - (B) 識字運動費

(C) 國際宣傳費

- 14 駐日及び駐佛總支部津貼辦法(補給辦法)は別に之を定む

七 民衆團體

- 1 民衆團體準備費及び整理費は當地黨部より決定支給す
 - 2 民衆團體正式成立後の經費は法を設けて會員に擔當せしむるを原則とす
其の擔當方法左の如し
 - (A) 會員に會費を納付せしむ
 - (B) 臨時特別寄附金を徴收す
 - 3 各民衆團體内の黨團に必要な活動費は當地黨部より之を補給すべし
- 上記各項の規定にして區分部及び區黨部に關するものは一ヶ月を以て試辨期と爲し縣市黨部は二個月を以て試辨期と爲し均しく本文書受領の日より起算す
- 各級黨部は務めて此の期間内に於て其の經費支配辦法を前記規定通り盡力整理し冗費を節約して工作を集中し且つ其の成績を中央に報告して精密なる規定制定の參考にすべし
- (P、A)



彙報

國際農民同盟極東部の對鮮組織宣傳

國際農民同盟極東部内高麗部は部長李東暉指揮の下に對朝鮮の宣傳組織に付行動積極化の様相がある。最近宣傳係員五名を朝鮮内に派遣するにこころなり、先發隊員として金仲祥(三七)(咸南安達郡水上里出生)は去三月五日ハバロフスク出發ボセツト經由にて潜入し、江原道金化郡石鎮亨宅に臨時朝鮮農民政治局なるものを設置し、農民組織に着手したる趣にて四月一日付を以て李東暉宛活動狀況報告をハバロフスクに提出した。金仲祥の前歴に就ては詳ならざるも、往年の鐵路警察爆彈事件の金相玉連累者であるに云ふ。而して其の鮮内に於ける活動組織は

(一) 江原道各農民支部

金化郡 平康郡 革川郡 淮陽郡 揚口郡

洪川郡 通川郡 橫城郡 鐵原郡

(a) 咸鏡南道

安達郡 德原郡 永興郡

(ハ) 會員 四百七十餘名 全部天道教徒 水雲教徒 徒青林教徒

(ニ) 部門組織

宣傳部 組織部 争議部 通信部 財務部 農民部 民衆部 警護部

而して現在金仲祥の住所は江原道金化郡近南面馬峴里朴一成方であるに云ふ。

右金仲祥の報告に基き第二回派遣員を派遣するにこころなり左記四名は五月七日哈府發五月十七日哈府發

由にて朝鮮に赴いた。

安允弘 (三五位)(平南江西生)擔任區域 域平安南道

田成錄 (三八位)(咸北生)擔任區域 黃海道、京畿道

李周亨 (二八位)(忠清南道洪洲郡生)擔任區域 全

羅南道 忠清南道

元吉興 (三九位)(慶北義城郡生)擔任區域 慶尙南

道 忠清北道

日本の白色テロール

四月二日の哈府勞農機關紙テイホ・オケアンスカヤ。ブリエズダは莫斯科通信として、日本白色テロールの題目の下に、謎の山本代議士暗殺事件に關する片山潜の所見を掲載したが其の譯文は次の如くである。

最近に於ける共産黨員に對する迫害は目を追ふて甚しく、一九二八年十月以來その犠牲になつた吾々同志を挙げれば、凡ゆる共産黨運動の指導者勇敢なる闘士等五名にも達して居る。即ち小澤(君)君は三重縣の警察署に於て亂打死に至らしめられ、イワゾウ(岩藏?)君も同様 セネウ(?)で警官の手で殺され在朝鮮人クボ(久保?)君は横濱で又渡邊君は臺灣の基隆港に於て警官隊のためやられた。又近くは山本代議士が議會の内外を問はず勞働者及

び農民の利益を擁護すべく幾多共産運動に携はり、勇敢に且つ押強く闘ふ事を快みせず、ファシストは遂に同君を暗殺したこの報がある。山本君は大學に於て生理學及び社會經濟學を研究し、一九二〇年卒業の後社會科學研究會の熱心なる信者の一人になつた。此の會員等は何れも共産運動撲滅法に觸れ、且つ嚴罰に處せられたのである。又彼は共産政治研究會々員で、勞農黨に入り一九二八年二月最近の普選に於て代議士に選出され、三月六日東京の自宅(?)でファシストの兇刃に殺れた時も現職にあつたのである。

一體最初のファシスト團も云ふべき國粹會は、一九二二年時の首相原氏並に床次氏の獎勵によつて組織されたのである。現在ではファシスト團は何十も云ふ數に上つてゐるが、就中右の國粹會なるものは共産黨員を極端に憎惡する團體である。山本君は『日本國內に過激主義を普及せしめん』と云ふのでファシスト團員に暗殺されたものである。

加害者は『自分は愛國的血に燃えて國家のため殺害した』と名乗つて警察に自首した。共産主義者山本君暗殺の黒幕がファシスト團體を支持する所の政府與黨! 政友會だつたことは論を俟たぬ所である。事實政友會としては彼を殺すだけの理由があつたのである。

同會の總裁たる田中首相は今次の議會に於て『山本宣治は未恐しい敵だ』と見込んだのである。即ち左記山本自身の言動はよく之れを證するに足る。

一九二〇年京都大學で學位を得た山本は、同大學及び同志社で講座を受持つた。爾來彼は次第々々に左傾して來た。之れが原因となつて其の受持講座を奪はれ遂には京都大學から放逐されて了つた。彼が勞農黨に入つて無産階級のために働き出したのはそれからのことである。

一九二七年の夏彼は『對支不干涉同盟』會長の椅子を占め、そして同年京都で行はれた補缺選舉に際しては選舉權を行使する者の數が極めて制限されてゐたにも拘らず、優に五百以上の得票があつた位で、前述の如く昨年二月京都に於ける普選には最高點で當選したのである。共產黨員に對する政府の彈壓手段並に『白色テロール』が國內一般を支配するに至るや、山本君のやり方はより以上果斷的になり、又我々の運動も大衆に準據して其の方向に確定し益々深刻に且つより擴大されて來た。

右の傾向は合法的黨の組織準備會議の際よく現れた右の會期が近づくに従ひ田中政府は再組織された。左翼無産黨迄も解散する意向だといふ事が明白となつ

た。茲に於て水谷代議士を初め若干名を以て合法的黨を組織すべく、之れが存続上必要とする或程度の讓歩を爲した所の一派を大多數の會員を有し『主義のため』に死すを光榮となし、無産階級の旗を翳して闘ふを誇りとし、如何なる妥協にも應ぜぬ』と固く決意した一派の二つに分れた。昨年十二月二十一日より同二十三日迄開かれた再組織に關する會議の席上、大多數は『現在無産黨云ふものがある以上改めて何も合法的の黨なきにする必要はない』と結束聲明した。そして新黨の政綱の中に含まれた黨の名譽に關するやうな遁辭はスツカリ抹殺して了つたが、要するに無産團體は該會議の繼續されて居る間之れを宣傳の具に供した譯である。果然新團體は政府から解散させられた。

山本は此の會議の席上並に行動に於て過激派として從來より以上辛辣となり、我等の方針及び勞農同盟勞働者農民の聯盟を熾烈に支持した。大多數の態度が右の如くであつた時、恰も解散を喰つた新黨準備會の代りに『共產黨以外他に無産黨なし』との聲明を發しつ、勞農同盟が設立されたといふ。其の矢先には水谷は一二の者で脱退『無産大衆黨』なる妥協的團を組織するに至つた。次に掲げるものは二月九日發行勞農同盟機關紙上に『第五十六次議會に於て』の見出しの

下に公開された同志山本君の宣言書で、勞農同盟代表山本の署名あるものである。右の全文を掲げ度いが餘りに長過ぎるものだから茲には只其の主要點のみを引用することとする。

宣言書は勞働者及び農民に向つての熱誠なる祝辭に始まり、最後に兩者が共同戦線に起たんことを絶叫したものである。

勞働者農民諸君！

吾人が議會に於ける戦闘の經驗は尙々僅薄である乍併予は議會なるものは嘘偽の法律を送り且つこれを施行したり、勞働者及び農民大衆の搾取や暴壓に用ひられる支配階級の道具と何等變りはないと斷言して憚らない。第五十六次議會に於て、田中政府は大金力政治への贈物として共產主義者に對する襲撃、三革命團體の解散、並に對支出兵の三つを提出した。更に新黨準備會の黨への政治禁止と再組織會議の解散、何百てふ委員の捕縛、對支強硬政策の絶對必要論等は一體何を意味するか。

之等は吾人に五十六議會は畢竟狂猛なる白色テロールを合法化し且つ戦争の準備をする議會なることを教へるものである。今や戦争は到底避く可からざるものとなつた。政府の來年度豫算は十七億五千萬

圓中五億十三萬圓即ち全豫算の三割餘は軍費に使はれてゐるのである。

若し吾人が其の支出額を精算するに、行政費中に包含されて軍事に關係あるものをも右に合算すること、實に全豫算の約半分が軍事費として費されることとなる。

一九二九年に於ける吾人の挑戦の焦點は帝國主義的戦争反對にあることは實際我々のスローガンである予は議會の壇上から『諸君の十二分なる支援』を切願する。支配階級の忠實なる擁護者田中は左の如く言つた。

『御大典此の方一般農民及び勞働者に對する抑壓は上首尾になつて來た。併し徹底的に彼等をやつつけるには先づ第一に共產黨を打壊はさなければならぬ。』

『次に最近農民は「我等に土地を與へよ」と強要した、そして「農民の所有權を認めよ」の標語あるピラマデが撒かれた。』

『我々は彼等に「三十ヶ年間」の義務を負はせるといふことにして農民運動を骨抜きにしてしまふ必要がある。近來朝鮮及び臺灣は不安状態になつて來たが、併し我々は拓殖局をして彼等を抑壓し

殖民地民族を搾取する積りである。又常に擾亂状態になし支那のこころならば資本家諸君！決して御心配なく萬一滿洲及び山東に於ける諸君等の財産なり権利が侵害される恐れを招く場合は我が國富を賭し、労働者や、農民達を犠牲にしても諸君等の權益を擁護するに吝かならぬものである。』

『此の目的のためには十七億五千萬圓の豫算は當然と思ふ。故に予(田中)は諸君の協賛を望むものである』云々。

これが即ち田中政府の切願なのである。一方民政黨の代議士永井君は、議會に於て『是非對支政策を強硬にして欲しい』と煽動的言辭を弄した。其の他新黨俱樂部にしても憲政一新會にしても皆一つ穴の貉なのである。

而るに無産派の議員達は以前の昔彼等を議會に送つた者達の利益なんか蹂躪つて仕舞つて居るのである。要するに首相田中大將を初め水谷君に至る議員の悉くが共産黨を撲滅し、帝國主義の利益確立を期待してゐるのである。されば労働者及び農民諸君！起てそして『議會の解散、労働者の不解雇、失業者の救済、勞銀の値上、地租税の軽減、在都市下層民の免税、農民に土地を與へよ』と要求せよ。

是等は悉く労働者、農民及び在都下層民等の日頃渴望する所である。

労働者及び農民諸君！舊労働黨の規則中に『我黨を代表する者達は敵陣に入らば彼に打勝つか命を落すか迄戦ふ決心をせよ』との指令がある。然り吾人は如何なる事情あるも此の覺悟をなくしてはならない。予は決して労働者及び農民を見殺しにはしない。予は如何なるこころあるも吾人の敵は断じて妥協せぬ積りである。無産階級の軍紀は主として大衆の示威運動等に基づく強大なる力に依つて始めて維持されるのである。今次の議會には安寧秩序維持法に對する改正案が提出されたが、右は結局共産黨員を死刑に處す云ふ法律に變更されるこころなのである。右の改正案には労働運動を根絶したい云ふ欲求が明示されて居る。之れを換言すれば白色テロルの合法化である。諸君等は將來に雖も決して何等の利益をも齎さぬ所のこのブルジョア議會を解散せしむべく大衆合同して戦ふ秋は近づいた。

ブルジョア政府顛覆の時は今ぞ！
労働政府樹立のために大衆團結せよ。
共産黨員を死刑に處す云ふ法律を廢棄せしめよ。

労働者並に農民の利益を保護するため帝國主義者等の軍事陰謀を暴露し打破せよ』

山本宣治は勇敢なる闘士として幾度もなく議會の壇上に起ち、而かも吾人が此の宣言文に見るが如く大膽且つ不撓不屈の態度を持したのである。

東京の報知新聞は山本君が『被災厄労働者救助法案』に就てなした皮肉な批評を掲げて居る。日本語原文のデリケートな言ひ現し方を其の儘譯出するこころは困難だが、大意は該法案中『救済の適否は勅令に據る』とあるのは不明瞭且つ不確定なものだ難詰して居るのである。そして最後にこんな辛辣なる結論をして居る。

『田中反動内閣が今次の議會に斯かる法案を提出する云ふこころから見ても、如何に本議會の政策が疎略で不淨且つ不完全であるかを證據立てるものである』云々。

田中反動内閣の不撓不屈なる敵は日本の正真正銘なる帝國主義者の假面を剥ぐ可く斯くの如く議會を敢て利用したのである。政府が事件發生毎に恐怖的な手段をこつて壓迫すればするに従つて、山本君の共産主義的色彩は濃厚になつて來た。一方我々同志の運動は大衆普遍且つ革命的になつて來た。山本君の議會に於ける勇敢なる突撃を、黨は元より院外でも一般プロレタ

リヤ迄もが撃つて支持した。

田中は彼が共産黨の名に於て革命的労働農民の擁護に起ち、彼に議會内にある間一指も彼に染めるこころは出来なかつた。併し政府としては如何にしても彼の此の行動を阻止せねばならぬので、彼の暗殺にファシストを利用し、ファシストは田中の注文通りそれを遂行したのである。

云ふ迄もなく山本君の死は吾黨にこつて非常な損失である。彼が日本の革命事業及び極東に於ける共産運動のため貢献した所は頗る大である。而も彼は田中政府の白色テロルの重圍裡に在り乍ら、雄々しく其の職責をつくした。プロレタリアの大衆は永劫に彼の言葉や事業を銘記し、彼によつて開始された仕事を立派に繼承して行くであらう。(H.K.)

日本社會主義運動に関する

伯林新聞記事

四月十一日伯林發行社會民主黨機關紙ホルヴェルツは日本社會主義運動に關し、日本に於ける労働者迫害暗殺を機として、と題して東京發十日本社特電に次の如き記事を掲載した。

左翼急進主義者に依る労働代議士『山本』の暗殺を

動機として社會主義者に對する嫌忌の念は益々尖鋭化の傾向に在る。軍隊並に資本家階級の極右反動分子は強大化しつつ、ある日本労働運動に對して徹底的に打撃を加ふべき時期に立入つた。そして日本を國粹的手段に依つて革命の危機より救はねばならぬと信じて居る。

政治及び労働團體の指導者並に團員に對する壓迫は益々増大する。殆んど毎日武装した軍隊は、労働組合の事務所を虐待し、且つ事務所の什器や文具類を滅茶々々にする。企業者は其の『御用團體』を軍隊式に武装せしめ且つ訓練して、勢力の強大化を策し以て闘争の準備をして居る。

警察は日本全國から労働者農民が参加の意志を有して居た神戸に於ける故代議士の埋葬式を妨害する爲めに凡有る手段を講じた。山本の埋葬式に際しての哀悼歌並に弔詞は検閲を受けた。代表者は彼等の出發に先立つて停車場で捕縛され、葬儀參會の時機を失する迄拘禁された。葬列には多數の警察官並に軍人が附き従ひ、且つ社會主義者の小岩井辯護士が其の弔詞に於て山本の運命を他の殉教者と比して述べた時に彼は弔詞の中止を命ぜられた。

追悼演説會は官憲に依つて全國的に禁止せられ多く

の参加者は拘禁された。國粹主義者は政府の反動的政策を尙寛大なりとして居るので、内閣は其れ等の人々の影響を受けて更に出版、結社集會の自由の制限に就て考慮して居る。(B・M)

在米労働新聞のメーデーに関する記事

在米労働新聞は在サンフランシスコ邦人労働者の發行する左傾邦字新聞の一つで其の五月五日發行の紙上に「メーデーを祝へ」其の意義を在米同胞に打倒日本帝國主義と労働ロシアの擁護と云ふ見出しの下に次の如く掲載して居る。

八時間労働獲得の爲めには、幾多労働者の血を以て開つた。先づシカゴの労働者がストライキ示威運動の火蓋を切つた一八八六年の五月一日に始まつた。

此の日萬國の労働者は揃ひもそろつて街の上に、村落に、流れ出て、國際的祝日として祝ふと共に、攻撃の爲めの準備、動員の行はれる日だ。

此の國際的意義を持つメーデーにあつて、吾々在米同胞労働者は何をなさねばならないであらう。先づこれは我々の現状より發して行くべき方を見極めなければならぬ。

労働ロシアでは既に七時間労働制が實施され然かも

メーデーだ！ 此の意義ある日に日頃の不平不満を爆發させて、團體の力を以てボースの首根をしめ上げ

て

八時間労働即時實施！

戰闘的労働組合の組織へ！

それと共に我々は旗を打倒日本帝國主義と労働ロシアの擁護へ進めなければならぬ。

労働大衆の膏血を絞上げた二千萬圓に近い金は所謂即位式に使はれ故國労働者農民は何を得たか。大典に名をかりて労働大衆の要求はふみにじられ數百の指導者は檢舉され、特記すべき事は東京、大阪その他大典が労働者農民の血を以て「祝」はれ「記念」されたといふのである。換言すれば強制的休業も「記念」も、労働者の血を流さなければ、行はれなかつたといふのである。

こゝまで達するには、労働階級の指導者としての日本共産黨の暴壓と外三團體の解散と、これに代ふるに資本の代辨としての社會民主主義のより立てといふ最重要の過程を経て來た。

そればかりではない。國內に行れる組織的労働暴壓は、對外政策殊に支那朝鮮臺灣ロシアへの豫備手段であり前者の延長が後者だ。支那革命をいびり殺し、勞

賃銀は戦前より三十五パーセント増加し、労働大衆の全的解放へは歩みを續けて居る。一方、血と涙を以て今日まで闘ひ取つた資本主義國內の労働者の諸権利は資本主義の合理化といふ資本の攻勢の前に次から次へ剥奪され、よりひどい隷屬を強ひんして居るのが資本主義諸國の現状である。

纏て我々の現状は如何か。洗濯所労働者はどうか。レストラント労働者、或は田園労働者はどうか。

十時間乃至十二時間といふ長時間酷使されて、安い賃銀でごまかされて居る。南加を中心にして多くのドロサリー労働者でも前者に變りはない。殊にひどいのは、田園労働者の労働条件で、あの何物も溶かして了ふ様な炎天下に、塵芥にまみれこきつかはれて、三弗から四弗、ランチで散々搾られて家は名のみのみで豚小屋みたいなかで食ふ食物からも頭をはねられて又こゝでも搾られるといふ有様だ。

この様な状態にある我々は個々に憤慨したのでは何んにもならない。少くも一ランチ、或は一洗濯所労働者が團結し他所の同業者とも提携してボースの根首を押へ付けて要求せなければビタ一文でもこれたものではない。團結の力をおいて他に我々の武器はない。

農大衆を日本帝國主義下に隷屬せしめん爲めに、支那出兵をみるまでに行はれた事實を見れば明かに首肯出来る譯だ。

資本主義の合理化は資本の勞働暴壓と共に、市場又は殖民地の再分割を意味し、そしてその中には帝國主義戰爭を孕んで居る。來るべき戰爭には常に資本主義諸國間のそれではなく勞農ロシアへの戰爭をも意味して居る。

此のメーデーこそ萬國の勞働者農民は、資本主義の合理化に來るべき戰爭の危機を闘ひ、勞農ロシア擁護の爲めに總動員の行はる、目だ。

我々も街頭に流れ出て、我々の要求を行動を以て戦ひさらねばならぬ。

八時間労働即時實施だ！

天長節祝賀にピタ一文も出すな！

白色テロル下の日本の兄弟を救へ！

戰爭の危機を闘へ！

ロシアを守れ！

メーデー萬歳！

ソウエート聯邦に於ける民族と用語

既にソウエート聯邦政府は、同聯邦の國勢調査を施行したが、テッゲルアエフは其の調査の結果に基き、ソウエート聯邦の民族及び用語に關し、次の如く論述した旨が最近のソウエート對外文化聯絡協會週報に載せられたので茲に譯を掲げる事とする。

一九二六年施行された全聯邦國勢調査に基いて數種の文献が現はれてゐるが、中央統計部も商人研究家も未だ此の豊富な材料を利用し盡してゐないので、茲に中央統計部の第四回刊行物に基いて、聯邦内の各民族と用語の關係に就いて述べ度いと思ふ。

聯邦には數多の民族が居るので、其の分類に誤を生じ易い處から、國勢調査に當つて當事者はこの二つの問題に對しては特に慎重な態度を以て望み、其の信奉する宗派・市民權、居住地等の關係によつて民族を判斷するこゝもなく、専ら當人の主張する處によつて定め、當人の曖昧な場合は其の母により祖先の明でないものは本人の執着する處に従ひ、殊に其の用語によつて民族を判斷するこゝのないやうに調査従事員に訓示した。用語の問題に就いては「當人の最も善く話し若くは通常用ひるものをその用語と見做す」云ふこゝを基準と

し未だ言語を發し得ない小兒は其の母親と同様のものとして取扱はれた。この用語に關する國勢調査の結果は學士院附屬の斯道の委員によつて算定されたが、其の學士院の記録に、民族數一八七、用語數一五一と記されてあるのを見ても、如何にこの國勢調査の困難であつたかが解るであらう。

一九二六年十二月十七日に行はれた國勢調査は一定の亞細亞地方（元のプハルスク及びヒーワ地方）を除き、全聯邦の人口を一四四、三二七、〇〇〇と算定した。一九二七年正月九日に行はれた前回の國勢調査では一〇三、八〇三、七〇〇（今では外國になつてゐる二二、八六二、〇〇〇と共に）となつて、ソウエート聯邦の總人口は三九〇増加してゐる。大露西亞民族に屬する優勢種族は七七、七六〇、〇〇〇、若くは全人口の五二、九％で用語者數は一、一八四、〇〇〇若しくは五七、三％である。露西亞共和國の同上計算は七四、〇四二、〇〇〇（七三、四％）の七七、八四〇、〇〇〇（七七、二％）である。

一九二七年の國勢調査によれば、全露國領土即ち今日のソウエート聯邦に於て用ひられる總ての用語の中で、露西亞語五二％を占めて居るから、過去三十年間に急速に擴まつた譯で、其の幾分は革命まで續けられ

て來た帝政時代の露化政策に基因するものである。

一九二六年の國勢調査によればウクライナの總人口は三一、一九四、八〇〇で、内二七、五七二、三〇〇は日常ウクライナ語を用ひてゐる。

其の大部分（二三、二二八、九〇〇若くは七四、四％）はウクライナ共和國に居住し、約四分の一（二五、六％）は國外へ主として歐露地方へ即ち其の内三、一〇六、〇〇〇は北高加索地方に、六五二、〇〇〇は中央黒海地方に居住してゐる。白露人の總數は四、七三八、九〇〇で内三、四六六、一〇〇は白露語を使用してゐる。右の内七二一、七〇〇は白露地方以外に住み、三三二、〇〇〇は西伯利に居住して居る。左の表は其の他の民族と使用語の關係を示したものである。

民族總人員	所屬民族語使用者數
波蘭人	七八一、七〇〇
ウズベツク人	一二、九〇四、五〇〇
テュルク人	七六六、一〇〇
アゼルベータユルク人	一、七〇六、四〇〇
アルメニヤ人	一、五六七、五〇〇
シエオルシア人	一、八二一、一〇〇
一般にタタールの名を冠せられる諸種のテュルク人（ヴォルガ地方、クリミヤ、トムスコークズネツク等）も	一、九〇九、〇〇〇

調査せられたが、タタールの登録總數三、五五八、四〇〇で内三、〇一五、二〇〇はタタール語を用ひてゐる。キルギス、サツク族たるコザツクはソウエート聯邦人口の第四位を占め、登録者數三、九五九、九〇〇に上り其の殆ど全部がカザツク語を話してゐる。

チユバシユの數は一、二一七、四〇〇で全部其の種族語を用ひ七六八、八〇〇のキルギス族の中には六三七、五〇〇のバシキールがあり、其の中でバシキール語を用ひて居る者は三六五、五〇〇である。

芬蘭人の内モルドヴァ人が一、三四〇、四〇〇用語者數五〇八、八〇〇、マリ人四二八、二〇〇、カレリ人二四八、一〇〇、コミ(ズイランコ)人二二六、四〇〇、ヘルミヤキ人一四九、四〇〇、エストニヤ人一五四、六〇〇である。

ソウエート聯邦に於ける猶太人の總數は二、六〇〇、九〇〇で内一、八八八、五〇〇が猶太語を用ひて居る。獨逸人は一、二三八、五〇〇で内一、一九二、七〇〇が其の國語を用ひてゐる。僅か三七九、六〇〇の獨逸人は獨逸共和國に住み三九三、九〇〇はウクライナに住居してゐる。

タズイコフ族に屬するイラン人は九七五、五〇〇で、オステイン人は二七二、二〇〇である。

カルミヤツク(一三〇、七〇〇)アリヤタイ(二二七、五〇〇)は共に蒙古人種に屬する。

過去三十年間にソウエート聯邦の人口が三九%増加したことは既に述べた通りであるが、各國の民族は左表に示す通りかなり分岐して居る。

一九二六年に於ける各民族數(一八九七年至一〇〇〇として)

大露西亞人	一四二、五
ウクライナ人	一五四、二
白露人	一三三、〇
波蘭人	一四、七
リスアニヤ人	—
ラトカルツ人	二二〇、二
ブムデイ人	—
全聯邦に於て増加したる記録	
獨逸人	一一〇、二
米國人	一四七、一
ジエオルシア人	一三七、〇
猶太人	一〇六、四
(一九〇五年及一九二三年に於ける大移民の爲低下)	
エストニヤ人	一四八、三
コミ人	一四七、〇
モルドヴァ人	一三一、〇

ヴオテキヤ人	一二二、〇
カレリ人	一一九、〇
マリ人	一一四、〇
土耳古タール	一三三、〇
バシキール人	六五、九
土耳古メニ人	一五六、八
カルマツク人	七〇、〇
アリヤタイ人	八二、四
蒙古人	—

露西亞語を以て其の用語をすることを聲明した者の數は五四%増加し、同様にウクライナ語を以てするもの數は三六、二%増加し、白露語を話すもの數は三%低減してゐる。

ソウエート聯邦内に於ける各民族の兩性の割合は甚だ興味がある。即ち露西亞人は千人に付女子が一名多くウクライナ人は二十九名超過してゐる。之を反對に

イラン人は男子よりも女子の方が少い。又波斯人ミタヅヒラ人は男子千人に對し前者は七〇九、後者は八九三の女子を示してゐる。之を殆ど同じ現象が總ての高加索族にも窺はれる。芬蘭種族は女子の方が遙に優勢で、ヴェブシイ人は男子千名に對し女子一、一三二、コミ人は一、二四一、モルドヴィ人は一、〇九七、ベルミヤキ人は一、二二二、マリ人は一、二二三で徐々に増加し又は低減しつつある。ロハリ、ヴオグリ、オストヤキ等の北方民族は例外に屬する。テュルク族は歐羅巴テュルクを稱せられるものは婦人の方がかなり優勢で、聯邦内の亞細亞方面に住居するものは二、三の例外を除いて男子の方が遙に優勢である。終りに北方亞細亞のゴルデイ人、オロチ人、カムガザニ人、コレイツ人、支那人等の各種族はエニセイツラムテイの小さいものは別として男子の方が遙かに女子を凌駕してゐる。



人事動靜

スターナシヨナル・ニューズサーヴ
イス社通信員米國人ジェームス・ア
ール・ヤングは五月八日東京發歸鮮
經由露都モスカウに到り。更にレニ
ングラードを訪問したるが六月九日
歸京した。

知名印度人タゴールの來往

新任本邦駐在伯國大使の來着

新任駐日伯刺西爾大使エツチ・ビ
ー・アルベス・デ・アルーゾは六月
十日午前七時横濱入港のイー・エシ
ア號にて夫人同伴渡來、直に出迎へ
たる同大使館二等書記官リスボアミ
自動車に同乗して午前九時入京帝國
ホテルに入つた。

入露米國通信員の歸京

東京市赤坂區青山二丁目六番地ジ
ヤパン・アドヴァータイザー社兼イ

精華ニ國民性の偉大を賞揚したが、
六月八日午後三時退京、翌九日午前
七時神戸出帆の佛國汽船アンジェー
ル號に搭乘し上海に向け歸國の途に
就いた。

大農階級の反サウエ

一ト綱領

六月十一日アラウダ紙の大農階級
の政治、經濟綱領に關する長論文の
概要
大農の階級的反感はサウエト政
權の崩壞、共產黨を除くサウエト
創設等のスローガンに於て最も良く
現はれてゐるが之れに、一、サウエ
ト選挙の無記名投票、一、アルジ
ョア代表の割當、一、獨立農民組合
の許可等の要求及び村落に於ける階
級闘争となりて現はれてゐるが、大
農は又農民を大農、中農、貧農等に
區別すべきものでなく、勤勉なるも
の怠慢なる者もに區別すべきもの
なる事、宣傳してゐる。又彼等の經
濟的綱領の基調はサウエトの物價
政策、農村の社會主義的改造政策等
一切の干渉より市場を解放せしむる
外農村税及び公債政策の根本的變更
を要求して居る。



報 雜

最近のロシア視察談

次に掲げるのは、昨年トルストイ誕
生百年記念祭に招待せられ、入露歸朝
者が十二月十九日横濱加賀町警察署に
於て、神奈川県警察官になした講演で
ある。

余はトルストイ誕生百年記念祭に
招待せられ、此の秋莫斯科へ行き、最
近歸朝したばかりである。甚だ短期
間であつて、十分なる視察は出來な
かつたが、平素ロシアに多少の興味
を持つて居るので、出来る限り各方

面に涉つて見聞して來た。其の見聞
の事實に基き茲に今日のロシアの事
情を話さうと思ふ。

大體の順序は極く最近に於けるロ
シアの政治状態から、財政經濟の方
面社會状態に及び尙時間の都合によ
り今日のロシアに表はれて居る新し
い風俗習慣に涉つて、之を述べよう。

予は約六年程前にも短期間であつ
たがロシアに行つて來た。其の時
今日のロシアを比較研究するに今
日のロシアは其の餘りに悪くなつて
居るのに一驚を吃せざるを得ない。

先づ今日のロシアを政治上から見
ても、此の前トロッキ一派を追放
してから、政情は寧ろ安定した事は
云つて居るが、事實は依然不安定で
ある。又新にレーニンの跡を繼いで
人民委員長の席に就いたルイヨフミ
共産黨中央委員書記長スターリン
との間に、政策の問題から意見の衝
突を來し、それが爲めに最高政治幹

部間が兩派に分裂して暗闘して居る
云ふ。これは主として農民政策の
上から來て居るものである。本來ロ
シアは農業國として農民政策に充分
な力を注がねばならないのに、ロシ
ヤ革命の本質が、都會プロレタリア
労働者を主動としたものであり、又
それに依つて始めてプロレタリア大
衆の生活を安定せしめんとした革命
であるから、工業政策の方に全力を
集中して金を此の方面に注ぎ込んで
居る結果、餘り農民政策と云ふもの
に注意して居ない、寧ろ農民の撲滅
手段を採つて居るのである。農民ミ
云つても貧農、中農、大農の三階級
に分けることが出来る。そして大農
に準じた『農民』階級を中農の方に
入れる。何故か云へば、此の中農
階級はアルジョアに近い階級になつ
て居る。然し全體から云ふと農民の
多數を占めて居るので、従つて農民
に對しては右傾政策を採り、而かも

寛大の處置を採つて居り、中農を敬遠する言ふ様な方針であるから、中農階級の多数は徹底的に左傾する事が出来ない。大農及び中農を撲滅

爲め共産黨は危く分裂しさうになつたので、政府幹部は遂にトロツキー一派五六十名を断然追放してしまつた事は最近の事である。

のも寧ろ臆味附の足りない政治家がある一方、政府を扶けて行かう云ふ協力が欠けてゐるからである。主なる原因は、矢張り工業政策を偏重して寧ろ農民に對して壓迫の手段に出る居るが爲め、農民は非常に政府幹部及び今日の政治家に不満を抱き不平を唱へて居る。それが爲め政府の政策に矛盾を來し、總てに失敗を來す事になるのである。

しなればならない云ふ政策を政府がやつて居るが、中農階級の多数を共産主義に引き入れる云ふ事が出来ない。却つて益々反感を昂め、其の結果財政經濟——國家經濟の上外國貿易——輸出貿易の上に影響を來して居る。從來政府幹部の立場は斯くの如くである爲めに、彼のトロツキー一派は非常に反感を抱いたのである。ロシヤは寧ろプロレタリア革命を成就した結果、工業政策に出

今度は例のルイコフ共産黨書記長スターリンとの間に政策の衝突を來して居る。ルイコフはロシヤに於ける温順なる男で、農民に對する政策は右傾政策を採つて居るが、スターリンはトロツキー一派を追放した後は反トロツキー政策を採つて居たルイコフに對抗して行くので、依然暗闘は續けられて居る。

次に財政經濟に就ては、最近甚しく悲觀の状況に陥つて居る。革命後年々歳出入に膨脹を來し、歳入は毎年不足を生ずるに至りたる結果、紙幣の増發或は公債を發行して居り、從つて物價は非常に騰貴して居る。最近に至つて貨幣相場は下落し、ロシヤのルーブルは日本の一圓よりも高かつたのが、今日外國相場で日本の三十錢臺に降つて居る様な状況である。右の如き事情から見ても如何に財政状態が窮迫して居るかが分か

命を成就した結果、工業政策に出る全國を工業化せねばならない。農民は飽く迄少数にして工業製品の値段を高め、而して出来るだけ農民より金を取つて之を壓迫しなくてはならない。之れと同様の事を主張して、政府幹部に當つたのがトロツキーを中心とする反幹部派である。それが

然しロシヤの國營事業云ふものは、周知の如く殆んど失敗して、僅かに利益を擧げて居るものは石油、石炭及び鉄鐵業である。之はロシヤの富源として最も注目せられて居るものであり、多少の利益を見て居るが、其の他の國營事業云ふものは皆何れも失敗の道を通つて居る。其の失敗の主なる原因としては、一體に言へば政治家の商賣云ふか役人の商賣云ふか兎に角經營が旨くゆかないのである。總ての工業工場は黨員が頭になつて監督の地位に立つて居り、其れが爲め實際の専門家技術家云ふものは粗末にせられるので、從つて是等専門家、技術家云ふものは、其の共産黨の監督に反感を懷いてサボターージュの擧に出て働かない。其れのみならず、一切の仕事に付き理想主義の方に捉はれ過ぎて、實際的の方面を餘りやらない云ふ傾向がある。第一労働條件の

改善云ふ方面許りに力を注ぎ、工業生産的基礎云ふものは忽せにする云ふ事が多い。其の外種々の原因があるが、之等が工業の失敗を齎す主なる原因となつて居る。生産額も少なく、市場に拂底しきつて居る爲に生産品の値段が非常に高いのである。處が農産物になつて來る必要により都會地や工業地帯は安くしなくてはならない云ふ關係から非常に安くなつて居る。例へば、工業品である靴一足の値段が四十ルーブルであるのに、農産品になつてゐる小麦一俵一ルーブル云ふ様な、殆んど均衝のされない、安價なものになり、工業品と農産品の價格の開きが非常に多きものである。農村の疲弊は革命後醸されたので農民は安くてよいから農産物を賣る。假令農産物を賣り又賣つた金で自分達の使用すべき工業品を購入しようとしても、品物は少なく從つて價格は非

る。最近数年間の歳計豫算の膨脹率は非常な勢で増大し、歳入歳出は各々四十億から五十億、六十億、來年度は七十一億云ふ多額で歳入は事實上不足を生じて居るのである。是は主として如何なる原因に基くか云へば、全國の工業化云ふことが理想になつて居るからである。只全國を工業化して、労働者の天下にしよ

う云ふ事から、種々の工場の新設機械の裝置、其の他に於て毎年十億ルーブルの金を注ぎ込んで居るからである。其の他肝心の農村の事業に對しては毎年數億ルーブル金を投じて居る。故に國民經濟に於て投資は昨年度の如きは約十二億に及んで居るのである。財政難の折に十億の金を工業化の爲めに注ぎ込んで居るが之は將來に就て云へば結構な考である。即ち將來工業の發展の素地を作り、然る後大なる利益を得る一つの道程を作つて居る譯である。

二四七

常に高い譯である。農村に必要な工業品云ふものは餘り生産されてるないのである。従つて農民は穀物を賣り借むばかりでなく隠してしまふ。農民に理解のない點もあるが、右の様な状況であるから、農民は仲々働かない。平素非常に過重な税金を課せられた上、然かも農産物の値段が安く、又政府にも安く買上げられて了ふのであるから働かざるを得ない。爲に犠牲的精神を以て働かない。又高價な肥料を買つて施す様な事は損である云つて施肥をしないので益々農産品の産出額が降つて來る云ふ有様である。其の他種々なる原因があらうが、生産額の降下は一は農民の今日の政治家の政策に對する不平さ、穀物の賣り惜みをする云ふ事が廣く行はれて居るこを意味するのである。最近一ヶ村の農民が共同して穴藏を掘り、其の中に穀物を隠置して置くこが發見され、政

府から懲罰隊が派遣され沒收された云ふ事がある。斯かる有様で、仲々農村政策云ふものは行く行はれず、穀物の輸出は思ふ様に出來ない結果、直接外國への輸出貿易の上に影響を來して居る。彼れ程の農業國でありながら、輸出額云ふものは非常に少い。帝政時代には約七八百萬噸の穀物を外國に輸出して居つたのであるが、今日では八十萬噸乃至百萬噸の輸出を見て居るのみである。一昨年度の統計を見るに二百五十萬噸輸出して居るが昨年度は僅かに、五十萬噸しか輸出して居ない。今日では却つて亞米利加から麥粉を輸入しなければならぬ立場にある。斯う云ふ状況であるから、輸出入額は甚しい減少を見るに至つたのである。昨年度の輸出貿易は六億八千萬ルーブル、輸入貿易は八億七千萬ルーブルに及び、其の差は二億ルーブル近くの輸入超過

となつて居る。之は主として前述の如く、穀物の輸出を國營にした結果で要するに生産額の減少したばかりでなく、農民が其れを賣り借んで居る爲め、政府の手に渡らないからである。右の如く財政状態は非常に悪いのに加へて今年度は獨逸に返済しなくてはならない借金があつたので、急轉直下甚しき財政難に陥つて了つたのである。此の状況は餘り外國に知られないのである。其處を如何なる方法を探つて居るか云ふこ、政府部内には非常に暗闘があつて、意見は區々の様であるが、結局ロシアの利権を解放し、外國の資本を吸収しよう云ふ策を拵えて余が滯露中之を發表した。周知の如く今日迄は資本國云ふものを敵にして、飽く迄對抗して來たのである。處が愈々現在の窮地に陥つたので、之から脱出する方法として、ロシアの利権を

解放し、極めて有利の條件で外國資本家に與へ、外國の金を吸収しよう云ふ策に出たのである。之は日本の新聞にも書かれたと思ふが、各國の新聞紙にも發表して頗り其の運動をなすつ、ある譯である。外國では餘りロシアを信用して居ない結果之れに應ずるものはない云ふ状況にある。又其れ許りではなく、内部の方から之れに對し反抗運動が惹起されて居る。今迄の共產主義を實現しよう云ふ様な理想を以て、資本主義國に對抗して來たロシアが、今日此の資本主義の膝下に屈伏し、而して今迄の理想を投擲する云ふ事は面白くない云ふ空氣が、熱烈にロシアの急進黨の間に漲り、反對の聲が全國から起りつ、ある状態にあるのである。果して如何なる處に落ち附くか非常な不安の状態になつて居る。余はロシアに行つた序に、歐羅巴にも廻つて來たが、歐羅巴では

ロシアは今の状況で行けば來春崩壊する云つて居る。其の點は、甚だ疑問にして居るが、兎も角状況は非常に悪いのである。次に社會状態に就て云へば、仲々古い思想、感情、若は道徳、習慣等は、依然大なる勢力を有して居る。之に新しい習慣、風俗が、到る處に於て争闘を演じ、従つて悲劇を生んで居る云ふ状況に在る。第一家庭に於ける親子間の思想、感情に非常な隔りがある。就中其れが爲めに家庭内に一種の暗澹たる空氣が醸されて居る。プロレタリア共產黨員は別であるが、其の他一般のロシア人の家庭殊に智識階級、例へば大學教授達の家庭に於ては、大抵兩親或は稍年をまつた人、三十歳以上の人は古い思想、感情を有し、此れに支配されて居る青少年層の思想感情は新しいが爲めに非常な隔りがある例へば今日の青少年は共產主義的社

會主義的に教育を授けられて居るのて家庭内に融和を欲いて居る。余はボボフ云ふ大學教授の家庭に招かれたが、其の人は莫斯科から十二里程田舎の別荘に住んで居た。夕刻一緒に夕飯を食べる事になり食卓に着いた。やがて十五六歳の息子が歸つて來て直接余等に挨拶しただけで兩親に何言も云はず、直ぐ食卓に着いた。普通なら先方の習慣として何處から歸つて來ても兩親に告げるのが禮儀であるのに、此の少年の行動は少し變に思はれた。余が共產主義を如何に見て居るかを聞いたところ、教授は自分より息子に聞いた方がよいと答へた。息子は共產青年聯盟の一員で、余は其の子供に聞いたところ、父親を尻眼に睨んで一言も應へない。斯様な状況で御互の間に隔りがあつて打解けない。眞實の親子であり乍ら思想を發表したり、打解けて話す様な事は少しもない。子

供は平素共産青年俱樂部に行つて其處で仕事をし、宣傳に當り或は共産主義的教育を受け、公共的な仕事もして居て、殆んど家庭に云ふものを顧みず、全く俱樂部の中に住んで居る様なものである。

其の他の智識階級の家庭も同様で家庭によつては寧ろ激しくなつて來て居る様である。斯う云ふ譯でロシヤの家庭は暗澹たる重苦しい空氣が支配せられて居る。それも特に親子の關係許りではなく、稍、年を取つた息子に稍若い息子兄弟の間にも、同様な空氣が醸されて居る。

今日ロシヤ共産黨員は約百萬人に及んで居る。候補者を入れて百十萬位になつて居る。之れはソウエートロシヤに於ける特權階級で一億二千萬の教導員即ち統率者に云つた様なものである。之れには随分やかましい黨規があつて、容易に入黨する事は出來ない。ソウエートロシヤには

仲々嚴格な黨規がある。

青年共産聯盟(コムソモール)には約十二歳から二十歳位までの青年が入る事になつて居る。更に其の下にピオネルに云つて、日本の少年團の如きものがあつて、之が少年共産聯盟である。共産黨員の卵に云ふべきもので、十二歳以下の子供が之に入る。そして其の数は約二百萬位ある

其の中最も注意すべきは青年共産聯盟で、是は共産黨の嚴肅なる制度の下に非常に嚴格に訓練せられて居る分子で、第二のソウエートロシヤに於て非常に將來を囑託されて居る。又事實之れ迄は仲々自分達の理想を高くして自負する事が多かつた。之れが共産黨の訓練指導教育の結果は、却つて反對の現象を呈して居る。殊に此の聯盟員は大體二つに分れ、一方は都會労働者、他は農民労働者の子弟であつて、前者の子弟は教育の結果非常に自覺し、益々共産主義に

熱中して居る。其れが爲め今日の政

府幹部に對して不平を抱くに云ふ結果を招來して居る。其の理由は現政府の採つて居る政策は、彼の一九二一年の新經濟政策樹立以來、其の政策に基いて、總べてを爲して居るが本來此の政策は、共産主義平等に云ふ事を見込んでレーニンが樹てたのであるが、其の案は殆んど資本主義制度に變りはない。一切の自由權を認め一切の個人の工業的事業を承認した制度である。爾來次第に資本主義に右傾して來て、今やロシヤは資本主義國に何等變りがない。以前は相續財產一萬留迄は許され、それ以上は政府が沒收する事になつて居たが、今日では之も撤廢してしまつた二三の社會施設、教育上の施設、文化的施設等の上に多少共産主義らしい施設が見られる外に殆んど共産主義的特徴がない。只税金の關係から他の國の様に財産家、大富豪に云ふ

ものは存在しない。例へば遺産は五萬圓位はよいが、五萬圓以上になる

と累進税で、九割は取られるから、殆んど沒收に同様で、五萬圓以上は容易に遺産として持つ事は出來ない状態になつて居る。何しろ一萬ルーブルの場合は税金を撤廢せられるし殆んど資本主義國と同様である。斯くの如く右傾して來たのを青年共産聯盟が之を見て、之は全く共産主義の如く反逆的で、資本主義に屈伏したもので、今日の政府幹部は到底頼るに足らない。自分等の時代になつたら、立派な共産主義國を樹てるに云つて、現在の政府幹部に對して不平を鳴らして居る。

他方農民の子弟は、同じく教育の結果から非常に左傾して來たが、其の左傾は都會と農村との矛盾を明瞭にし、更に教育の進むに従つて都會と農村との反目を生ずるこゝとなつた。之は前述の如く工業政策の編重

の結果であつて、事實ソウエートロシヤの痛である。

尙最近青年共産聯盟が容易に反動的影響を受けて綱紀の弛廢を來した其の原因は色々あるが、第一結婚制度、浮浪漢の跋扈等もこれであるが主なる原因は理想と現實との開きて是れも矢張り教育の進んだ結果に思はれる。青年達は若い丈けに熱烈な理想を持つて居る。革命ロシヤに云ふ社會を美しく聯想して居る。然るに實際現實の状態は理想と反對の方向に進んで來て居る。故に彼等は此の社會の悩みを無くしようとして酒場などに耽溺して自身も亦頹廢的な生活に入る。それが爲めに聯盟を脱退するのみか、享樂的に生きようとして生きたる事が出來ない結果、厭世自殺をする様になつて、昨今は非常に厭世自殺者が多いのである。之れは革命的に生じた現象でエセーニンの傾向に云ふ。エセーニンに云ふ

の傾向に云ふ。エセーニンに云ふ

のは詩人の名前であつて、詩人に對して立派な素質を有した人て、革命後非常に頭角を表はし、革命詩人として青年男女を魅惑して偉大なる勢力を有して居た。本來此の詩人は青年共産聯盟の人々と同様、理想主義的な男で、革命後は美しい平和な社會が生れ、人類愛に基いた平和な社會の實現を熱望して居たのに、革命が終り日を経るに従つて理想は現實に遠ざかり、益々人類は階級闘争の場面のみを見せられた。ソウエート

革命はマルクスの人類闘争に云ふ原理になつて居るから人類愛の理想は相易れないに云ふ様に考へられて來て非常に煩悶した結果、酒に女に溺れて頹廢した生活に入つたが、益々自暴自棄の末遂に厭世自殺をしたのである。青年男女がエセーニンの後を追つて理想と現實の矛盾から、自由戀愛が放蕩的な生活に陥つて自暴自棄になり果ては厭世自殺をする

る云ふ事が多くなり、之をエセーニ主義と稱せられ、社會の一つの常弊とされて居る。

文學方面でも上述の様な問題を取扱つた小説が多數に出来て居る。故に男女の自由戀愛を主題とし、それに今日の社會問題を結び付けた所謂社會小説、或は新しい意味の時代劇が廣く發達して來て、一般に廣く讀まれて居る云ふ状態である。此の類型的傾向は随分廣く深く共產主義員の間に喰ひ込んで來て、共產主義を放擲するが如き傾向が強くなつて來て居る。最近では政府幹部並に社會主義者の間に喧しい問題となり、之れが新國策に向つて眞面目に考究して居るこの事である。それが爲めに種々のパンフレットが出て居る。例へば『新道徳と共產聯盟』『新教育』『婦人教育』『婦人政治』と云ふが如きである。其の内容は要するに今の儘打捨て、置かれぬ云ふの

である。ソウエートロシヤの革命後は、舊道徳、舊宗教、舊習慣を否定して、凡ゆる舊道徳から解放されて自由國になつたのである。自由の國の中に現在の様な傾向を其の儘に放置しては、結局駄目だ云ふ事に氣づき、更に第二のソウエートの國民が退嬰的の傾向になつて來ては、到底長持はしない、何にかして新しい道徳と云ふものを確立して、若い者の行動を引締め、指導してゆかねばならない云ふ事になり、盛に議論をしたり、パンフレットを出したりして問題にして居る。果してマルクス主義より道徳、宗教が生ずるか否うか、新宗教、新道徳が出て來るか否非常に興味ある問題である。然し現在の儘放任して置いては仕方ない國になつて了ふ云ふ事である。

結婚制度の如きも今日随分變つて來て居つて、殆んど今日では家族制度の基礎である結婚制度は破壊されて居る。斯くの如く家庭と云ふものは全く崩れて、爲めに非常に離婚者が出て私生子なるものが増えて來る。又寡婦が出來るのである。其の結果賣笑婦となり、外の男を拵へ、其れに依つて出來た子供は墮胎する云ふが如き弊害が生じ、今日では寡婦と或は私生子、賣春婦の救済に政府は非常に没頭して居る。其の外失業者は依然として多い。約百萬乃至五百五十萬の失業者（統計上正確を得ないが）に對して政府としては相當の手段を採つて救済する方針であるが仲々實行が出来ない。今日稍と調節し得られると思はれるものは本年二月から八時間労働制が七時間になつた。理想としては六時間労働制を主張して居る。今迄は八時間制度であつたし、勞働者の希望により更に時間外の勞働をして居た。結局八時間労働制度の賃銀では食へない換言すれば物價が高いので、事實上

際左様な狀況で、現に文教の衝に當つて居るルナチャルスキーは、妻君を十度も取替へた云ふ事である。事實の上で多夫多妻制が行はれて居るのである。法律上では一向差支ないが其の結果種々面白い裁判の結果が現はれて居る。例へば子供の扶養義務は父親に在るが、扶養すべき力を有しない男がある、其の女は幾人も男を持つのである。それは扶助料欲しさに幾人も情夫を拵へて扶助料を貰ふのである。悪い者は斯かる事をするから、それにも弊害が出來て、後では只一人が扶助料を出す外、他の男は怠けて了つて、扶助料を出さないの益々困つて、最近では裁判官が多數の間から認定する。其の認定された者が子供の扶助料を出さぬ事である。それには子供の親父を鑑定することが難かしくなつて、ソウエートロシヤの裁判官の中には此の方面の研究に夢中になつ

て居る。革命前の結婚と云ふものは、家庭に於ける重なる儀禮になつて居り、總て宗教の儀式によつたので、離縁は出來ない制度であつた。之には弊害もあるが兎も角非常に嚴かな儀禮の下に行はれたのである。ところが革命後になつて、宗教上の結婚、宗教の儀禮が改良せられて、公民結婚して男女合意の上で届出さへすれば結婚は成立するのである。離婚でも三行半の届出で出來る、夫れでも未だ不満足である。將來の理想としては、國家に届出で之を登記する云ふことは、個人の生活に干渉し甚だ不合理であるので、双方の合意云ふ事も無く、單に一方の意思のみで離婚が出來る様になつて來て居る。其の結果非常に離婚者の數が多く、或る男が裁判所で自分は忘れてしまつたが、記憶して居る丈けて百十八人を離婚して百十九人目の妻君を買つた許りであると告白して居る。實

結局十二時間労働となり時間外の勞働をして居たのを今度の七時間制度は勞働者の交替を頻繁にしよう云ふ事になつて居る。次第に七時間制度が擴がつて來れば、多數の勞働者を要する譯で、之れに因つて失業者の救済が出來るであらうと思はれるが、現在百萬乃至百十萬の失業者が困つて居る。中には浮浪漢が跋扈し非常な災害を醸して居るのである。之れは只の一例に過ぎない。今日政府は極力對策を講じて居るから減少しつゝある。浮浪漢と云つても病的な者で、非常に多數に上り種々な災害を醸して居る。

今から十一年前の革命當時十一二歳になつて居た子供達は何れも思想感情の定つて居ない新社會に育てられた不遇の子供達で、氣まぐれの心理状態て育まれて來たのである。其れが最近に至つて芽を吹き出して來て、丁度今二十歳から二十三歳位

になつて居る。之等の青年の心理状態の變化から不良性を帯びて、それが二三年前に酒に淫する様になつて一兩年前全國的に浮浪漢となり跋扈して來た。最早一昨年になるがレーニンダラトに於て、眞晝間一人の女學生が多數の浮浪漢に輪姦されて致命傷を受けた事がある。勿論加害者は裁判の結果死刑に處せられた。

斯くの如き行動が到る處に災を醸して、政府に於ては之れが對策を採つて居るので、今日では大分減少して居る様である。然し酒の禍害は多いのである。ロシア人には酒の害毒が流れて居る。それは帝政時代に禁酒を行ひ、革命後も亦禁酒をしたので、實の悪い酒を密造する許りてなく、インキを飲んだり揮發油を飲んだり非常に衛生上有害なので、政府は遂に四五年前禁酒を解いた。強烈な悪酒を密醸して盛んに呑んだ結果、其の弊害は今日到る處に現はれて、婦

人も飲めば子供も飲む。それが大抵病氣になつて居る。餘り若い時に酒を飲んだ爲めに神經衰弱になつたり、病人になつたりする者が多數出

來た。今一つ不思議に思ふのは、ロシアで有名な乞食が見えなくなつた事である。昔はシベリヤ沿線の停車場に降りる金を搾られたものである。莫斯科に行つても辻々に乞食が駆け來て金を貰つたものである。今回は斯かる事は一向になくなつて居た。停車場構内も街頭に入つて行くも、彼方からも此方からも出て來たものであるが、今は取締りが嚴重なので、人の目に止る場所には出ない。官憲の監督が嚴重で、人の眼に觸れる所へは出ないだけで、事實は依然乞食が多いのである。實際以前の様に十歳から十二三歳迄の弱い子供が、憐れな風體をして居る乞食に見られない。數に於ても大分減

つた様である。然しウオッカ云ふ強烈な酒を呑んで、青年男女の氣風が頹廢して居り、不徳義になつて居るのは事實である。又農村に於ては、余が實際見たのではなく聞いたのであるが、農村の新しい男女の交際方法は改められた。今日のソウエートロシアに於ては、男女の数は統計上非常な差を生じて居る。大戦、革命等が壯丁を無くした結果ソウエート聯邦を通じて四百萬人程男よりも女が多い。殊に或地方、歐羅巴ロシアの中央ウオルネーズ地方を流れて居るドン河地方で、新たに出來た四萬の寡婦が住んで居る所がある。之等の寡婦は一群になつて寡婦の部落、自治團體でも云ふべきものが澤山出來て居る。其の露人は或一つの部落に於て調査したのであるが、其の村落では男より女の方が二百十七名多く其の中百十九名は寡婦である。

之等の寡婦の中には貞操を守つて昔

通り貞淑なる者もあるが、多くの年若い寡婦の中には、不徳義な者もあつて、自分等も矢張り人間である以上他の人と同じ同様、酒と肉を享樂しよう云ふ考を持つて居り、寧ろ自らモダンガールを以て任じ其れを恰も高尚なる生活でもある様にして居るのである。そして新しい男女の交際方法として、之等の墮落した女の中には、接吻會とか、抱擁會とかを作つて居る。ロシアでは冬の間は全く農閑期であるから、此の寡婦の農家を借りて十四五人が集つて一週間に三回なり四回なりの抱擁會を催し、女共は其の組合、組合に自分の好きな男を拵へて若い男達を抱き込むだのが勝利者となる。一旦入り込めば踊つたり、騒いだりする。更に踊つた丈けではなく徹底的に遊ぶ。遂に事實の接吻會となり抱擁會となつてしまふ。之は寡婦が生活を享樂する爲め、改めた交際方法

されて居る。之れは今日の農村の若い男女の間に浸み込んで、益々盛になつた農村の發ぶべき現象の一つになつて居る。然し今日の官憲は勢力がないので、斯くの如き事柄に干渉するに反感を買ふので黙許する仕末である。一時最も勢力のある官憲として知られたゲ・ベ・ウ、之れは反革命主義を取つて居る役所であるが約十萬位の軍隊を持つて居る。其の外多數の探偵があつて、凡ゆる役所、學校、機關等に入り込んで居る。之れは從來最も恐ろしい役人として恐がられて居る者で、此の役人は憲兵の職權とか警察權とか、特別の執行權を持つて居る役人である。

一般警察官は勢力がない。警察の方は交通整理等に關する行政事務を扱つて居る。秩序の維持はゲ・ベ・ウで取扱つて居る。ゲ・ベ・ウ員は凡ゆる官衙、學校、政府の施設に臨んで監視しつゝ、ある

狀況である。お互に席を並べて仕事をしながら、自由に意見を吐く事が出来ない。嘗て農民達は意見を發表したり、不平を洩したりする事は出来なかつた。然るに今日では此の國家政治保安部即ちゲ・ベ・ウさへも勢力を失墜して、今日は農民が如何なる場所でも、僅かな事でも不平を云ふ。又官憲は之れを聞いても一向意に留めない。斯かるところを見るに官憲の綱紀が弛んで居る云々へる。

嚴格であつた青年共產聯盟の氣風が、内部から紊亂して居る。例へば諸施設の中で社會施設は最も繁華な處に出來て居るが、労働者の知識が未だ其れを利用するまでに進んで居ない。これには施設が餘り壯麗過ぎる窮屈な點もある。それよりも日本の繩暖簾云ふ様なバーへ行つて盛に氣焔を擧げたり、踊つたり唄つたりする。それで偶々僅かに慰安的施設が空家同様になつて居る狀況が多

い。故にロシアの諸施設の一部を見て全部を断ずる事は出来ない。尤も模範的な施設は、大都會に二三出来ては居るが、一向に利用されて居ない。

ロシアの前途は歐洲人の言ふ通り來春に滅びるものと思はれないが果してさうなるかは分らない、が事態は非常に良くない。(了)

プロレタリアは如何に働いて居るか

本來の理想は殆んど今日實施されて居ない。何れか云へば古い習慣、古い心理云ふもの、或は傳統云ふものが勢力を占め、それに引摺られて居る様に思はれる。新しい理想に進んで行くよりも、古い習慣に引摺られてゆく方が多いのである。其の點が今日過渡期に於て開ひつ、ある事、仲々古い方の勢力が強い様に見受られる。

要するに革命はロシアにまつて兎角早過ぎたのである。餘り制度に眞剣になつて居ない。智識程度の低い時に社會革命が行はれたから、凡ての施設が失敗に終る狀況で、其の爲めに政策を變へ、其の爲めに現在の資本主義を變らない狀況にある。

が、資本家のものでない。それ故に注意深き主人が自分のために働く如くプロレタリアも鋭意労働せねばならぬ。

斯うした文句が毎日のソウエート機關紙を埋め盛に労働者を鼓吹してゐる。然しかかる宣傳は何等の價值もない。労働者は自分を主人と考へる所か益と働かなくなつてゐる。

労働規則の頽廢を招致する言ふべきか、ソウエート機關紙は動搖を打ち壞かんとするが如き威嚇的な方法を取つてゐる。

之等の事實は最近ソウエート新聞紙から受け得たものである。工場では大きな危険性を持つて居たウオツカが此處彼處に漲つてゐる。

執務中へベレケになつた労働者の出て來る事を屢々見る。工場には絶えず酒の空壇が檻樓や府の中に轉がつてゐる。

労働者は何時も泥酔して工場に來

るばかりでない。工場までもウオツカを携へて來て皆んなの前で互に飲むのである。

大酒は怠惰を來す原因の一つとなるのであるが、凡ゆる鋸山、化學、機械、産業機關に於けるかかる怠惰は今日最も憂ふべきものである。

労働者は遅々として怠り勝な働き方をし労働中屢々居眠りをし、技師の命令を實行せず、又堅坑で喫煙をなし惹いては不慮の災害を捲き起す等數へ挙げれば限りがない。

醉拂つた労働者は始末に終へぬもので、機械工を脅迫し、専門家を侮蔑し、無慈悲にも打擲し、それでも工場では法の制裁を受けず、又誰一人として反抗する者もない。

如斯種々様々な形で労働規則の頽廢が現はれてゐるが、ブラウダ紙はその主なるものを數へ挙げ居るに過ぎない。

茲に國營工場に於て目立つたのを

挙げれば

- 1 執務中の大酒
- 2 侮蔑されて缺勤すること
- 3 醜行
- 4 遅刻
- 5 執務中の睡眠
- 6 殺害
- 7 宗教的休日には執務せざることを、更に非仕事日には絶対に執務せざることを
- 8 窃盜

中央共產主義機關の力を藉りて誇れるプロレタリアは大酒し、盜賊となり、無賴漢となるのである。以上ブラウダ紙の報せし事實に對して經濟社會紙及び産業貿易紙は、尙他の事實及び更に多くの特徴を附加してゐる。

ドン河の流域(モスクバ地方を言ふ)に於て到る處に労働規則の頽廢を見る。大衆の亂暴狼藉及び行政命令の實行拒絶、凡ゆる工場に於ける

機械職工及び更に教養ある男女の労働者は、殺害の恐怖を抱きながら生活してゐる。すべての上級労働は中止された。

モスクバには革命的稱號をもつた工場がある。その名をプロレタリアの勝利と言ふ。

工場には二千名の人間が働いてゐる。

昨年中當工場に於て七四三回の無斷缺勤二一八回の泥酔労働者の出現四八度貨物の上に労働者の轉がつた爲めに貨物の破損せるを見た。

二四九回労働者が指揮者の命令を拒絶した。其の他限りがながい、一口に言へば昨年中實に一、六〇二回の過失がある、全労働者の四分の三は各々處罰を受けた。

引用派の著作家は上記の數を恥辱的なものとして公平な見方をしてゐる。そして此の様な状態では労働主腦者の進歩を圖る事は困難であるを觀察

してゐる。
 有名な共産黨員トルストビヤートフは労働規則頽廢の原因を説明して曰く『自己の事務に馴れてゐない新來無資格な労働者の流入によるのである。爲に特に缺勤する者多く工場規則を破壊する率が高い』のである。

然れども之等労働者の資格を高めて目的の下に何事もなされてゐない現代的、機械的知識を授ける教授時間も無ければ一般的機械學もなければ、又特殊講義もない。これに對してトルストビヤートフは言譯して曰く『共産黨は労働生産力を高め製品を低廉ならしめる目的の下に、自己の前に大なる問題を設定した。此の問題の實行には凡ゆる労働大衆の力と労働規則の創造の絶大なる努力を要する。然れども労働者の教養程度を高むる問題を先づ第一に設定せざる限り、近年中に労働生産力を増進

する云々の論は有り得ない。労働軍規の衰退は吾國全生産の大なる危険を證明してゐる』云々。

此の危険を認めつつも絶えずサウエート機關紙は懶惰者や泥酔者に對抗して労働大衆の向上發展の必要を繰り返し力説して居るのである。然し此の事は大衆としてのサウエート労働者が、労働軍規の改良發達或は自己の従事せる計畫の改善等の問題には何等の抱負を持つて居ないのではないか。彼等は自己の仕事に對してはいやく／＼ながら何等の興味もなく、唯義務として取扱つてゐるのである。

彼等の標語はサウエート通信の言葉借りて謂へば『最小の労働で最大の賃銀を得よ』云ふのである。各工場にはコンムニストの指揮する所謂壁新聞なるものがある。

壁新聞には肉筆のものもあれば機械刷のものもある。何れも地方生活

状態に關する記事を掲載してゐる。コンムニストはこの新聞に懶惰者や泥酔者の名簿を、所謂曝恥柱に釘付けにして掲載しようとした。此の計畫は何等の効果も齎さなかつた。

第一 労働大衆は相變らず泥酔して自身を忘れ懶惰な事を少しも恥ぢしない。

第二 懶惰者や泥酔者の數の中に屢々コンムニストの名前が出て來た。

自己の名が曝恥柱に釘付けにされた労働者は更に暴飲し、正體もなく酔拂つて監督者の許に行き缺勤の日も賃銀を拂へし迫る。恐れを抱いた監督者は餘儀なく屢々富人の満足な要求を容れてやるのである。之れが共産黨治下にある凱旋労働者の働き振りである。

昭和四年六月

内務省警保局